

PL 16



醫學博士 藤浪剛一 著

西沐浴史話

增補版

人文書院發行



序

何時か我が書齋に蒐めた資料から書き了へたが、その限られた乏しさ、取捨の無理、魯魚の誤り、それに禿筆の到らざるを、自分ながら不満足に思ふのであるが、今更捨てるも惜しく、他日の拾遺を豫期して、發刊することにした。

石田元季大人の少からの御力添は、感謝すべき我が大なる義務であることを言添へて置く。

東西沐浴史話

目次

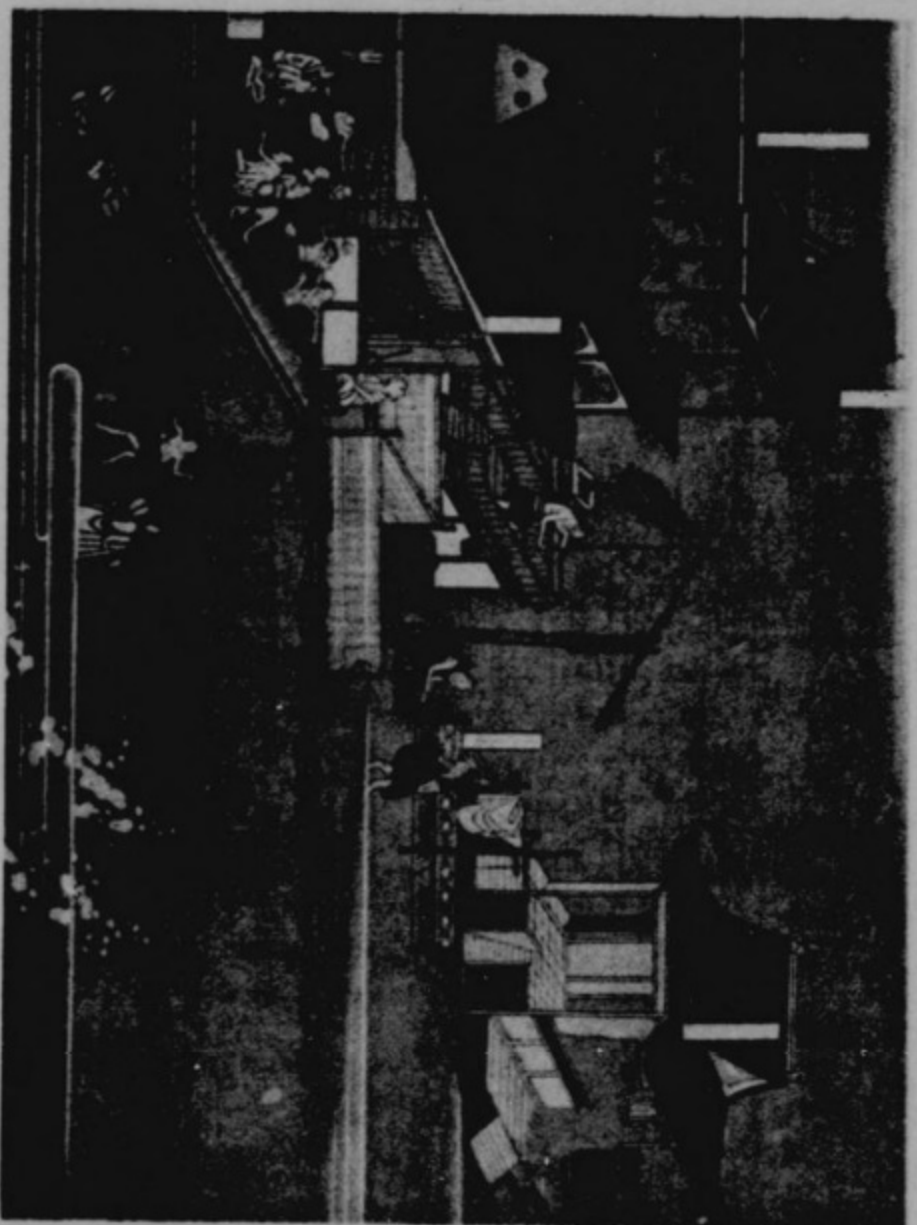
序	
はしがき	一
沐浴の生理的作用	二
沐浴と思想表現	四
印度人の入浴	五
回々教徒の水洗	一〇
耶蘇教の洗禮	一一
湯誓	一二
大嘗會	一四
皇子降誕——産湯	一六

沐浴の忌日	一九
獨逸皇帝の奇智	二九
佛典に載せられた沐浴	三〇
温室	三六
希臘の浴ぶり	四四
羅馬の沐浴	四九
羅馬のカラカラ浴堂	五六
奈良朝の寺院浴堂	六二
光明皇后の御遺事	六七
楊貴妃	七四
華清宮の温泉	七八
藤原期及び鎌倉期の浴室	八一
繪巻物に載せられた浴室	九〇
施浴	九三

清盛入道の水責め	一〇四
日耳曼人の水泳	一二
寺院と沐浴	二七
沐浴と婚儀	三二
十字軍と癩病	三四
蒸風呂	二八
沐浴の弊害	三〇
温泉浴の勃興	三三
床屋	三六
沐浴の招贅	三七
浴室の發達	四〇
朝鮮貢使の沐浴觀	四三
風呂屋と湯屋	四六
湯女(垢搔女)	五一

湯槽の種類	一六一
養生書に載せられた沐浴觀	一七三
洗湯は慰安所	一八二
土耳其風呂と魯西亞風呂	一八七
公衆浴場	一九五
八瀬の竈風呂	二〇一
石風呂	二〇五
蘭齋の蒸氣風呂	二二七
索引	二三二

以上



溶 施

る係に機所の寺法本山松長村組黒龍負録國中越はれこ
るよに船二十二第(年式曆算實圖)傳繪經律法現出中海

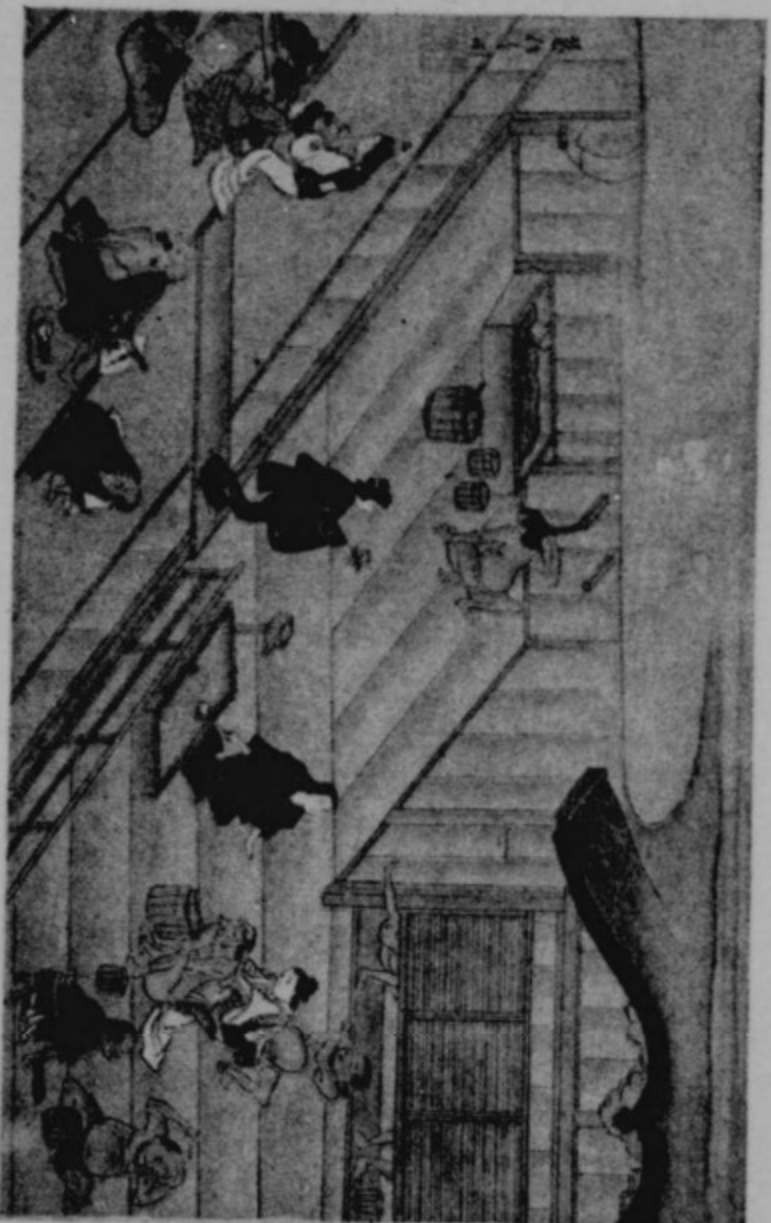


置配の室浴
るよに繪師慕はれこ



昌鳳蒸の代時永寛

るよにのものと蔵所の館物問國帝京東てに筆の定師川邊傳はれこ



呂風蒸の朝頃中川徳

るよだのもふ傳と筆の蝶一英はれこ



東西沐浴史話

はしがき

日本ほど温泉に恵まれた國はあるまい。芭蕉翁のいはゆる菊は手折らぬ湯の匂ひ、湯煙上る山の宿の溢るゝばかりの湯槽に浸つて、近響遙峰を眺める味は、またたとへ難く懐しいものである。

温泉の研究は自分の専攻學の畑からは傍系であるが、一通りは辿つてみねばならぬ關係上、その第一歩として私は先づ沐浴の研究に手を下した。

生理學上からいへば、沐浴が身體に及ぼす働きは東西の人種に執つて別に變りもないが、久しい慣習は色々の民族間に種々の差別點を造つた。邦人は沐浴に寧ろ熱き湯

を喜び、西洋人は温るきを好むことの、それぞれ身體に及した影響は、蓋し多大のものであらう。かくて我が國民の沐浴風習から調べて、更に外國に移り、東西の比較をして見たいと自分が思ひついたのは可なり久しい以前であつた。諸種の文献を漁り繪畫を蒐集して、閑を偷んでは纏めて見たものゝ、さて歴史や風俗上の考證に就いて識者から見られたならば、材料の選擇を謬つた點もあらう。又意至つて詞足らざる所もあらう。これ等は宜しく江湖諸彦の教示を仰ぐところである。

沐浴には、風呂・行水・瀑布浴・冷水浴・海水浴・温泉・水泳の如き様々の方法があるが、疾病者のものとする瀧や温泉のそれは姑く除き、健康者の沐浴は日常のことである。而して、沐浴一筆の清風王者の快あるもの、それが思想に風俗に及す所の關係の種々極めて廣く深きものなるは、實に驚くべきものであるといはねばならぬ。

沐浴の生理的作用

沐浴の生理作用には、皮膚が重大なる意味を持つてゐる。皮膚は我々の身體を裹む外殻で、大切な機關である。若し火傷で皮膚の三分の一を糜爛せしめたなら、生命を取止めることは困難である。皮膚は、それ程に生命と密接な關係がありながら、胃・肺の如くに重く視られてゐない。大抵は紙の如き薄い層で、汗や脂の出るところ位に思つてゐるのが通常である。

皮膚には多數の血管が網を作り、神經が分布してゐる。而して恰も肺の如くに物質代謝から不必要になつたものを排出し、又汗・皮脂の分泌を司り、生命と健康とに有害なものを取り除くのである。皮膚の呼吸は、皮膚内の血液と大氣とが接觸して、瓦斯を交換し、炭酸瓦斯と水蒸氣とを出し、酸素を攝取する。人體にては、皮膚から炭酸量の出づることは多いが、酸素を採るのは微量である、これに反し、水分の蒸散は可なり大量で、およそ腎臓の機能と同等であるから、一日に一リートルの水が流れてゐる。この水分が濃くなると汗となる。又大氣の濕度が増しても同様である。皮膚の呼吸も温湯を泳びると、一層旺んになるのである。

皮膚を顯微鏡で檢すると、色々な細密の構造を成してゐることが分るのである。而

して、そこには知覺の官器が潜められ、眼と筋肉の働きとに相待ちて、周圍の物體を意識することが出来る。又氣溫に伴ふ反應が鋭敏で、腦髓にその感覺を傳へ、更に吾々を襲ふ危險に對して之を防禦するのである。

皮膚は、また溫度の調節を司る作用を有し、寒熱に適應して、體溫の高低を整へる。その寒熱に適應した體溫は、吾人の無意識裡に調節せられるのであるが、衣服を襲ね、食物を攝り、又運動によりて補償することも勿論大切である。

殊に水を被り、又は湯に入ると、その溫度の變換から招致せられる刺激は、單に外表の皮膚のみでなく、神經は更に枝路を傳つて、體内の臓器にまでも影響を及ぼすのである。即ち血液循環・呼吸・物質代謝・分泌及び筋肉に様々の働きが現れて、エネルギーの活躍となり、或はその平穩を招き、その結果、爽快の感・安眠の快を與へ、或は又疲勞となつて、心身に多大の影響を齎すこととなるのである。

沐浴と思想表現

水浴・入湯が皮膚に與へる効果は多大である。古語にも「新しく沐するものは冠を彈す」とあるが、眼前に皮膚から脂が去り、垢が流れて清潔になると、自然心持も新たになり、汚穢の間から飛び離れた感は心身の清淨潔白となつた想ひに到著するのである。身體の外表につき纏ふ穢れを洗ひ去ることは、保健上誠に結構であるが、同時に精神的にも清淨の感、即ち清々しさを得たことになるのである。

此思想は世界各民族の持つ所であつて、これに宗教的儀式が加はり、莊嚴な意味を帯びることになった。

印度人の入浴

身體を洗へば、それと共に精神も清まるとは、原始印度人の根本思想であつた。印度人は汚ない濁つたガンデス河を神聖視してその水に浴し、流れに浸つて身體を洗ふ、それは他國人の到底想像にも及ばぬ程の熱心さである。今でも印度人はガンデス河の汚水に平然と浴し、よりて以て心の穢れが清められると信じてゐる。佛典にいは

ゆる西方十萬億土に極樂ありとは、印度人の或る理想を物語つたもので、死後骨灰を神聖なガンデス河に投げて貰ふと、ゆくらく流れの遅い大河の水も、何時かは、それを印度洋に送る。そこが淨土極樂であると信するのである。

熊谷國造氏は十五年間を印度・緬甸に送り、大正十四年に歸朝せられたが、佛蹟研究に深い造詣を有せられることは洽く人の知る所である。余は嘗て同氏を訪ね、印度沐浴のことに就いて種々の事を聞いた。

印度地方では、他の熱帶地と同様、半裸體で暮すとはいへ、我が邦人の如く丸裸體となつたり、時に局部すら露出して平然たるとは異なり、絶對腰部以下を隠蔽し、全裸體となるを最耻辱となし、人に視られるを恐れることが甚だしい。殊に一部の婦人は顔を掩ふものすらある。男女何れもサロンと稱する幅廣い綿布で、恰も我が婦人の腰卷の如くに腰部以下を包絡し、その一半を肩に懸ける。男は更にその裾を後より前に脚間より捲き上げて、越中褌の如くに局部を包む。婦人は乳房の露れることを耻ぢサロンの上に更にドンギとて腹卷に似た布片を胸より捲いて深く乳房を隠くすのである。

此の如く、印度人等が眞裸を忌み、心して之を戒めることの堅いのは、全く我々の想像外である。嘗て熊谷氏が緬甸の一青年を携へて歸朝し、これを氏の宅に置いて、一日湯屋に彼を送つたが、芋を洗ふにも似た眞裸の混雜を見て遁げ歸り、如何に説き聞かせても到底入浴の勧めに應じなかつた。

印度（又他の南方諸國）には浴場が絶對に無い。而して貴賤老幼の別なく、河川は勿論、水溜りさへあれば、即ち茲に浴するのである。恒河は世界有數の大河で、その水温は華氏七十度前後である。そこに四季を通じて水浴するのであるが、決して男女の混浴といふことはなく、男子の浴する所には婦人來らず、婦人の聚る所は男子が固く之を避ける。男女の區別はかく儼然と保たれてゐる。そして、水浴者は著衣のまゝ腰の深さまで入る、平素は石鹼を使用するが、祭祀に當つては油・香料を塗る。水を浴びた後は濡れたサロンのまゝで歩くが、殊に乾燥期には歩く間に日光と乾燥空氣の爲に乾くことが早いから、敢て身體を拭ふ必要もない。生活の餘裕あるものはサロンの著換を濡れた身に纏ひ、古いものを水中で洗ふ。著換のないものは半身を脱いで洗濯し、手に持つて乾すが、それに三分の時をも要しない。而して乾いた部を腰に捲き

更に半部を洗ひ乾すのである。

河川に限らず、少しの水溜りでも在る所には、牛馬と共に水浴して毫も意に介しない。彼等が濁水で口を嗽ぎ、牙牙の生じた水を飲むなどは、吾人の想像にも及ばぬ。

彼等は白湯を知らないのである。

印度人の水浴は一日一回である。水浴すれば心身共に清め得たものとせられ、こゝに始めて彼等は佛を拜し、神を祭り、祈禱を捧げる。

印度の旅行で何人も困るのは旅舎のないことである。土人には他人の用ひたものを再び使用しない風習がある。殊に異教者間には食事の共通が禁せられ、夜具食具を別々にするから、日用品一切を携帯して巡禮するのが一般の習慣である。この習慣は従つて旅舎の發展を阻止するのであるが、又一方には彼等の生活程度からは、宿舎の設備を必要としないのである。されば、外國人は英國官憲が停車場に設けたダツクバンガローに便宜を仰がねばならぬ。此バンガローは英國官吏の巡視の際、宿泊に用立てるものであるが、一般外國の旅行者も茲に宿を求めることが出来る。更に面白いのは土人の家に厠のないことで、何れも天空を仰ぎつゝ、草叢の間で用便するので、婦女

子が相並びても別段互に意に留めない。熊谷氏の話にも一日早朝、汽車の窓から山蔭に白衣を擔ぐ婦女の跼ける一列の縱隊を望み、不思議に思つたことであつたが、これは用便行列であつたといふ。彼地では、しかし、これが普通であるから、見馴れるに従ひ、遂には意にも留めずに打ち過ぐことになるのである。

印度には温泉が尠い。それは交通の不便なためと、温泉を賞美せざるためから未だ汎く知られないのである。印度人の温泉の入浴には我々ほどの熱心が乏しい彼等には河水に浴すると、温泉に浴するとは何等の差別も無い。だが、温泉浴として知れて居るのは王舎城の附近である。王舎城の竹林精舎・舍衛城の祇園精舎は釋迦如來に因縁深い土地である。釋尊が尼連禪河の苦行六年菩提樹下に正覺を成就して、王舎城に來り五十年間の長い年月を此地に送られたから、佛徒には親しみ深き土地である。

第一圖は、安政六年黒船が日本沿岸を騒がした當時の提督ペルリーが、下田寄港後印度に廻航して、セイロン島に著き、印度の水在る處、必ず浴する情境を寫したものであるが、飢ゑたるものゝ食を貪るが如き水浴の執著が能くあらはれてゐる。佛典にいろ／＼沐浴のことが出て居るが、それを讀むと、浴池・浴室を述べ、浴の功德を賞

してある。凡そ印度人の水浴の風習が佛教思想に影響したことは夥しい。

回々教徒の水洗

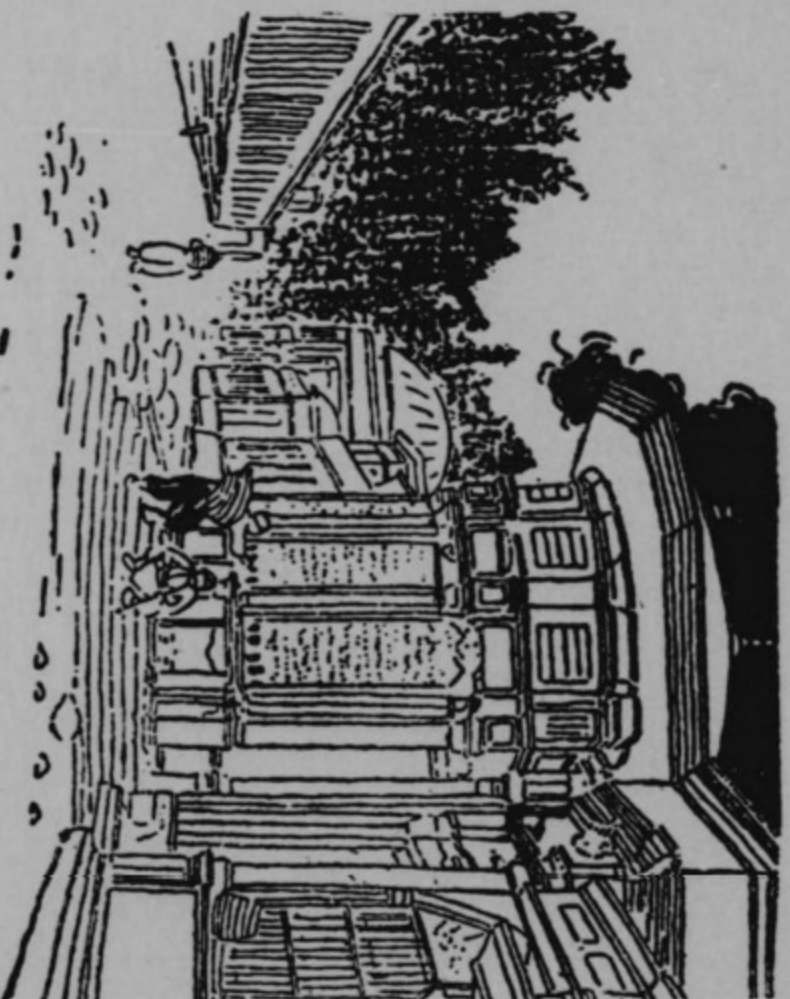
我國に於ては、神祠に詣づるに、まづ手を拭ひ口を嗽いで淨める風習は、印度の影響であるとは廣く認めらるゝ所である。水で一切の穢を去り、純白清淨の心身になりて、始めて神前に出づるを得るのである。これが禊の儀式的根本思想である。その事實は、印度人の水浴と同じ意味である。

回々教徒も我々と同様、堂祠に詣づるに先だち、靴を脱し、階下の瀧口より流れ落ちる水で足を洗ひ、兩腕を清めて後ちに祠壇を拜するのである。第二圖はその洗ひ場である。回々教徒は教祖の訓を守り、今日でも日に七たび身體を洗ふ風習がある。身體を洗ふ水槽は一種の洗塔で、その構造の裝飾には精を極め、美を盡したもので、土耳其の舊首都コンスタンチノーブルのセント・ソフヒヤ寺の側にある巨塔の如きは、真に人目を驚かすに足る。第三圖は即ち此巨大なる洗塔で、山田寅次郎氏の土耳其大



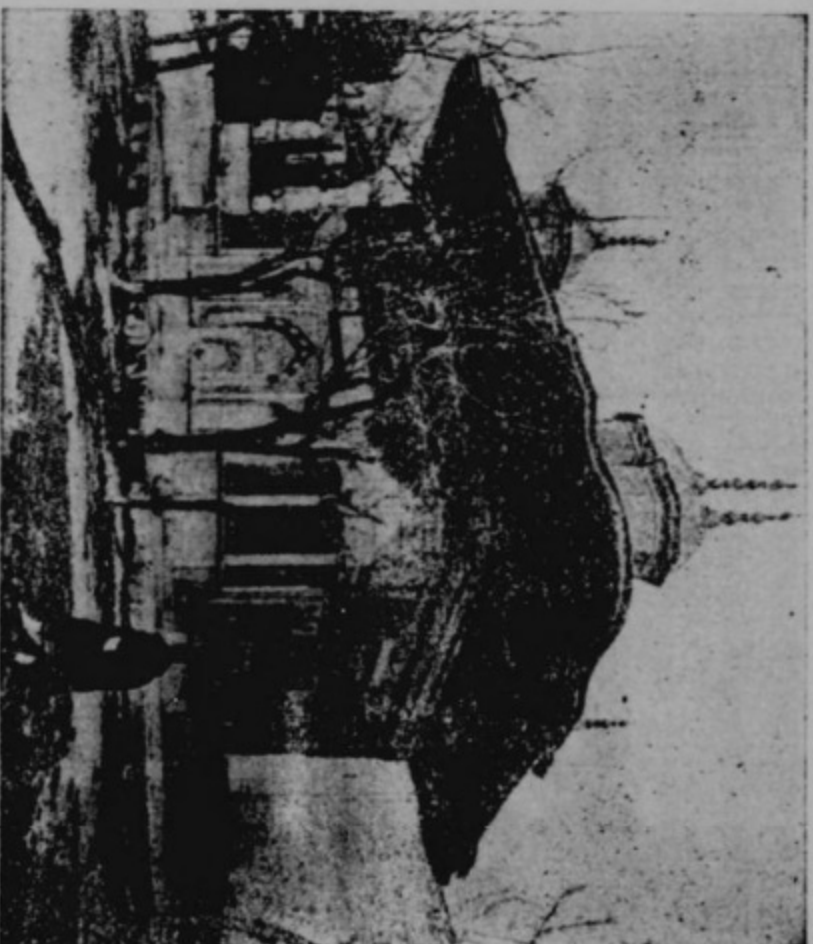
土耳其の舊首都コンスタンチノーブルのセント・ソフヒヤ寺の側にある巨塔の如きは、

土耳其の舊首都コンスタンチノーブルのセント・ソフヒヤ寺の側にある巨塔の如きは、真に人目を驚かすに足る。第三圖は即ち此巨大なる洗塔で、山田寅次郎氏の土耳其大



臺水洗の府君 圖二第

つあが習じし親に水・らか旨宗の教々回・はて於に府君都首猶吉耳土
らけ設が臺水施はに部外の院寺が・るある築建立興きやの塔水洗・て
るれらせ供に用の身淨る上に壇祭・し邸を水行はれそ・るゐてれ



塔水流の府君 圖三第

はのもたし遺の世三第ブマー・ソタルズもに中のそ・い多カ塔水流はに附け
るあで物建の石理大たつ保に分多を風面比物部・麗岸てしに重莊に拜式様築建

觀に掲載せられてゐる。この洗塔には希臘文字で、左からでも右からでも「管に顔を洗ふな、心まで洗へ」と讀まるゝ文字が刻まれて居るので有名になつて居る。

耶蘇教の洗禮

耶蘇教にも洗禮の儀式がある。聖書に「我は水をもて爾曹にバプテスマを施し、が彼は聖靈を以て爾曹にバプテスマを施すべし。當時、イエス、ガリラヤのナザレより來り、ヨルダンにてヨハネよりバプテスマをうけ、頓て水より上れば、天わかれ、靈鶴の如く其上に降るを見たり」とある。此の如く、明かに水にて清める信仰があつた。

東西を通じ、水の宗教的儀式から、客觀的の認識の上には、各國民それぞれに深く根ざした相異はあるも、主觀的の信仰に於ては、共に轍を一にしてゐる。而して、種々の民俗から、水浴に對する愛好に多少の輕重はあるが、然し日本人の如くに、水を以て淨め得るとの信仰の強い國民は、又と世界にあるまいと思ふ。

湯 誓

水の清めの清々しさを喜ぶ國民は、隠さはぬ明き情意が絶對の力として、真心の底から湧くのである。かくてそれが自分の清淨潔白を示す唯一の表現として擇ばれた。人に疑はれ誤まれたとき、未だ立法制度の發達しない時代には、正義潔白を示すのは自ら神明に誓ふより途はなかつた。それには、正直なれば熱い湯にも犯かされない證據を示して、黑白を辨する途が拓けた。【日本書紀】に

九年夏四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰、廢兄即讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、(中略)時武内宿禰獨大悲之、窃避筑紫、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰、共出于磯城川濱、爲探湯、武内宿禰勝之。

とある。心に偽りなくば、たとひ熱湯に手を入れても爛れない、これぞ正しきもの、勝利で、神聖な裁判であると信じた。當時この裁判法は相當に行はれたもの、如く、【日本書紀】の所々に、令探熱湯一定眞僞の語があつて、實者不爛虛者必爛とある。湯誓は心理學から容易に説明が付くもので、水でも熱いと思へば、觸れた皮膚に水泡が出来る。心に疚しい所がないと云ふ信念は、熱湯に對しても平氣である心理から、實者と虚者の實證を示すことになるのである。

探湯ほど公明正大の裁判はないから、湯起請が起り、起請するに湯を用ゆる次第となり、足利時代の末頃まで行れたものである。細川勝元が

就八幡宮曰使頭役之事、度々示給候、所詮來八月十六日巳前、於離宮神前、以湯起請、可令落居旨堅申付由、村々若過日限者、可處罪科候、此段神方江可被仰遣候 恐々謹言。

七月晦日

勝 元 花押

山名彈正殿進之

といへる如く、湯起請は武士に二言なきを示すべく、當時の誓ひに用ひられたもので

ある。

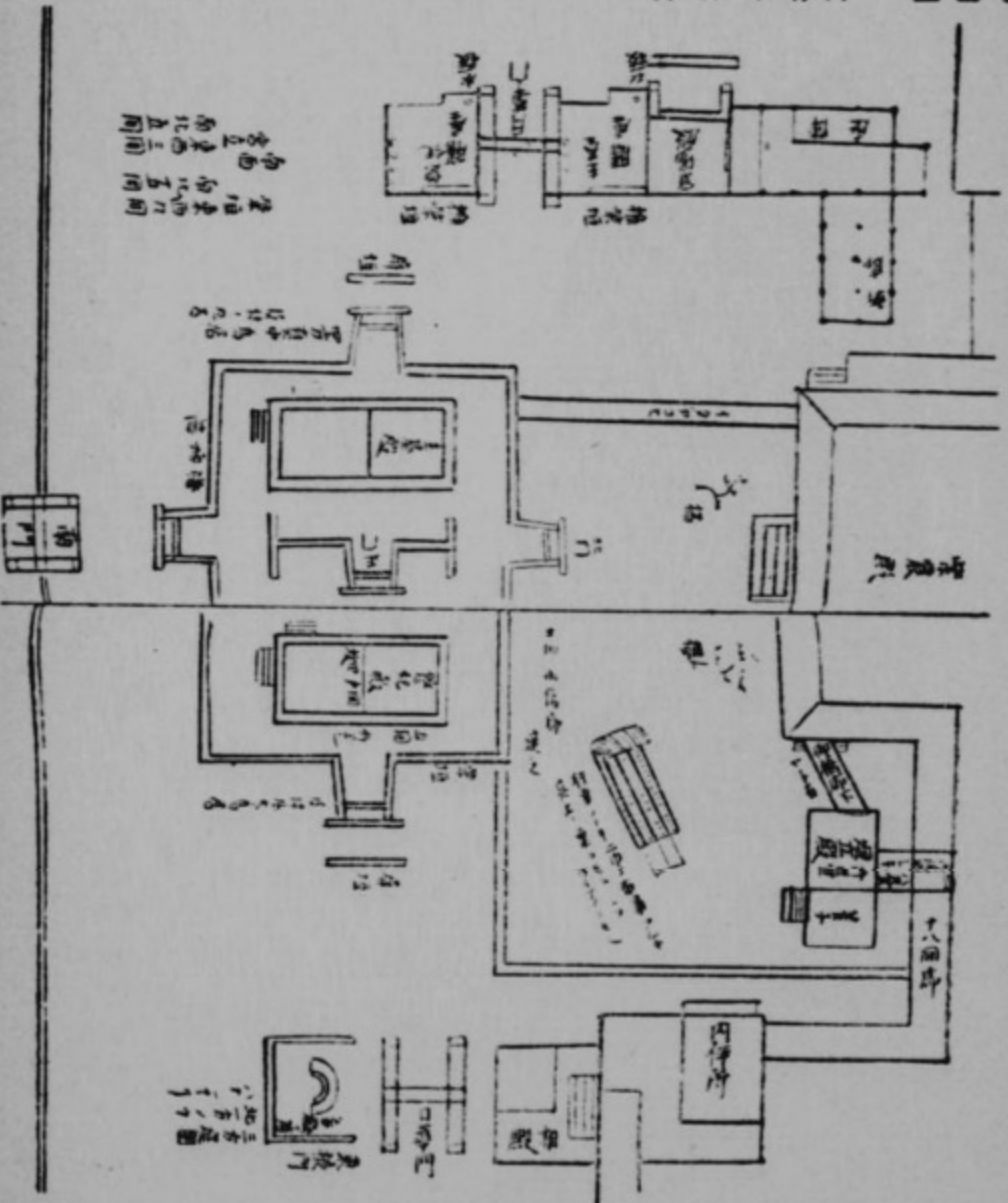
大嘗會

身心の汚れは清水を以て、洗ひ浄められねばならぬ、身心清くして、懸て身の神聖が保たれるのである。而して、純潔の身を以て、始めて神と相交り、神と相通じ得るのである。洗身神聖の儀式は儼然として我が宮廷に遺つた。即ち大嘗會の廻立殿儀式がそれである。

畏くも天皇陛下が即位の大典を行はせ給ふとき、御一世御一代のことゝて、大嘗會の大祭を親ら司らせたまひ、天神地祇を悠紀主基の兩殿にて祀らせ給ふとき、陛下は浴をとり給ふのである。大嘗祭御殿の模型は、昭和三年東京帝室博物館に陳列して一般の參觀を許されてあつた。この儀式は一時宮廷にても絶えたのを、元文元年（西紀一七三六年）に復興せられ、その後繼いで、この大典が行はれてゐる。第四圖は、元文元年の祭祀の模様を寫した【大嘗會便蒙】に載せられた略圖である。

大嘗會の儀式は、中世久しく行はれなかつたが、櫻町天皇御即位の時、
 不刊の大典として復興あらせられた。その當時の記録に、大嘗會便覧・大嘗會具
 類などがあり、詳細に式典の有様が書きつらねられてゐる。紫宸殿の裏に在る東掖門内に在
 る釜殿から、懸立殿北の御湯殿に御用の湯を運ぶのである。懸立殿から御湯殿に
 渡御せさせたまふ御廊下にはむしろを敷く。

第四圖 大嘗會式殿





舟 湯 圖 五 第

内舟湯にしろせる用に式儀載の湯忌小・時卯の祭幣大帛天正大
底・分八寸五尺一さ深・分九寸二尺二幅・分四寸八尺三さ長・てに標
るら作てに板槽しな節分一寸一さ厚・る縮寸二約も幅もさ長てに

陛下の浴み場所を廻立殿と呼ぶ、【便殿】に「是は大嘗會に渡御あらんとて、先此所に渡御して御湯を召され、御装束を改めさせ賜ふ所なり」とあり。また、「南北三間東西五間西の方三間を一間とし、是には其中二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間とし、是は竹簀子なり、その二間の境南北の内、中の一間は開戸二枚にて南と北との一間つゞはり出しは、近江表にぬきを入ること大嘗會の如し」とあつて、大體の模様を知ることが出来る。御用に立つ浴槽は、第五圖の如き檜材の角湯槽で、これも當時の東京帝室博物館に寫眞が出陳せられてあつた。

廻立殿では直接に湯を沸さない。第四圖に示す湯立所から汲み入れる。即ちとり湯である。湯釜と湯槽とは別になつて、湯を釜から移すのが取り湯で、今日の西洋風呂は、このとり湯の一種と見做してもよいものである。湯槽と釜とを一緒にとりつけた我々の家庭に用ゆる風呂の組立は後世のもので、殊に高貴の家々に古くから在つたのは、とり湯になつて居つた。

陛下のこの浴の式を小忌御湯と申すのは、【便殿】にも「湯沐の事も主殿寮の役也、大忌の御湯とは、大忌の意は上註するが如し、御齋戒重きが故に御湯を度々召さる、

その先一度召さるゝ湯を大忌の御湯と名づけ、後に兩度召さるゝを小忌の御湯と名づくるのみ」とある。何れにしても、陛下は浴して御身を清めらるゝ御湯の儀式をとらせられた後に、御衣を改めさせられて、悠紀殿と主基殿とに入御になるのである。

廻立殿の御湯の儀式は嚴肅なものである。【便蒙】にも「戌刻御廻立殿御衣不警蹕入御之後殊禁高聲」とある。「殊」の字を用ひた程、丁重に靜肅に行れたことも想はれる。

また洗身齋戒の儀式に禊がある、これはその意味深く、彼の筑紫の橋の水門の身滌の如く、古來重んぜられたもので、百人一首にも、「風そよぐならの小川の夕暮は、みそぎぞ夏のしるしなりける」と見えるやうに後世に傳はつたのである。

皇子降誕—産湯

人間が産れて始めて天日を拜し、第一の空氣を吸ふことに由つて、生物の意義が明になる。赤兒の將來に善い運命が擔はれ、災禍の襲ひなく、うるはしく育て上げたき

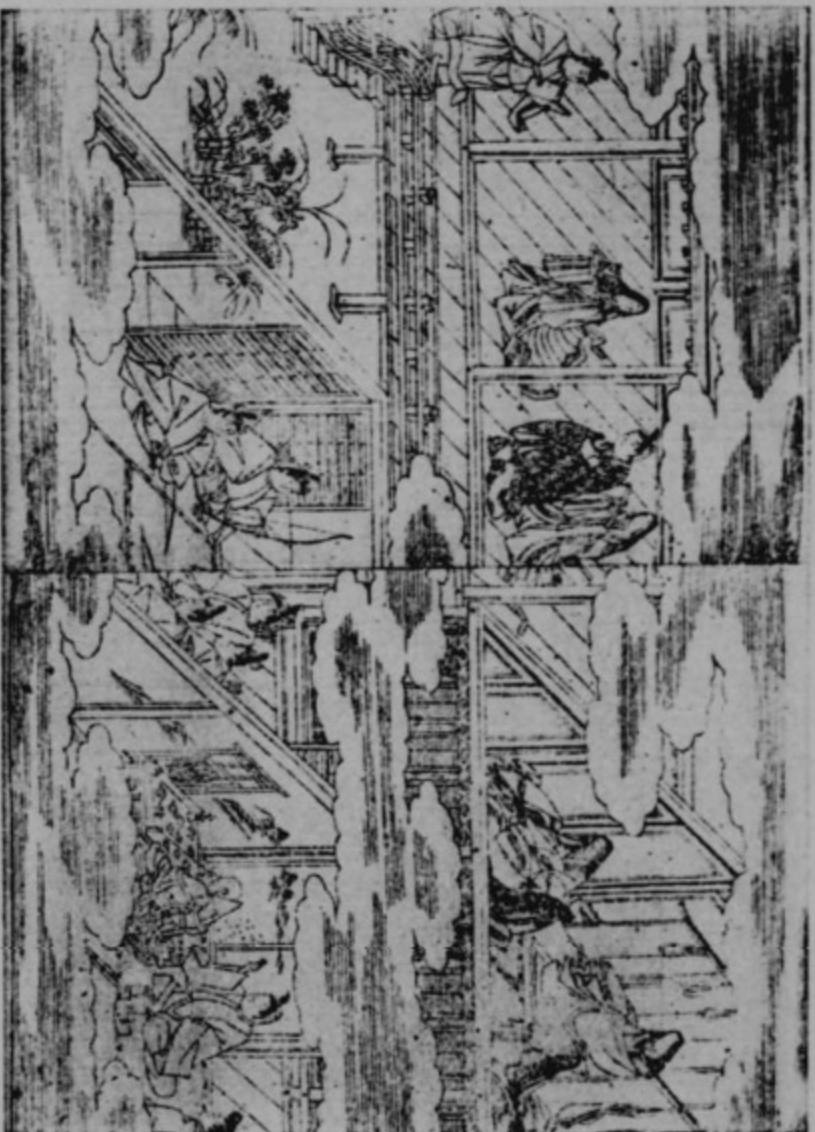
は親の眞心である。一生の間、或は不吉の變に遭ふも、忽ち回運轉換して常に幸福な歲月を暮すべきを祈る親は、産湯によつて、清淨の心、健康の身、將來彌長かれと祈念する。産湯の儀式は斯くて現れた。

【藥花物語】（平安朝後期のもの）には、此産湯の儀式が最も詳しく書かれてゐる。

御湯殿の儀式云へは疎かにめでたし、まことに内より御劔即ち持て参りたり、御使には頼定の中將なり、祿など心殊なりつらんを、さるは、伊勢の例幣使ふでしろつかひもまだ歸らざりつれば、内の御使え放漫はなまなけて参らず、女房の白装束どもも見えて包袋・唐櫃など持て來騒ぐ、御湯殿酉の刻とぞある、其儀式有様は云ひ續けず、火點ひさしして、宮の下部ども、緑の衣の上に白き當色著て御湯参る。萬づの物に白き覆ひども爲たり。宮の侍の長、仲信、昇きて御簾のもとに参る。水仕二人うるはしく装束きて取り入れつゝ、温めて御盆はせきに入る、十六の御盆なり。女房皆白き装束どもなり、御湯殿の湯卷など皆同じ事なり。御湯殿は讃岐の宰相の君、御迎湯は大納言の君なり、宮は殿抱き奉らせ給ふ。御劔小宰相の君、虎の頭は宮の内侍執りて御前に参る。御弦打ち五位十人、立位十人、御書の博士には藏人の辨廣業、高欄の下に立ちて、史

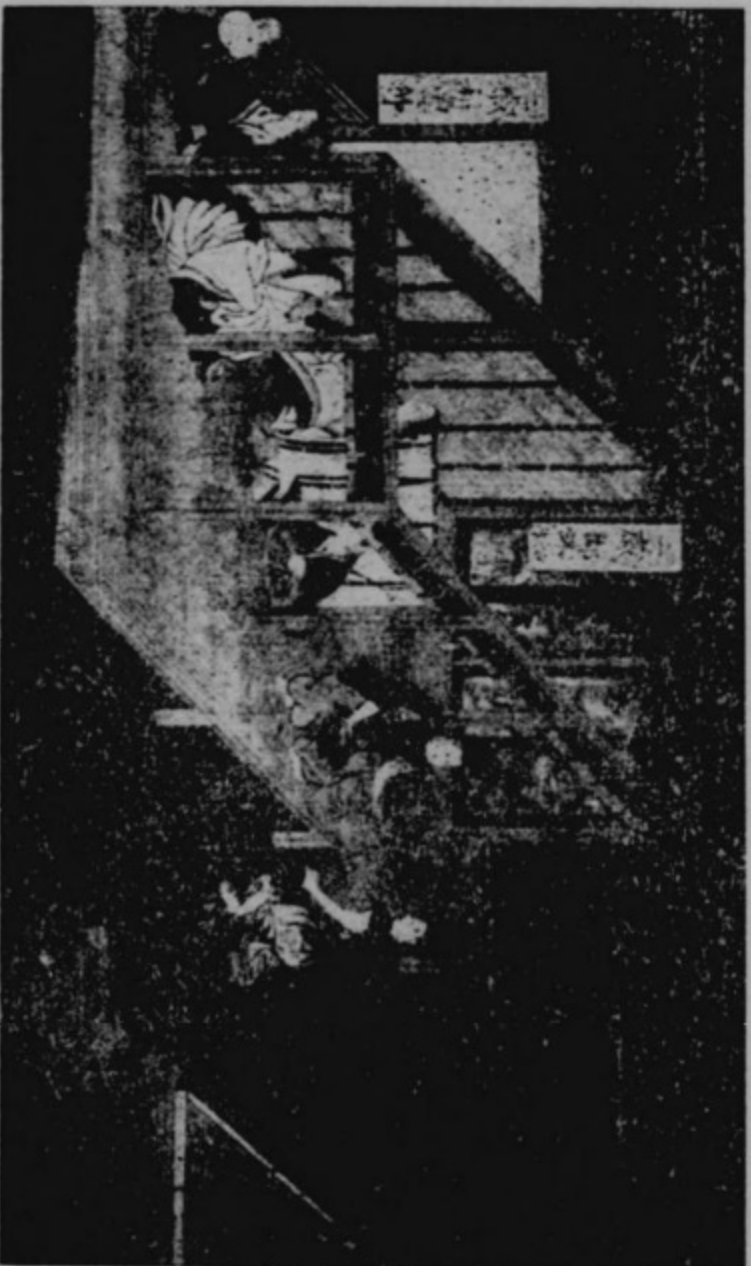
記の第一巻を読む、護身には淨土寺の僧都侍ひ給ふ。雅通の少將散米を爲のゝしりて、僧都に打掛けて狼狽れ給ふそおかしき、白装束どもの様様なるは唯た墨繪の心地していと鮮麗かし。

文中に、宮とあるは後一條帝、殿とあるは藤原道長である。これは、如何にも肩苦しい儀式のやうであるが、その内には溫雅の氣分が豊富に擁れてあるのを知るのである。第六圖は榮花物語繪卷中に載せられてゐるものである。此湯殿の儀式の圖は、よく全般を知ることが出来る。榮花物語の傳へた産湯の式は、何時頃より起つたかは知らないが、聖德太子繪傳などは斯る風俗を知るに良いものである。これは法隆寺傳來の有名なる畫で、今は帝室の御物として納つてゐるが、夫れに由つても、まづこれと大同小異である。此繪傳は勿論太子時代の作ではなく、藤原後期のものであるから、即ち藤原末期の風俗を知ることが出来る。序でながら、聖德太子の繪傳には、この他五通りある。何れも藤原時代の作であるが、太子降誕の場面は榮花物語のもの程、古典的に表れてない。先づ此榮花物語の記事を以て儀式を知るに都合よい材料と思ふ。



式儀の湯産 圖六第

此いし姿も最が事記の語物花束はてい武にれこ・るれらせは扱りにか・はで延宮は式儀の湯産
いたれらせ照参と違叙の語物花束はし用引に中文本・たつ採るか・産の語物花束の本刊所明は圖



傳 繪 子 太 德 聖 圖 七 第

的典古き如の器物花菜・たつ探らか・傳繪子太德聖・風界の物寶藏所も隨政樂太・で國の誕生御子太德聖
く慈を眼が様の人宮るふ住きつくしかくしめまめまに湯産のきとの治沐御成一・かい・難し見發は味意な

沐浴の忌日

日本に支那から陰陽説の傳つたことは古い。支那に於ては早くから讖緯の説が旺んに信ぜられ、古い醫書にも數多く之を引用して載せてある。古く隋唐との交通が開け又一方には、より古き三韓との往復あり、支那古來の醫書醫術を日本に傳へたことはいふ迄も無い。

丹波康賴（一條天皇長徳元年死・西紀九九五年）が圓融天皇天元五年（西紀九八二年）に勅を奉じて撰んだ【醫心方】は、支那傳來の醫書千金方、その他八十種ものを引用拔萃した有名なる醫書である。康賴の引いた書籍の内には、今日の支那には既に散佚して亡くなつた典籍が多いから、此醫心方は東洋古代の醫學を究むるものには大切な寶函である。醫心方を繕いても、四時五行説から病理を述べてある。これによつても陰陽説は相當に深い根柢を日本に残してゐる。而して、當時の宮廷に弘く擴つた佛説が、之れと相混ることゝなつて、陰陽五行説は日本國內に弘く行はれ、深い信

仰となつて、我が國民に大いなる影響を及ぼし、牢として抜き難い俗習性情をつくり上げた。従つて、方位運氣は國民の腦裡に強く刻まれ、何事にも吉凶をいひ、凶日あれば之を避けて幸運を祈ることとなり、沐浴の如き日常生活に深きものまでに忌日が出來た。【權記】に

寛弘六年五月一日乙卯、今朝沐浴、或人云五月不沐浴又月一日忌浴云、仍見曆林五月一日沐浴髮良、此日沐浴三人明目長命富貴、又、云、五月一日日出沐浴、除過三百令三人无病、五月一日沐浴延年除禍、一云朔日沐浴、不出三日有三大喜、依有此文等文浴也。

今日、科學の旺盛時代にありて沐浴の學理の一端を窺ひしものは、此等のことを如何にも無稽の説として一笑に附するが、何事にも陰陽五行説より割り出して進退出入を定めた時代には、相當の理由あるものと想はれ、金科玉條の憲章である如くに守られたものである。徳川初期に出でた、曲直瀬道三（永正四年生・文祿三年死・西紀一五九四年）は本朝醫學中興の祖と仰がれて居るが、支那李氏の醫流を酌んだだけ、性理説に擒れて運行論を奉じてゐる。此道三の學派は後嗣の偉出した爲めに、我が醫道

を風靡した。その結果、彼の學説は、古くより信せられた陰陽五行説をいやが上にも一層信念を深からしむるに力を添へた。沐浴忌日は徳川幕府の終りに至るまでも、依然として民間に守られた。固よりその長き間には多少の變遷はあつたけれども、兎に角或る一部に信せられたが、明治年期になり、丁醫の老人が見られなくなつた如くに自然に沐浴の忌日も消えた。徳川時代にも、醫者の内には忌日の謂れなきを説いた學者もあつたが、忌日の一般に信仰せられてあつただけ、養育訓・養生書等を繕くと、沐浴定日を説いたものが多い。このことは後章に更めて述べるであらうが、茲には道三の孫姪で、後嗣となつた曲直瀬玄朔（天文十八年生・寛永八年死・西紀一六八一卒）の撰んだ【養生月覽】（寛永八年）に十二月三百六十日の沐日とその忌日とがあるからそれを採挙してみよう。

正月

- 一日 取^く拘把^く葉^く作^く湯沐浴、令^く人光澤不^く病不^く老
- 一日 取^く五木^く煮^く湯以浴、令^く人至^く老鬚髮黑、徐偕註云道家謂^く青木香^く爲^く五香、亦云^く五木^く

八日 沐浴去災禍、神仙沐浴日

十日 人定時沐浴、令三人齒堅

二月

二日 取拘把葉煮作湯沐浴、令三人光澤不病不老

六日八日 宜沐浴齋戒、天祐其福

八日 黃昏時沐浴、令三人輕健

二月上丙日 沐髮愈疾、南陽太守目盲、太原王景有沉疴、用之皆愈

三月

三日 取拘把葉煮作湯沐浴、令三人光澤不病不老

六日 入時沐浴、令三人無厄

六日 申時洗頭令三人利官、七日平旦浴、日入時、並招財

廿七日 宜沐浴

四月

四日 日映時沐浴令三人無病

七日 沐浴令人大富

八日 不宜遠行、宜安心靜念、沐浴齋戒必得福慶

八日 取拘把葉煮作湯沐浴、令三人光澤不病不老

九日 日沒時浴、令三人長命

五月

一日 日中時沐浴、令三人身光

一日 取拘把葉煮作湯沐浴、令三人光澤不病不老

五日 端午日、午時不可取井花水沐浴、一年疫氣不去

六月

一日 沐令三人去疾攘災

六日 沐浴齋戒絕其營俗

七日八日廿一日 浴令三人去疾攘災

廿七日 食時沐浴、令三人輕健

廿七日 取拘把葉煮作湯沐浴、令三人光澤不病不老

七月

十一日 取_二拘把葉_一煮作_レ湯沐浴、令_二人光澤不_レ病不_レ老
廿二日 沐令_二髮不_レ白
廿五日 浴令_二人長壽_一

八月

三日 宜_レ浴
七日 沐令_二人聰明_一

八日 以_二拘把葉煮作_レ湯沐浴、令_二人光澤不_レ病不_レ老
廿二日 日出時沐浴、令_二人無_二非禍_一

九月

廿日 宜_二齋戒沐_一浴淨_二念心_一、得_二吉事_一天祐_二其福_一
廿日 鷄三唱時、沐浴令_二人辟_レ兵
廿一日 取_二拘把葉_一煮作_レ湯沐浴、令_二人光澤不_レ病不_レ老
廿八日 宜_レ浴

十月

一日 宜_二沐浴_一

十四日 取_二拘把葉_一煮作_レ湯沐浴、令_二人光澤不_レ病不_レ老
十八日 鷄初鳴時沐浴令_二人長壽_一

十一月

十一日 不可_二沐浴_一、仙家大忌

十一日 取_二拘把葉_一煮作_レ湯沐浴、令_二人光澤不_レ病不_レ老
十五日 過_二夜半_一時沐浴、令_二人不_二憂畏_一
十六日 沐浴吉

十二月

一日 宜_二沐浴_一

二日 宜_二浴去_一災

八日 沐浴轉_二除罪障_一

十三日 夜半時沐浴、令_二人得_二玉女_一侍_レ房

十五日 沐浴去災

廿三日 沐吉

三十日 取_三拘把葉_二煮_レ湯沐浴、令_三人光澤不_レ病不_レ老

徳川中期の大醫、名古屋玄醫（元祿九年死・西紀一六九六年）は古醫方を唱道し、醫の時運を知らずして支那末流の醫方を墨守する弊を痛論した大家であるが、その著【養生玄論】（天和二年・西紀一六八二年）にも、同様に沐浴忌日を擧げて、その日のとり方、前書と相似たるものがある。玄醫の如き大家が、尙全く舊衣を棄て得ざりしは一面にその信仰の深かゝりし時運を脱し難かりし爲めである。凡て忌日の如きはもともと漠然たるものであるから、その日を選ぶも人によりて差別ある筈で、その説明も薄弱な點の多いことを免れない。全く妄信に過ぎないのである。

更に、沐日は、一身の禍福の問題から之を定めるのみでなく、洗身潔心の思想からこれを選ぶこともある。【石田先生事蹟】に

伊勢參宮の人を迎ひに行給ふ時は沐浴して出で給へり、神を拜す心にて迎へ給ふとなり。自ら參宮したまふ時は旅宿にて毎夜沐浴したまへり。

とある。今日では衛生上の見地、又は保健上の意味から、入浴を奨励するが、信仰上から沐浴を厲行することも判るのである。耶蘇教にも、沐浴日が定められてある。

羅馬の風呂は風紀を頹廢させた動力であるので、自然、基督教から忌まるゝ所となり、壓迫も加つたが、長い年代には教儀の變遷と共に、浴に對する取締にも寛嚴があつた。一般に教會の祭祀の前日に沐浴するを以て、心の清淨を得らるゝものと信ぜられた。聖カレル・メエンクス・イツ（西紀八七一年死）の母は、祭事に臨みては先づ浴をとつて後之を司つた、祭の都合では一日に二度も浴した。人間の罪惡は浴によつて消滅するものとせられ、貧者と巡禮者と共に浴を施すことは大慈悲善根であつた。

聖者ベネチクトは教書に五百十五條の信仰箇條を書き聯ねてゐるが、その内には沐浴にも言ひ及ぼして、病者の入浴には別に制限なく、常用を許してあるが、健康の若者には入浴を寧ろ禁止し、僅かに年數回だけ之を許した。ヒルサウエルの僧徒の沐浴は年二回に限られ、しかも耶蘇降誕祭日の前日と、聖靈降臨祭の前日のみであつた。大聖徒ウタルリヒも年二回の主義を採つて、復活祭の前に當る土曜日、復活祭日の途中の大祭日のすぐ前日の二回であつた。西洋では、沐浴定日は教徒僧侶の間に嚴

守せられた。

如何に教儀によつて沐浴に裁制を加へたといへ、人間の本能に變りはない。健康な青年にとつては、沐浴は人生の快事の一つであるから、セント・ガレンの僧院では祝日に特に入浴を許して、その歡喜を援けた。それだけ、沐浴の快樂を奪はれるのは確に謂ひ難い苦痛であるから、寺院の罰罪の一に沐浴禁止が行はれた。

中世紀の末頃まで、沐浴は尙忌み嫌はれた、ヘンリー皇帝が宗門から追放を受けた爲め、耶蘇降誕祭日に當りても、入浴も鬚剃りも出来なかつた。この由縁に因みて、懺悔した者には始めて入浴が許され、顔剃が出来ることになつた。

十四世紀頃になれば、信心篤い者程、沐浴を避ける風潮になつた。大僧都又は聖徒には、生涯を通じて湯に浸らなかつたものさへあつた。エリサベツト信女は僅に水に足を容れたのみで、これを沐浴と見做して満足し、之れを唯一の慰藉として喜ぶ程であつた。呪はれた沐浴禁制は、僧徒の身體を如何に不潔にしたかは豫想外である、チエサリウスの記録に據れば、婦人が戀の焰を燃し、清き若き僧徒に近づくとき、信仰堅固のものは肌を脱いで不潔の身、蟲に刺れた肌を視せて、その厄を避けた逸事さへ

傳へられてある。信仰の爲めとは謂ひながら、不潔の身體を持ちても、健康上別に異常もなかつたとは、一驚せざるを得ないことである。

獨逸皇帝の奇智

古き耶蘇教の間には、前述の如く、沐浴忌避の風潮が流れ、不潔と汚穢の甚しき程道心堅固と思はれたものである。しかし、耶蘇教の沐浴忌避は沐浴史上、除外例の事に屬する。世界の東西を通じ、殊に亞細亞民族、或は回々教徒の間には沐浴禮賛が篤く、寧ろ或る場合には過度にまでこれに熱心隨喜し、儀式祭典には大切な機關たる觀がある。印度人・回々教徒の如く熱狂して宗旨を奉ずる國には、水に對する意識の恐ろしいものがあり、時にはその爲めに政治をも左右するに至る場合さへある。

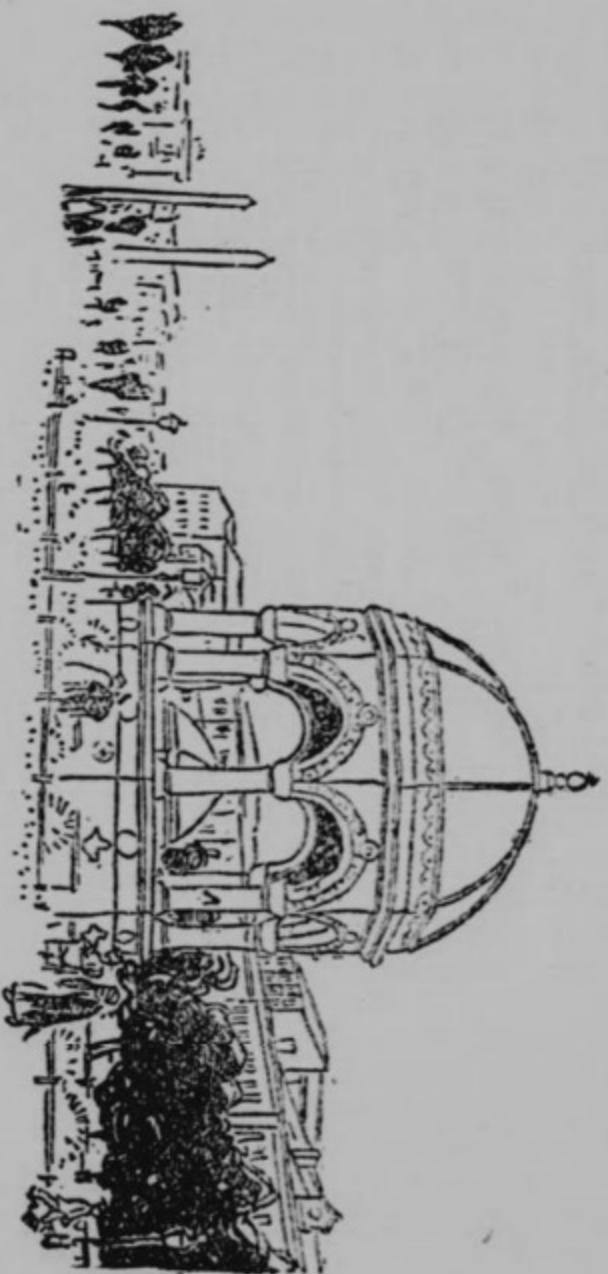
土耳其の舊首都コンスタンチノーブルのスタンブル地域に見事な華麗な施水塔スルタンがあつて、漫遊者の眼を聳だしめるものゝ一つである。これは、一九一二年、獨逸皇帝ウイルヘルム第三世が、土耳其に贈つたものである。カイゼルが君府に遊ぶや、土

帝の歡待到らざるなく、皇宮の一殿を行宮に當て、酣暢日も亦足らざる觀があつた。カイゼルは乃ちその芳志を喜び、之に酬いんとして同々教徒たる土耳其人の最も好む所を洞察して之を贈つたのであるが、さすがにカイゼルの炯眼には敬服せざるを得ない。この施水塔は獨逸が波斯方面に政治的手腕を揮ふに役立ち、やがて、バグダット鐵道を手裏に收め、一時英露をして肝を寒からしめた。施水塔に要した金額は、小亞細亞に驥足を伸すには餘りに小額であつたが、カイゼルが時の獨逸の威勢を負ひ、土耳其から小亞細亞を凝視した得意は、やがて歐洲大戦争を産む爆烈彈であつた。

佛典に載せられた沐浴

佛教では、印度のバラモン教と同様に、沐浴の功德を説く、【佛說溫室洗浴衆僧經】や、【四分律經】などは、殊に沐浴を説いた御經である。その他の經文の中にも斷片的ながらも沐浴の記事は多い。【佛說無量壽經】に

また講堂精舍宮殿樓觀あり、みな七寶の莊嚴自然の化成なり。また眞珠明月摩尼の



塔水洗の府君 圖八第

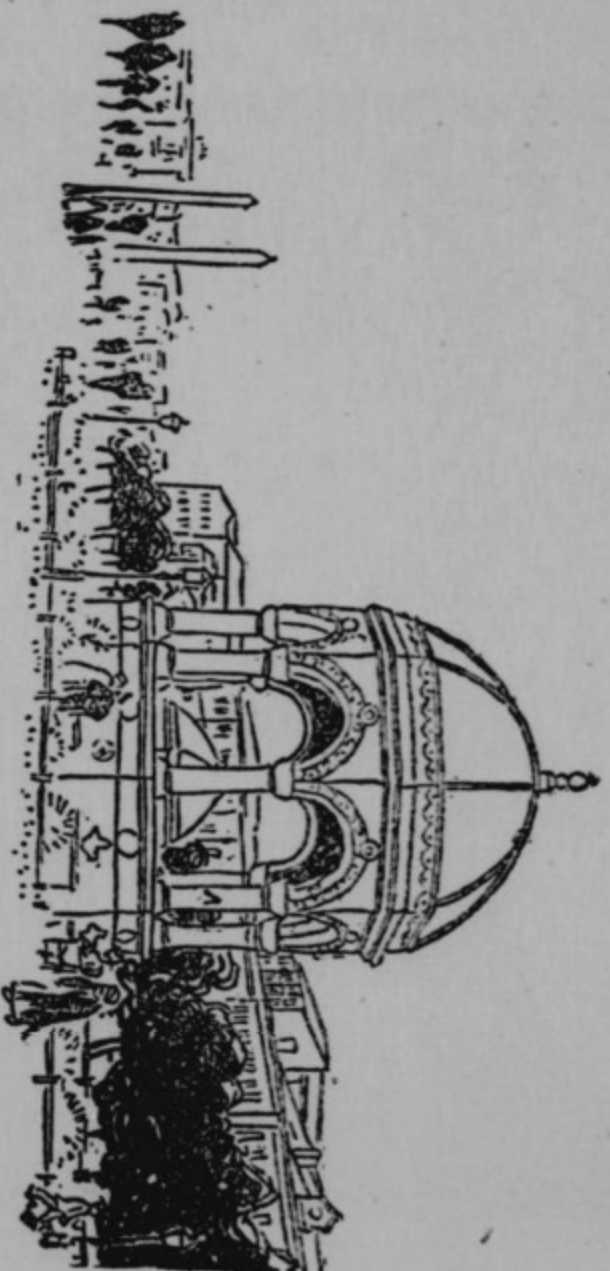
でりよに人古耳上・ち立え華が塔水施の風古耳上の代近・はにアヒツ・アキハ・馬鹿の府君もたつ贈てしと念記の間訪府君・年八九八・カイゼル・イウ帝皇逸國は塔・るみてれらせ實愛たつあでのもちくおいし・はにり前・はてしと心離御たび仲に古耳上が力勢の遠國しかし・の

帝の歡待に及ばず、皇宮の一殿を行宮に當て、酣暢日も亦足らざる觀があつた。カイゼルは乃ちその芳志を喜び、之に酬いんとして回々教徒たる土耳其人の最も好む所を洞察して之を贈つたのであるが、さすがにカイゼルの炯眼には敬服せざるを得ない。この施水塔は獨逸が波斯方面に政治的手腕を揮ふに役立ち、やがて、バグダット鐵道を手裏に收め、一時英露をして肝を寒からしめた。施水塔に要した金額は、小亞細亞に驥足を伸すには餘りに小額であつたが、カイゼルが時の獨逸の威勢を負ひ、土耳其から小亞細亞を凝視した得意は、やがて歐洲大戰爭を産む爆烈彈であつた。

佛典に載せられた沐浴

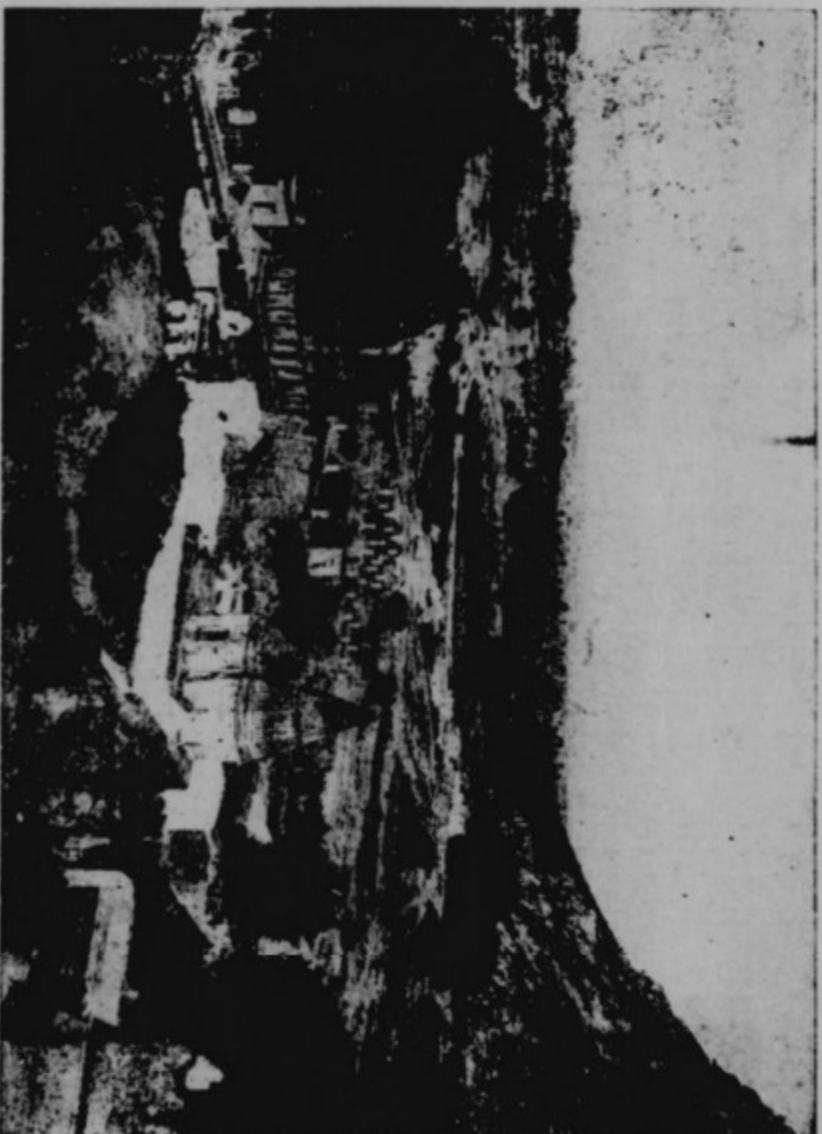
佛教では、印度のバラモン教と同様に、沐浴の功德を説く、【佛說溫室洗浴衆僧經】や、【四分律經】などは、殊に沐浴を説いた御經である。その他の經文の中にも斷片的ながらも沐浴の記事は多い。【佛說無量壽經】に

また講堂精舍宮殿樓觀あり、みな七寶の莊嚴自然の化成なり。また眞珠明月摩尼の



塔水洗の府君 圖八第

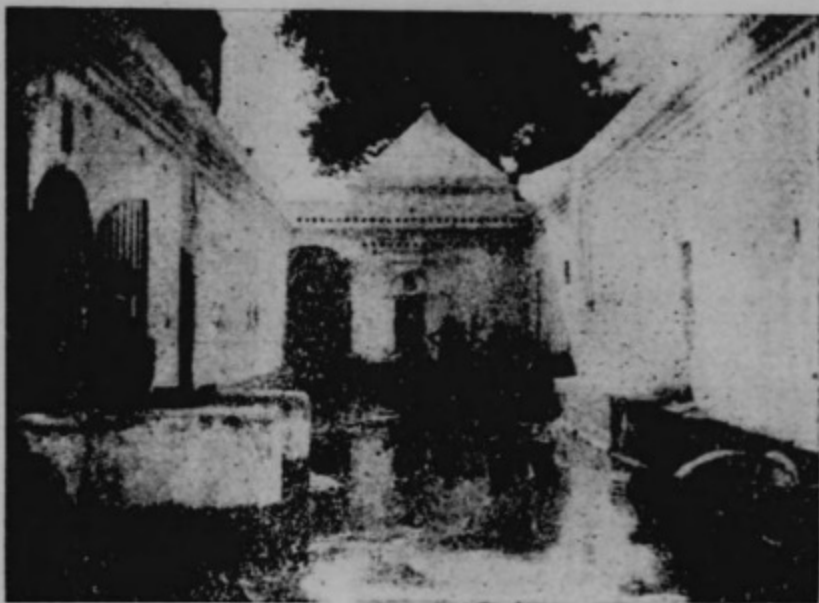
てりよに人古耳土・ち立え華が塔水施の風古耳土的代匠・はにアヒツ・アキハ・馬伊の府君
もたつ贈てしと念記の間助府君・年八九八へーか・ムルヘルイウ帝皇遠國は塔・るゐてれらせ實愛
たつあでのよりくおいし乏にり餘・はてしと心禮御たび仲に古耳土が力勢の遠國しかし・の



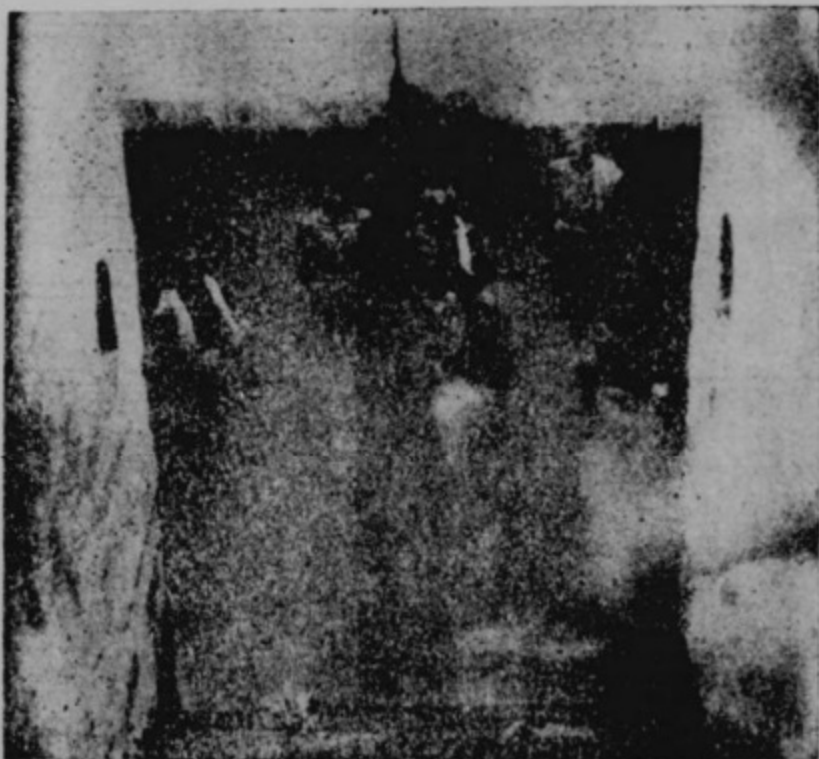
第九圖 王舍城外之壯麗

大雄闍婆ため敷に許一を原高の陀羅摩でしに右を山羅布昆らか城舍王い深縁門と尊釋
いなき盡てしと々漢問年子三き湧が泉温らか中由此・いなれらめ求に他す一はめ麗な
(影攝氏造園谷熊) るるてし遺蹟を妙美の水徳功・てし治にれこも者留門羅婆も從佛

第十圖 王舎城内の温泉池



第十一圖 同上



王舎城内の温泉は、今は婆羅門教徒の手に收められてゐるが、自由に開放せられて、何人が浴するも敢て構はない。印度人は一體、温泉に對する愛着が薄い、而して温泉の効能を知らない。
第十圖は全國で温泉は上池と下池とに別たれてゐる。第十一圖は浴池の下池である。(熊谷國造氏撮影)

象寶をして以て交露とし、其の上に覆蓋せり。内外左右に諸の浴池あり。或は十由旬或は二十三十乃至百千由旬にして、縦廣深淺おのおのみな一等なり。八功德水湛然として盈滿せり、清淨香潔にして味ひ甘露のごとし。黄金の池には底に白銀の沙あり、白銀の池には底に黄金の沙あり、水精の池には底に瑠璃の沙あり、瑠璃の池には底に水精の沙あり、珊瑚の池には底に琥珀の沙あり、琥珀の池には底に珊瑚の沙あり、磤磤の池には底に瑪瑙の沙あり、瑪瑙の池には底に磤磤の沙あり、白玉の池には底に紫金の沙あり、紫金の池には底に白玉の沙あり。或は二寶三寶乃至七寶うたゝ共に合成せり。其池の岸の上に栴檀樹あり、華葉垂れ布きて香氣あまねく薫す。天の優鉢羅華盞曇摩華拘物頭華分陀利華あり、雜色の光うるはしくして水上に彌覆せり。彼の諸の菩薩および聲聞衆もし寶池に入り、意に水をして足を洗めしめむと欲せば、水すなはち足を洗めむ、膝に至らしめむと欲せば、水すなはち膝に至らむ、腰に至らしめむと欲せば、水すなはち腰に至らむ、頸に至らしめむと欲せば、水すなはち頸に至らむ、身に灌がしめむと欲せば、自然に身に灌がむ、還復せしめむと欲せば、水すなはち還復せむ。調和冷暖にして、自然に意に隨ひて、神を開

き、體を悦ばしめ、心垢を蕩除す、清明澄潔にして、淨きこと形なきがごとし。寶沙映徹して、深しとして照らさずといふことなし。微潤廻流して、轉あひ灌注す。安詳として徐く、逝きて遅からず疾からず、波は無量自然の妙聲を揚ぐ。其の所應に隨ひて聞かざるものなし。

此の如く、靈池水浴の淨樂を稱讃して止まない。印度には溫泉は尠いが、釋尊の愛好の土地王舍城附近には湧出する場所がある。又一般に印度人は水浴を好む爲め、その目的に適ふ場所もあつたとは想像し難くはない。この經文にある浴池とは溫泉であるか、單なる水浴場であるかは不明なるが、姑く二者を含むものと廣く解釋して置く。

摩揭陀國の王舍城（現名ラジギリ）から、毘布羅山の斜傾を右にして、摩揭陀の平原の打撈けた高大雄觀の景色を一眸の裡に收めることが出来る。そして、この附近には溫泉の湧出が多く、或は山腹に、或は山麓に、蹙沸として湧き流れるのである。昔時は五百を數へ、〔西域記〕に毘布羅山西南崖有五百溫泉依小熱地獄炎熱とあるが、今は涸れて數十に減じた。第九圖は此全景で、中央、白堊の平屋根は溫泉場にして、穹

窿狀の白堊の門はその入口である。此毘布羅山に婆羅門教に屬した溫泉の廢址がある。而して、其間に尼連禪河が流れる。山の北麓椰子の木蔭に溫泉が湧く、其他に尙數々の浴池がある。王舍城の溫泉浴池は上下に別かれ、水質透徹にして池底より湧出し、又山腹から流れる水が茲に注いでゐる。水温は體温より僅に高いくらいで、浴室は十二疊の廣さ、石を疊み床に礫を敷く。浴池を覆ふ天蓋なく何つても大空を眺めて澡浴する。上池は淺く下池に移る境に入口がある、廣さ一間、上池から石階五六級を下りて下池に入る。下池の廣さは上池と同様で、水は胸よりも深く、土人の浴するものが多い。浴池の水際には、石彫のヒンヅー教の神像・佛像の二三體が不用意に立てられてある。印度人は之を拜み、上池にて湯瀧に懸かつて身を淨め、而して後ちに下池に浴する。河川と同様、サロンを纏うたまゝである。

浴泉池を取り捲いて白堊の塀が建てられてある。それは寺院の壁牆で、特に泉池の爲めに構へたものではない。浴時には制限なく、また何人の入るも咎のない、且つ浴料をも要せず、全く天地間の開放である。

世尊が溫泉に浴したことは明かな事實で、佛至王舍城溫泉誠羅雲說法と中阿含に出

てゐる。王舍城や舍衛城を中心とした温泉は、晝夜滾々として三千年間流れ流れて今も盡きない、時に湧泉の消長があり、浴池の涸滅がある。靜物すら生滅の法則に支配せらる。まして蜉蝣の一期に等しき生物が如來愛好の土地に來り、目の當り世尊の偉業を追想すれば感慨深いものである。【天竺行脚】を著した釋清拙和尚が此泉地に臨んだ感激を書いて

此温泉は大聖世尊の入浴し玉ひし温泉である、舍利佛・目蓮・阿難・迦葉の諸大弟子達も無論入つたに違いない。玄奘・三藏も王玄策も入つた、乃至凡夫も外道も無量無數に入つてゐる、上下茫々三千年、今尙古への如くに滾々として湧き出づる温泉は凡を簡ばす、聖を問はず、同を論せず、累を厭はず、總て來る程の者は身垢を洗滌し、彼をして洒々落々として去らしめる。一に其寛かに大度なるに於て、其の悠遠深厚なるに於て温泉に學ぶべきである。

今、衲等は釋尊の入浴し玉ひし温泉に浴して、正に釋尊の眞慈に抱擁せられてゐる禪悦がある、釋尊が朝夕親み玉ひし山河を跋涉して、直ちに釋尊の警咳に接してゐるが如き法悦がある。釋尊の生れ玉ひし天地に生息しては必ず釋尊程の人格に達到

せねば止まぬと云ふ感激が無くてならぬ。

浴池は佛滅後、異教徒の迫害を蒙り、佛蹟の破壊と共に失はれ、或は自ら涸れて、今に遺るものは少い。唐の玄奘が入竺し、佛蘭陀池に來り「如來在昔多く茲に說法す水既に清澄八功德を見ず、佛涅槃の後枯涸餘り無し」と嘆じた事實は、當時既に浴池の涸廢したものゝあることを知るに足る。

佛教の隆盛期には人工浴池を作つたもので、今尙それが遺存してゐる、セイロン島のアナラダブラ王城の廢趾にボツナと呼ぶ浴池がそれである。西紀五世紀頃に築かれた。セイロン島の浴池の中最も莊嚴を極めたもので、僧侶のみならず、一般庶民の入浴をも許し、その浴池の一部を國王の專用に供した。

印度の水浴の話は、やゝ温泉に偏重した嫌があるから、更に本道に復りて、佛典を探すに、【無量義經】に「法譬如水能洗垢穢、其法水亦復如是、能洗衆生諸惱垢」とあり、【聖無動經】にも「以智識火燒諸障礙、亦以法水澍諸塵垢」とある。

心身の垢穢を共に洗ひ盡すのである。俗語に垢離又は水垢離と云ふのも、身を清水にて洗ひ淨めて、心身の垢を離落する意味にて、佛典から來たのである。又「垢離を搔

く」といふのも垢を搔くといふ語より謂ひ慣はしたと想はれる。

釋尊は水浴する時刻を教へた、【寄歸傳】に

世尊教爲浴室、或作露地瓢池、又洗浴者並須饑時、浴已正食有其二益、一則身體清虛無諸垢穢、二則痰癰消散、能餐飲食、飽食方洗醫明所諱

食前の水浴は、食後滿腹の時よりも益あるは今更謂ふまでもない。健康上から見ても卓見といふべく、痰癰消散して身體のまめ／＼しくなるのも當然である。釋尊の如き一生の大聖哲は說法のみでない、我々保健護身の途までも、明かに理得したと肯かせられる。

浴室

印度にも温浴があつたことは、【温室經】で知れる。【温室經】は【佛說温室洗浴衆僧經】の略稱である。後漢の安世高の譯したものが、今日まで傳つて居り、温浴の功德を説いてある。衆僧が温室洗浴のことを釋尊に願ひ出でたる志を嘉みして、浴の功

徳を説かれ、澡浴に要する七物を示されたのである。

温浴の功德を説いた經文は、他宗教には無い珍しいものである。温室は温湯を澡る室ではあるが、之が果して蒸氣浴であるか、或は湯を沸かしてあびるのであるかの事實は明かでない。蒸氣浴は、原始民族などには廣く相當に行はれた浴法であるから、勿論印度にも在つたものと想はれる。古代印度には温湯・蒸氣浴の中、何れが重用せられ、何れが温室として稱せられたかの問題は起るも、自分は之を廣義に解釋して、恰も水浴・温泉浴の浴池に對し、或る建物内にて浴する（蒸氣・温湯とも）室を温室又は浴室と見做したい。【疏儀】の註釋によつても兩者の區別は判然しない。希臘羅馬の古代にも、浴室には蒸氣室・湯室・水浴室をとり入れてあるから、温室と浴室との區別は困難である。まして自分は今此印度古代建築に關する研究資料を持たない爲めに、これ以上は言ひ得ざるを遺憾とする。

【温室經】に

一心聽法、吾當爲汝先說澡浴衆僧一及報之福、佛告耆域澡浴之法、當用七物、一除三七病、得三七福報、何謂三七物、一者然火、二者淨水、三者澡豆、四者蘇膏、五

者淳灰、六者楊枝、七者內衣、此是澡浴之法、何謂除_レ七病、一者四大安隱、二者除_レ風病、三者除_レ濕痺、四者除_レ寒水、五者除_レ熱氣、六者除_レ垢穢、七者身體輕便、眼目精明、是爲除_レ衆僧七病、如是供養便得_レ七福、何謂_レ七福、一者四大無病、所生常安、勇丁健衆所_レ敬仰、二者所生清淨、面貌端正、塵水不_レ著、爲人所_レ敬、三者身體常香、衣服潔淨、見者歡喜、莫_レ不_レ欽敬、四者肌體潤澤、威光德大、莫_レ不_レ敬歎、獨步無雙、五者多饒人從、拂_レ拭塵垢、自然受_レ福、常識宿命、六者口齒好香、方白齋平、所說教令_レ莫_レ不_レ肅用、七者所生之處、自然衣裳光飾珍寶、見者悚息、佛告_レ耆域、作_レ此洗浴、衆僧開_レ士、七福如是、從此因緣、或爲_レ人臣、或爲_レ帝王、或爲_レ日月、四天神王、或爲_レ帝釋、或爲_レ轉輪聖王、或爲_レ梵天、受福難_レ量、或爲_レ菩薩、發意治_レ地、功成志就、遂致作_レ佛斯之因、供_レ養衆僧、無量福田、卑劣不_レ傷。

沐浴の功德を説きて十分である。更に釋尊は施浴の神髓に説き及してゐる。これは後來日本にもこの思想がよく傳りて、光明皇后の遺事、鎌倉時代に施浴の一區劃を作ることになつた。

沐浴により身體が清潔に保たるれば、疾病に罹ることも少い、又病氣の治癒にも効がありて、沐浴は保健上甚だ悦ぶべきである。その身に元氣が満ち、氣力旺盛で活動すれば家庭の間には、爽快明白な空氣が盈ち、國民の幸福之れに過ぐべきものはない。斯く溫浴により得た幸福な身柄を保ち得たことより換骨奪胎して、不幸なるもの食しきものに施浴すべき慈悲心を起さしむるになつた。我が國には古くから施浴の行事がある如く、西洋に於ても信仰深い耶蘇教徒の間に行れた。東西を通じて溫き人間味が溢れて居る。佛教には入浴の方式があり、勝手氣儘にはやれない。

【教識律儀簡釋】に入溫室第十六が擧げてある。

溫室卽是浴室、非_レ火閣也。

一具_レ威儀持_レ坐具、二尊宿未_レ浴、不_レ得_レ先浴、三要須_レ持_レ瓶、四不_レ得_レ垂_レ手把_レ餅、五當_レ揖_レ手把_レ餅、六不_レ得_レ共_レ大已五夏人_レ同浴、七初_レ脫_レ衣、不_レ得_レ將_レ袈裟_レ在_レ餘衣下、八入_レ浴室內、脫_レ淨衣、安_レ淨竿上、九脫_レ觸衣、安_レ觸竿上、十不得_レ浴室內大小便、當_レ須預出入、然後方入、十一洗浴先從_レ下洗_レ上、十二當_レ用_レ濕手巾、兩手各把_レ一頭、橫安_レ背上、抽牽_レ垢膩卽脫、十三當_レ須寂默、不_レ得_レ喧笑、十

四不得_レ汗_ニ觸湯水、手若不淨、當用_ニ緋水_一淨之、十五在_ニ浴室_一內、不得_ニ漢睡_一、十六浴了、當用_ニ湯水_一洗_ニ滌坐處_一令_ニ淨_一、不得_ニ皂莢狼藉_一、

此十六事によれば入浴に於ても長老を敬し、緋具の取扱ひ、脱衣の心得・喧笑・浴具の狼藉、浴水の汚染を厳しく戒めてある。斯く入浴の儀式は寺院に恪守せられ、浴室は正に七伽藍の一つに加ることになった。また、禪宗の寺院では、殊にこの戒律が守られ、入浴の作法のあることは周く人の知る所である。更に【沙彌十戒威儀經疏】にも、入浴室五事が示してある。

一低頭入者、二入當_レ避_ニ上座處_一者、三上座讀經時、不得_ニ狂語_一者、四不得_ニ以_レ水互相澆_一者、五不得_ニ以_レ水澆_レ火滅_一者。

先きの入浴法と相類した注意である。

【四分戒本疏贊宗記】に

沐浴清潔蕩_ニ除身垢_一、數々洗浴、廢_ニ修道業_一、黑白各十五單十五名_レ半。とあり、洗浴に相等の制限を附し、修業を廢せざる如くに戒めた。

【大比丘三千威儀經】には、入浴室有二十五事と入溫室有二十五年とが載せてあり、

溫室と浴室とを別々にしてある。【教誡律儀輯解】に

字彙曰、溫暖也、又水名、問溫室與_ニ浴室_一一方乎、答出_ニ於三千上卷_一、入浴室入溫室各別、然此儀文標雖_レ局_ニ溫室_一、列釋乃通_ニ浴室_一也。

と註解してある。又第十六入溫室法、依_ニ三千威儀經_一、有_ニ溫室浴室_一、共用各別、今以_ニ溫室_一通名_ニ浴室_一、故兼標_レ之、とあつて、溫室・浴室の區別は明かでない。同義に解して可いのである。尙同書には浴室の構造を説いて

僧祇三十五日、浴室應_ニ方作_一若_レ圓作、當_ニ安_レ戶作_一向、向法內寬外小、若一若二、安_ニ開_レ向物_一通_ニ烟道_一、屋內應_ニ以_ニ磚石_一砌底作_レ竈、令_ニ底廣上狹_一、去地半肘_ニ通_ニ烟道_一、邊安_レ火七、若_レ竈在_ニ右邊左邊_一安_ニ戶扇_一、若_レ在_ニ左邊右邊_一安_ニ戶扇_一、短_ニ作_一戶店_一、令_ニ易_ニ開閉_一、前應_ニ作_一衣屋_一安_ニ龍牙櫛_一懸_ニ衣處_一也。

略ぼ浴室の内部を窺ふことが出来る。輯解の筆者は溫室浴室各その用別ありと註するも、入浴室及び入溫室各有二十五事を比較するに、變つた點を見出し得ない。兩文を併せ兼ねて、始めて完全なる心得となるのであつて、溫室・浴室は明かに別たれるものではない。二十五事は入浴記事が詳細であるから、贅長の嫌はあるが、左に引用

して置く。

入浴室有二十五事

一者當低頭入不得上向、二者當隨次踞、勿當日前、三者不得讀經狂語、四者日達
曉、不得以水洗、五者不得取日水用、六者不得持水澆火、七者不得呵火多少、八者
不得多用人水、九者不得於中浣手巾衣、十者浴已即出去、十一者和上阿闍梨在中不
得入、十二者三師浴當入廻之、十三者三師浴當持衣住外侍、十四者已出易衣、當取
浴布浣之、十五者自入浴當報、十六者入當著麻油、十七者當用土、十八者用澡豆、
十九者當用灰、二十者當用湯已乃用水、二十一者當多少誦經、二十二者當持永澡浴
處、二十三者不得住上座前、二十四者設無日當達嚩禮越主、二十五者出、不得當風
住急入室。

入溫室有二十五事

一者當隨次座、二者各自讀經、三者當思惟念道、四者不得妄起至上座前、五者不得
與下座共說世事、六者聞捷槌聲當先禮佛、七者當禮比丘僧、八者不得至上座處坐、
九者不得左右顧視語、十者不得唾汗淨地、十一者不得呵叱下座、十二者不得呵人

火、十三者不得數起出入、十四者行不得使足有聲、十五者出當牽戸反閉之、十六者設戸已閉當彈指、十七者不得大排戸使有聲、十八者已彈指安心讀經、十九者自讀經不得中語、二十者人讀經不得妄語、二十一者讀經未竟、不得數起使牀有聲亂人意、二十二者讀經未竟、不得先臥、二十三者達嚙未已不得便開戸去、二十四者當禮佛、二十五者當禮上禮。

浴するに斯の如き制度を設くるは、一種の束縛であつて、沐浴の意義なき感あるが洗身功德の途には夫々の威儀が必要でなくてはならぬ。而して、之が印度人の風習であるまいか。今日でも印度人（佛教徒に非らざる）の沐浴に一定の禮儀があるから、必ずしも佛教が特に厳しく説いたと見做し得ない。

印度の浴用に使ふ七種のは、即ち一には燃火、二には淨水、三には澡豆、四には蘇膏、五には諄灰、六には楊枝、七には內衣である。希臘羅馬の浴にも此七物のものを用ひてゐるから、弘く擴つて用ひられた浴用具である。

佛教では、洗身清淨の教を説くから、その功德もあらねばならぬ。即ち浴により七病を除くのである。一には四大安穩、二には風を除き、三には濕痺を除き、四には寒

氷を除き、五には熱氣を除き、六には垢穢を除き、七には身體輕くして便ち眼目清淨なりといふのである。浴して心身の疲勞を醫し、健康を保ち、疾病を醫し、寒熱を防ぎ、垢穢を流し、爽快の氣を覺ゆるが故に、自ら七福を獲るのである。七福とは一には四大無病、所生常に安らし、二には所生清淨にして面首端嚴なり、三には身體常に香くして衣服淨潔なり、四には肌舐濡澤にして威光徳大なり、五には人を饒て從て塵垢を拂拭す、六には口齒香好にして所説肅用なり、七には所生の處自然の衣服ありといふので、健康の身體の享くる幸福また斯の如し。沐浴の功德といふもの衛生學から誠に肯定せらるゝ所である。

希臘の浴より

吾人は、上來亞細亞の事跡に就いて餘りに筆を費やした。更に進んで、西の方、古代文化の中心となつた希臘・羅馬を訪ね、彼地に行はれた浴ぶりを探りて、之を祖上にのせ、東西の比較を試みなば、そこに幾多の興味ある事項が看出されるであらう。

しかし、此二國に立ち入るに先ち、吾人は先づ埃及を眺めることとする。埃及人は入浴を以て清淨の行爲となし、健康の保全、延命・長壽の祕訣と見做した。彼處に於て、國王と僧侶とは、權門の上級である、彼等は日中に二度、更に夜間三度の入浴の慣習があり、三日毎に鬚は勿論、全身の毛を悉く剃り落す風がある。浴後バイブス産の麻衣を縛ひ、同じく靴を穿いた。埃及に「淨身は生命の母」なる俚諺が行はれる。次に、猶太人も沐浴清淨の思想を持ち居るは、耶蘇教に傳る所から知り得られる。さて、希臘羅馬に於いて、沐浴は大に行はれたのである。沐浴の風習は、希臘から羅馬に播り、更に後ちに中歐地方にまで弘まつて、今日の水治學の發達した遠き源流をなすのであるが、更に又他面に、彼等の沐浴は歐洲風俗に影響を及して、民俗史上に大なる堅痕を残した。殊に、羅馬に於ては沐浴黄金時代を産み、羅馬の文明に貢獻したことは史家の見逃さない所である。羅馬の浴場の規模の高大なりしは、今もその跡を遺し、羅馬觀光者の通路の一つになるのである。

希臘人も、亞細亞人の如くに、浴すれば身體の美を増し、活力を高めると信じた。ホメールにもニュイカや、その他の沐浴の讚美が詠つてあり、ヘクトルはその創を浴

によつて癒したと傳へられてゐる。或は又、河水の乙女の一群二百四十が、白鷺の如くに泳ぎ廻つた口碑が残された。泉神とまで崇められたヘルクレスに、獅子の口から水の漈がれてゐる模様の希臘古銭を見るが、ヘルクレス祭に於てその立像に水を撒く儀式は後にまで傳へられた。希臘の水に因む口碑は、この他數々あるであらう。

希臘の古、結婚の前に、嫁風呂の行はれた風習があつた。人一世の幸ある結婚にはまづ、入浴によりて心の穢れ、身の垢を除かねばならなかつた。希臘の大典エロジス祭に當りては、その二日目に神官は海水に投じて身を淨めた。死者に觸れたり、喪家に宿つた場合には、何れも浴を採つて、まづ身を淨める風習があつた。

スパルタ時代には、幼者も、老人も、婦女も、完なく冷水浴を試み、鹹水・淡水の別なく水に浸つた。希臘の俚諺に、水は凡ての罪惡を洗ひ落とすある程、彼等は水に深い親しみを持つた。希臘人は、地上にありて最善なるものは水より他なしと考へた。身體強剛法を創案したリクルグスも、水を以て最善至上のものと説いてゐる。

希臘人の緻密な觀察力と精到な論理思想から、沐浴に就いてもその方法を合理的にし、その實行に努めて、技能的に浴術の發達齎らした。希臘は埃及から沐浴を傳へ學

んだのであるが、その浴法は、新たに希臘に於て促がされた。ピタゴラスは身體の訓練・精神の修養の一法として沐浴をとり入れた開祖である。ペロヂクスは更に之を祖述して、浴法を大成させた。彼の有名なヒポクラテスは、沐浴の醫學的見解を下し、その説には一層の進境を示した。彼が水温を種々に計り、病者の治療、精神不快の恢復に之を應用して効を納めたことは、醫學史に特筆すべき一項である。

希臘人は専ら河水又は鹹水の冷水浴を通則としてゐる。その後、温湯を喜ぶものもあつたが、こは寧ろ柔軟の氣分、奢侈の限りと謂はれ、一般には好まれなかつた。後期希臘に至れば沐浴は家庭にも、公衆にも廣く需用せられ、公衆用には男女の區別が立てられてあつた。紀元前四世紀頃には、政府直轄の浴場も出來、貧者も容易くその恵に浴し得て、汎く沐浴する氣分に溢れた。公設浴場には湯槽・湯桶が備へられ、それには圓き、或は橢圓形の有脚の盥が附いてあつた。更に又、水を盛つた罍が浴場に在つて、澱ぎ水に使はれた。この浴室の隣りは、脂塗り部屋で、油を身體に糊り、又毛髪にも著けた。都雅を愛するものは、油に薔薇その他の香氣高い植物から搾つた香料を混へて使用した、この室に續いて、脱衣部屋が附屬してゐた。

スバルタの全盛時代に發汗浴が出来、全身浴・濯水浴と併せ用ひられた。この發汗浴を *Iakomish* と希臘では名づけた、漸次各地方に廣く用ひられて、晚餐に先だち一浴する慣ひが起つた。

希臘の沐浴に就きて特筆すべきは、浴場にて身體の訓練に怠らなかつたことである。川岸・海濱乃至は池塘の到る處で體操を行ふたのは、一には沐浴を同時に兼ねる便があるからである。後期になれば、この訓練場は更に精神修養の道場にもなつた。希臘の浴場は、南又は西向にその位置がおかれた。甕壺・垢かきはその當時の澡具の重なるものゝ一つであつた。

希臘人は既に温泉利用の途を知つて居つた。オリリブス地域のオイボカ島の硫黄泉アテピセスは、希臘人の好いた温泉で、今日でも、尙知名の場所である。その他にも温泉は多く、當時の遺跡を見る。

希臘の古い浴場の多くは、殆んどその遺跡すら失はれて、今日に至りては精しくその模様を知り難いが、希臘の植民地たりし伊太利には、希臘人の移住と共に、沐浴の風儀も移された。しかし、希臘の臘精神は多く傳はらずして、その浴場の形骸のみポム

羅馬の沐浴

羅馬はエトルスケルの影響を蒙り、夙に沐浴をとり入れたが、未だその隆盛が萌える時代の浴みぶりは幼稚なもので、チベル河に於て裸かに水浴を試み、水に戯れるに過ぎなかつた。家には洗場(Lavatoria)が在るも、陰鬱な暗き室で、やうやく身を洗ひ淨めるに過ぎなかつた。此洗場は通常厨房に隣して設置せられた、そして火氣と水とを共用する便宜によつた。浴場の華麗になり始めたのは、羅馬帝國建立二百年頃からである。殊に羅馬が彼の有名な水道を布設し、水利の便を獲てから、一層、沐浴が流行した。これに希臘より羅馬の首府に留置せられた希臘の醫師の手により、希臘風の浴みぶりを傳へて、その面目を一新した。その内にも Asclepiades は功績者の第一人であつた。羅馬の水道には三大幹があり、九箇所に壯大な浴場が建てられた。

羅馬の浴室は三通りに別けられる。即ち家庭用(balnearia)・營業用(balnea privatae)

と公設用 (balneae publicae) とである。公設のものは、政府の直管か、若しくは寄捨で出来たもので、貴族若しくは執政官がその管轄權を握つてゐる。

羅馬に溫浴の出来たのは、西紀前八十九年、C. Sergius Orata の考案より熱氣法に成効した結果に基づいた。その法は床下に火道を設け、火焰の廻りを考へ、室内の空氣を温める便法である。この爲めに容易に温度の加減が出来て、溫浴場 (thermae) が出来、冷水浴と併用せられる様になつた。而して、從來用ひ來つた火爐は、漸次棄てられた。そして、浴場の建築は益々壯大華麗を極め、羅馬帝政時代には十五箇所に増加し、希臘式體育法を著しく加味改良し、精神文化の向上にも浴場を應用し、浴場は哲學者・美術家・その他の學者の會議場となり、藝術品の陳列をも見るに至り、最早や單純の浴場ではなくなつた。

浴場は更に戯球・爭力などの競技場ともなり、又食堂に用ひられた。しかし、浴場にては老若も、幼若も、富者も、貧者もなく、四民平等で、和氣暖々と集ひ楽しんだ。浴室の内部裝飾は頗る贅を極め、美を盡くし、善を致し、金銀寶石を鑲めたる壁間、寄木の床・圓天井・合天井・巨大の親柱、たゞ目を聳て、驚くのみであつた。今

日彫塑の眞髓として尊ばれる大理石像は、何れも此浴室に備へられたもので、ラオコンの群像はカラカラの浴場に飾られたもの、その他、ヘルクレス・トルゾーの彫塑像など、何れも此浴場を賑した一裝飾品に過ぎなかつたのである。

羅馬の浴には生溫い・温かい・冷たい湯水それらの浴を別けてあつた。更に熱氣浴場の他にも、特種の使用に具へる室があつた。羅馬人は沐浴の効果を醫學知識を借りて究め、沐浴の五臟六腑に働く工夫を明にし、沐浴の身體に適ふ程度は個人により相違するを以て、醫師の指導によつて浴と柔軟體操とを行ふべきものと論じた。従つて醫師の待遇は相當に厚く、ガレンの如き大家は、斯の道に於ても名を馳せた。希臘の奴隸は三助に採られて、浴者の身の周りの世話を焼き、焚火の加減を司る役廻であつた。羅馬の入浴は無料の場所が多かつたが、又有料浴場もあつて、男大人一人前我が二錢五厘を拂はさせた、女子は幾分か高かつたが、小兒は凡て無料であつた。羅馬全市の浴場のみにて用ひる一日の水量が、七億五千萬リートルであつたとは、驚くべき數量ではなからうか。試みに東京全市の湯屋營業者全部が、昭和五年の夏、一日平均使つた水量を調べて見るに、三十一立方米二七五であつた。

羅馬は首府ばかりでなく、村落にも浴場が建てられ、一浴野人を快からしめたものであつたが、今はその遺跡に失はれてゐる。

温泉は神祕靈驗の偉効を稱へられたが、未だ深くその利用の途を知らなかつた。温泉の湧水を特に羅馬人は *Aquae* と名づけた。當時温泉の知られたものは、羅馬領土だけでも八十箇所もあり、今日のウイスバーデン・バーデン・ハーデンは既に當時から名聲を響かした名泉であつた。

羅馬の浴場建築に關して、看過することの出来難いのは、建築材料の取捨である。浴室の壁面が水分を吸ひ、ために腐蝕し易くなることに就いて、工匠が苦心を拂ひ、緻密で不滲質性の材料「硅酸鹽類」を發見した。此耐水材料を用ゆるに至り、完全に清水の憂を除き得たのである。

羅馬の浴場建築の様式は定まつてゐないが、多くは外圍は高い牆壁によつて圍まれ、内に二大環狀の牆壁と三地域に區劃されてある。その最端の一區は體育場に當てられ、中區は逍遙散步所となり、最後の一室が温室に定められてゐた。南面の室を *Theatridium* と呼び、遊戲觀覽場で、棧敷は階段風に組立てられて、見物に都合よく出

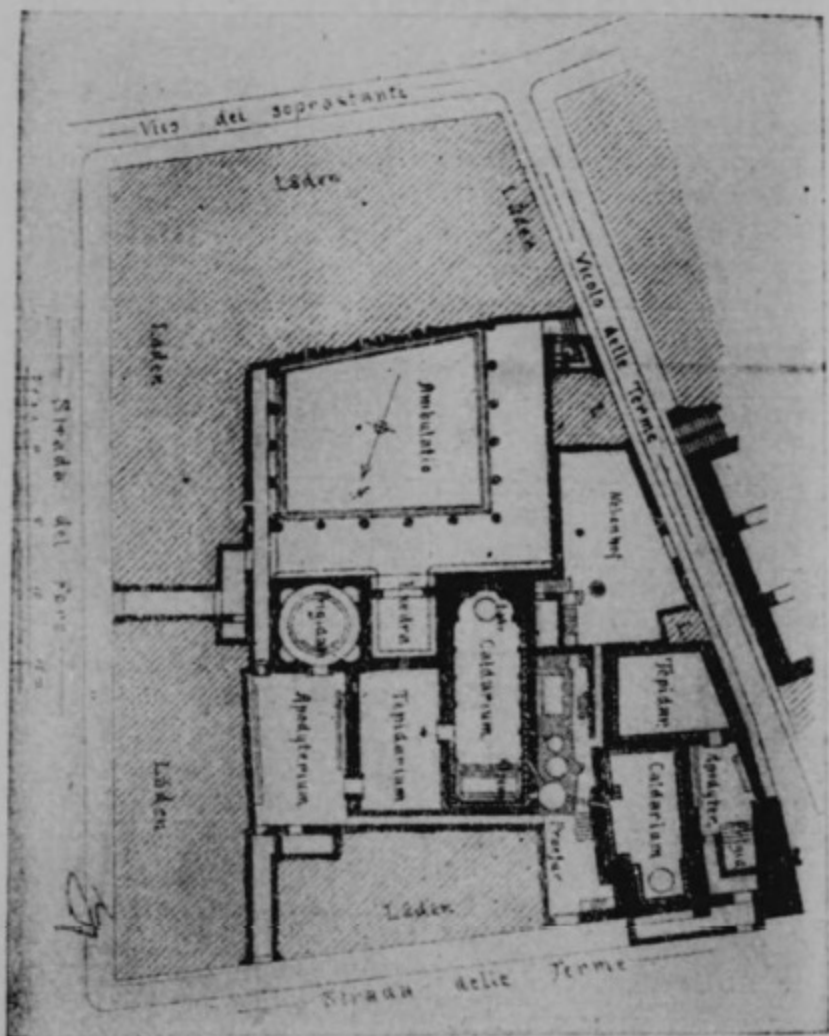
來てゐる。此場所から他の室に入る浴室の北側は社交・談話室に當てられ、常に學者等の相聚る場所として、靜肅の氣分に満ちた一室であつた。茲から青年に迎へらるゝ泳池に通じ、又浴場にも行くことが出来る。東西の兩側は大部屋で訓練場に當てられた、半圓形の *Amphi* の建物である。

その浴場には一定の規則が守られ、それに準じて入浴するのである。又温度にも、温るいものから熱いものまで四段になり、浴に温氣・温湯・水浴及び摩擦の四法を行ひ、その室には浴槽が附けられてある、身體を暖める室を *Tepidarium* と稱し、冷水浴を行ふ場所を *Frigidarium* と名づけ、温浴室を *Calidarium* と謂ふ。病人や虚弱のものは、温氣室で衣服の脱ぎ換が許されてある。大浴場になれば、衣裳部屋 (*Apodyterium*) と摩擦室とを別室に作つた。その他、發汗室 (*Laconium*) がある。羅馬の後期に於ては、發汗浴と冷水浴とを兼用した。發汗室は各温度を異にした小部屋に區別せられ、竈に近い室は熱く、次第に遠き部屋に移るに従ひ、温度も低くなる。浴場は男女兩別に建てられてあるが、小浴場にては同室を時間によりて男女用にした。即ち女子は通常日出から七時まで、男子は八時から午後二時までである。夜の入浴は羅馬の初期には

行はれなかつたが、後に至りて、之れを許し、アレキサンデル・ゼルグイウスは浴室常夜燈を寄進した。夜の入浴は風俗壞亂の恐れありとて、タチチユス帝は遂に之を禁じた。

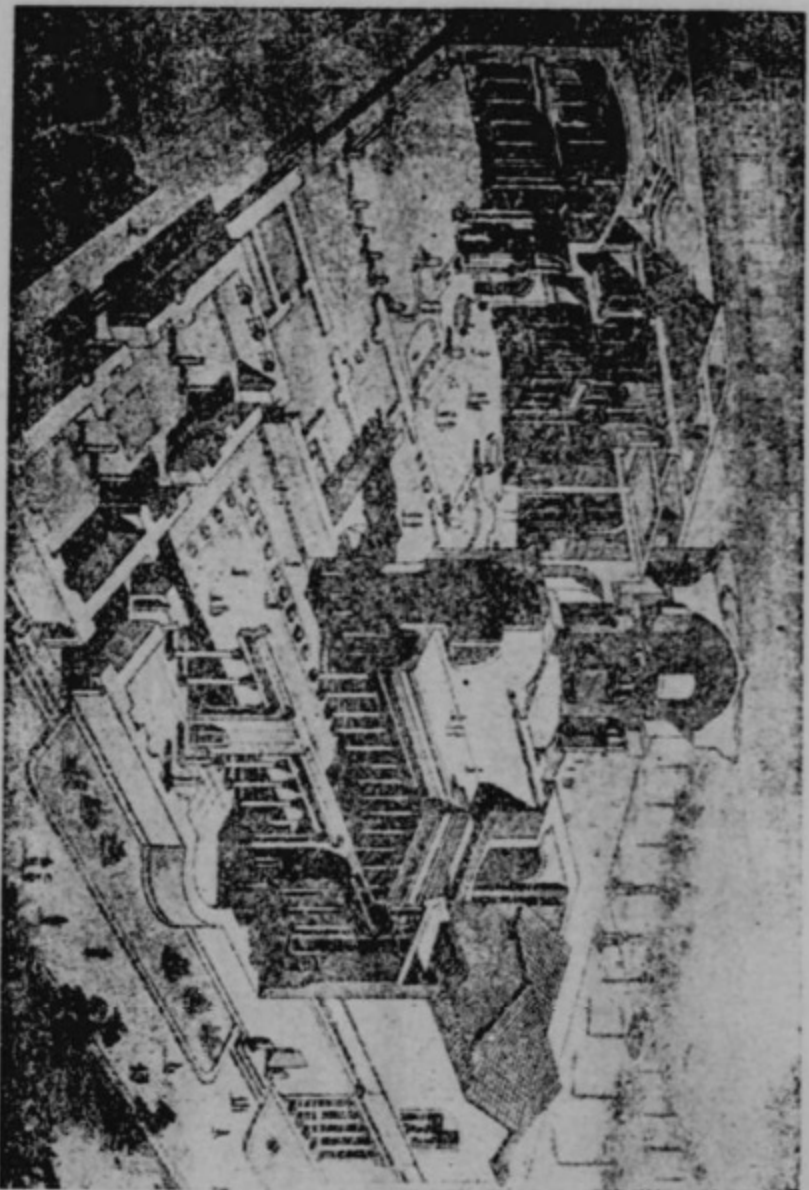
羅馬では父親と子供とは同時に、又舅と姪とは共に入浴しない風習である。婦人は初め、公衆浴場に餘り進まなかつたが、後期に至つては、何時しか、女の入場を見るやうになつた。希臘の體育法が羅馬に弘く行れたことは、男女の廉耻心を甚しく薄らげた、浴場は淫蕩放縱の氣分を養ふ機會をより多く醸した。それは恰も我が邦にダンス・活動映畫の流行を來して、男女の風儀が亂れたと同じことである。婦女は奴隸に身體を洗はせ、男と共に同浴して恬として耻ぢなかつた。

男女別になれる浴室では、兩者の中央に火爐を構へて界を立て、又溫度の經濟も考へた。火爐に聯びて暖室・溫湯室・冷水浴室と、火氣を遠ざかるに従ひ冷えて行く順次である。この火爐は、又寒き日の暖房用にも兼用された。方形の管道が火爐から壁に沿ひつゝ全家に行き渡り、室々には孔から熱氣を送り込む仕掛である。火爐の室は厚い煉瓦で疊み、その上を混凝土で塗りつけ、保温に注意を拂うてある。燃料は炭で



跡遺の場浴イペムボ 圖二十第

せ鐵壁に爲の火噴の山火ヌラヒスエウ・ぬらなばねは助を跡遺のイペムボはにる知を最組場浴の願希さ道に路街一のイペムボは國本・あるで料資好の究研か家史原世後跡遺のそ・たれさ道に世後てれら地敷の室浴・ばれよにれこ・あるあでのもたし計設く如かしり在にみ試・てりよに考考の多幾・を室浴たれるに然整の列配室浴のそてし而・あるあでのる到に屋浴て以を路道るす通らか街各・め古を半大の域一はる據に (Die Grundrissentwicklung der ionischen Thermen) はれこ・あるあでのもさべす嘆應に實は



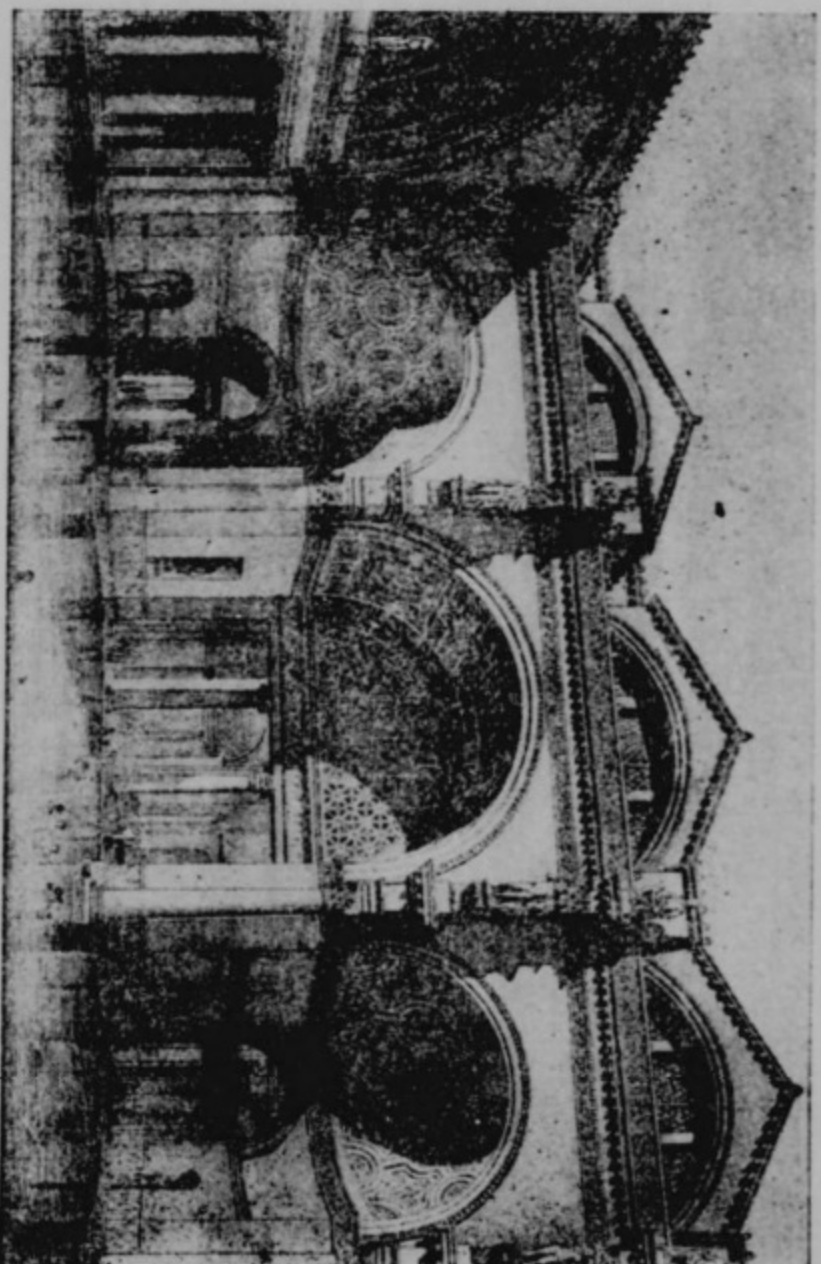
(一) 紫 洛 ラ カ ラ カ 圖三十第

くかたつかなまし惜てじ授を金屋てう鏡が帝皇はにめ盛の紫洛・て程るれは謂とたび減てつよに洛は馬鞭
 のもの大鑑に實は紫洛ラカラカたて建が帝ソイタレオチ中就・かため極を深贊もれついは紫洛の々數で
 漢を夢の華榮年當に址廢のそ・てれさ極く悉は紫洛ため極を榮繁もしさ・に共と興新教蘇耶しかし・るあで
 家史照證考はれそ・ふいとたつあで邊無大高のりかばぬは幾もに像想は紫洛ラカラカ・るあでみのす残く
 いたれらせ較比をとさき大のと人行と物建・るあで圖計設體立たし像想の場洛のそは圖此・るあで所く説の



(二) 堂浴ラカラカ 圖四十第

ナるあて國古復たつ作が Blouets で場ムウリダヒテの内ラカラカ場浴大の馬羅
 の體八十五米一十き高・るあでのもた似相がるあも國古復の樣同だん欄のヌル
 るあて履高く描を窿穹の米四十二らか米八十五は井天圓るえ支で本八柱黒大



(三) 堂 浴 ラ カ ラ カ 圖 五 十 第

はムウリダカリ・るあで天野で未方平百三千はる廣の場浴のこ・るあで聖模のムウリダカリの場浴ラカラカ
る來田がとこる知てし推もてしらか・圖像想のこはとこな旅立のし出張の場浴・るゐてしり國相とムウリダセテ

あるが、その燃焼度を高くする目的を以て、金属の小球を炭の中に挿んで焚いた。湯の加減も三段になり、火爐に接した釜は熱湯である、そしてその湯気で第二の釜を温め、更に第三の釜に移るから生温く沸いてゐる。

浴者はまづ暖室で脱衣する、此室は八角形の廣い明るい室で、羅馬建築固有の柱道も附いて居る。此室で一先づ相當に發汗してから、温浴室に移る。こゝには湯槽が備へてある。湯槽は専有も出来れば、二三人の共用もあり、何れも貴重なる石材で作られ、裝飾に意匠を凝らした華麗のものである。湯槽の他側には竈室とも謂ふべき小棚があつて、冷水を盛つた水盥が置いてあるから、長柄の杓柄でその水を使ふ。

湯槽を *Balneum* と云ふ。羅馬人は産湯をこの湯槽で使ふ習ひがある。誕生後男子は九日目、女子は八日目に此儀式を行ひ、同時に命名する慣例である。湯槽の水を温め、且つその温度を保つためには、相當に工夫が凝された。即ち牆壁に列回を作り、その底に金属板を貼りつけ、その内の水を温めて、之を補ふた。

冷水浴の所には、湯盥 (*Placidia*) に冷水を湛へて、その用に供へてある。此鹽水の餘りに冷き場合には、屋外の鹽水の日光によつて暖たまるを待つて使ふことがある。浴

後は麻布で身體を裹みて乾し、摩擦し、最後に膏塗りの術を受ける。膏塗は金銀又は象牙細工のもので、之を振りつゝ裡より膏を出すのである。膏塗り篋を用ひて皮膚を擦りつゝ膏を塗るのであるが、かくしてよく膏の効能が現はれる。ネロ大帝は餘りに膏を濫用し過ぎて、肌の羣化を招いた挿話がある。病者は篋の代りに海綿を使用した。澡具の中では、櫛・膏壺・針・篋が重なるものであつて、之を小袋に納め又は環に通して携帯したものである。

羅馬のカラカラ浴室

羅馬に熱度の高い發汗浴の出來たことは、生温るいものより強い刺激によつて快感を一層深くしたいといふ一般の要求からであつた。單なる爽快の感覺に満足が出來ず進んでより安逸な享樂に耽りたいのは自然の趨勢である。日本に於ても明治・大正・昭和と年代を逐つて、デカダン氣分が遷りゆくのと同じ意味である。蒸氣浴は溫浴室又は冷水浴に隣りした圓天井の室で、そこには小窓が一つあるのみであつた、その窓

の開閉の工合で室の熱さの加減を調節するのである。

羅馬の大浴場にアグリッパの名を附せられたものがある。アグリッパが大手腕を揮つて築き上げたから、その名を獲たのである。そして、ネロ大帝は殊の外、此浴場に力瘤を入れ、一層華麗莊重を極めたものとして、羅馬第一の建物とした。羅馬ではネロの誅求を憎み、「勢惡無道のもの他に在りや、ネロの溫室より更に奢侈のもの世界にまたと在りや」といはれた程、此浴場は比類ない立派さであつた。しかし、ネロに嗣ぐ各皇帝も、浴室建築に美を競はして、その名を恣にせんとした。

羅馬の浴場は皇帝の好奇心から何れも莊大の建物であつたが、就中カラカラ(Caracalla)の浴場に至りては、豪奢の點に於て、裝飾の點に於て、崇大の點に於て、世界に冠たるものであつた。その建設者はデオクレティン帝である。

その浴場は、敷地が十二萬四千四百四十九平方米で、二千三百人の羅馬人が同浴出來る廣さであつた。内には大理石製浴用床几が千六百脚も備へられ、暖室は十四米の高き花崗石柱にて支へられ、穹窿を帯びた合天井であつた。

カラカラの浴場は基礎を方形にとり、之を三區に劃して、外室は訓練・社交・講

庭・討議などの用に用ひられ、歩廊、内室は浴室であつた。さばれ、さしもの羅馬の浴室も、その帝國の亡びると共に、耶蘇教徒に破壊滅却せられ、三千年後の今日、廢趾に草生じ、聳たつ支柱は崩れて空しく烏鴉の宿りとなり、多情の旅客をして轉た榮華一朝の夢に暗涙を催さしめる。これまでの歴史家は幾たびも茲に足を駐め、棄てられた瓦礫、残れる礎石に心血を凝いで、ありし日の壯麗を胸裡に描いて見た。しかし餘りにも尤大の建物で、當時の建築美は仲々想像の外である。とはいへ、茲に後世歴史家が幾多の考證を重ねて獲た模形があるからそれを示して置く。

そのかみカラカラの浴に來た婦人等は、銀や象牙で裝飾せられない浴室には入ることを屑しとしなかつた。澡具の小物は、大小となく、金製銀製のものに非ざれば、コリント産の青銅製のものでなくては喜ばれなかつた。館りのない容具には、誰一人振り向くものもなかつたのである。そして常夜燈は煌々として、日夜の享樂に美しい光を投げた。

羅馬人は褌衣を未だ知らなかつた。彼等は直接上衣を軀に著け、足には鞋サンダールを穿くのみあつた。随つて垢と塵とは身體が穢れ易いのであつた。彼等は身體の清潔には務

めて注意した。旅より歸つては先づ浴を取つた。訪客にはまた第一に浴を勧めた。

晚餐前の入浴が羅馬に起つてから、浴場に食堂を設備した。家では享樂の後に遊戲の疲れの後に、勝手に入浴したものであるが、公衆用では入浴時刻が定まり、その時刻には鐘を鳴らして街に知らせた。これは日常さうであつたが、國喪又は大葬のときには、浴場を閉ぢて敬意を表した。

羅馬人は心身の疲勞は、一浴よく之を癒すことを思ひ、精神病者は浴によりて輕快なる効果を得ることを思つた。しかし、羅馬の浴は詮するところ享樂であつた。

富者はその浴室に裝飾を凝らして誇りとした、而して沐浴の快適をいやが上にも貪らんとした。羅馬の風俗漸く亂れて、沐浴の保健清潔の意義は失はれた。浴室は放逸不善の機關となり、遊蕩兒は好んで此所に出入し、酒池肉林、飽けば口より之を吐き更に食を求めんと欲すれば、走つて蒸氣室に入り、一たび發汗して、再び喰ふ、飽きては吐き、更に浴室に赴き、安佚三昧滔々としてそれが風をなした。羅馬の史家ブリニウスは、乃ち筆を投じて、羅馬の滅亡は實に茲に萌芽したと嘆いた。しかし、彼等は揭々として、男女の同浴は本然の處と説いた。異性交遊愈々繁くして性的問題は

益々起つた。けれども人之を咎めず、自からも之を耻とせず、國家もまた之を罰しなかつた。

羅馬人はその柔弱によりて、勇猛の氣性を失ひ、徒らに外形容貌の美を喜び、皮膚の白きを無上の誇とするに至つた。而して、その爲には沐浴に費ねて美容整色の途を講ずるを第一の手段とし、軟水を用ひて肌を洗つた。ネロ帝の如きは、莫大の費用と人力とを惜まず、海水を宮居に搬んでその湯に浴し、彼れが妣ボベツアは驢馬の乳を沸して之れに浸り、旅先に於てすら、常に五千の驢馬を率ゐて、隨時その乳浴を取つた。獨りネロの一族のみに限らず、羅馬人は總て此氣分を好み、香氣馥郁たる薰料を浴湯に混じ、蘭湯の浴後は、また爪髪の手入にうき身を宴したのである。

羅馬の末期の沐浴は、かく風教上からも、世相からも、善いものではなかつた。後世に傳はる物語によつても、穢はしき、荒廢の様を作つた破廉耻の暗い影が多く残されたが、羅馬の前後を見れば、羅馬にも沐浴健康の途を講じたことは、後世、保健衛生の立場から、又醫療史上から、重視すべき所である。彼のヒポクラテスの如き、又ガレンの如きは、夙に此見解を抱き、入浴の方法、疾病の治療、技能に一應の見識を

彼の書籍に披瀝したのは、醫學史上決して看過する能はざる所である。

羅馬の醫師は、疾病の素質を帶ぶるもの、現に疾患に罹れるもの、爲には、沐浴の可否及びその法の選擇を訓へ、肥滿者には入浴の効なきことをも説いてゐる。健康のものは日に入浴するも妨げはないが、體質虛弱のものは時たまに入浴すべきと勧め、癩癧・潰瘍・熱病の者は禁浴であり、眼病、結石に悩む人は寧ろ入浴に効ありと曰ひ、その他入浴の溫度にも種々の注意を下し、小兒の浴は溫度の低きを良しとしてゐる。また、海水浴は或る熱病・黃疸に効ありと稱し、その他・溫泉浴の注意をも施した。

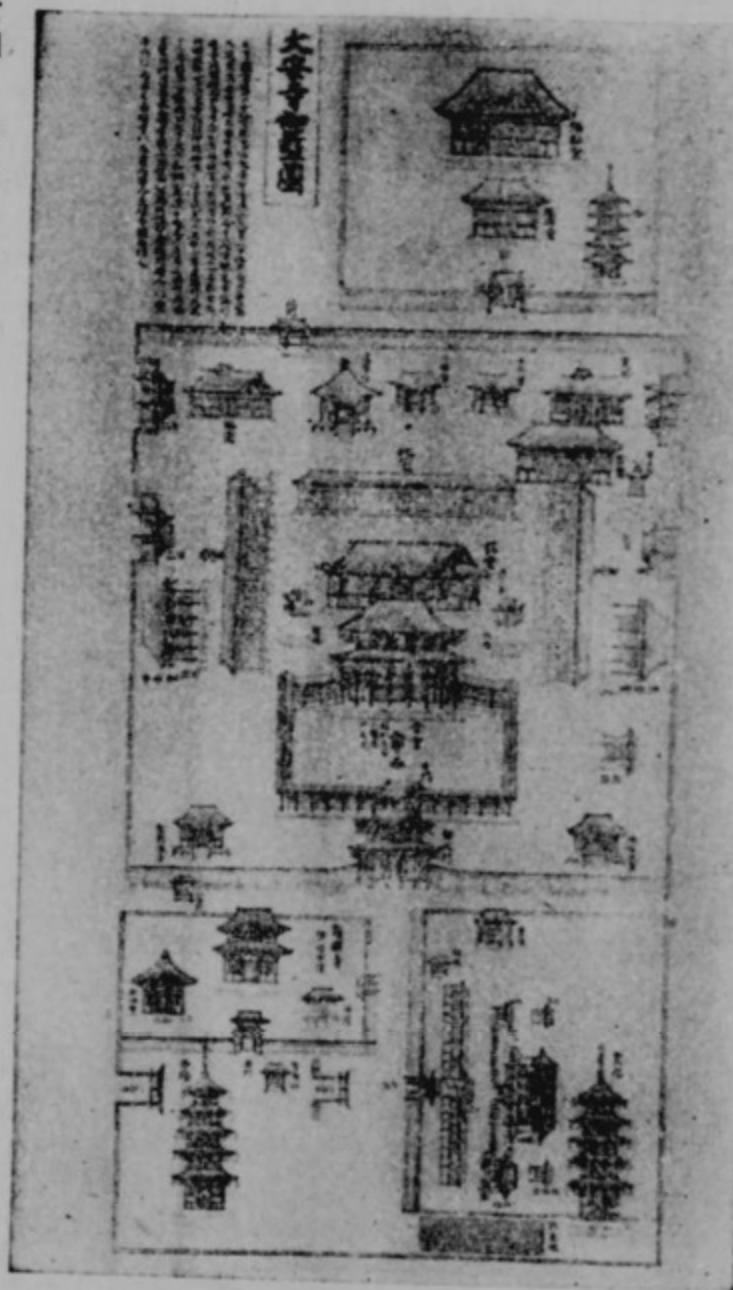
希臘から傳へられた摩擦法・身體運動法も、羅馬人は之を利用した。蓋し羅馬人が沐浴の醫學的効果を知つたのは、希臘醫師の説に負ふ所が少なかつたのである。

羅馬に發達した沐浴の醫學的考察は、將來泰西水治學の發達を遂ぐる源泉であつた、三千歳の間、水治學は或は伸び、或は忘れられたが、潺々として流るゝ水の如く一脈の學派は常に存して盡きず、轉近科學知識の發達に誘はれて、醫學部門に大なる門戸を張ることになつた。

羅馬に榮えた沐浴は、一面罪惡の源であつた。羅馬人は廉耻なき、貞操なき、勇氣なき遊戲兒に化した。そして、耶蘇教の新興と共に權花の如く消え、三日にして、さしも奢侈を極めた浴場も壊され、ネロの座した机は寺院の敷石となり、澡具金物は聖壇の飾に變り、今も聖ヒトリ寺、その他の寺々を訪ね廻ぐれば、その遺物に接するのである。

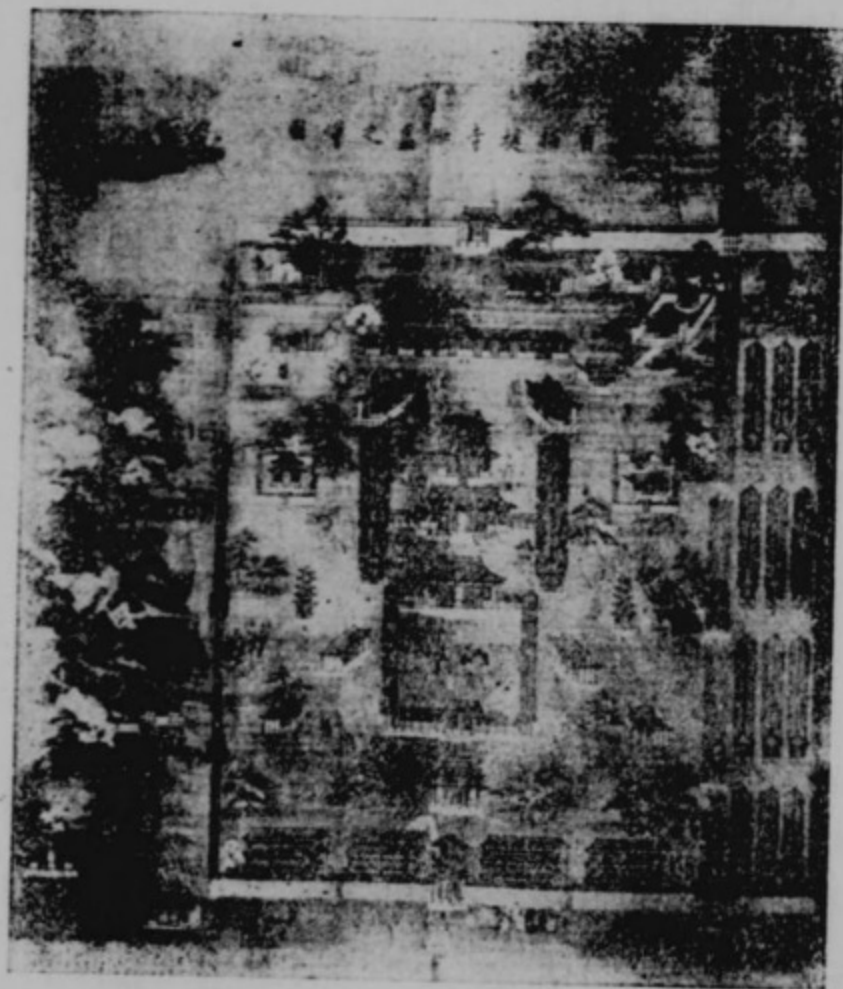
奈良朝の寺院浴室

佛教では浴室を七堂伽藍の一に數へ、我國奈良の大安寺・唐招提寺などの古き繪圖にも、その位置が明かに示してある。東大寺或は法華寺に詣れば、今も尙大湯屋や、から風呂が儼然として遺つてゐるのを見る。東大寺の大湯屋が、特別保護建物に指定せられてゐるのは、人々の知る所である。〔灌佛功德經〕に「我今灌沐諸如來・淨智嚴功德聚、五濁衆生令離垢、願證如來淨法身」とある如く、垢穢を洗ふのは佛に仕ふるものゝ大任であるから、浴室が寺院に於て相當に重用せらるゝのもまた當然である。



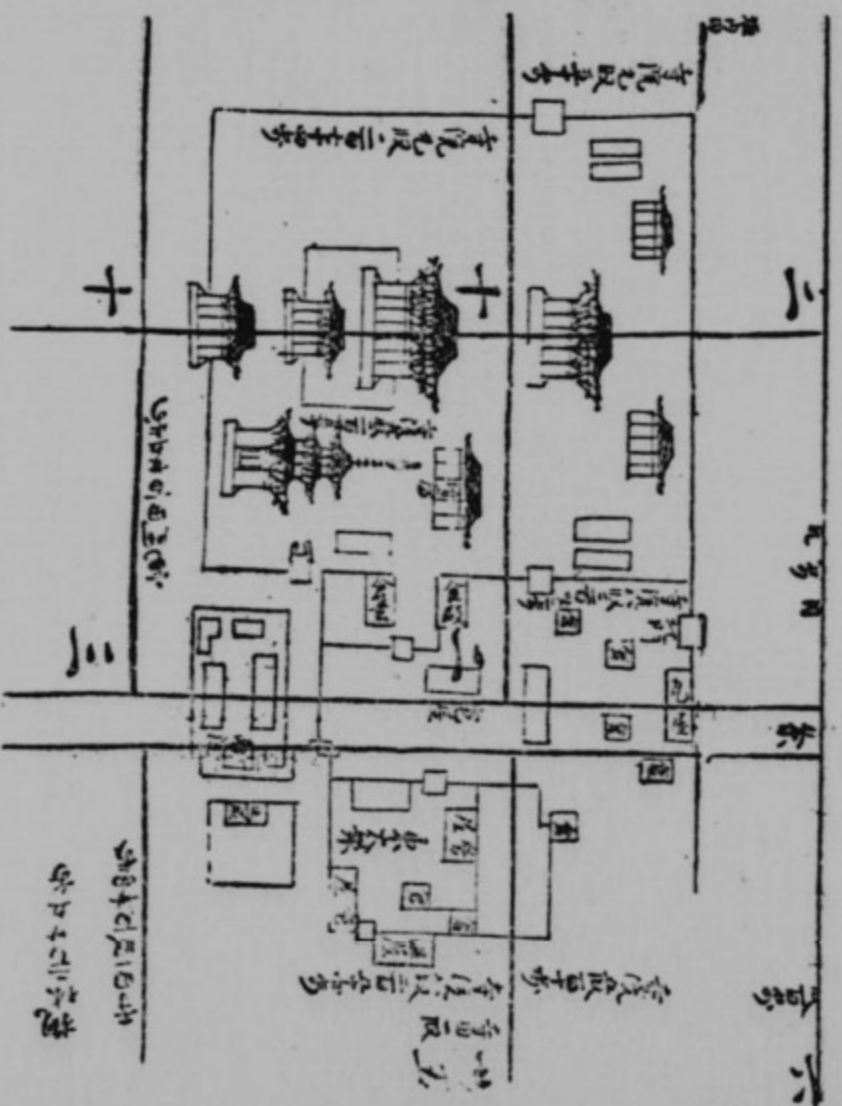
第十六圖 大安寺古圖

佛教寺院に在りては、浴室は七堂伽藍の中に加へられてある、而して古い寺院古圖には必ずその場所が示されてゐる、今でも奈良時代又はその後の寺院には今も浴室の物が存してゐるものゝあることは周知く人の知る所である、こゝには奈良大安寺の伽藍圖によつて浴室の位置を示して置く。



唐招提寺の古図 第七十圖

唐年三字寶平天・り在に條五字大村跡都郡駒生國和大は寺提招唐
當は今・るあで院寺るな名有てしと山本の宗律たし立建が眞鑑僧
ひ塾が備設の々種ばれよに圖古此・がる居てい失を榮繁き如の時
るれ知が置位の堂浴てし而・るかわがとこたつあでのもな嚴莊に更



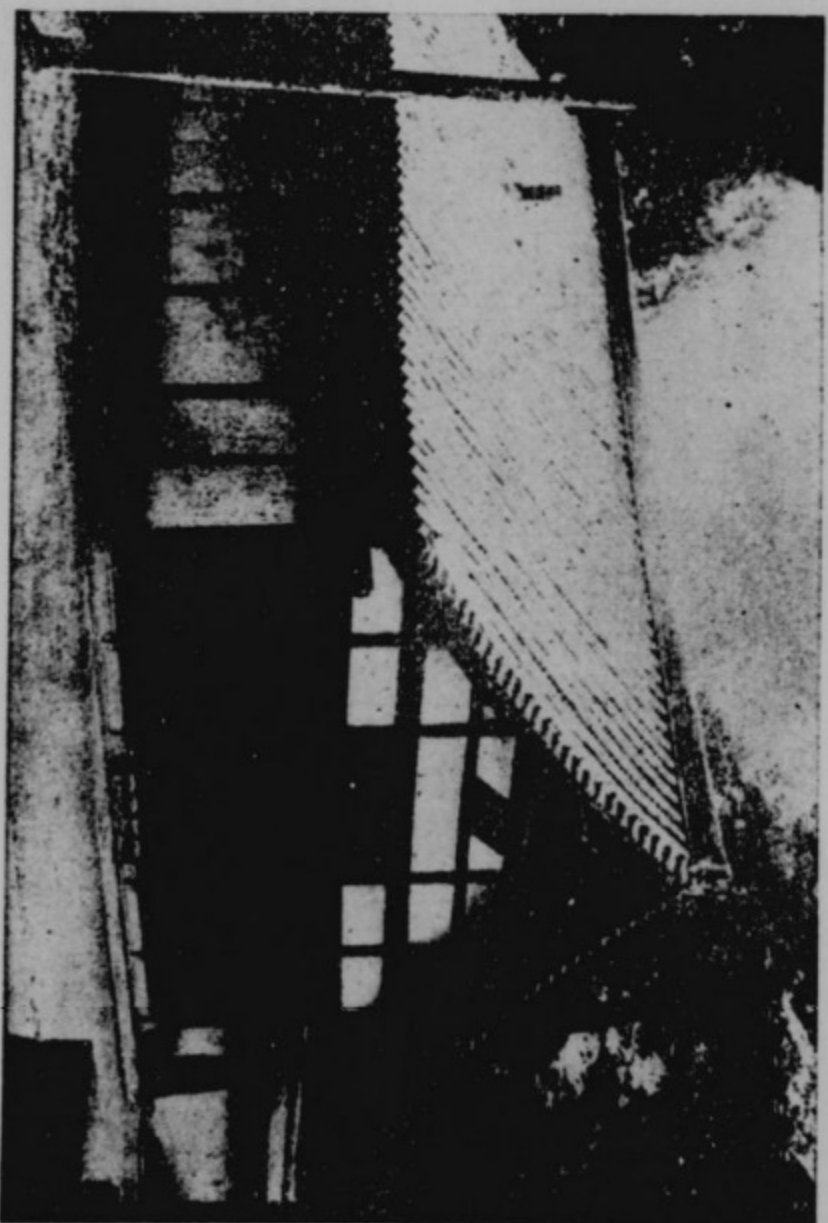
寺安願の地 圖八十第

部 (四附) 衆人ばれよに同古は屋湯の (部田額宇村端平部駒生園和天) 寺安願
の段でのるよに宜使用共の火焚はれこ・るゐてし隣相と (屋龍) 所時く近に屋
ふいもと屋湯は又家湯を家宿・るあがのもるゐてし示に明を係關此もに物巻繪



屋湯大の寺大東 圖九十第

大く多がのものの護保別特はに物建の寺大東・るあで名有にり餘て以を佛大は寺大東の良奈
るるでん富に和調の上式様築建留いし惜はに屋湯はり造風破のこ・るあでつ一のそも屋湯



室 治 の 寺 安 大 圖 十 二 第

は昔・かたつなく其も模範は今も寺安大るれはいもと寺大南でし對に寺大西・寺大東
るあで和調不にも餘ものるて川突が突廻るか根屋は室治のこ・たつあでのもな派立

る。故に佛法では入浴室の方式が可なり強制的に守られてゐることは【威儀經】その他によりて之を窺ふことを得るのである。然し、後世になると、浴室の意義が忘れられ、入浴室式も十分に執行されず、次第に浴室の存在が失はれた。それでも禪宗では今でも入浴式を嚴守し、曹洞宗の如きは、「沐浴身體、當願衆生、身心無垢、内外光潔」の入浴喝を唱へることになつて居る。

奈良朝に於ける佛教は、信仰も熱烈であり、寺院建築の形式も眞面目であつた。寺院には資財があり、之れを各堂にそれ／＼振當てゝ維持を講じ、浴室もまた相當の分配に預つた。左に奈良朝時代の寺院の資財帳から浴室を調べて見よう。

法隆寺資財帳

浴室 一口 長七丈八尺
廣三丈三尺

西曆一千九百十九年二月十一日

大安寺資財帳

令浴室院室參日

一口長六丈三尺廣二丈
一口長五丈廣二丈 並葺檜皮

西曆一千九百十九年二月十一日

西大寺資財帳

檜皮溫室
長五丈
廣二丈

資財帳によれば、何れの浴室も割合に大なるものであつた。【續實簡集】（弘安九年・西紀一二八六年）に「就中温室の構造過一寺云々」とあり、大なる浴室になれば一堂宇よりも大なるものもあつたことを知る。浴室の内景の説明を加へた記録は無い爲めに、之を十分に知することは困難である。又今日に至るまで遺された浴室も再三改築されてあるから、内容形式も多少崩れてゐると想ふ。それは後に述べるから、茲には記錄に残つた浴室の維持に就いて調べて見る。

浴室では湯を沸す爲めの燃料が必要で、それも相當の量を費すので、之を購入するに經費のかゝるは當然である。その爲めの資源として田畠を之に寄附して、その收穫より支拂ふ方法が行はれた。宗廟の建立の際、一考極意録、當國衆上、皇心護持、御衣水

東大寺室方十食二神清り侍奉　実基三指室の寄進は大おれけし。多計ても願念せ給
越二大湯屋温室田事　こまき御うひやふさ。然し、新出のさまより指室の立廻は涼れる
寄進組合一町二段者の式次第可なり也。經緯前日甲乙丙丁戊己庚辛壬癸子丑寅卯辰巳未申酉戌亥子の十二門（惣圖略）ちの

在二東大寺一以上御庄之内

一田漆段 字井口
一田參段 字丸坂
一田二段 字十坪

右爲奉_レ始_二本願聖靈先師尊靈_一、并先亡後滅寺衆、及自他法界成等正覺、期_二永

永久五年七月十五日

件溫室田、寄進明白也、准_二布薩湯田_一、免_三除官物等_一、無_二懈怠_一可_三勤仕_一之狀如レ件

周防國三田尻の近在なる阿彌陀寺は、東大寺再建の願主重源上人の開基にかゝる。

その寺に遺る記録にも

田陸町島三町長月溫室之

維那六人衣服料人別

田壹町畠五反宛之

と見え、奈良朝から後に至るまで、浴室燃料の資源を寄附し、而して温室の業務を等閑に附せざるやう厳しく戒めてある。重源上人の誓書の内に

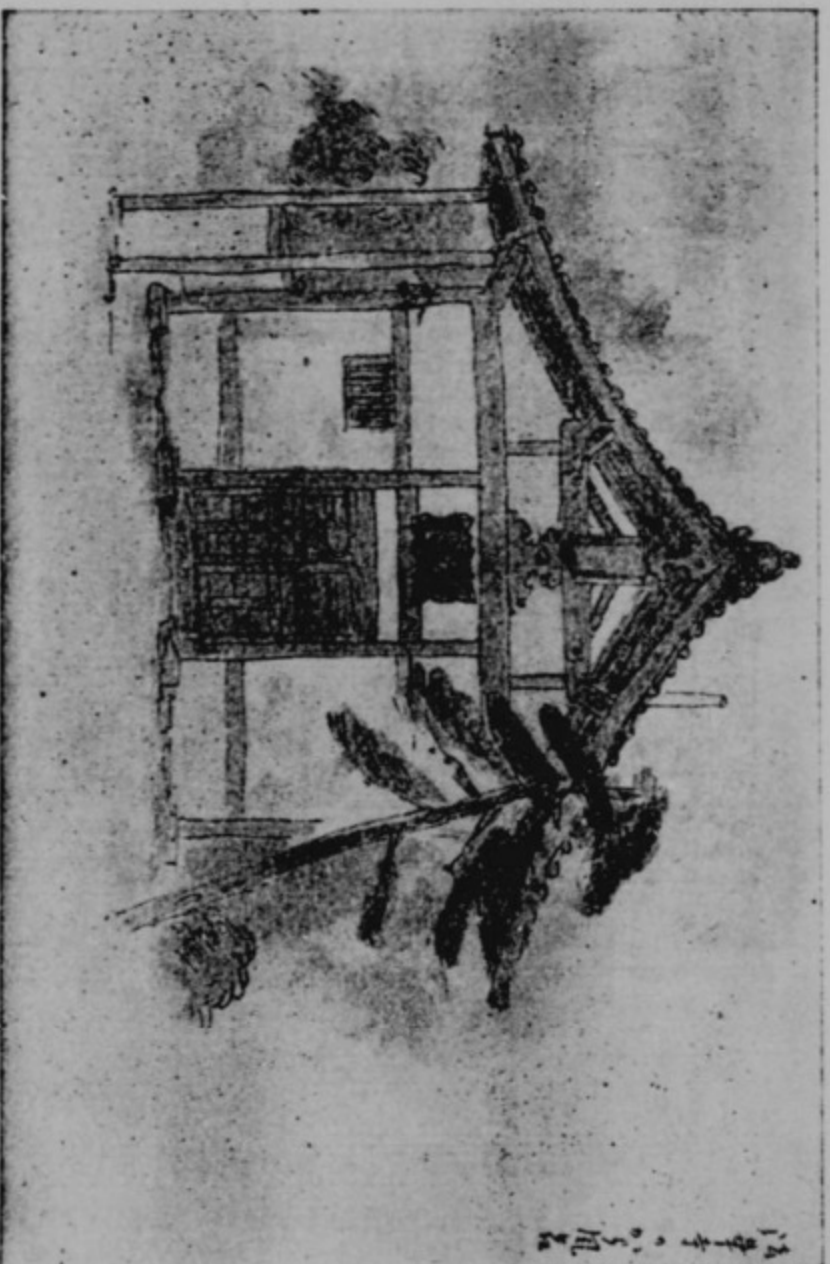
而退_ニ失念佛_ニ温者_一一宮玉祖天滿天神春日八幡等_ニ守護善神王并寺内三寶令與_ニ冥顯之兩爵_一現世受_ニ白_一癩黑癩之身_ニ後生墮_ニ無間地獄之底_一若無_ニ違者_一有_ニ勤行_一者_ニ今後無量之壽福者也_一在_ニ廟官人等_一宜承_ニ知依_一宜行_ニ之故宜_一とあつて、随分手殿しい誓である。温室の勤行は寺院行事の内では、重いものであつたが、後世まで堅く守られてはゐなかつた。浴室にはこの厚い保護があつて、それで維持して行くが、然らば入浴は毎日行はれたかの問題が残る。それは

【續日本記】に 天平九年八月癸卯命_ニ四畿内二盛及七道諸僧尼諸國僧尼_一、清淨沐浴一月之内、二三次令_レ讀_ニ最勝王經_一などの記載があつて、月に二三度の浴室使用が窺ひ知られる。又【東大寺緣起】には月五六度とある。一般に古き時代にありては、今日の如く水を運ぶに利便なる器も乏



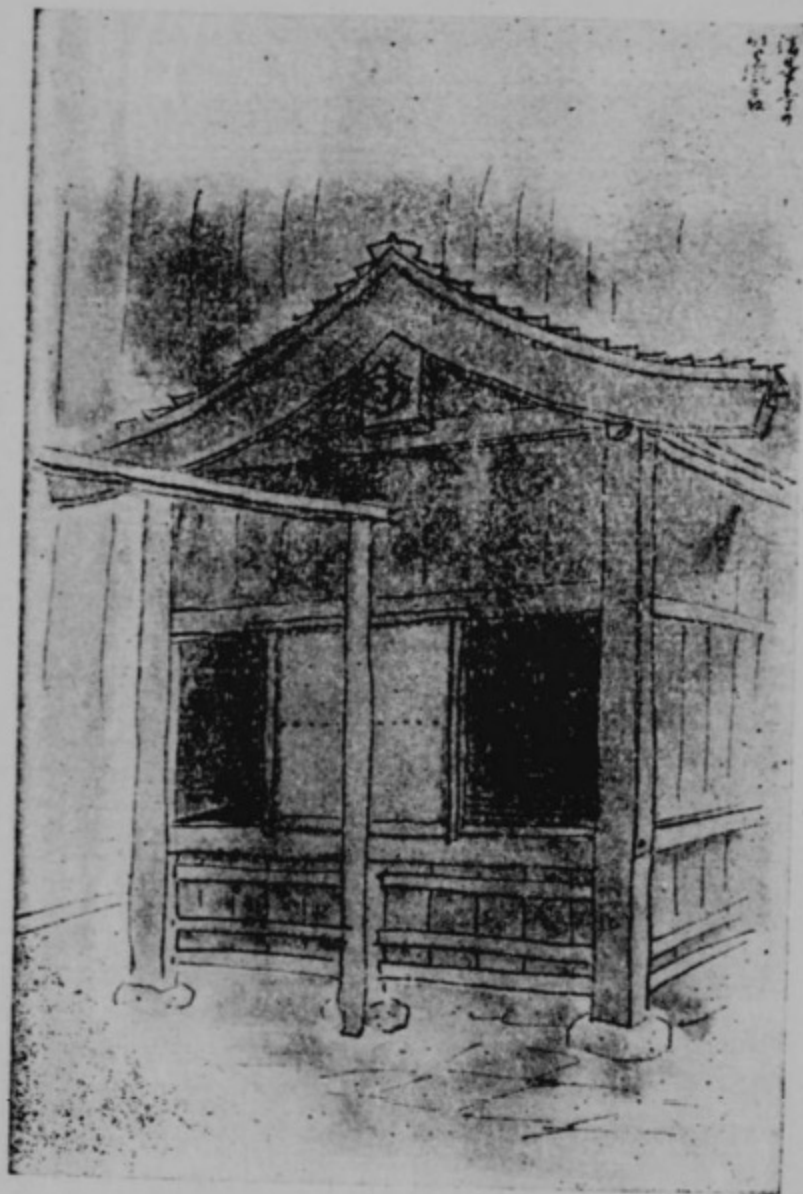
浴施の后皇明光 圖一十二第

あふ十二は浴施此・るあで給の安琳眼法芝・書詞の風公所き・たつ探らか起縁寺大東るてし書典を由の事が全祐門沙通動年元文大・でのたしと巻三てし約鈔をのもたつ心御いし々雖の后皇で事御いしはるうも最てしと住奉の性女は浴施の后皇明光・るを色代時はどな様模の内殿湯・は其・意・並るけ給に巻給・のもるなと鑑の性女も今はるあで巻給の呂風落くし正はのつ立の氣湯らか同の張子篋の殿湯にとこ・るあてび留



(一) 呂風らかの寺華法 圖二十二第

てし清庵に目定もて日今は呂風らかの寺華法良奈るふ傳を碑口の后泉明光
る所に生寫の竹畫兒靜藤加は同の次び及圖此・るるでい繼を志道御の后泉



(二) 呂風空の寺華法 圖三十二第

を女男・け設を隔のりかば形てつよに令命の署察警は今も呂風空
つ立が氣湯らか間の子簀・るあで呂風棚戸の風手引・るゐてつ別



行淨のトツベサリエ聖 圖四十二第

つ探らか畫版の(年一三五一=三七四一紀西)氏ルイマクルブ・スンハは圖のこ
浴入はにぐ防を氣病のこ・ため極を無損に洲歐が病癩てれ伴に役戦軍字十・た
を者病るな幸不此はに方一又・れは行にん盛が浴入時當てれは謂とい好も最が
るあでトツベサリエ聖はきべふ謂もと后皇明光の洋西・たつ起が業事善慈ふ救

しく、燃香料などの不便も多いことであつたから、自然湯を沸すことが容易ならず、浴室開きも日が限られ、少ければ月に二三度、多きも五六度より出来なかつたのであらう。

光明皇后の御遺事

奈良佛教に輝彩を放ちたまふ光明皇后には、豫てより施浴の心願があらせられた。舊紀に據ると、「光明皇后、東大寺の惠観法師に問給はく、我何の因縁を以て身より光明を放ち又自然の香を帶する哉と、惠観答へて申さく、光明を放つことは先世に佛前に燈明を備ふが故也、自然の香を帶する事は、温室を構へて諸人の垢を淨むる故なり、凡温室の功德に過たる事なしと被申ければ」云々とある。昔し、首陀會天毗婆子佛の時、佛の洗僧の功德を説ひたまひしを聴き、欣然作務したる爲め、天に生れて形體殊妙、大に光相を有するに至つた。皇后は之に倣はんとせられたのである。故に温室の功德に過ぐるることなきを聴き玉ひし上は、御心願を達せんと、勇猛心を起して手

を下さんとせられたが、身高貴の故を以て、洗身は憚りありと群臣の諫めもあつたが
後の御志は此を阻止する能はず、即ち法華寺のから風呂に千人の垢を流し給ひし故事
が出来た。皇后のことは【元亨釋書】（後醍醐天皇・元亨二年・西紀一三二二年）によ
つて知られると思ふ。

天平應真皇太后光明子者淡海公第二女也、聖武帝儲貳時納爲妃、天平元年八月冊
爲皇后、體貌姝麗、似有光耀、（中略）聖武帝造國分寺東大寺、皆后之勸發也、
又置悲田施藥二院、恤天下餓恙、及東大寺成、后以謂、大儀大殿皆已備足、帝昂
于外、我營于内、勝功鉅德不可加也、且有訖意、一夕閣裏空中有聲曰、后莫誇
也、妙觸宣明浴室潮濕其功不可言而已、后恠喜乃建溫室、令貴賤取浴、后又
誓曰、我親去千人垢、君臣憚之、后壯志不可沮也、既而竟九百九十九人、最後
有二人、偏體疥癩、臭氣充室、后難去垢、又自思而言、今滿千數、豈避之哉、
忍而背、病人言、我受惡病、患此瘡者久、適有良醫、教曰、使人吸膿必
得除愈、而世上無深悲者、故我沉痾至于此、今后行無遮悲濟、又孔貴之、願后
有意乎、后已不得、吸瘡吐膿、自頃至腫皆遍、后語病人曰、我吮汝瘡、

慎勿語人、于時病人放言大光明、告曰后去阿闍佛垢、又慎勿語人、后驚而視
人、妙相端嚴、光耀馥郁、忽然不見、后驚喜無量、就其地構伽藍、號阿闍寺、
寶字二年受尊號、四年六月崩、六十。

皇后が自から千人の體を洗ひ給ふたことは、他書には見受けられない、【寶物集】（高
倉天皇・治承二年・西紀一一七八年）には

光明皇后の湯を沸して十方の衆生に浴し給ひて、一日に三人が垢を摺り給ひけるに
いふせく怖しげなる乞兒の我垢すり賜へと申しければ、
とある。又【東大寺緣記】には

聖武皇帝の后光明皇后は、慈悲深重のあまり、溫室をかまへ、毎月五六度癩病の者
を入たまへり、則皇后身づから湯屋に出御ありて、かたじけなく御手づから癩病の
者を浴澤し給しかば、大慈大悲の利益廣大無邊なるを感應し、阿闍如來每度影向あ
り、其より後溫室を阿闍寺となのり侍る。

とある。光明皇后の施浴は、大衆の喜びであつた、一視平等、乞食・癩者の區別なく
自ら洗浴に手を下された、その御精神が實に佛におはし、菩薩におはしたのである。

皇后自ら果して千人の垢を洗されたか否かの實際問題は、餘りに穿鑿過ぎたことで、光明皇后の宗教的興奮を無視するものと云はなくてはなるまい。而して、生温るい志では癩病の膿が吸へるものではない。皇后は天平隨一の美人でおはし、佛師の形像になられた程の女性美を備へられた御身柄であるから、容易な事業ではなかつた。皇后の故事は無論傳説ではあるが、假りにも、かゝる物語の傳へられたのは女性の誇りである。光明皇后は、天平の佛教信者を一人で荷はれた形である。皇后のこの傳説は、阿難が前生に於て不治の惡瘡に罹つたが、當世に清淨福祐の身と生れたのも、全く衆僧に施浴し、その汁を以て瘡を洗つた因縁によるといふ故事から産れたものである。

また、行基菩薩にも同様な話がある。〔有馬山温泉小鑑〕に

爰に舊記を按るに、仁王四十五代聖武天皇の御宇神龜元年甲子の年、行基菩薩はこやの里崑崙山金養寺に入せ給て安住し玉ふ、爰に温泉山の傍より一人の病夫來りてこやの里近く山の中に伏しゐたり。行基かの者を見給ひ彼に向て宣ひけるは、汝如何なる病によつて斯の如く苦しむぞと問ひ給へば、病夫答て曰く、我濕の病によつて斯の如く苦みを受くるものなり。支軀疼痛して飲食のんどに進まず、身命盡きて

今日明日過し難し、若し仁者の加祐に遇ひ奉り、此苦を須臾なりともたすかりたく思ふ者也、顯は御身誠の慈悲深くましまさば、我苦みを露程なりと授けてたべかしとぞ申ける。行基誠に不便に思し召し菩薩の萬行は拔苦與樂の弘願なり、我れ彼を引導き授け、二度平愈を得せしめば今生の願をまぬがるべしとおぼしめし、飯食を設、良藥を與へ、様々看病をぞし給ひける。その時病夫望を爲しけるは、今我あきらけき魚の身を食し、肉の味ひにあかば此病愈ゆべきもの也とぞ申しける。行基憐に思しめし、ながすゝの漬といふ所に下り、花籠を海邊に差し下し給へば、忽ち大きな魚、波の中よりおのれと躍り入けり。行基此魚を得させ給ひて急ぎ立ち歸りまづ牛肉を割て煮て與へ給へば、病夫此魚を喰て重病少し快氣をぞ得りける。病夫こゝに復た望をなしけるは迎の御慈悲にてましまさば、我が五軀身分膿血崩れたるれて肉中に蟲生じ血肉を吸るゝによつて、身のかゆき事耐え難し、願くば我が膿血をねぶり、肉の蟲を吸ふてたべかしとぞ申ける。行基是をも厭ひ給はず、猶不便に思しめし、かの膿血たぐれて膿つゐへたる肌に御口を差し當て、廣長の舌を舒べ、五軀全身を殘らず吸せ給ふぞ難有。此時病夫忽ち金色莊嚴の佛鉢となり善哉々々我

こそ温泉正身の薬師たり、云々。

とあつて、行基の故事も、光明皇后のと全く同一筆法である。

【今昔物語】に

其後寂照、既に震旦に渡りて、思ひの如く所々の聖跡を禮して、天皇も待受て、止事
无り敬ひ歸依し給ひけり。亦寂照五臺山に詣で、種々に功德を修けるに、湯を涌
して大衆に浴けむとして、先大衆僧供に著き並たる程、極て穢氣なる女の子を抱き
たる一の犬を具して、寂照が前に出来ぬ、此の女瘡かきて穢氣なる事無限也、此れ
を見る人共穢がりて追ひ喰ふ、寂照此を制して女に食物を與へて返し遣る、而るに
此の女の云く、我が身に瘡有て糸難堪く佗しければ湯浴むが爲に參つる也、湯の功
少し我に浴し給ふと、人共此れを聞て喰ひ追ふ、女被追て後の方に逃去て獨り湯屋
に入て子を抱き乍ら犬を具し、さふめかして湯を浴む、人共此を聞て打追はむと云
ひて、湯屋に入て見れば、掻消つ様に失ぬ。其時に人々驚怪むで見廻せば、擔より
上様に紫の雲光りて昇れり。

前二者の故事とは異つた傳説である、湯を中心とした佛教傳來の物語を取り結び付

けたものである。光明皇后、行基の傳説は藤原時代にあつたことは想像し易く、又
【今昔物語】もその頃の作であるから當時に流布せられた口説である。それが色々と手
が入り、品が變つた寂照の故事を産んだものと思はる。此傳説を解剖すると、佛徒、
湯屋・病氣・御光と、或る型が一貫してゐるのを容易に見ぬことが出来、佛教弘布
の方便と謂ふことがわかる。

貧者に恵み病者を救ふは大慈大善で、之より尊いものは更にない。まして身尊く富
貴にして施主となるのは、全く善根でなくては出来ない。耶蘇教にても、之れと同様
な考があつて、施浴などは慈善の至大であると思ふ様になつた。數世紀に涉つて、沐
浴の心身清淨の思想から祭日の前日に入浴淨身したが、更に換骨して施浴の慈善が發
達して、病者貧者への施浴の企てが縉紳名僧の間に競うて行はれた。マインツ、又は
ウトレヒトの大僧正、ヘンリー皇帝の皇后、オットー第二世の娘などは、何れも好ん
で施浴事業に力を致した。十字軍戦役の前後より、東洋から西歐に癩病が傳り播つた
爲め、これに悩む人々が多く出来た。この病者を救ふ爲めに、寺院では浴屋を設けて
施浴をした、耶蘇教の聖徒では、進んでこの苦行をなしたものもある。就中聖エリサ

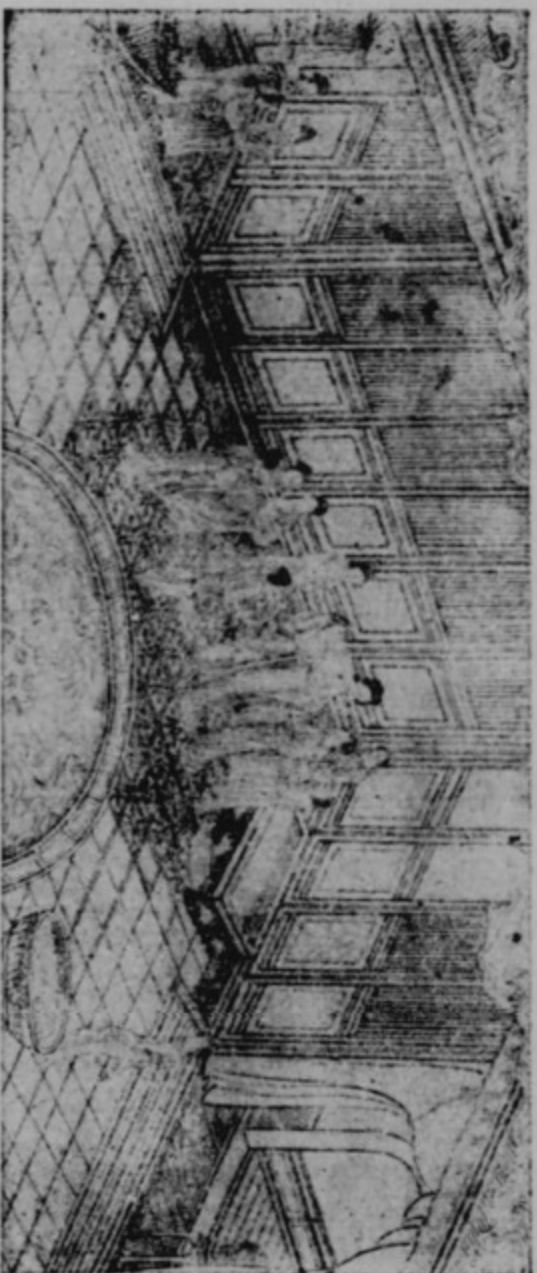
ペイトの癩病施浴は有名で、恰も我が光明皇后に比すべき善根者であつた。

楊貴妃

光明皇后が非常なる勇猛心と純乎たる信仰から導かれたまひて、自ら施浴して進んで賤者に御手を觸れ給うた破天荒の御慈悲は、皇后の一世を實に尊く飾つたのみならず、餘香郁々として幾多の人々を訓ふる所が多い。今日の言葉で謂へば皇后は自ら率先して社會救済の事業に手を下されたのである。

奈良朝の聖武天皇の大御代は、支那では唐の玄宗の時代に當る。

唐の太宗の貞觀の治は、久方振りの太平の世として、民心穩かに、政令よく行はれた。玄宗年若くして帝位に即き、初めは、太宗にも劣らぬ政績を挙げ、長安の守護を嚴にし、外藩への備を堅くし、宮女千餘人の解放を斷行し、庭苑で贅澤品を焼き捨て、宮中には専ら節約を旨とし、漸く一代の名君と誦はるゝに至つたが、その妃姚宗が死し、武惠が流産で世を去つてから、空閨淋しく、玄宗には暗い影がさして來た。偶々



圖の泉浴清華 圖五十二第

物語家帝京東でのたいて描をることと並に泉湯宮清華に共に妃貴楊の帝京家女の唐は國のこ
治にこそが皇始の素書は泉湯の宮清華る在に並の山腰上唐・たつ探るか畫の第九伊傳藏館
に爲は女神・たし調を罪てれ梅は皇始・らかためしぜ生を許てし唯が女神時たれ故に女神てし
を理能けつ名と宮清華をれこは宗玄・るあで處るあが事故ふいとたつてつ流てつ作を泉湯
力無端起扶兒侍 贈或流清水泉湯 池清華清華宮・たん遊々屋に共に妃貴楊り作を池てし施
れ是も即はのもゝるはたうに歌世長と宵春暖度帳善美 旅歩金顔花貴雲 時澤思承新是始



池浴の泉温宮清華 圖六十二第

趣没がるす存も今は閑撲・るろてれた別に池外内は池浴
 ・いなに更は影面の背てれら塗に・キンベ青キンベ赤な味
 麗の外門南のそ・りあが城縣懐臨に所の里五東の安西
 るあでのるろてい湧は泉温宮清華のこ・らか麓山の山

宦官の高力士の計で、壽王の妃である楊玉環を無理に後宮に入れた。玄宗の溺愛は玉環をして榮耀の極にあらしめ、六年後には彼女を妃に冊して、楊貴妃と呼ぶやうになった。その一門は重要な顯職に就いた、父の楊元炎は兵部尚書、母の李氏は涼國夫人なり、姉の達韓・國祓・秦國の三夫人も宮仕することになった。玄宗は蘭燈に映る嬌羞の姿に益々貴妃を愛し、驪山の麓、華清溫泉に行幸し、浴後化粧を凝らした艶麗の姿に徂く春を惜しみ、これまでいそしんだ朝政を忘れた。

楊貴妃は玄宗の寵重なるに従ひ、國政にまで嘴を容れた。從兄楊劉、後の楊國忠は國政を左右し、權勢並ぶものなきに至つた。その内に安祿山が契丹を攻めて歸り、尙かに時をねらつて居つた。玄宗の宮廷は經費莫大となり、次第に苛歛誅求の怨が生じて來た。機を待つた祿山は叛して長官を攻めた。かうなつては、玄宗の力は及ばない。民心は離散し、讓位を玄宗に迫つた。官軍は不利に陥つた。士卒は楊國忠や貴妃を殺せと殺氣立つた、玄宗は血迷ひした。一たび離れた兵士は後宮に入り、その姉妹及び國忠を屠ふつた。楊貴妃も今は時とあきらめて、無言のまゝ玄宗の腕に凭りて永い訣れを告げ、路傍の梨樹に縊れて死んだ。

後宮に十八歳のとき召され、玄宗の寵を受けること二十年、天寶十五年六月三十八歳の一生で卒つた。

玄宗は綿々として貴妃を想ひて耐へ難い愁に沈んだ、そして遂に一日道士をして貴妃の墓を探らせ、玄宮に貴妃と遇うて玄宗鬱悶の情を告げさせた。白樂天の長恨歌は玄宗と楊貴妃との情緒を詠うた長詩である。世界に此れ程に熱烈な情愛を抒した詩はなからう。長恨歌一篇は、何時これを誦しても盡きない想をするのである。しかし、その歌は入口によく膾炙せられてゐるから、今茲には掲げない。

光明皇后と楊貴妃との年代紀を左に比較してみよう。

聖武

天平元年(七二九)

光明子を皇后に立つ

二年(七三〇)

施薬院を置く

七年(七三五)

十五年(七四三)

東大寺建立

十七年(七四五)

玄宗

開元十七年

開元二十三年

壽王妃楊氏を冊す

天寶二年

安祿山入朝

四年八月

楊氏を喜妃とす

孝謙

天平勝寶四年(七五二)

大佛開眼東大寺に奉す

七年(七五五)

八年(七五六)

天寶十一年

李林甫死し楊國忠石相となる

十四年

安祿山反す

至德元年

玄宗出奔六月楊國忠貴妃伏誅す

淳仁

天平寶字四年(七六〇)

光明皇后崩す寶算六十

肅宗

上元元年

時恰も同じうして、この二女性が現れた。一は未來の法樂を想ひて現世に好んで苦行を敢てし、施浴の社會奉仕を以て、また盡きざるものとした。他は明日よりも今日の享樂に飽かんと欲し、榮耀三昧に耽つた。一は信仰の憧憬に生きんとし、他は人間愛を求めてそれに飽滿せんとした。この二女性は共に沐浴を中心にした傳説を有する。しかも運命は一方には天壽を全うせしめ、他は路傍に倒るゝの非命をとらしめた。光明皇后の遺業に奮起した名僧知識があれば、楊貴妃の運命に泣き、華清宮を偲ぶ哀詩を遺した文人詩客がある。想ひ來れば、無限の感慨なきを得ない。

華清宮の温泉

華清宮の温泉は玄宗の故事から有名になつた。そして、後世之を詩に詠じたものは支那に可成り多い。自分が蒐集しただけでも、優に六七十首になつた。今茲にその中から一首を載せて、如何に詩人がこの好箇によりて綺藻を恣にしたかを見ることとする。

温泉宮

唐王建

十月一日天子來、青繩御路無塵埃、宮前內裏湯各別、
每箇白玉芙蓉開、朝元門向山上起、城繞青山龍暖水、
夜開金殿看星河、宮女知更月明裏、武王得仙王母去、
山鷄晝鳴宮中樹、溫泉泱泱出宮流、宮使年々修玉樓、
禁兵去盡無射獵、日西麋鹿登城頭、黎園弟子偷玉譜、
頭白人間教歌舞。

玄宗が屢々出遊した華清の温泉は、今も尙湧き出てゐる。明治三十四年十月廿日の【東京朝日新聞】に雲外生の紀行がある。稍古くなつた日記であるが、よく説明せられてゐるから、その全文を轉載しよう。

西安の東を距ること五十清里（我約五里）にして臨潼縣城あり、縣城の南門外に驪山あり、その高さ約五百尺、秀翠愛すべし。その麓は即ち溫泉宮にして、唐代華清宮の遺跡なりと云ふ。臨潼縣城の南門を出で、南する十餘歩にして門あり、額に題して天地陽春と云ふ。又行くこと七八十歩にして影壁あり、その左右に衡門の如きものあり、左折すれば車馬及び從者の房室あり。夫れより正面に進めば更に門あり、乘馬乗車の客、皆この門にて下車す、唯轎子は尙門内に進むを得べし。門の左右に客房あり、その正面を客室とす、左折して小門を入れば右に客室ありて最も大なり。客室の正面に壁を設け又小門を穿つ、小門を入れば即ち華清池塘なり。その形稍瓢に類し、而して之を内外に分つ、外池塘は入浴せしめず、入浴せしむるは内池塘のみに限れり。内池塘の濶さ一丈四五尺、長さ二丈二三尺、深さ二尺六七寸にして其周圍及び底は石を持つて之を疊む。池水の清徹なる池底の微物も皆之を見るこ

とを得べし。水質は無味無臭にして温度九十度内外なり。この池塘までを温泉宮の外部とし、それより後を宮の内部とす小門を入り右折して石階を拾ふ。上に殿屋ありて北面す、之を正殿となす、左右に二三の廂廡ありて池塘上に設けらる神殿に連る。正殿の後方にも池塘あり、池中二閣を架す、その東方の一閣は全く池中にありて橋を架して南北に通ず。その西方の閣は西部に於て他の一廂に連る、是れ樓船の形に則れるなり。正殿と池中の二閣とは閣中の巨觀にして雅趣掬すべし、塘の北方一小門を隔てたる空地に一殿堂と數廂廡の新築せらるゝあり。回鑾の際の行宮に充つるものなりと云ふ。是れ現今、驪山温泉の光景なり、この規模は小にして、唐代華清宮の一小部分を存するに過ぎざらんも、而も池あり、魚あり、辛あり、樹あり、樓あり、閣あり、其配置結構孰も雅致風趣に富めるも惜むべし。今や世俗のために沒趣味なる工人の手に罹り、赤インキ、青インキ等を塗抹せられて、その面目を日に沒しつゝあり。之を北京湯山の温泉宮に比するに、その規模に遠く及ばざるも、その荒廢は彼の如く甚しからず。

藤原期及び鎌倉期の浴室

古代に浴室があつたか無かつたかは知るべき材料を持たないが、奈良朝には佛教傳來と共に寺院に浴室を構へたことは、その時代の古寺の資財帳にも登録してあり、又大安寺や、唐招提寺の古繪圖を見ても明かにその形などが描かれてゐる。この事は前にも述べたが、今日の東大寺・法華寺又は京都の東寺などに遺された浴室を見ても、當時の面影を偲ぶことが出来るのである。寺院の構造が支那からその型範を取つたことも明らかで、大安寺の如きはその縁起にも唐の西明寺を模したとある。おもふに、浴室も支那建築に倣つたものであらう。

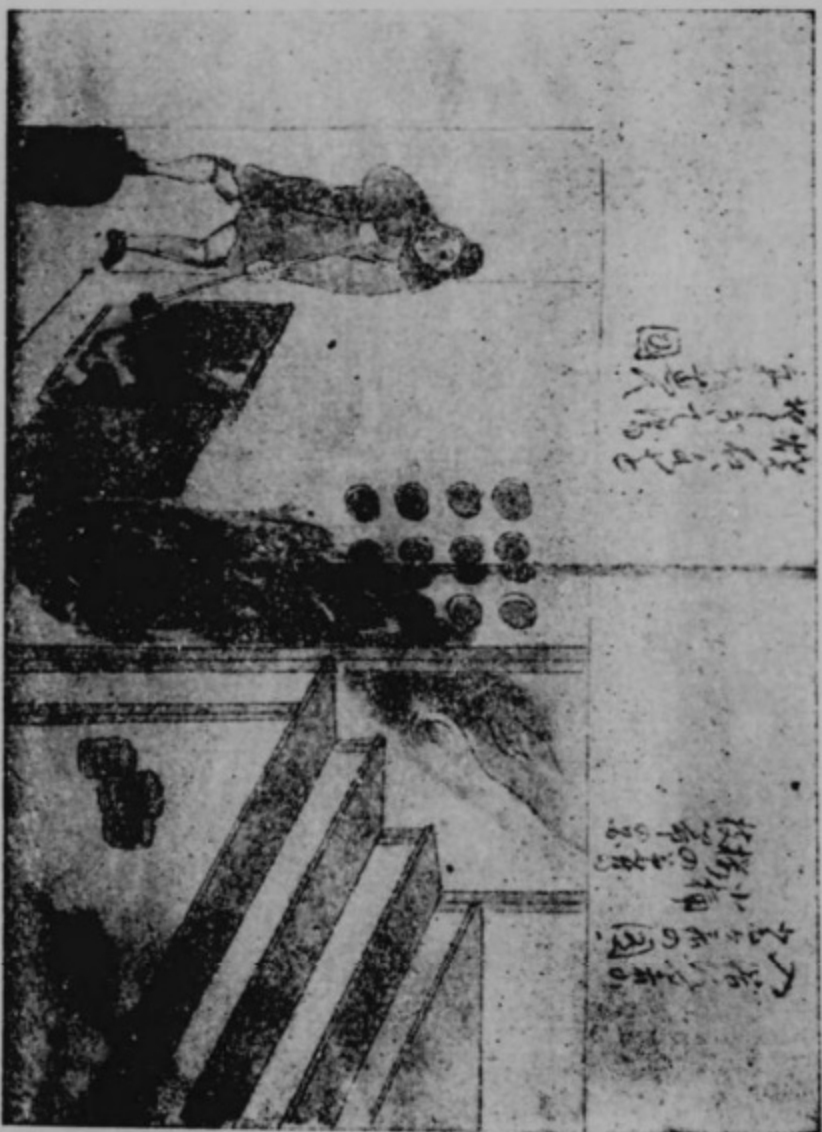
寺院の浴室は蒸風呂か、湯水を使ふ湯屋かの區別は判然しない。少くとも今日に遺る寺院の浴堂は、長年月の間には屋形の改築もあり、内部の模様替へもあつたらうから、原形とは變つたに違ひないが、浴室の原則は飽くまで守られてあることは、容易に想像のつく所であらう。法華寺の今日のから風呂を見るに、東側の禁口は西洋竈風

に煉瓦を積み、煙突が建ち、男女の兩別があつて、明かに現代の改修になつてゐるも蒸風呂を立てゝゐることには變りない。奈良時代に建てられた寺院は、今でも、蒸風呂の多い浴室を見れば、蒸風呂が傳統であつたであらう。保守的傳統を尊ぶ寺院がさう簡単に手早く根本までも改造は出来るものでないから、奈良朝建立の寺院浴室に傳統的の蒸風呂が尙今日まで遺つてゐるものと想ふ。

光明皇后の施浴せられたそれも、多分この蒸風呂ではなからうかと想像せられる。

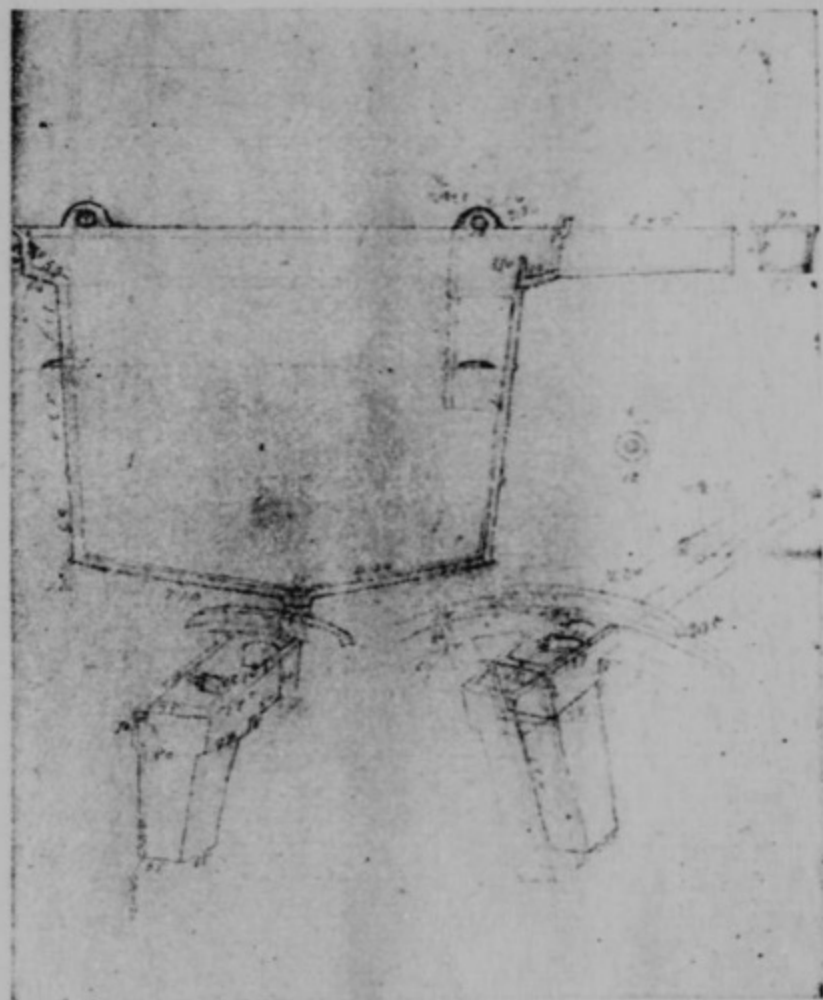
【元亨釋書】でも【實物集】でも、垢をかき玉ふとあるから蒸風呂であらう。我々の専門的立場から見ても、發汗の多いのは蒸風呂である、それだけ垢もよくとれることになる。

平安時代には田舎にも蒸風呂があつたことは、次の清少納言の【枕草子】によりて知れるから、奈良朝の寺院には蒸風呂の浴室存在の假定も當然であらう。【枕草子】に鹽風呂等に入ると同じく、その所にてたつるやうと聞きしに、小屋あつて、其の内に石を多く置き、之を焚きて水を注ぎ湯氣を立て、その上に竹の簀を設けてこれに入るよしなり、大方村々あるなり。



風呂ヤシロ 圖七十二第

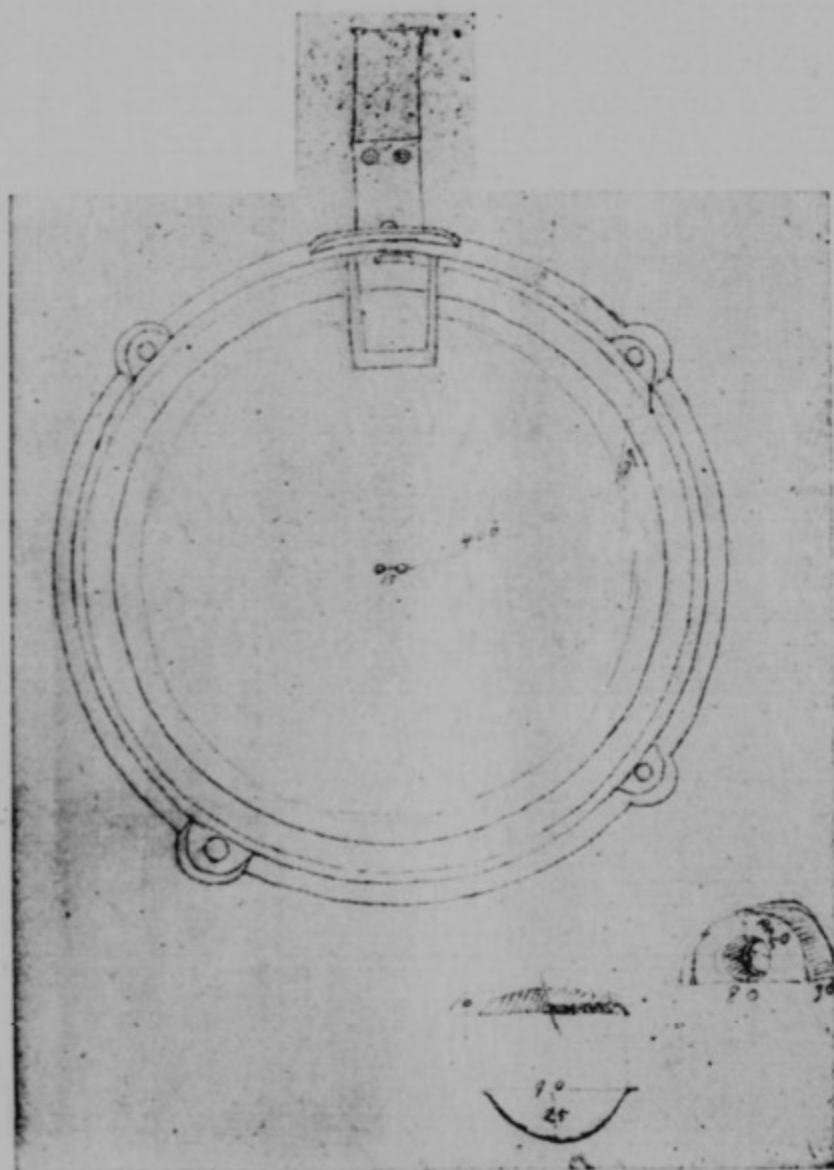
即十六・太平左・平儀・大太津子舟の御遊仙冬の年五政宣・たつ探らか開興清環は國のこ
細た来ての歸に年二化文てし著語に西西舟の遊に雨風暴・で上海の城岩州奥が人四の
れき遠記くなど小大もどこの西西舟・でのもたし青聴がと張弘村志と水盤照大を懸
たし用引に中文本をれそ・でのるゐてつ載に中のゝこも節一の風呂ヤシロ・るゐて



圖八十二第

(一) 圖取見釜湯大の藏所寺峰剛金山野高

づ先・い勢はのもるあてれらせ存保に全完どは釜湯大の寺同
 そ・で樋す流を水湯らか釜焚は樋長るあてけ付りとに外の釜
 れ流に底の釜湯が湯たい沸はのるあがめ洞の形別に洞内の
 でのるゐてれらせ設にめ爲いなれ觸に肌の者浴接直み込
 水湯に時一・てつあが特小の上湯はに内の洞てし而・るあ
 構屋湯の物を繪て見を釜此・つ立用にとこぐ防をる入れ流の
 る來出がとこるすにか明を係關の此彼くよばれす照參を造



圖九十二第

(二) 圖取見釜湯大の藏所寺峰剛金山野高



第三十三圖

(二) 周防三田尻在阿彌陀寺傳是俊乘坊自作湯釜

とあり、蒸風呂の立て方を窺ひ得るのである。又【今物語】にも板風呂あり、一目暗の僧、戸の前に立ちて、あなぬるのふろや、たけたけといひてゐたりける」とあるも、蒸風呂のことである。風呂と湯屋とは明かに區別せられた。兩者の混同は徳川中期から始まつたのであるから、その以前の古書に據る風呂は、湯屋に非らざるは明かなことである。風呂も日本には早くから弘まつたものである。

枕草子に筆したる鹽風呂と同様の石風呂は、今日でも瀬戸内海の沿岸の各地方並に島々に存在し、夏期になると千客萬來の光景を現すのである。何れ石風呂の話は後章に述ぶる筈であるから茲には省略するが、前述の鹽風呂は全く魯西亞風呂の態を具へたのである。世界にも之れと同様な燒石に水を注ぐ風呂は、弘く擴つてゐる。芬蘭土人間には、貧乏でも此蒸風呂だけは所有する風があり、四角の堀立小屋を作りて、蒸風呂となすのである。或る學者の説によると、蒸風呂は魯西亞が本家で、西紀八百年頃、魯西亞人の移住と共に芬蘭土に傳つたといふ。しかし、又或る人は之を打ち消してゐる。ともかくも、燒石の蒸風呂は、米國にも墨可加にも在る汎風習のものである、墨可加では之を *Tenekeal* と呼ぶ。

寛政五年(西紀一七九三年)の冬、仙臺領の舟子、津太夫・儀平等四人が奥州岩城の海上にて暴風雨に遇ひ、遂に魯西亞に漂著し、文化二年まで彼地に居り、十二年を経て漸く歸りたるまでの経歴を記した『遠海異聞』に、よく魯西亞風呂のことが記されてゐる。

風呂は空風呂にて銘々の家に在り、但し住居より離れて風呂屋を建て、その仕方は内に石を積み置く、その下より火を焚き、その石を焼く、よく焼たる時、是に冷水を注ぎ打てかくるなり。湯煙り盛に立上りて其内に充たす、此時風呂屋入口の戸を閉づ、扱人々の入浴する所は其直前に在り、板仕切にて是を隔つ、其熱湯の氣こゝに蒸し来る也。扱内には幾重にも棚を設く、その棚の上に人々裸になりて其の湯氣にて體を蒸すなり、能く垢もよれ草臥も癒るなり。櫻の小枝の葉付のまゝなるを束手箒の如くにしてその内に置く。人々これを持つて自身に鉢を打つに垢よく落るなり。小桶に冷水を入れ置く、火氣あまりに堪へ難ければ折々箒にてその水を注ぐなり。おか湯ありしなどは此方に同し。おり／＼出ておか湯を遣ひ又入るなり。一ヶ月四度斗りたつなり。これはオシキリヤンヤと云ふ、或日の前夜には必ず家内中身を清めるなり。

を清めるなり。

この蒸風呂の日本に傳はつた事跡は容易に知り難いが、此等は考古學の方面から究めるべきものではなからうか。

我が國には、獨り古くから風呂のみが存在したのではない、湯殿もあつて、湯をあびる浴室の結構も存して居つた。

有職故實に通曉した伊勢貞丈の『貞丈雜記』(寶曆十三年・西紀一七六三年)に

御湯殿のうへと云は、是は御厨子の近くに御湯殿の上と云座敷あり、是は吞湯を初として諸事に用ゆべき湯を沸し置く所也、湯をあび給ふ所を湯殿と云、此湯あび給ふ所の湯殿と湯をわかつ所の湯殿とまざるゝ故、湯をわかし置く所をば湯殿の上と上の字を付云也。

とあつて浴室の定義を明かに下してある。湯殿は厨房の隣に置いたことは『纂錄』の繪によりても窺はれる。温室即ち風呂に對し、湯殿は浴室で、皇子の産湯などは確かに温湯をつかつたのであらう。産れたばかりの弱い兒又は小兒を蒸風呂に入れることは、到底耐へ難いものである。之を要するに、浴として日本には温湯と蒸風呂の二

様の澡浴が早くから行はれたと見做すも差支はない。

しかし、高貴権門か又は寺院ならでは、各自に浴室を構へる餘裕はなかつた。そして、營業用としての浴室專業が既にあつた。【今昔物語】に「東山へ湯あみにとて人をいざなひ」とあるから、友達と打ちつれて浴室をくゞつたことが知られる。【吾妻鏡】

に文暦元年九月一日、辛酉、子剋右大將軍家法華堂前湯屋失火、風頻吹、法華堂頗難免此災之處

とあるから、鎌倉地方にも獨立の湯屋があつたと想はれる。まして京都には相當に存在したものと思はれ、舊書に湯屋のことが書かれてゐる。

風呂又は浴室の建築に關した細目が、【觀元日記】に載せてあるのを見ると

寛正六年四月廿六日癸卯、一色殿江爲三御使、觀元參、昨日御成之時宜珍重、次御虫氣無御心許之由申次、佐野御風呂桑木事、何程可入哉之由、御大工右衛門尉國久申付候處、以註文申之先年茂爲此分今以同前之由申之

御風呂桑註文

一柱	長九尺 太五寸五分四方	四本
一かもろ敷	長七尺 廣五寸五分	五
一天上板	長三尺五寸 廣八寸二分	取合
一戸板	長四尺 廣三尺五寸二分	取合
一戸口脇	長三尺五寸 廣四尺	取合
一戸板	長四尺 廣三尺五寸二分	取合
一戸口脇	長三尺五寸 廣四尺	取合
一脇柱	長四尺三寸 廣五寸五分	四本
一うつばり	長六尺八寸 廣四寸五分	五
一棟	長七尺 廣五寸五分	三
一後櫓	長四尺三寸 廣八尺	取合
一櫓板	長七尺五寸 廣八尺	取合
一下けた	長六尺五寸 廣三寸五分	十
一足がため	長六尺五寸 廣六寸	四

一同つか柱	長一尺三寸 太五寸四方	六
一簀子	長六尺五寸 あつさ一寸 廣三寸	三十六枚
一かへ板	長六尺五寸 あつさ一寸 廣一尺二寸	五枚
一戸かまち	長四尺 廣三寸四方	十
一扇	長六尺五寸 あつさ一寸 廣七尺五寸	取合
一扇の方立	長六尺 あつさ一寸 廣九尺	取合
一同かまち	長六尺五寸 あつさ二寸五分 廣三寸五分	十
一棟のつか柱	長一尺 あつさ三寸 廣四寸	取合
一御打板	長三尺五寸 あつさ一寸五分 廣三尺	取合
一外御打板	長五尺七寸 あつさ一寸二分 廣三尺五寸	取合
一同あしかまち	長一尺 あつさ三寸 廣四寸	取合
以上		

と記されてゐる。此仕末書は木組みの次第を知るに足る資料である。
湯殿に用ゐる釜は大小あるが、寺院などでは割合に多數のものが入るから、自然大

きなものを要求するのである。山口縣三田尻在の阿彌陀寺に在る大釜は、一口廿五石納鐵湯船同之とある。自分は昭和二年の夏同寺に出張し、山門内に在る重源土人が作つたと傳へてゐる大釜を調べたが、釜の小口が壊れてゐて十分にこれを測ることが出来なかつた。

高野山金剛峯寺の古湯釜は保存もよく、小口の取つけが完全である。その寫しを出して置く。

【多武峰略記】にも「釜一口、一斗入、承安焼失、其後釜一口、七石入」とある如く相當に大きなものである。蒸風呂に關する室の構造は、之を徵するに足る詳しい文献を得ないが、湯殿に就いては、延喜式によると様々の用具が示してあるも、餘り必要がないから湯槽のこのみを書き置く。

昔は湯桶を浴斛と書き、又湯槽・湯船に作り、ゆふねと呼んだ。大嘗會の章下にあつた湯槽もゆふねである。「ふね」とは都て狹長にして大いなる函をいふのである。浴斛には木製に漆を塗つたものもあり、又白木で作つたものもある。大嘗會の場合は、勿論白木製である。寺院に在る鐵湯舟は無論鐵製のものであらう。

宮中では御一人用であらうが、その他では、多数のものが共に浴したのである。

【榮花物語】に

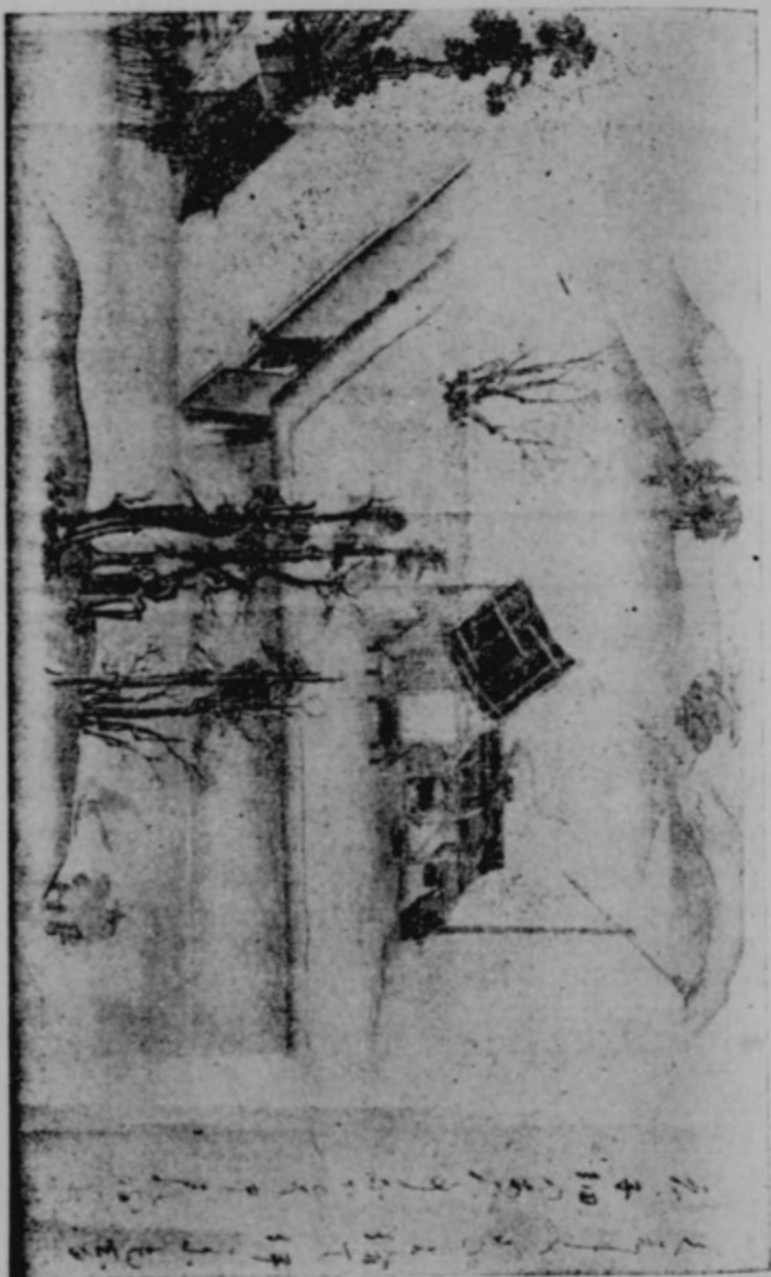
ある所をみれば、湯ふねのゆかして僧二三十人湯あみのゝしる
とあり、随分喧しく噪き立つて居つたものであらう。

【今昔物語】に

湯屋には寺の僧共、湯不涌さぬ日無くして、浴喰ければ眠はしく見ゆ
と見えるが、寺僧も入浴法の戒を忘れて、俗人の如く湯屋で噪き立てたらしい。淺ましいことである。

繪巻物に載せられた浴室

古繪巻物は、その時代にあらはれた社會の事相を何呉れとなく如實に描寫してある
を特徴とし、その史實を具象し、信仰を表現し、生活を活寫し、様々の場面を次ぎか
ら次ぎへと見せて、無盡蔵の資料を我々に提出するのである。而して、その繪巻物の



(一) 衆浴の代時倉録 圖二十三第

湯を水から戸井より顔が覗下し接相と屋小き共・濯と殿湯・たつ程らか得上人上通一はれこ
に國・うらあできとたい湯の湯に正・はのるゐてつ昇ら立の氣湯・るゐてい表を蓋で上げ上み
とる見を衆湯たれらせ載に物並繪の他・かいた得り知を部内のそてれさ鎮く聲は衆湯はて於
るかわがとこたつあの室宿の縣州のこらか時い早・てつあも屋湯ふ便を水湯はれあも四風蒸
たつあでのもの々別はて於に代時い古がるゐてれらる用てじ通相はて日今はと屋湯と呂風



(二) 豊裕の代時倉庫 圖三十三第
たつ探らか傳繪人上通一はれこ



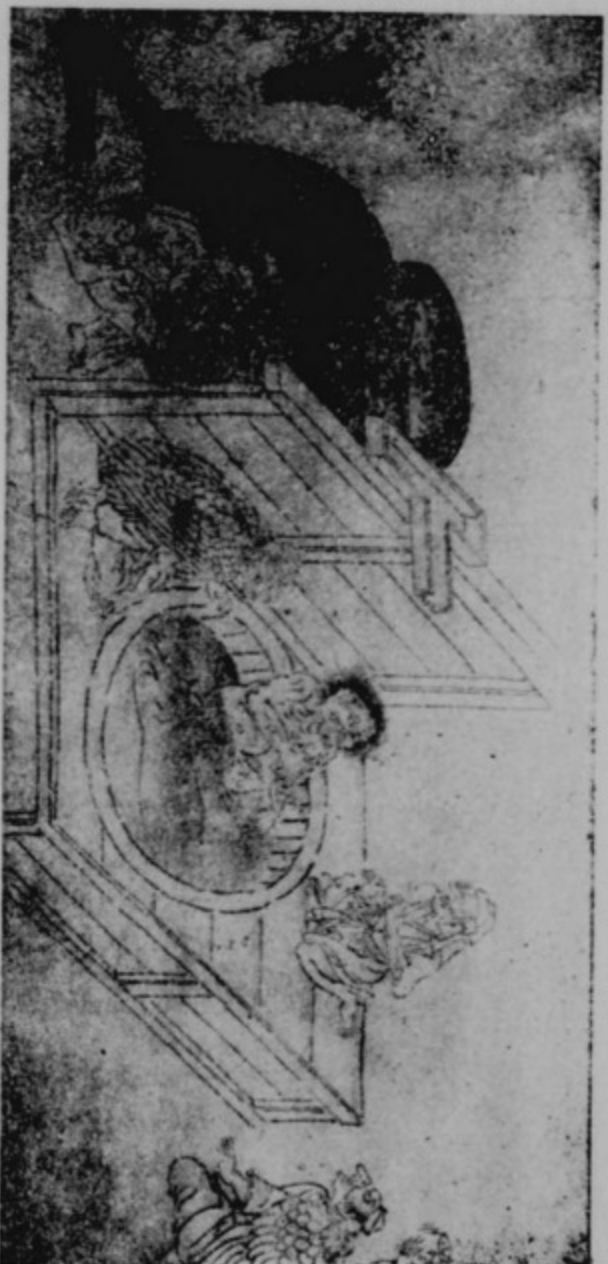
室 浴 の 寺 師 樂 圖四十三第

依に標るあてし散りとの子杓・桶小いあるあてし流は間敷い・廣・たつ探らか起縁寺師樂藏家辟子平松は國本
るたり標に他はのるあか跡たし削抹を物人の切一・る来田がとこるす像想を亥行のまざまの者浴てり
蒸・かあるあて室浴は屋部の奥・うらあて爲の習風たつ割を毛で屋端はのるあかと紙と刀割に端縁・かのも
るゐても光に槽調ても落れ流が湯に隔一のし流・るあて念残かのいなでか明か別風のか屋端か呂風



舟湯の紙草坊青是 圖五十三第

いたれら見を様形のそてつ依に圖本・がふいと舟を槽湯・たべ處に文本はとこの巻繪のこ



槽 浴 同 圖六十三第

りとはれこ・く殿でげ湯をのたつ變の殿湯らかつーのそ今・るあか・本界の三二はに傳繪坊吉是
るあで造構じ阿とのもるあに額茶經華法現出上海はのるあに下らか・飯床か・槽湯・か・るあで湯

多くは、藤原後期から鎌倉時代に描かれたもので、正に當時の時代鑑である。

繪巻物に遺された浴堂は、前述の意味に於て貴重なる唯一の研究資料となる。【**上人繪傳**】は、時宗の本山藤澤遊行寺の所藏で藤澤道場繪傳とも稱せられる奥書に年代の明記はないが、上人歿後、間もなく作られたものらしく、繪は土佐吉光といふ。その中に浴屋の完全な構圖が二面あるが、何れも同工で、浴する室・焚釜・焚小屋・井戸・はね釣瓶・寺男が、水汲みなどの情景である。【**慕歸繪**】は眞宗本願寺第三世覺如上人一代の行狀を記したもので、奥書には詞三條亞相公忠卿、畫師沙彌如心因幡守藤原隆亨とあるが、年代は不明である。居間から廊下つたひで浴室につゞく繪があるが、その内部は窺ひ得ない。けれども、釜を焚きて湯氣を送るが如きの作り方で、その傍の大鍋にも火が焚いてある。仕丁が薪を割れば一人はその束を擔つて来る。火の前には小童が手を翳して當つてゐる。焚火には多くの薪を要するので、それが彼方此方に難然として亂れ横はつてゐる。浴室は割に小さい天井の低い小室で、板圍である。【**東大寺緣起**】は寺務公順の詞で、繪は芝法眼琳賢の筆である。此緣起の奥書に、「古來所記爲廿卷、而依事繁多、見者闕之、聞者倦之、仍鈔三至要縮爲上中下

三卷一馬、於三上卷之詞者、藝致集、震翰訖、披閱之敬發、修造之志者足矣、予時天文五年二月一日、勅進沙門祐全」とあつて、原本を再修してあるが、これによりて浴場の内部が明に窺ひ得られる。それに據れば、湯は蒸風呂で、洗し場は本場である。蒸風呂の入口は戸欄になり、床よりは尺餘も高く、簀子張の床を見る、簀子の間より湯氣は濛々と立ち騰る。釜及び焚口は前二者と同じ構造と想はれる。【藥師寺藏經】は考古圖譜に載せてゐない。此模本は松平子爵の藏品である。描寫頗る粗雑に流れ、三四の浴者ありしも消されて浴室のみを示せるが、蒸風呂とも想はれる小室の前は洗し場で、小桶・大桶・杓子・剃刀の道具が取り亂れて置かれてゐる、小槽には掛けの水が垂れてゐる。

本法寺の【海中出現法華經繪】は本章に説明するが、その浴室は湯槽で、とり湯である。悠々として行人が勝手に湯に浸つて、法華の有難さに喟々として楽しんでゐる。【是書坊草紙】は詞書冷泉爲重、繪師永存である。現存のものはその零巻で、少くとも上下二巻のものであらう。唐土の天狗是害房が日本に來り、病に罹つたとき、日本

の天狗日磨房が憐みて加茂河の邊に温泉をかまへて湯治せしめる因縁を書いてある。その繪巻には、湯槽が立派に描かれてゐる。これも、とり湯で、槽は浅い大盥の如きものである、病天狗を布に載せて湯に浸してゐる。この圖では、湯槽が開き棚の上に載せてあり、扉を開いて天狗の覗くなど、浴場の説明には餘りに突飛である。

又京都醍醐寺秘物の【男色繪巻物】の中にも湯槽の繪があるが、浅い湯舟である。此等の繪巻物を通して覽るに、蒸風呂と想はれる浴室もあれば、湯舟に浸たる浴室もある。これを近世の浴室に較ぶれば、蒸風呂の如きは餘りに變りなく、英一燈の畫いたと傳へてゐる元祿の蒸風呂も、略ぼ之に似たものであるが、湯舟は、輕便でもあるから時好に適して漸次その形を變へて來たことがわかる。

施 浴

阿難が施浴して、福祐の身になつたことや、首陀會天、毗婆子佛の時、貧家の子たりしが、佛の洗僧の功德を聴き、作務したる爲め、天に生れて形體殊妙、大に光明を

有するに至つたことは前に述べた。又【温室浴】にも衆僧施浴を説いてゐる。【百緣經】にも、「孫陀利比丘、前生浴僧功德、今端正殊抄」とある。浴僧の功德が大いなることは佛教の説く所である。光明皇后の施浴も此宗教的精神から來たものである。浴僧のことは、やがて、施浴となり、大衆を賑はす供養となつた。従つて光明皇后以後に至るも、この施浴の風が傳はり、鎌倉時代には殊に旺んな施浴の一劃を作つた。

【吉記】に

元暦元年十一月十日、今日先考遠忌也、念佛□□奉仕、□佛經以實憲律師爲導師、布施一囊三段四事供養、飲食米袋衣服衣臥具一枚醫療以錢用念佛衆六口、四事同前也、□温室事、左右獻施行清水坂、溫已例事也。

【吾妻鏡】に

建久三年三月廿日壬辰、於山内、有三百箇日温室、往反諸人并土民等可浴之由、被立札於路頭、是又爲法皇御追福也、俊兼奉行之今日御分也云々、平民部丞、堀藤次等沙汰之以百人、被結番、雜色十人在此内、云々。

【平戸記】に



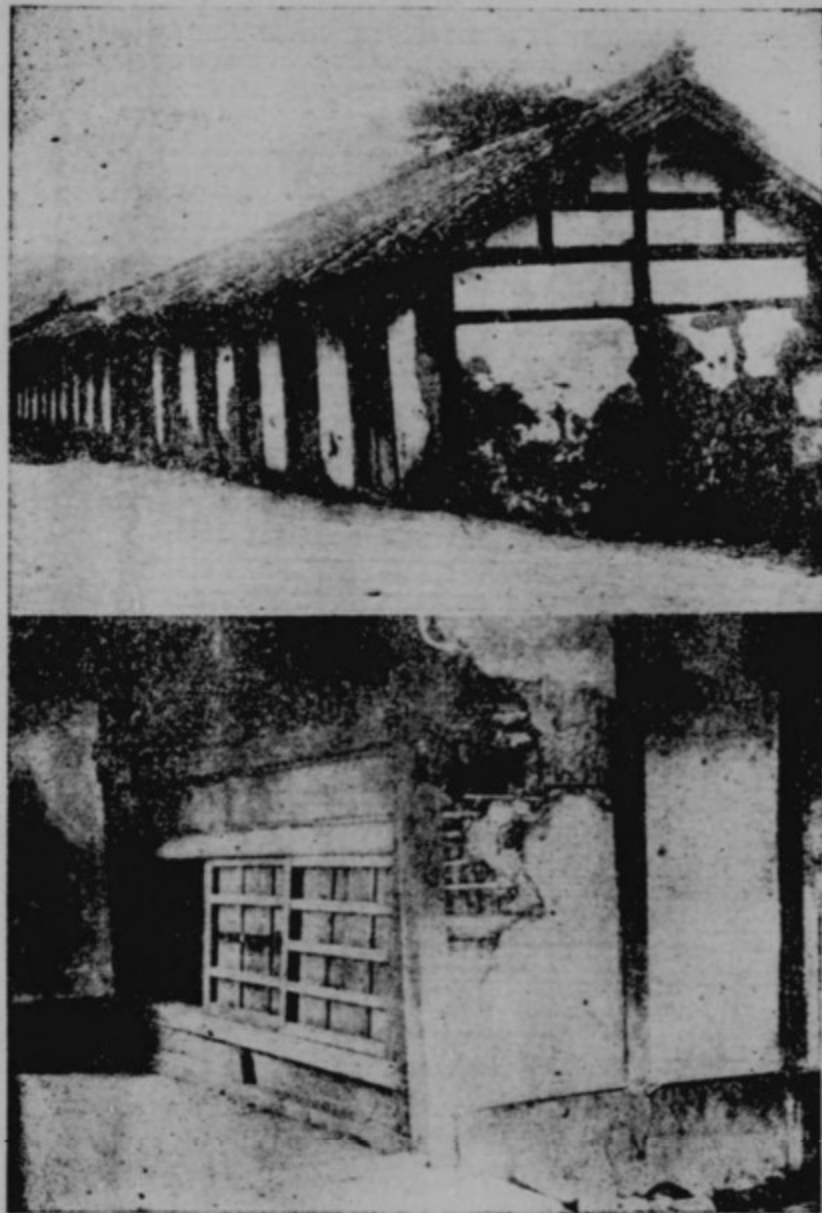
像作自人上乘俊 圖七十三第

・るゐてれらせ列に寶國で藏の寺陀彌阿在尻田三縣口山は像人上・た獲を遇寵の皇法河白後・で者勞功の建再寺大東は人上す筆特上史浴沐はとこたしま勵を浴入・てり在に寺陀彌阿が事行の浴施人上乘俊に内境寺同もて日今・るあで柄事きべるす水行てひ集り來女男らか方在鄰近はに頃中の月七りは傳るれはいといなら權に氣病ばれとを浴此てしそ・い多がのも



像人上性忍 圖八十三第

權の善慈に正で僧高だん宮に心善慈は人上性忍・るゝかに藏所の寺樂極倉録は像
通を今古・がたて建を院四の者病・藥施・田悲・田敬は人上・るあできべふいと化
廢竟は寺樂極・い難め求を例頭どん殆は人たげ捧を涯生全に業事濟救く如の此てじ
白藥たる用が人上・がいな來出も事るとたを跡の舍病たて建の人上は今・くしだ甚
るあでのるなどがすよのもてめせふ恩を德の人上もでま後の載千・り殘に側堂は



間八十山北良奈 圖九十三第

忍はれこ・るあが棟一の作家平の間二横間八十縦に飯若般の良奈
もたて建を舎病の済救者癩・でい繼を志遺御の后皇明光が人上性
明・るあで(呂風蒸)室浴る在に内のそは圖下部外のそは圖上・での
そ頃近がたし廢覽くした甚め爲しりざみ願の人く永りなに代年治
いし嬉はとたれき護保てつよに々人の志有てれば徳を榮事き尊の

寛元三年正月十日、丙午、今日先考遠忌也、以行顯開梨讀嘆古佛古經、例時之後與三布施、依三恒例事於三太湯屋有三溫室。

【看聞日記】に

應永三年十二月廿三日、爲三御佛事風呂被燒、面々入之。

とあつて、施浴が屢々行はれた。それは一日のみのこともあり、又長時のこともありそれ／＼の事情によつて施浴日の長短はあつたが、何れも先考の遠忌とか、又は追善の爲めに之を行ふのであつた。想ふに鎌倉時代は、貧富の差が著しい、權門又は富貴ならでは浴室の構は出来なかつた、萬人の沐浴は尋常でなかつた。【疾革紙】その他の繪卷物を見ても、當時如何に民衆の貧苦につかれ、疾病に悩んだかゝ知られる。道路に死人を棄て、犬の飽食にまかせ、病者の衣なくして臥するが如き世相であつた。斯る時勢に在りて、施浴はふさはしい慈善の一つで、佛事には相應したる供養であつた。

富山縣婦負郡黒瀬村長松山本法寺の所藏に係る國寶の【海中出現法華經繪傳】二十二幅は、後醍醐天皇嘉暦二年（西紀一三二七年）の作であるが、その第十三軸に施浴

の繪畫がある。とり湯に、十名ばかりの行人が路傍に行囊荷物を打ち捨て、沐浴せるは、正しく鎌倉末期の施浴の情況を描いて髣髴たるものと想はれる。

此繪畫に於て注意すべきは、浴者が何れも腰巻のまゝ入浴してゐること、この點後世とは大いにその趣を異にした所である。浴斛の上方に方形の小樹あり、短柱が之に附けてゐるのは釜からの樋である。浴斛廣く數人を容れて餘りがある。更に盥より杓子で頭に水を注ぐなど、浴場の活動を寫して珍とすべきである。浴斛の大なるものには、自ら湯釜も大なるものがあらねばならぬ。

次に、施浴に於て見通し得ざる二僧があることを述べよう。その一は重源上人であり、他は忍性菩薩である。

重源上人は、俊乗坊と號し、後白河法皇の歸依を蒙り、法皇から南無阿彌陀佛大勸進と法號を賜ふた。東大寺の再建に力を添へた東大寺の阿闍梨である。芝居で見ると武藏坊辨慶が安宅關で勸進帳を讀むが、その勸進帳にも「俊乗坊重源諸國を勸進す」と云つてゐる。勸進帳は東大寺再建に説き諸國に寄附を勸誘する挨拶狀で、一山の僧侶を派して諸國に遣したものである。重源上人は後白河法皇の院旨を承つて、周防國

佐波郡牟禮村に赴き、莊園領地の山林から材木を伐採して之を奈良に送つた。そしてその駐在の居地に阿彌陀寺を建て、念佛施浴を修行し、當時の國司を始め、その他の有司をして、此念佛施浴に就いて誓詞を出さしめ、永代に亘り必ず勸行修治すべきを申し合させた。

同寺の入口の傍らに、俊乗坊御加持浴室の小屋がある、明治十何年にか、山火で燒けて、爾來その原形の大半を失つたが、その後之を補修し、毎年七月十四日十五日の兩日、郷人來つて行水し、功德に依つて暑氣に當らないと信じてゐる。これも俊乘上人以來の念佛施浴の遺つたのであらう。長州風呂に湯を沸し、その前に在る石櫛に汲み入れ、杓子で湯を身體に澀ぐ取り湯である。

此上人、牟禮村の山中から鐵を採掘して釜を鑄た、今でも、その大釜は同寺山門内に保存せられてゐる、大釜の外縁に長方形の小口があり、内方に隆起した樹がある、此等の附屬の説明は破壊した跡が多い爲め十分に出來がたいが、浴斛に注ぐ短柱と連絡するものであらう。重源上人は鑄物にも巧みであつたことは、同寺に遺されてある鐵塔を見ても知ることが出来る。今は國寶になつて、同寺の別堂に上人自刻の木像と

共に納められてゐる。今日の長州風呂も、恐らく上人の鑄た釜から換骨脱胎したものであらう。他國では空海上人の遺跡が多い様に、周防では重源上人に關する遺跡口碑が數々傳へられてある。

重源が念佛施浴を重んじたことは、左の宣誓に由つてわかる。

應 宣 在應官人等

可早任ニ分配旨ニ免除ニ東大寺

別寺牟禮郷別所南無阿彌陀佛

不斷念佛并長月溫室等

用途田畠事

建 立

淨 土 堂 壹宇 七間四面

藥 師 堂 壹宇 同

舍 利 殿 壹宇 方丈

安置高五尺鐵塔、一基

其中奉ニ納佛舍利五粒

鐘 壹口 高三尺

湯 屋 一字 五間四面

在大釜 一口 五石納

鐵湯舟 一口 同之

施 入

水田 貳拾三町五段陸畠三町

田壹町者毎月佛餉燈油等

田拾貳町者自ニ八日辰時ニ至ニ

十五日ニ毎月七ヶ日夜不斷高聲

念佛衆十二口衣食斷口別

一町宛之

田三町六段者毎月藥師講阿彌陀講

舍利講三ヶ度講延僧供斷

度別壹段宛之

田玖段者承仕三人衣食斷人別

三段宛

但潤月佛餉燈油者

承仕可之備之

田陸町畠三町者長日溫室之

維那六人衣服料人別

田壹町畠五反宛之

右件堂舍建立田畠分配大略

如斯令差募申請坪々間不能

一圓所散在于諸郡也悉不輸

一色免不可致所當官物以下

國役萬難事之催促者也抑

念佛行業溫室之功德者諸佛之

所嘆殊勝之善根也仍南無阿彌陀佛

每經便宜之處興立此事爰

忝奉造東大寺使之教宣當

國之執務已至十五ヶ年然聞國

府東邊根部山麓卜水木便

宜之地建立不斷念佛與長日溫室

即捧功德之上分奉祈後白川

禪定法皇御滅罪生善出離生

死成等正覺由於此別所者爲

法皇御祈願所永以可停止諸寺

別當之課役以代々留守所在應

官人爲擅越爲念佛溫室無退失

計且當州與愚身宿緣殊深故

敢爲令結同一佛土厚緣所企此

善願也。若向後有「不道之輩邪見類」
顯「倒用途免地」而退「失念涅槃」者
一宮玉祖天滿天神春日八幡等
守護善神王并寺内三寶令
與「冥顯之兩罰」現世受「白癩黑
癩之身」後世墮「無間地獄之底」若
無「違旨有」動行者今後無量之
壽福者也。在廳官人等宜「承知
依」宜行之故宜

正治二年歲次庚申十一月八日

願主 造東大寺大和尚

南無阿彌陀佛 在判

重源上人は念佛溫室を鼓吹し、弘法布教に努めたものである。重源上人は奈良に歸つてからも、東大寺・興福寺に大釜を遣した。

忍性上人は、忍性菩薩略行記に據れば、良觀上人といひ、大和の國に産れ、年十一佛門に歸し、文暦元年十八歳にて東大寺に入りて戒を受け、後ち西大寺に住す、僧衣を洗濯し、房舎を拂ひ、常施院を建て、病客を扶け、悲田院を修めて乞兒を濟ひ、行歩に堪へざる疥癩人を自ら負うて奈良市に送迎し、我が衣服を非人に施し、奈良般若阪に一病舎を建て、之れに收容し施浴した。而して、世には之を北山十八間戸と稱した。三十六歳のとき建長四年に鎌倉に來り文永四年に極樂寺を開く。此地でも非人を施行すること三千餘人であつた。自ら儉約龜衣を著け、桑谷に病屋を建て、親疎を撰ばず病者を扶け、坂下に馬病舎を作り、常に厩舎に莅みて佛名を唱へて愛撫した。その他、橋を架くること一百八十九、道を作ること七十一ヶ所、井水を堀ること三十三所、殺生斷禁を六十三所に布き、浴室・病屋・非人所・各五所を立て休養に供し、極樂寺に住すること三十七年、その領三萬七千領水田一百八十町を以てその用途に費したといふ。忍性上人の如く一身を慈善に捧げた高僧は、實に稀れなことであり、慈徳永へに仰ぐべきである。

清盛入道の水責め

【源平盛衰記】に

四日入道彌々病に責伏せられ給へり、燃焦て難堪を宣ければ百人の夫を立て追續々々比叡山の千手院より水を結び下して石の船に湛へて入道その中に入て冷給はるに水は涌返りて湯になれ共、更に苦痛は止まざりけり、後には療治も術道も驗も失、佛神祈誓も空が如し。

とあるが、平清盛は水浴によつて病を癒さうとしたのである。清盛は此時可なり強い急性熱性病に罹り、發熱も高く、大に苦しんだのであつた。今日なれば相當の看護も出來、食養にも十分なる注意が屆くから、清盛も今であるならば、或は一命を拾つたかも知れない。しかし、古くから權勢富貴の人の病氣は癒り惡いとしてある。大槻盤水翁の「養生七不可」にも「豪家病不順治、尊貴病不決病」と書いてある。而して「富家の病は疑惑により治を誤り、貴人の病は鄭重に過るに失す」と戒めてあ

る。病は醫者の指揮に萬端服して、私を加へざるを専らにするが上乘策である。權者の輩は人の言を容れない平素の心得から、病氣の折にも我儘になり、自然醫の命に服さないで治療の機を失ふのである。話は横にそれたが、清盛の水責めは浮説でもなく空事でもない、事實であると、我々専門學の立場から主張が出来る。

熱病患者、例へば腸窒扶斯に罹つた患者を水風呂に入れて治療するは、今日の科學的醫學治療法の一方として實行し、泰西にては割合に實行せられつゝあるが、日本では、水治を好まない爲めか、かゝる治療法を顧みる醫者が少い。然し、過去には之を経験した醫者がある。古くは惟宗具俊（七百年前）近くは伊澤蘭軒などが、それである。漢方醫學には、古くから水治を教へ、又水浴のことも説いた多くの典籍がある。

漢方醫の最上典籍とした【素問】に
藥以祛之、食以隨之、行水漬之、和其中外可使之畢已
と見え又、同書に

上堅而大有積氣、在小腹與陰名腎痺得之沐三浴清水而臥
ともある。即ちこれは水漬・水浴の方法を説き、その使用の適應を示してゐるのであ

る。

また【倉公傳】に

菑川王病、召臣意、診脈曰、脈上爲重、頭痛身熱、使人煩懣、臣意即以寒水折其頭、

とあつて、發熱して頭痛を訴ふるとき、冷水を頭部に注ぎて冷すこと、即ち今日の水責又は水枕と同様な局部冷却法を教へてゐる。

【傷寒論】に

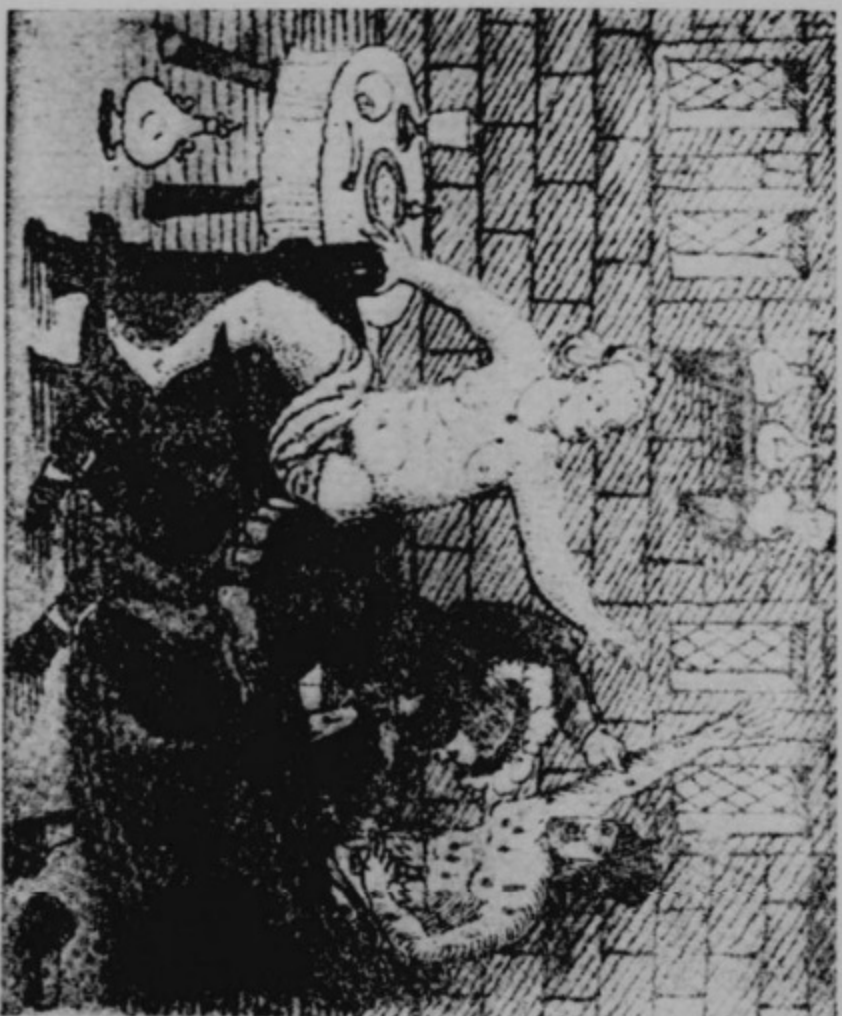
病在陽應以汗解之反以冷水漬之、若灌水其熱被却不得去須臾益煩肉上粟起欲飲水而反不湯者服文蛤散若不差者與五苓散

とあるのは、第一に水治法を試み、若し之れによつて尙効を奏せざる場合に、始めて投藥するを教へ、自然療法を先づ行ふことを説いたのである。水の奪熱に効ある事實は、既に傷寒論の著者が之を知つて、且つ有力のものと信じた所である。清盛も發熱の甚しい爲めに可なり苦しんだ。そこで、此水浴によつて對應的に癒したいと思ひ、比叡の山から氷よりも冷たい水を求めたのであつた。その權勢の盛なる、傾く夕陽を



病熱の盛清 圖十四第

腸の性惡はくら恐・たつ羅に病性熱性急は盛清・たつ羅るか會國記裏盛平傳は國本入に呂風水たれば行に時雷のそでんし苦くどひにめ露の熱高・かうらあでヌナるゐてれらへ傳とたい沸が水のそ・てつよに熱もかし・たしとうさま冷を熱てつ



作事人殺場浴 圖一十四第

は聞新刊日のヒツリマナ西端の年五八五一・で事じ同も果の處何はのる起が作事い、罪血らか義不のひ違得心
るあで畫師の聞新刊日のそはれこ・たつあで解たれらせ登もに謠俗の時當はれそ・たせ戯を作事人殺場浴な名有

磨き返さんとした程の彼であるから、費用を厭はず、水を運ばして舟に入れ、水浴を試みたのである。しかも、その効の更に見えざるを以て、板に冷水を浸がせて、その上に臥したが、到底驗空しく、七ヶ日目に悶絶躑地して、六十四歳の壽命で、はかなく死に失せた。以て、如何に清盛の病氣が急性であり、加之猛烈な病症であつたかを知るのである。

支那では、水浴法を可なり積極的に行つたことがある。【南史】に將軍侯伯玉服五石散十許劑、更患冷疾、夏月常復衣、徐嗣伯診之曰、乃伏熱也、須以水發之非冬月不可、十一月冰雪大盛時、令伯玉解衣坐石上、取新汲冷水、從頭澆之盡二十斛、口噤氣絕、家人啼哭請止、嗣伯執搗諫者、又盡水百斛、伯玉始能動脊上鼓々有氣、俄而起坐云、熱不可忍、乞冷飲、嗣伯以水一升飲之、疾遂愈、自爾常發熱冬月猶單衫、體更肥壯。

と見える。如何にも亂暴な治療法のやうに思はれるが、支那では時として斯の如き手荒い方法を行ふのであつて、その理由がまた面白い。李時珍は、正の方は正治に、反なる者は反治す、逆にして之に従ふ、從て之に逆す、伏熱は逆なれば逆によつて醫治

すべしとす、之れにより道路を疏通し、氣を調和せしむるに至るものと論じた。事の可否は姑く別として漢方醫の方案は一種別様のものである。

【儒門事親】に

浴之、浴訖以布留重覆之、凡三五重、其汗如水腫乃減五分、隔一二日、乃依前治之、汗出、腫減七分、乃二汗而全減

とある。これは、今日我々の水浴後、乾燥した布を以て全身を蔽ひ包み、數日間就眠せしめ、醒後爽快を覺えしめる技能を施す方法に類似する。こんな科學的の法が夙に支那に行はれたのは面白いことと思ふ。

清盛の行つた水治に就いて、【本朝醫談】を書いた奈須恒徳は、水治は漢醫が傳へたものであると論じ。【醫談抄】の著述者、惟宗具俊（後嵯峨天皇の頃）は、寛元の頃（後嵯峨天皇西紀一二四三—一二四六年）關東地方に水醫があつて、相當に流行した由を書いた。同書に

此方ヲ諸人ニス、メ侍シヲ長忠知成有成朝臣等難破ノ勘狀ヲ書タル事侍キ先達モカクコノ難シ侍シカ

とあるは、水治を試みたことであつて、「熱血の逆上して煩悶すれば冷水を飲んで熱血を押下事ありぬべき事なり是をば予も常に用る也、されば事によりてこそ可用事なれ」と、その應用範圍を指してゐる。これによりても、我が醫師が古くから水治法を採つたことは明かになる。そして、平家時代にも相當に行はれた一治療であつたと思はれる。

水治法が支那の醫籍渡來と共に、我が國にも行はれたのは明かであるが、しかし、古くから民間の療法として相應に行はれ、温泉と共に水治は大事な役目であつたことは、舊記によつても知られる。【古事記】に載せられてある大穴牟遲命が兎の傷を水にて洗ひ、蒲黃をぬりつけたのは神話であるが、一面民間療法として、經驗から水の効果を知つたことを物語つてゐる。倭建命が伊吹山で邪氣に中られたとき、水を飲んで醒められた話も、腦貧血を起されたものであらう、而して水を飲んで生氣づかれたのである。今でも腦貧血のとき水を飲ませる。水が相當に醫効を顯すのも、決して不思議ではない。

【續紀】に

朕以今年九月、到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當者郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之躬、甚有其驗、又就而飲浴之者、或白髮反黑、或顏鬢更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈。

とあつて、美泉の効果驚くべきものと讃めてある。美泉の靈妙に就いては、今日でも尙之を明に判知するに苦しむ所が多い。例へば、篤根姥子泉は靈微よく眼疾に効ありとせられる。しかし、その化學的分析からは、そんな驚くべき成分があるとも思はれない、又特に眼に驗くといふ説明は出來ない。今でも分らないのだから、まして古昔には、その効果を見て驚き、神祕のものとしたのは決して不思議でない。

【大鏡】の後三條天皇眼病の條に

もとより御風重くおはしますと、くすしどもの大小寒の水を御くしにいさせ玉へと申しければ、こほりふたかりたる水を、多くかけさせ玉ひけるに、いといみじくふるひわなかせ給ひけるに、

とあり。又【藥花物語】に

うちの御にきみの事なほおこたらせ玉はねば、いかにとむつがしうおぼしめす御の

たちのありさまなどおなしき事なり、日ごろするまゝに、なつ水などいさせ玉ひてやよからん。

とあり。【伊勢物語】に

いたくなやみて、しにいりければ、面に水を、ぎなどしていきいで、我上に露ぞおくなる

とある、かく色々、水によつて當座の効を収めたことを舉げてある、而して、廣く水を應用した當時の治療狀況を窺ひ得て面白く思はれる。

斯く、水の効果の顯著なるに對し、如何に古人がそれを説明したかを調べる必要がある。支那の李時珍は

水者坎之象也、其文橫則爲川、其體純陰、其用純陽、上則爲雨露霜雪、下則爲海河泉井、流止寒溫氣之所鍾、鍾即異、甘淡鹹苦味之所入不同、是以昔人分別九州水土、以辨人之美惡、壽夭蓋水爲萬化之源、土爲萬物之母、飲資于水、食資于土、飲食者人之命脈也、而營衛賴之、故曰水去則營竭、穀去則衛亡、然則水之性味尤慎、疾衛生者之所當潛心也。

と説いたが、この説明は現代の科學の立場からは意味をなさない所もある。しかし、この水説と今日の生理學作用論とを參酌比較すれば、そこに面白い對照があり、東西思想の差が顯れる。李氏が慎疾衛生者當潛心也と謂へるは、醫師のみならず、國民の識りおくべき名言である。

日本に行はれた、水説は甚だ文獻に乏しく、その知るを得るものも、多くは本草綱目、その他の支那學者の説を祖述するに過ぎない、而して多くは末流に走り、本旨を忘れてゐる。

唯徳川時代に至り、一二の醫者が水治のことを書いた成書を遺してくれたのが、纔かに我が意を強うするのみである。

日耳曼人の水泳

羅馬の滅亡は、さしも榮華を盡した沐浴氣風を衰微に導いたが、しかし一たび植ゑ付けられた風習は、新興の中歐諸國にいつしか芽出し、再び羅馬がありし日の豪華の

夢を結ぶこととなつた。西紀三三年、コンスタンチン大帝が政權を握るに至り、浴場を再興し、舊羅馬より奪ひ去つた裝飾品を再び飾り立てた。その後にも、世々の皇帝之に倣ひて浴場保護に努め、首都コンスタンチノープルを始め、各州の都市に浴場が出来、水道が敷かれ、温室が構へられたことは夥しい。ワレンス帝は、西紀三七五年コンスタンチノープルの浴場を更に擴大して完成を遂げ、その娘カラザの名を採つて之に命名し、庶民に施浴した。

東羅馬帝國から沐浴は二途に分れて發達を遂げた。一は北歐地方に進み、他は南方地中海の北岸、即ち亞弗利加に傳はり、更にアルギールに入り、之れより北方に移り西班牙にその風習を傳へたが、此方面は回々教徒の手によりて専ら支へられた。第八世紀の始め、亞羅比亞人は醫學知識の勃興と共に沐浴にも一段の工夫を廻らし、専ら羅馬の浴場に範を採つて、之に學ぶ所が多かつた爲め、アラビヤ民族の浴場建築並びに浴風に獨特の創見はなかつた。アラビヤ建築の標本と賞讃せらるゝ西班牙クララナダのアルハムブラの浴場を見ても、唯だ羅馬の遺風を踏襲するに過ぎず、アラビヤ獨特の風を見ることが出来ない。

北方に向つたものゝうち、土耳其では沐浴は同々教の儀式と相關聯して、その國民に深く食ひ込み、所謂土耳其風呂の一流を醸成し、その建築にも見るべきものがあつた。

日耳曼人は河水又は海水に浴する癖があつた。そして、婦人との混浴を、毫も意に留めなかつた。初生兒を冷水に漬けてその兒の活力を祈り、將來の幸福を卜する風習もあつた。日耳曼人は元來冷水浴を好んだ、時には温湯をとることもあるが、しかし未だ温泉の利用を知らなかつた。彼等は専ら湯槽を利用したので、斯の如きものを以て水を沸し、之を湯槽に運び、或は湯槽に焼け石を投入して、水を沸したものであつた。蒲柳の體格を矯正する目的の爲に、日耳曼人が殊の外、水練に熱狂したのは、彼等の天性とも謂ふべきであらう。

第四世紀の頃、日耳曼人の間には優秀の水泳家が輩出した。その中でも、カール大帝、オットー第二世及びフリードリッヒ・バルバローサー王は、水の三王として當時にその名を留めた。カール大帝の妙技には、他の追隨を許さないものがあつた。オットー第二世は、クオトロネの戦れて幽閉の浮身となつたが、水泳の御蔭で脱獄し、

濠を泳ぎ切つて身を全ふした。フリードリッヒは水泳愛好家として著名である。

中世紀の闇黒時代には明るい華やかな生活は憎まれ、隱遁寡慾の風を喜んだ。

かかる時勢であるから、自づから競技的な身體遊戲は、靈的生活に害あつて益なきものと、甚しく疎せられ、寧ろ健康に意義ある自然的なる行動を一切抑へ、専ら苦行を勵み、難行を殊更に行ひ、冷水浴をも一種の荒行と見做し、平素には行はなかつた。宗教的の盲信から、冷水浴は常人の肉身に不運の結果を齎すものと思ひ、一二八七年頃から、基督教の儀式として洗禮を施すに、從來の慣例を破つて、水を僅に振るかゝる形式に安んじ、冬期には、その水をすら温める程であつた。

此の宗教的立場は、日常生活にも關係を及ぼし、裸體を以て不行儀の體裁と認め、巡査の監視を命じ、その違犯者を取締る命令を布いた。殊にこれは十六世紀から十七世紀にかけては一層厳しく、十九世紀にもその風を留め、裸體を露すことを以て野蠻の遺風なりと痛く之を排除した。しかし、近時競技の旺盛なると共に、歐洲でも半裸體を露すやうになつた。

日耳曼人は元來温湯には親しみ薄かつたのに、羅馬の影響を蒙り、平和の月日を送

る間に、朝遅く起きて温湯を浴びる風を覺えた。而して、第六世紀には法律書にも、又浴場又は浴室の文字の登録を散見するやうになつた。バイエルンの法典には浴長の職責などを定めてある。

歐洲の浴場には、長い歲月の間に、色々のエピソードがある、これも沐浴の半面に潜む享樂から生ずる頽廢した風紀に妊むものが多い。ヘルミヒスは湯上りの後、その妻の汲み出す飲料を毒とは知らずに、渴を醫して殺された。瑞西のチューリッヒ市に起つた殺人事件は、當時、人の耳を聳かしたので有名になつた。事の起りは一五三〇年、チューリッヒの或る商人の妻は、夫の目を窺みて出入のドクトルと道ならぬ愉樂に耽りし折、偶々夫が旅立つた後、浴室で戯れて居つたのを豫ねてから妻を怪しんでゐた夫は不意に取つて返し、狼狽するドクトルを目がけて馬用剃刀をふるひ、一刺の下に彼を斃した。ドクトルはその地の名門であつた爲め、その事が益々大評判となりチューリッヒ市の日刊新聞に記事が面白をかしく掲載せられ、一時は巷の語草となつた。

カール大帝はアーヘンの温泉樂郷に多くの客を招き、歡樂を貪る唯一の道樂を持つた。

た。

寺院と沐浴

耶蘇教の歐洲に弘まつた當時、歐人は尙羅馬の慣習を學ぶ所が多かつた。温湯も羅馬の影響から世人は相當に之を利用した、而して、教會は浴場を保護し、その發達を促した。羅馬のつきざる沐浴禮讃から、七丘の都の相續者も、第十世紀頃までは少からぬその愛護者となる、法皇は勿論、社會的に地位を占める相當な人々も、亦好んで吾が家に浴室を建てた。又僧院は浴室を建て、その管轄内居住者に施浴した。ベネチクト僧院の主旨によれば、施浴は殊に尊い行儀としてある。僧院がかゝる理由から温湯を求め易き温泉地を擇んで築かれたことは、注意すべき事柄である。而して、富者も貧者も一切平等に、僧院の温泉に浸つて樂んだ。當時、温泉は僧院の管理に屬した。

温泉を持たない僧院は、湯を多分に沸し置く必要から、厨房の隣に浴室を構へた、

北歐地方に於ては、十二世紀頃まで、此の僧院浴場が繼續維持せられた、而してベネチクト派の沐浴典則によれば、大祭即ち耶蘇降誕祭・復活祭・フングステン祭の前日並びに聖餐主祭時前には、入浴する規則であつた。

中世紀の始め頃、民衆は入浴を以て健康上意義ある機關と考へ、未だそれが淫蕩三昧の場所になるとは想ひもかけなかつた。宗教上から、洗禮の典範と、莊嚴に行ふ儀式に因み、沐浴に多分の感激氣分が含まれ、浴槽を以て、その儀式の什具とした程であつた。随つて若し入浴差し止を受ければ、教義上からの一種の罰となる、而して罪を犯したものには入浴は嚴禁された。これと同意味で、懺悔の儀式・大祭・國葬に臨みては、人々は入浴を遠慮することとなり、後世に至りては、金曜日禁浴が實施せられた。

斯く入浴に宗教的制裁が加へられると共に、大聖大知識の教徒は禁欲主義より沐浴を一切拒絶し、寧ろ之を異端視するやうになつた。然し、舊約聖書の教により、水は身體を清潔に保ち、心靈の純潔となるべき表現なりと説いた所も少くはなかつた。それが爲め、それを信する人々は、祭日の信には必ず、入浴を缺さなかつた。武士は出



合會のデソルイとンタスリト 圖二十四第

・い高名てしと碑口の逸例はとこるあて畫版の頃末紀世四十第
るゐてし類に呂風据の國が我も恰く深は槽湯るけ於に圖のこ



浴入の士武 圖三十四第

てへ具を禮儀の少多は浴入の士武はで歐西の紀世中
入に湯たべ浮を薇善は士武でつ一のそも圖此・たゐ
るあでろことるゐてけ受を式儀の福祝らか女處・り

陣に臨みてその身を潔めた。又死者の肌を洗ふことをも憚らなかつた。大聖ロルビニアンは、死の近づけるを知り、従者に命じて髪と鬚とを剃らしめ、沐浴の用意を命じた。此等は、東方佛徒の入寂の場合と、一脈の類似があるやうである。

十字軍戦後、歐洲は亞細亞の感化を蒙り、その精神文化、日常生活にも大なる渦巻を起した。沐浴も日耳曼人から北歐にその愛用を傳へ、時代風俗に一印象を残した。客來れば、まづ沐浴を勧め、疲れた遠來の客には、何により、沐浴が第一の接待であつた。家人が旅より歸れば、浴によつてその勞苦を醫し、武士の道場から歸つたとき又は何にか疲勞の時などは、いつも沐浴によつて心身の一新を求め、以て潑刺たる元氣を恢復した。殊に獨逸の武士は、濯浴を何によりも好んだのである。衣服・美食・沐浴の三者は、武士愛好の的である。獨逸の古譚に傳はるイソルデとトリスタンの物語も、沐浴を取りこめた傳説である。

魔の住む島から無事に歸へつた若武士は、彼れに救はれた三人の處女から、衣服と沐浴とを受けた。この話は、獨逸の子供の寝物語に母から喜んで聞かされる御伽話である。

ハルチバルが朝目醒めて浴をとると、湯には薔薇の花を浸し、若き二人の乙女が来り、若者の身體を洗ひ、流し浴上りの布衣で身を拭つた、これにはさすがの若衆も顔を赤らめたが、彼の童貞は乙女の嬌態に依りても破れなかつた。此有名な繪畫を見て、若衆は裸體で胸まで湯に浸り、一人の乙女は若者の頭に月桂冠を戴せ、一人は盥を捧げて、若者に祝福を寄せてゐる。湯槽の傍には釜があつて、湯を沸かす下婢は、輪で火を吹く、若衆は裸體であるが、恐らくは當時行はれた越中禪のやうなものを締めてゐたのであらう、恰も女の用ひた處女下帯と同意義のものである。

第十五世紀頃の繪畫にも、大部屋に湯槽を据ゑて、その内に男女が混浴し、槽に木橋を架けて兩性相對し、板上には美味を列ねてある處がある。男は例の越中禪を締める慣ひであるのに、女子は寧ろ素裸であるが、時には内袴を穿いたこともある、そして頸には金飾を装うた。

大名の城砦内には、特に浴室とはなく、寢室を利用した。僧院では居間に湯槽を備へたが、後に至り城砦にも浴室を作るやうになつた。獨逸のエルンスト伯の居城の浴室は、緑の大理石を以て壁を作つたので、一層名高くなつた。又城砦で、浴室と厨

房とを同棟にしたのは、日本浴室の構造と相似てゐる。僧院に於ても、同様の設計であつて、聖ガレンの僧院では、本堂と食堂との間に、臺所と浴室とを設けた、マユルボルの僧院には浴室専用の竈があり、厚き土塼に包まれた焚口の上に小室があり、熱い空氣が、小竈孔から昇つて室を暖め、それ／＼に蒸風呂、又は洗湯用水を温めた。浴室の近くには、跳ね釣瓶があるのが普通である。

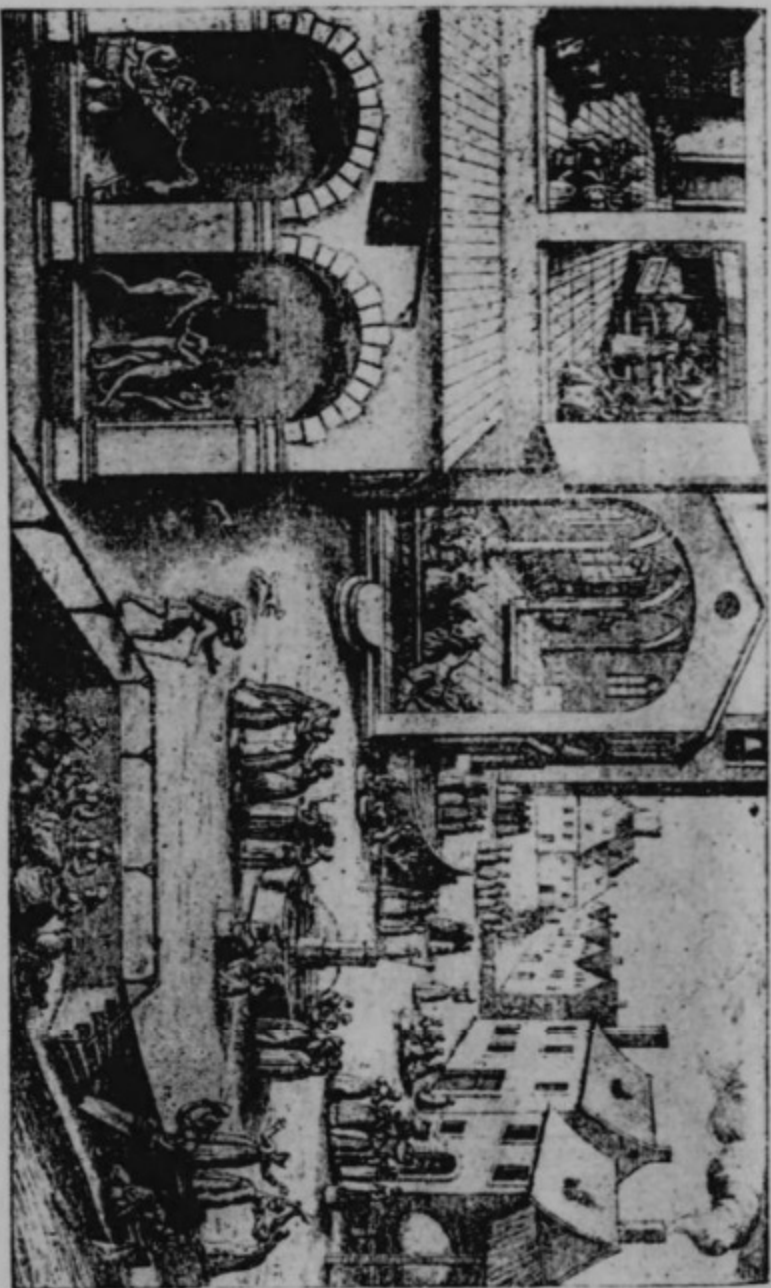
城砦が榮えて諸侯の生活も派手になつたと共に、又都市村落にも、沐浴が行はれて何時となく、日常生活の要事となつた。

沐浴と婚儀

西紀第十三世紀頃から、民衆は沐浴に一層親しみ深くなり、浴後、浴上りに軀を裹んで乾す風習が起り、嫁入道具にも浴上りを持參する習ひとなつた。ヴェイレレンス・フホン・ベアリス（西紀一二六四年死）が浴室に掲げた小額に下の句がある。曰く一日の樂みを得るには浴を爲せ、一週の快樂を求むるには刺絡を試みよ、一月の満足を

買ふには家を撃て、一年の活力を食するには若き女をとれ」と。此の如く、快い沐浴が禮讃されたのである。

後世に於て、野外劇が祝日に行はれた如く、中世紀頃より、何にかの慶事があれば即ち浴を立て、客を招いた。而して、今日、祝ひ事などの場合、供の者に祝儀を出し酒饌を與へると同じ意味に、中世紀の頃には、結婚の祝に、浴料を僮婢、出入の者等に與へる風習があつた。元來、沐浴は大祭か、一生の大事の場合に行ふものと一般に見做されてゐた爲め、結婚式を舉ぐるに先だち、新郎新婦は各自に沐浴をとる禮があつた。その次第は如何にも華々しく、多くの従者を引き具し、客には高價なる澡具を贈り、酒宴を催すに山海の美味を列ねて、接待大に努め、莫大の浪費を惜まなかつた。しかも、かゝる虚榮は益々長じ、遂にそのため負債に苦しみ、その弊に憚むものさへ多くなつた。そこで政府も之に干渉し、虚榮の風を破るべく一切禁止を命じたが容易に改善せられず、依然として招客の多きを誇り、美味の奢をつくした。又或る地方では、祭日か、結婚浴の場合には、浴堂を専用し、留め湯の札を掲げて、一般浴者の入浴を禁じた。



浴露披の婿結るけに紀世四十第 圖四十四第

嫁に男は郎新・あるて縁有の頃紀世四十第・たれば行か事すなてもを湯入に宴盛の露披婿結上に数多りな可はのもるめ勤を役侍接のそ・かゝるす浴てれか・嫁に女乙び及人夫は婿新・れか・張を宴もに中浴・たつかなるてつよ定はか・浴罷か浴別女男がたし浴入も人客・たつあでのるたつなとひ慣る露に客てしと物出引を衣浴はにち後・たへ露を興てし能を踊舞はに後浴・り



部一の宴浴婚結 圖五十四第

浴に風てりあ肴佳に裡の煙湯るめ草てしと氣氣
かはこそ・樂聲るゝそを魂・つ盈に瓶てりあ酒美れ
るえ吹ひ狂も犬に風く捲き吹・巻渦の線曲きなと

時代の變遷と共に、世人も常に祭日の前日のみの沐浴とは限らず、毎週少くとも一度は必ず浴をとつた。而して、都市村落に、未だ嘗て見ざりし公衆用浴堂が構へられその内容も、家々の簡易浴に比すれば、遙に進歩したるものであつた。一般に土曜日沐浴が喜ばれ、工場は當日に限り、工人にその湯錢を與へて入浴を奨励した。若し浴せざるものあれば、親方にその錢を返すのであつた。獨逸の自由都市であつたフランクフルト、その他の都市に於ては、役人が毎土曜日の入浴に湯錢を取り立てた。耶蘇教徒は土曜日、猶太教徒は金曜日を沐浴定日とした。

浴場の發達と共に、所々に新規開業するものが夥しく多くなつた。市役所はこれに課税して、市の收入を圖つた。又或地方では、居酒屋・鍛冶屋・粉屋の市營に屬する如く、湯屋も市直營とした所もある。新たに浴場を建てる場合には地方官廳の許可を要した、自家用のものでも、時にその制裁を蒙る場合もあつた。政治の變遷と共に、浴場は公營となり、之を市民に貸しつけたが、後には、その所有者の手に歸し、世襲財産となつた。

十六世紀頃から高層建築が行はれ、大設計のものが現れると共に、浴場もその影響

を蒙り發達を促した。家には浴室なきときは、木槽を重ね、蔭にて之を被ひ、又蒸籠の如くに組み合せた。浴室は小客間となり、親しき友達の間柄では互に浴を勧め、その内にて酒宴を催し、男女の區別なく共に樂を俱にした。西紀一六一〇年頃に至ると、沐浴の半ばに飲食し長く湯に浸ることが、身體を壯康にするに効ありとせられ、一層この習慣を助長せしめた。

十字軍と癩病

中世紀頃、歐洲に沐浴の繁く行はれるやうになつたのは、十字軍戦役がその仲立である。西亞細亞に進んだ軍兵が、その地に於て入湯の氣分に親しみ、その快適を忘れ兼ね、故郷に歸り來つても、盛んに沐浴を試みたのである。又十字軍の兵士が西亞細亞で感染した梅毒・癩病の歐洲に蔓延し、甚しく家庭に社會に茶毒を流し、多大の脅威を感じしめた。而して、それを防ぐには、入浴が第一の効ありと信せられ、爲めに

入浴は尙一層繁くなつた。これが前者に次ぐ第二の原因である。かくて入浴は一般に生活に必須なる要事と認められるに至つたが、當時の時代觀念から入浴の可否に就いては、占星術の迷信に支配せられた。これは恰も我が日本にありて、陰陽五行説から沐浴の吉日・凶日を考へたことと相似せる事實である。

貧者や長の病ひに倒れた者が、慈善家の手によりて救はれる風が盛んとなり、施浴は慈善事業の意義あるものとして、公共の浴場を設け、又寄進拾財するものもあつた、殊に追善・忌日には、食事をさへ與へて、一層その業を賑はした。この施浴を一に恵みの浴と稱へ、十六世紀頃は可なり廣く行はれた。ニュルンベルクなどでは、殊の外、此施浴場が多くなり過ぎ、後ちにはその一部を割いて他に流用した程であつた。

中世紀の浴槽は木製のもので、淡湯もあれば、淡湯もあつた。藥師も治療の目的に之を用ひ、麻痺・癱瘓・結膜炎・腎臓病その他の病者に入湯を命じた。藥湯には葡萄酒・膏・牛乳その他の材料を投じた。その外、足浴・頭浴用のものもあつた。

温泉も、もはや古代とは異なり、療養上の効果が認められて、一般に愛好せられ、

その數も殖え、浴場も多くなつた。

癩病の蔓延は、微毒よりも人心を尖らした。忌むべき癩病には、洗湯は無効有害で獨り蒸風呂か熱氣浴のみが唯一の豫防法でもあり、治療法でもあるとせられ、中世紀の沐浴と謂へば、此蒸風呂を以て代表とする程重要せられた。熱氣浴は、中歐地方には可なり古くから用ひられ、露西亞風の發汗浴は第十三世紀の初頃から始つた。

發汗用の浴には二種類がある。一は熱氣を用ひ、他は熱き水蒸氣を利用し、發汗を強く促進させるのである。蒸氣即ち湯氣を立てるには、湯を沸すのであるが、又熱湯を草に澀いで導くものもあつた。伊太利には溫泉を應用した所がある。その他、パン燒竈の未だ餘熱の衰へない裡に、水を注ぎ湯氣を立てる處もあつた。

この蒸風呂は主として病人に喜ばれ、水腫患者などはこの浴に容れ、首より上を外に露出して蒸した。蒸風呂の竈をスツーフエーと呼んだ。

浴場は毎日開かないで土曜日の他、月曜日本曜日の三日に限ぎつた。その定日には角を出してその標とした。又僮僕が銅鑼を敲いて街を流し歩いた、巴里ではその浴室專屬の歩き男が町を喚び廻つた。町の人々は、その聲を聴き、各自、家で衣服を脱ぎ

寢衣に著換へて、街を急ぎつゝ浴場に赴いた。武士級の者も脱衣のまゝ浴場に急いだ。

揮一つの父親が裸の家内と子とを率ゐて浴場に行つても、別に怪みとはしなかつたのである。これは著物を著ない便利もあつたが、一には板の間稼ぎの小泥棒に襲はれない用心の爲めでもあつて、乃ち家で著物を脱ぐことになつた。しかし、權門のものは、浴場で脱衣する習があり、上品な浴場では衣物の著換室が設けられてあつた。汚れ物も湯屋で面倒を見た。一般には、湯屋に来るものとしては、多く貧者が旅人であつた。中で相當の身柄のものは、浴場に於ける各自の浴衣や湯上りは之を專用にした。

男でも女でも、裸體とはいひながら、裸又は湯巻を用ひるのであつた。ウインでは女の湯巻の棲に鉛球をつけて、湯水の爲めに湯巻の浮び上るを防いだ。

十四世紀から十五世紀になると、男女ともに頭巾を冠ふる習慣が新に始まつた。そして、頭の濡れることを防げば、感冒に罹らないといはれた。

蒸風呂

蒸風呂に入れば、まづ主人が白樺又は柏葉の小箒を呉れる。小箒は湯屋の窓先に竿を出し、之に結はへて、その店の目標としてあつた。此小箒は蒸風呂の重要什具で、皮膚を敲いて、その働を助けるためのものである。獨逸の油畫には、アダム及びイバの肖像に、無花果の代りに此小箒を用ひて局部を隠したものが少くない。獨逸美術史上注意すべきである。

蒸風呂内は籬段風に木製の腰懸が備へつけられ、更に木枕が之に附いてある。各腰かけや床板は、いつも綺麗に三助が豫め洗ひ清めて置く。浴者は此籬段に横臥するのである。

湯女は主として室内の小用に立働き、小桶に生温い水を搬んで、浴者に澀ぎ、又小箒で脊や手足を擦る、而して湯氣が少くなれば、水桶の水を燒石に注いで蒸氣を新にする。室は常にこの水蒸氣の爲め濛々と煙り立ち、小窓から射し込む微かな光の爲め

に薄暗い。竈には常に木を焚きつけて置くから、室温も相當に昇り、浴者は汗じみてくる。十分に汗が流れた後ちに、腰懸けから下りて床板に横はると、湯女が来て、三たび水を澀ぎ身體をもむ様に擦つてくれる。續いて頭髮と鬚の手入れが始まり、徒弟が来て理髮する。浴者は別室の腰懸けの處に移り、最後の水被りを行つて、休憩室のベッド上に一二時間息むのであるが、その中に外界の温度に馴れ、そこで始めて外へ出るのである。身分ある人は、家僕に助けられて衣服を整へる、三助は多分の心づけに預る。

水風呂も此蒸風呂の如き浴法であるが、休息を長くとることが違ふのみである、この浴に於ても、浴中、酒を飲み、食に飽き、又吸角を施すことが通常で、温泉地でも同様の享樂をした。浴室には磚暖爐があつて室を煖め、銅製の釜で水を沸して浴槽に搬んだ。又竈は土壇りで、浴槽に直接流し入れる仕方もあつた。輕石を焚きて作る風呂を石風呂と云ふ。

第四十七圖と第四十八圖とは西紀一四〇五年 Konrad Keyser の書 *Am Brunn Bellforis* に載せてある蒸風呂浴場である。一方は蒸風呂に用ゐ、他方は普通の浴槽を兼用したもの

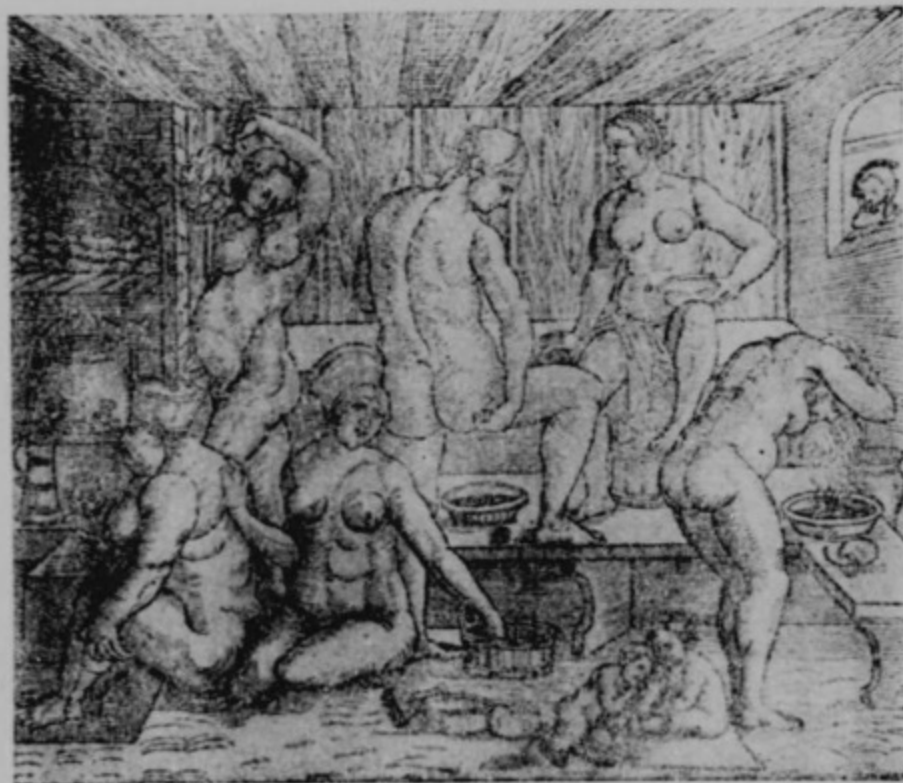
である。何れも竈は地上に築き、その上に大なる釜を据え、二階に管を通じて之を送り、屋根裏には空氣抜きがつけてある。

一三九六年、レーゲンスブルクの或る貴族の家庭では、婦人に一年も外出を禁じ、僅かに懺悔の儀式、葬儀の折の入浴にのみ外出を許された、是れによつても沐浴を相當重く見たことが明かである。

北歐地方は風呂に親しみ深く、若し之れが不可能となれば、一種の苦痛とした、而して、若し不都合を行つた場合には、風呂番を課せられた、その一二の例を示せば、怠惰者は一週間づゝ風呂場番や、焚火の番を命ぜられ、又破門を受けたものが悔悟した時には、温湯を沸して、その罪を許されたなどである。勿論苦行者の間には、自ら進んで風呂番をすることを最高の行爲と考へたものもあつた。

沐浴の弊習

沐浴は日常の行事となつたが、終日湯に浸つて楽しみ、その間に飽食大飲するのは



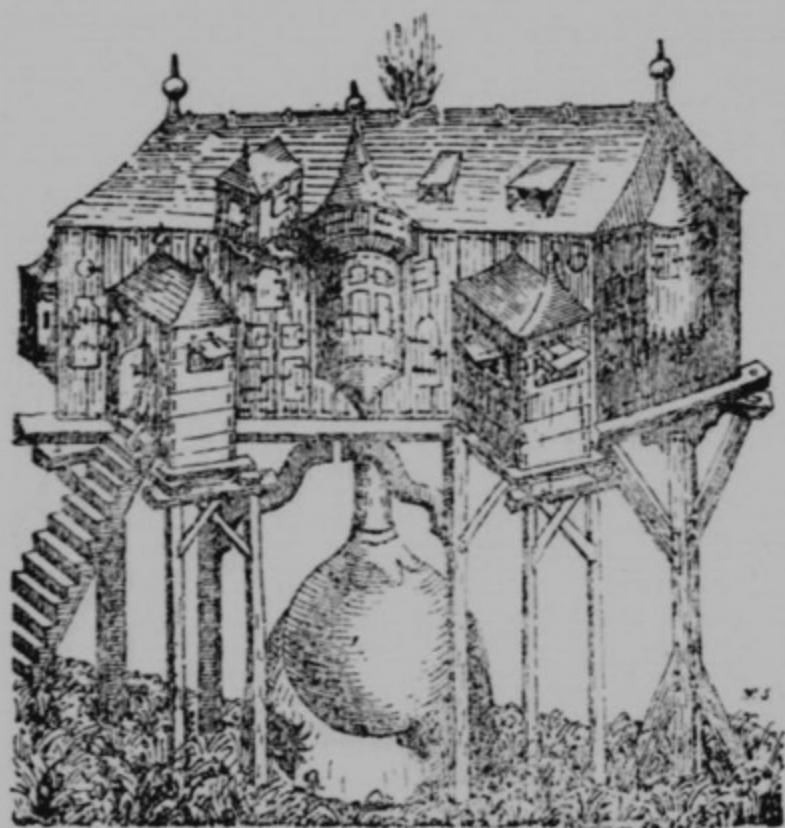
呂風蒸の紀世六十 圖六十四第

るあもとこたし流を吞てし入出が助三男に湯女もで洋西・るあで呂風の用導人婦はれこを之でん積を石に方上のそ・りあが適はに隅左の室浴・るあも處たれら限に助三女又が料るすにか健を膚皮はれそ・たつ打を肌で簀小たね束を葉木はで呂風蒸・るあでのく焼いたれらせ照參を圖七十二第はな・いる温は方下く熱は方上しなを々段は室浴・るあで



(一) 室浴の風異 圖七十四第

白面ものるす入出で子掃りなに建階二が室浴・がい白面も釜大るで立を氣蒸りたしか沸を湯
くおてめ閉を窓はに方の呂風蒸・き間を窓はに方の屋湯でのもの頃紀世四十第は物建のこ・い



(二) 室浴の風異 圖八十四第

Das Trausfeldersche Schweißbad
samt einem sehr lustigen Gespräch



Manisfelder-Bader.
Ich hab nun mein ein Daffes Bad
daran ich Manichen Spitzkopf lad
Es sey gleich mein Feind oder nicht
Denn gleich das ich mich mit anzieht
Die sehen All läng kein oder Reich
Instlich weltlich ist mir als gleich
Ich wüß ein mal die Spies verkieren
Wann wir dem andern trücken schieren
Bedürftende Fursten.
Wur fuch en Gassen Boten tatten.
Furien selber dem Bader Rathen.
Lachten Inre selbst dar unser hand.
Der Bader wir sumbt leut und land
Reichs Stätt.
Wir haben auch vil her tura schiessen
Dessen aber gar wenig genießen.
Haben Inre gehabt für unsern Herrn.
In stündt turt er ons trüchlen scheren
Gnädliche Stende.
Wir armen vil was them geschehen
Mit Feillen durch die finger gesehen
Zent sein wir auch in gleichen henen
Inne vil 1200 fl. 50 wasser 2.

Ritter und Edelkith.
Wir Bürger und adel Gellend
Chetten trachten nach grosser prert.
Den vnderthonen vil auf geladen.
Zent turt man uns sebedoffen und lud
Handwerks man.
Ower wir wünder ober wünder.
Wie saurer schweis läuft vnder ründer.
Ich manns man th ut ons büch und fuch
mit einer scharffen Risen laügen.
Baur's man.
Keiner wir wir Bader se heis.
Zillen gebet aus der blüetig schweis.
Inser nott ist nit aus für sagen.
Wie vas turt diser Bader blagen.
Doch glaub ich mir in beßelt hab.
Kunde in auch wider schaffen ab.
Wann wir menschen die in der not.
Von den Nachsten mer als gold.
neben wirt er ons diesen Dader bald
Geben in unsern eigurt gerwald.
Glaub doch er wirt noch mehr
Man Goa nitmal wiris bad am guffe
Im 36 ar 16 22.

角 吸 圖九十四第

な行に間民般一てとるあ果効に治醫が血薄らか頃紀世中
こるげ遂を的目の様同てし施を角吸で場浴・きとたれは
はてつよに人・たれは行で間手の助三はれそ・たつ起がと
たつなくな來出が足滿ばねけつを筒吸の十三二に時一

健康を害することが甚しい。それが醫道から甚しき無暴の行なりと排斥せられたのも當然である。亂暴な沐浴享樂は、頭痛・視力の衰・足痛・傳染病等を次第に起し、大いに人心を悩ました。ルーランの水浴學（西紀一五六八年出版）にも、蒸風呂の人體に及す害を擧げてある。又ラハートは、沐浴を確的に用ゐるときは、治療効果を擧ぐるものであるが、世人は常に之を誤用して危險を招いてゐると警告し、而して、溫度の高いのが必ずしも効果の多いものでないと附言した。

當時、浴の半ばにして、身體に吸角を用ゐることが流行し、數時間を浴場に過すのが普通であつた。此吸角を愛用することは伊太利から起りて中歐地方に播がつた、丁度醫師の行ふ瀉血と同様の効あるものと、民間では大に迎へられたのであつた。

吸角を施すのは、先づ入浴して、その間に行ふもので、三助の重なる仕事である。

此吸角は一時中歐地方に流行の全盛を極め、男女ともに之を喜び、有力なる民間療法の一とせられ、曆にも、浴と同様に、吸角の吉日が示されてあつた。

沐浴もその節度を失ひ、寧ろ狂氣沙汰に愛好せられ、その弊の甚しき爲め、醫師の方面から、その無暴を咎められ、伊太利ではその矯正運動が相當に行はれたが、未だ

十分にその効を擧げ得なかつた。

加之、十字軍の東征は東邦地方の蓄妾の陋習に染ましめ、沐浴の快適の味を忘れがたく、覺えしめた。そして凱旋の後、専らこれが歐洲に播がつた。

三助は男女間の風紀を亂す一種の媒介者であつて、男女は此仲介により、浴中の亂行を續けた。夫妻の如きは公然、相擁して怪まなかつたのである。基督教勸興の初めには未だ混浴の風なく、男女相別れて堅く之を守つたのに、十字軍戦役よりこの方、この節度は全く亂れ、姪蕩に耽つて飽くことを知らなかつた。チアベルトの記録によれば、西紀一四三二年頃、男女とも裸體にて蒸風呂に入るが一般の風となり、僅かに身柄のものだけ腰に湯巻を纏つたが、後ちには、脱衣室に男女が戯れて男女間の隔が亂れたとある。

かゝる男女の狂態に政府も驚き、一五五〇年湯槽内にては男女とも猿股又は湯巻を用ゐることを嚴命したが、狂態は容易にこれを矯正すること能はず、常に破廉耻罪が起きた。十六世紀頃の獨逸・和蘭小都市の浴場は全く淫蕩の場たる觀があつて、實に眉を顰むべきものであつたが、宗教家も、社會事業家も、手を下して之れが改善の途

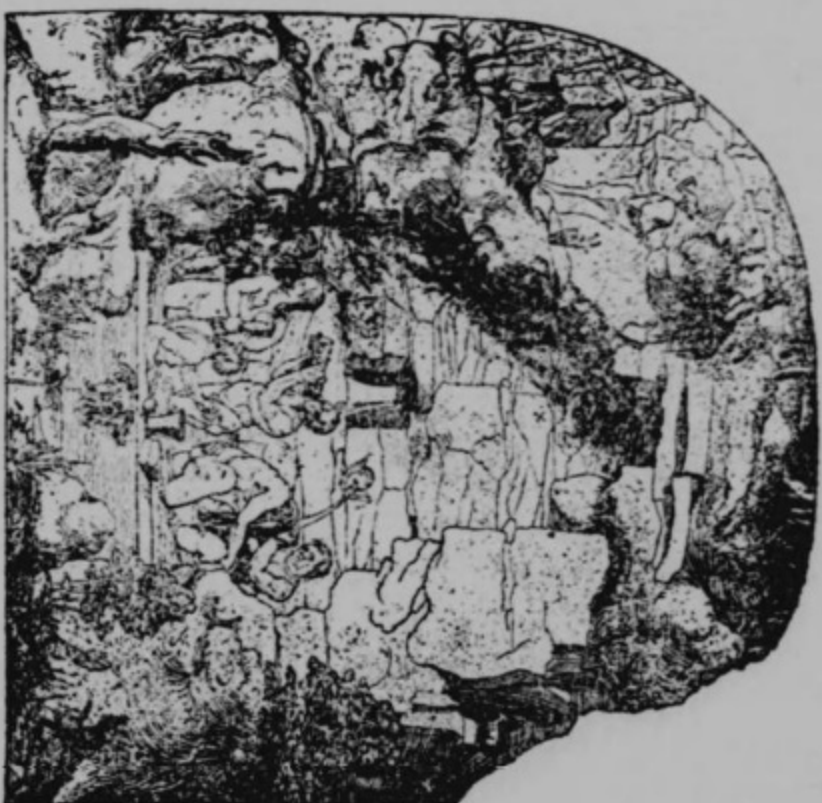
を講じなかつた。又それを講じることも出来なかつた。實に歐洲の中世紀頃は、浴場は破廉耻・不貞操・淫慾の魔窟であつた。しかし、それが果つて、後には全く社會から排斥せられ、その經營者は地位を得ず、社會から齒されなかつた。それは恰も吉原の樓主が金を持つと雖も、社會より輕蔑を以て迎へられたのと同じであつた。

温泉浴の勃興

理性の狂ひは、之を制すべき方法がない。一たび荒んだ世相は、法律の威を以てしても、宗教の力を借りても、之を濟度改良するには餘りに力の弱いものであつた。史家は此間歐洲の世俗に就き幾多の史證を擧げてその頹廢期を物語れるが、偶々或る事情から、さすがに惡風に血迷つた浴場もさびれ行くのみとなつた。十五世紀第十六世紀に方り、中歐地方に、人の嫌ふ癩病が西亞細亞から傳染して蔓つた。その頃、汗浴は此病の豫防となり、又治療に効ありと唱へられ、沐浴は享樂よりも寧ろ衛生的のものとなり行く内に、更に微毒の流行は都民を痛く怖れしめた。そして、微毒患者は一

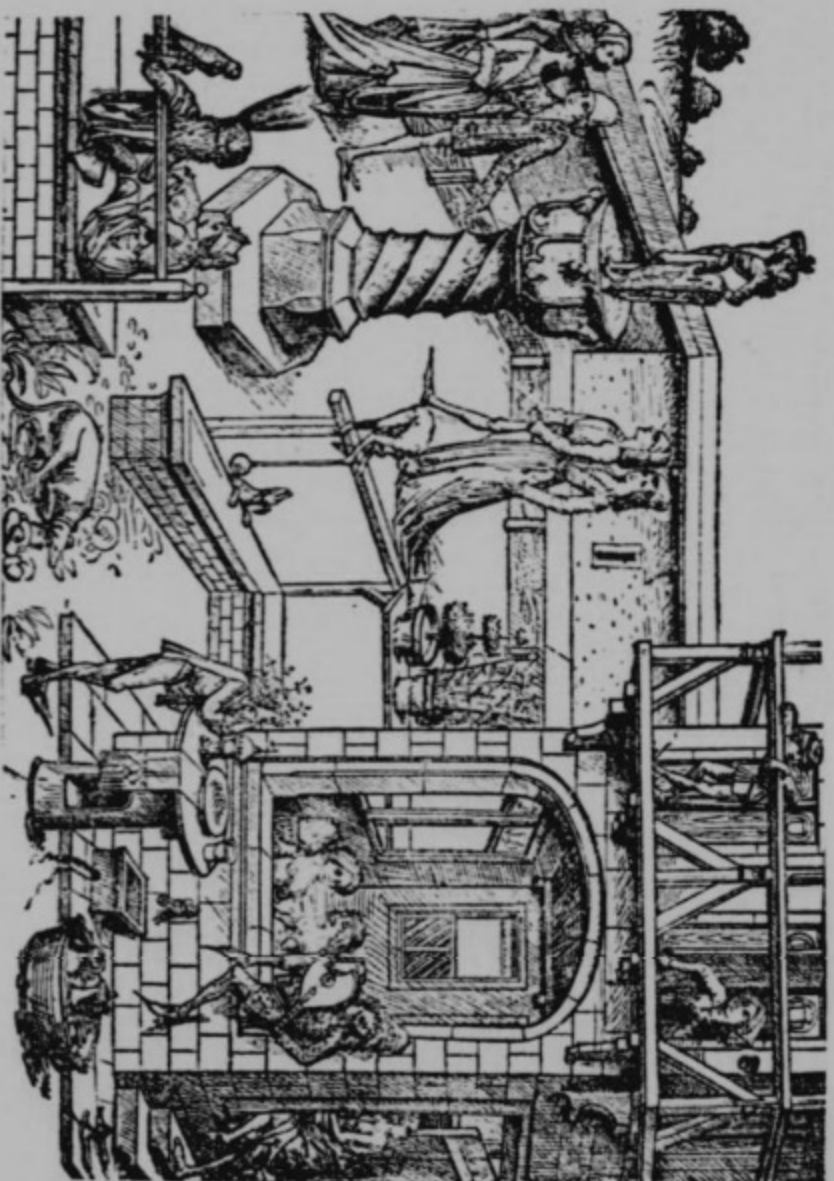
切町風呂に入ることを禁せられ、若し浴場主が斯る病者と知りながら入浴を許せば、直ちに罰金に處せられた。浴場は梅毒蔓延の仲介者として嫌はれ、その結果として、浴場の繁榮を削ぐこと甚しいものがあつたのである。その上、十六世紀のベストの娯樂は人心を不安に陥らしめ、神經を尖らしむるに至り、時の政府も遂に浴場の閉鎖を命ずることゝなつた。ベストの閉息後、再び浴場は開かれたが、市民の恐怖尙去らず浴を嫌ふ風が新に起つて、曩時浴場の繁榮は夢となり了つた。その上經濟の點からも浴場の經營は困難に陥つた。木材の騰貴は自然浴錢の値上げとなり、下級者は到底その負擔に堪へられなくなつた。

浴場の淋びれ行くと反對に、天然噴泉に足を運ぶものが次第に殖えた。この温泉を「野の浴」と名けた。その昔、羅馬人は温泉の愛好者で、種々利用の途を講じたが、その帝國の滅亡と共に、温泉も再び埋もれて世から忘れられた。しかし、此機によりて、温泉行遊が復活した。殊に伊太利の醫師の如きは、夙に温泉治療法を修得して、温泉醫學の命脈を細々ながらも傳へて來たのであつたが、やがて獨逸の醫學新興と共に、獨逸に於て温泉學を大成するに至つた。しかも、その學泉は遠く伊太利に在つた



第五十圖 野天の溫泉泉浴

があるため勢にすに全完を目的の治國・すま惜てし役を領臣は備設場泉温の國諸西春の日今
 たつかなしもとち恥に別てし潜逃くとなくたと男にうことる出き湧の泉温は頃紀里六十第



樂享の地泉温 圖一十五第

地泉温め露の樂享め露の交社・たつあで開機樂享でしと主は泉温もて洋西は頃の紀世五十第
る來出がとこふ露をのるみてれ産に分二十が分氣樂享もて見を同此・たつま集が人のく多はに

のである。温泉も浴場と同じく寺院が管理支配し、殊にベネチチン派に隸属するものが最も多かつた。

但し伊太利に於ても、温泉學の知識は必ずしも深くはなかつた。専ら經驗より修得して、その効果を識るに過ぎなかつたのである。温泉學の眞の研究は、獨逸に温泉浴が弘まつてから始まつたものである。この頃、温泉は萬能有効と信ぜられ更に温泉愛好氣分は深く國民の容るゝ所となり、王者も貧者も温泉行遊を好んで試みた。そして、沐浴遊興の如く、温泉浴にも享樂氣分を漂すやうになつた。尤も他面には、治療の目的を以て入湯するものが著しく殖えた。ガスタイン泉・ウイスバーデン泉は温泉の中に於ても有名で、夙に浴客の集る所となつた。さはれ、妻の眼を窺んで情婦と共に温泉に旅立つものなども、多く家庭に風波を起し易くなつて、十八世紀頃から夫妻同伴が婦人より主張せられて、夫妻の圓滿家庭の平和を保ち得たのは結構だが、その失費の巨大に悩まされたのは皮肉である。當時の落首に「夫は汗に浴し、妻は湯を流す。」とあるのも面白い。

折角勃興し來つた温泉も、湯治の目的に副ふこと少く、専ら享樂の場所に過ぎなか

つたのは遺憾である。

床と壁の間に窓を設ける

湯屋の享樂は、東西に通じた民衆の性格の一端を示したものである。沐浴の生理的作用は、筋肉の活躍、精神の爽快を覺えしめる。之を喜ぶのは自然の要求である、而

してそれより進んで、これによる享樂に飽かんと欲する事から弊害が起るのである。

湯水の溜るさ加減は好みの問題である、湯水の身体に働く結果に變化はない。故に、

苟くもこの世に生を享けた人間である以上、洋の東西を問はず、古今の別なく、沐浴

より受ける快感にも變りはない。而して、その慾望の結果は、同じく酒と色とに走らしめたものである。

沐浴史上から見れば、かく一方に於ては享樂に耽けらしめたこともあるが、他方に

於てはまた常に健康上之を重んぜしめたことを知る。歐洲の浴場で頭を剃ることの行はれたのは、日本でも浴場で鬚を結び直したのと同じ義である。

此頭鞠りは刈込職人の手で行はれ、その収入も多き爲め、その主人との間には利益

分配の醜き争までが醸された。この職人は後世床屋の濫觴である。刈込職人が湯屋に

入込んだ時代は明かでないが、僧院より起つたことは事實である。即ち僧侶の頭を剃

る爲め、この徒弟を特に養ふ所もあつた。而して、僧侶は或る季節に瀉血を試みる風

がありし爲め、この徒弟も自然習ひ覺えて、金創の治療に手傳ひして、後世外科醫の

第一步を占めた。床屋は割合に派手な仕事なる關係上、希望者も多くあつた、床屋と

して王侯専屬に奉仕したものも出來た。後に頭髮や鬚の手入を重んずる風が始まつてから、富者などは道具の蒐集にも意を用ひ出した。

刈込徒弟の教育も漸次向上し、始めは落屋に隸屬したが、後には湯屋を支配する勢力者もあつた。然し兩者は何時も競争して吾劣らじと働いたが、遂ひに互に離れ、別々に獨立した職業となつた。

沐浴の招饗

鎌倉の初期の頃、風教の感化よりして施浴の風が行はれた。施浴は古くから行れな
いではなかつたが、鎌倉期ほどに最も旺んに行れたことはない。これは専ら佛事追善
の爲めに施すのが重なる目的であつた。此心願の洗湯にありては、さすがに諸人は静
肅に湯を浴したものであつた。

沐浴によつて身の垢を去り心を淨め得たと思へば、浴後には如何にも心軽く爽快に
なるを覚えるが、何つしか、その規を越えて享樂を貪り、之に耽り易くなるも、心猿
意馬の留め難き凡夫の心の淺ましきである。

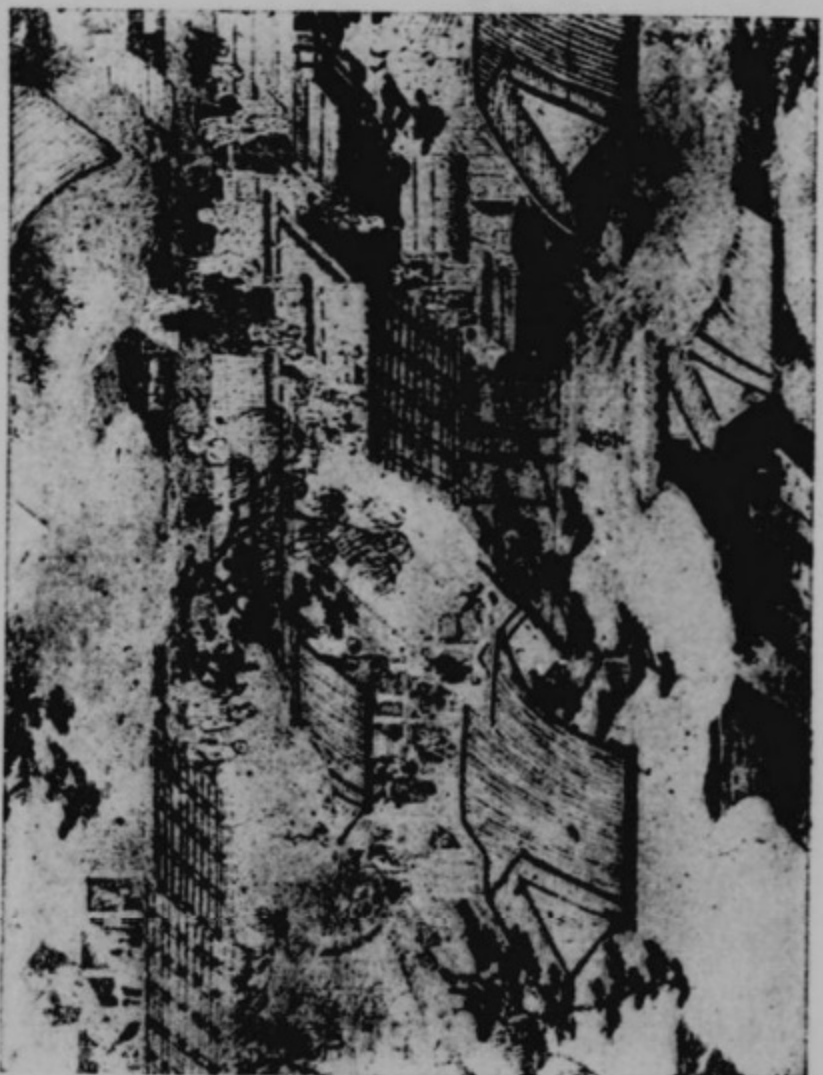
【花營三代記】に春日邸に御成があり、浴後に酒を奉つりしことが書いてある。そ
の頃は人を招待して享樂するを風呂と稱した。風呂からの愉快は、又となく優ぐれた
ものであるから、供養供浴の事より遂にその代名詞となつた。貧富の隔絶のある時代
に浴室を占め、その愉快を求め得るは、身分あるものに過ぎない。浴室に入るの機
會の少きだけ、それだけ浴室に入り酒食の饗を受けるのは何によりの樂みである、又
それに過ぎた招待はなかつた。

【花營三代記】に



弟徒の場浴 圖二十五第

國本・たつあでのもの種特は助三く僞に場浴はて於に紀世中
を桶手・しさに腰を鉢・ち持を刀剃で俗風の頃末紀世五十第は
も助三の男がたい僞立が助三女はに湯女・たし接に客宿てつ携
助む送り刈を髪頭の僞僧で院管來元は弟徒此・たみてし入出
るあでのたつなに事く僞に場浴般一かし時何かのたつあで手



屋呂風の洛京 圖三十五第

頃明本町室てつ隊に國・かたし遠茂に中文本はくし群・たつ隊らか・國外洛中洛華榮山引身藏戸的杉上はれこ
の近附通萬百は國のこ・るゐてれさ記ろいろいろも名の屋洛に記割は尙・る分か・様模の屋呂風たつあに洛京
るあでのたつなもと標目の町・らかるあで所場り集の人かゐるあで物建な末鹿の根屋板・るゐてし示を屋呂風

風呂の養は尾張國甚目寺村の遺風なり、去年妻を迎へたる家々に、正月十一日湯を設けて、同じ所の人を招き入湯せしめて、浴後杯をすゝむ、親類隣よしあるもの皆招きに應ず、富める者は村中を盡す、年によりては五所六所にあり、人によりては三所四所にもあり。

如何に風呂の御馳走振りなりしかを想ふに足る。歐洲にても、結婚披露に友人を風呂に招き、之れに應じた人員の多きを、その家の誇りとした事もあつた。人間一生のうち、結婚の儀式ほど重大のものは他にない。それ故、盛宴を張つて風呂に招くのも當然である。東西に斯くまで共通な微細の點を發見するは、人情の機微に至れば平等なるによるのである。

【老人雑話】に

氏郷ある時諸士を饗す時、自ら頭裏て風呂の火を焼しとぞとある。大將自ら風呂を焚くなど、到底今日からは想ひも及ばぬ次第である。人を招待し、主人自ら風呂を焚いてその加減を見る、質朴にして、人情味の溢れたゆかしさが思はれる。今日ならば、主人自ら玄關に立ちて來客を迎へ、僕婢を隨使してその用

に當らしめるのであるが、よりて以て、古人の懸念振りの今日を異なるを知るべきである。

世が太平に流るゝにつれ、風呂のみの招待では、聊か物足らぬ心地し、心の慾が次第に複雑に移る。そして酒のふるまひが伴はつてくる。【鹿苑日記】に

慶長九年六月晦日、赴柳風呂、各々同途、於浴室、粽にて有酒、酒了て歸院と見える。浴後の爽快を授くるに酒の酔あり、また一生の快樂である。

浴室の發達

【康富記】に

應永八年九月二十三日、乙亥、詣高倉風呂也、及晩歸宅、

とあり。當時高倉その他、一條通、柳の風呂の名が著れてあつた。公卿・卿士らの行く重なる風呂であつたのであらう。

【看聞御記】に

應永廿九年十二月廿日の條有燒亡(中略)藤井湯邊云々、唯一字燒失、湯屋無爲也、とある。火事で一家燒失したといひ、その火事場を藤井湯の近傍として之を目安にせられたのである。湯屋は多數の人々に知れ渡る場所でもあり、又町の目安になり易きものであるからである。而してその頃の風呂の廣さは、【三水記】に

永正十三年十一月二日、入風呂合木人數十人許也

十二月廿九日、

早旦入風呂合木人料尙五六許輩也、

とあり。左程に多人數を容れてはゐない、十數人程の手ごろで、十分であつたらう。

しかし、洛中洛外のふる屋を見ても、通常の町屋よりは廣かつたのである。

浴室は、獨り京洛の都會のみに限られず、地方にも次第に出来るやうになつた。

【神遺集】に

藏人殿は大に御喜せ給て、急御下向こそ咄たけれ、其後國中を領し、高所には堂を立、下所には塔を組み、前々には池堀り、樺色の蓮花を放し、靈佛靈社崇敬し、寺院坊内村里には湯屋立、晝夜無間に人民ツカレを感み給、

國々の政所より社寺を繕ひ、湯屋を立て、無料入浴を許すは善政であつた。この湯屋は、恰も今日の公衆浴場の如きものである。斯くて、役所の力により、湯屋は地方村里にも建て増されて、その恵に浴することが出来た。

【甲陽軍鑑】に

風呂は何れの國にあれど、取り分け伊勢風呂と申す子細は伊勢の國象ほと（中略）在郷までも大方村一つに風呂一つ、据て、

とあるは、伊勢の國には他國より風呂が流行し、村々に至るまで、少くとも一箇所の建物が生つて、他國よりも、その發達が著しかつたのである。

公卿縉紳と庶民との階級の意識別の甚しきとき、上流は下級民衆と共に浴室に入ることを不快として之を避けた。彼等は獨り浴室を占めて、他の者を容れない策を講じた。

【言繼卿記】に

天文十一年二月八日、己未、九時分、藤原中納言留風呂、各罷候し、是日、云々とある。獨占して、一時他の來客を斷るを留風呂と云ふ。

【資益王記】に

十三年十月卅日、風呂張行之處、又甲機者入間、自問歸了、民部卿彦五郎入之間、乙に觸了、慈慶院同能穢了。とあり、下賤の者との同浴を嫌ふことを茲にも見るのである。

朝鮮貢使の沐浴觀

足利時代に朝鮮より我が國に渡來した貢使は、日本の風物に接して見聞を廣め大小となく知識を獲て歸つた。その貢使の中にも朴瑞生は頭腦明晰の才物で、深く我が文化の進歩に眼が届き、我が國に敬意を拂つた。彼は、就中水車と湯屋とに就いて、瀟洛中之を見て大に感歎した。人の知れる如く、朝鮮人は常に白衣を着け婦女は終日殆んど洗濯の仕事に逐はれてゐる。我々の眼から見れば、朝鮮人は如何にも清潔を好むが如くに見受けられるが、實際は決してさうでもない、朝鮮人は身體の清潔法を知らない。朝鮮に湯屋のなきことは敢て物珍らしくない。

永章元年（西紀一四二九年）は足利六代義教將軍が新に立つた年である。その翌二年に、朝鮮から祝賀の挨拶に、特使朴瑞生が李朝世宗の命を奉じて京都に來た。その時の記録が『世宗實錄』に述べてある。而して日本に於ける沐浴觀は第四十六卷に載せてある。

日本之俗、無少大、好沐浴潔身、故大家各置浴室、每閭閻亦累置浴所、其浴室之制、甚巧而使穩溫湯者、吹角、聞者、爭納錢浴之、乞濟生院惠民局倭館汗蒸廣通橋等、及外方醫院等多處、皆置浴室、以助用錢之術。

朴瑞生が朝鮮にも、病院人民の密集する個處に湯屋を置くことを必要として、之を當局者に勧めたことは、當時には洵に敬服すべき進言であつたが、政府は一向に之を用ゐる心もなかつた爲め、ついそのまゝになつた。

仁祖時代の通信副使趙龍州も、日本の浴室に感服し、浴室と題して律を賦した。

當年流汗體空眸 多謝夷人浴室寬 水獻溫泉治膳理 香生銀海煎芳蘭

禮賢思握周公髮 喜潔兼彈屈子冠 目朗身輕清不寐 通宵莊誦聖浴盤

如何にも我が浴室を珍としたことが知れる。朝鮮人の眼からは、日本人の潔癖なる

に感心し得ないものはない。彼等は沐浴を知らない。身體の清潔の術を解せない。甲維翰の惡口屋でも、『海遊錄』に沐浴のことを大に感心したと書いて兜を脱いでゐる。

朝鮮人は沐浴を知らない、例へば蒸汗の特種の如きものが地方にあるが、それは他の目的に使用しても、一般沐浴の目的によるのでないから、朝鮮に浴室のないのが當然である。朝鮮人は、漸く川の流れて體を洗ふに過ぎない、市街では宅に盥を置き、湯をくみて膚を拭ふのみである。高麗時代の風俗を書いた『鶴林類事高』、『麗國經』にも、夏日溪流に男女が同浴することを書いてあるに過ぎない朝鮮人は嘗ては男女混浴を意に留めなかつた。蕭越の『朝鮮賦』に、男女同浴の事舊誌に出づ、今變すとあるから、李朝になつて變つたものであらう。支那の『大明一統誌』にも、朝鮮の男女同浴の記事が載せてある。朝鮮では、當時此記事に就き支那正史の中にても、上位にあるべき一統誌に同浴の記事が明にせられてあるのは、支那から夷狄の風と見做されるのかと大に氣を病み、何にとかして之を取消して貰はうとしたとき、偶々中宗五十八年に明使の來たのを幸に、その改訂を頼んだ。明使もその俗を實見して同浴の風なきを知り、多分舊誌から轉載した誤謬なれば、歸洛の上は、その改訂を上奏すべきやう

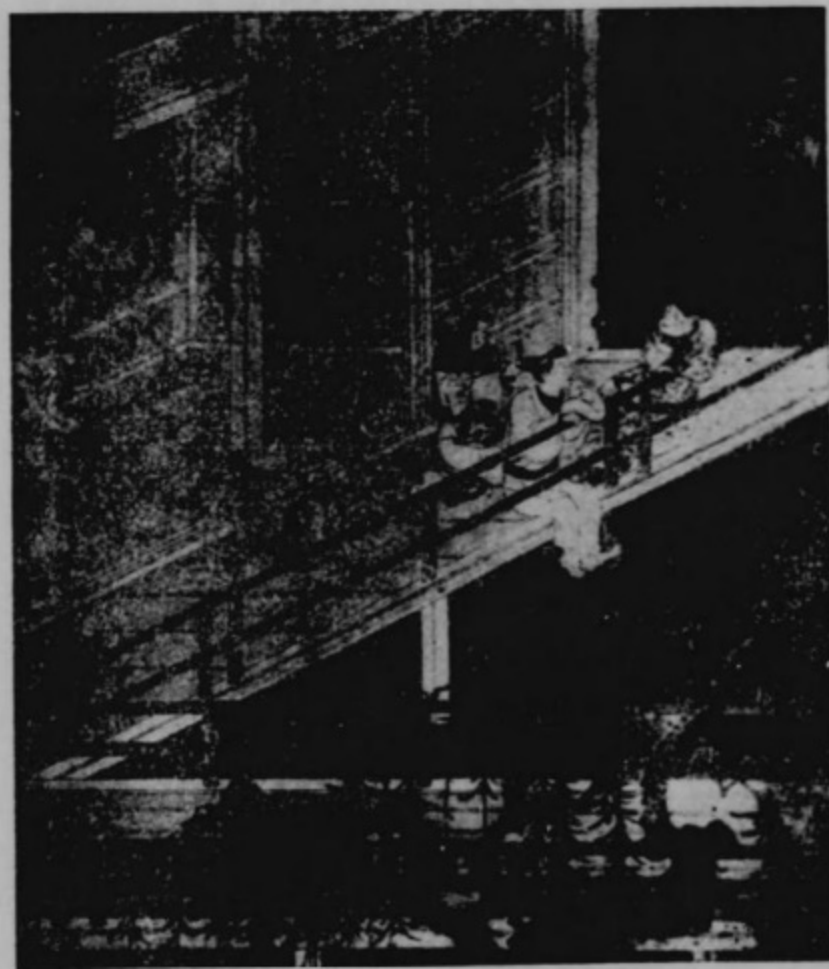
約束を下した逸話がある。ともかく、今日では田舎に行くに、夏日女が日暮から川へ這入つて沐浴すると、夫は少し離れた所に蹕んで上るのを待つてゐるのである。

風呂屋と湯屋

現今に於ては、風呂屋と湯屋との區別を明らかにする人はない。湯屋と風呂屋と混同して呼びならして、湯に浴すること、風呂に入ると謂ひ、湯を沸すことを風呂を立てると云ふ。しかし、風呂屋と湯屋とは、その組織構造から全く別途のものである。風呂は蒸氣浴で、蒸氣を立て満たした室に入り、湯屋は湯を浴槽に沸し、その槽内に身體を容れて湯につかり、多分の湯水を使ふのである。

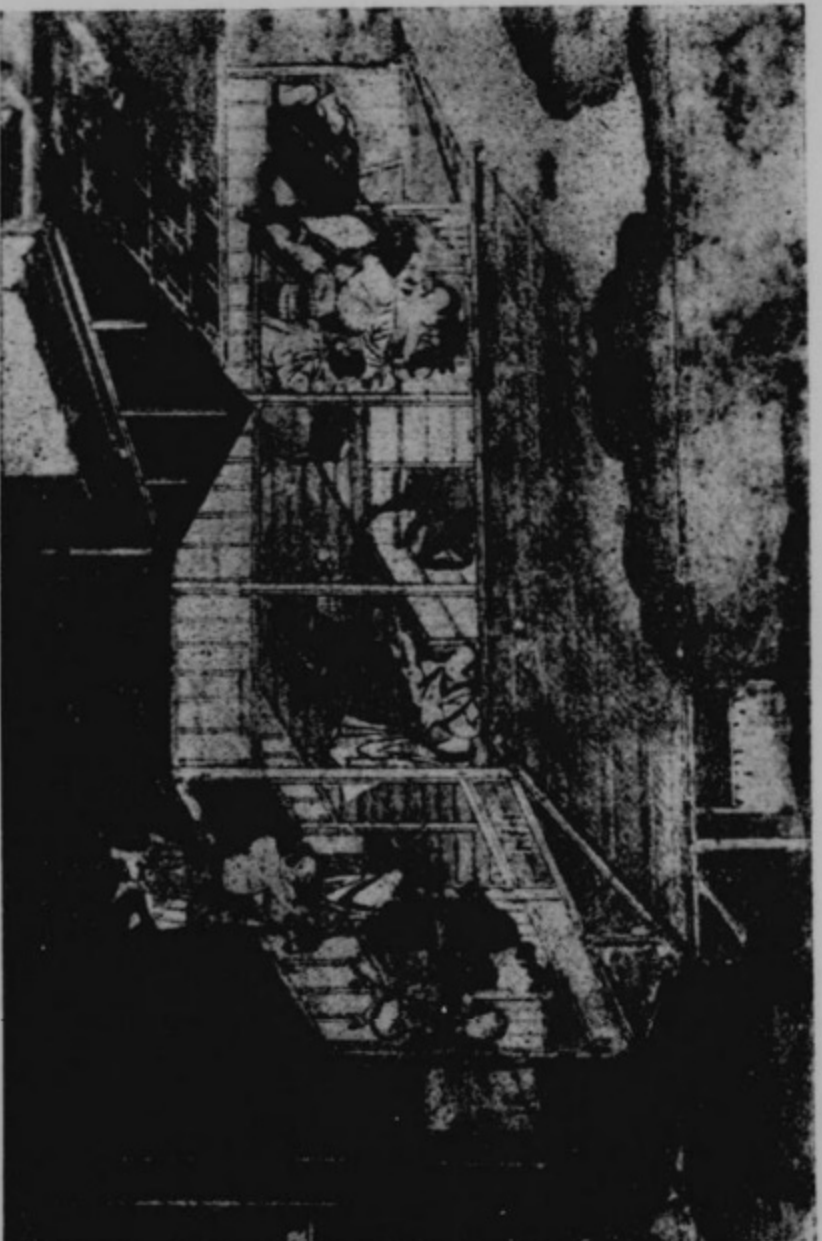
朝鮮では、平壤附近、又は開城に一種の蒸風呂があり、朝鮮語にて汗蒸ハンジョンと稱ふ。我が國にても、京都の北の八瀬の里に、これと構造を全く同じくする竈風呂がある。

又瀬戸内海の沿岸及び島々に、石風呂と呼ぶものがある、今でも夏季になれば、多



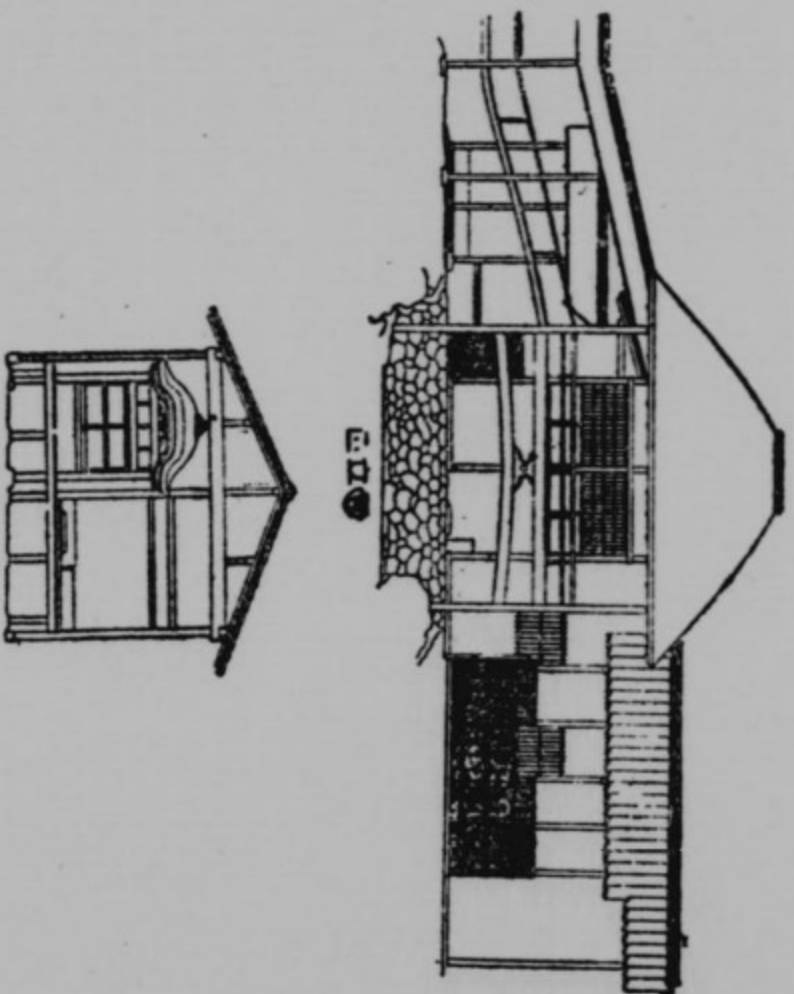
屋風呂の頃永寛長慶 圖四十五第

千關後浴・たつ探るか風屏俗風の詳末者筆・藏所侯親義川徳は國本干を竿てりゝかに柱ばれあものもむし樂ゝつめ眺を園庭てつ凭にあり餘にるめ慰を者浴は姿嬌の女湯ふ經を服美・るあものもす一・り籠に部内が氣蒸で風呂欄戸は風呂・うらあてたつあでのるあでのるす存にゝこは果効の風呂蒸す流を汗・し落を垢くよ浴



呂 風 港 圖五十五第

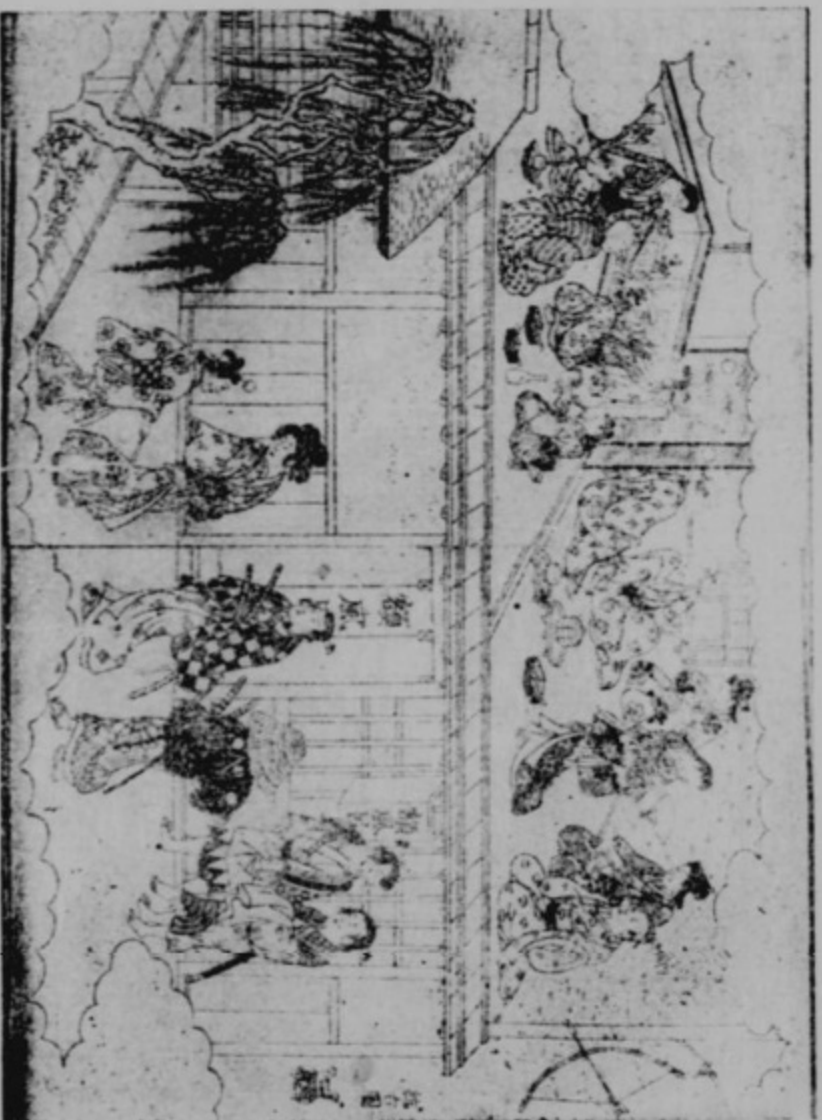
れは富に者富門横は國前・たつ探らか、筆跡長又で畫の張腰腰寄城屋古名は國本
しに美華が、盛者富はて於に國前・るあでのも、なめ衆民は國本・がるあで構呂風た
るみでん富に趣野てしに朴賢もに何知はるることゆ見に國本・がるあで者家て



風呂

室 浴 寺 願 本 派 本 圖六十五第

内のそ・たれき移に寺願本後がたれら置に中の第築築てしと邸居の吉秀臣豊は開張飛の寺願本西都京
あが呂風蒸の作風破に隔南西の場浴・尺一丈二行奥・尺六丈一〇口間は場浴・るあが室浴ふいと蓋動真に
るあでのる登りよ間のそは氣蒸で板板子の置は床・寸三尺七行奥・寸五尺七き高・寸六尺五口間のそ・る



女湯 圖七十五

上も丹江は懸設の女湯らか・頃・たつ探らか・道・の・呂・風・顔・の・語・物・昔・時・計・十・八・は・れ・こ
風・顔・に・語・物・表・曾・時・・う・ら・め・で・さ・べ・く・最・に・に・ど・な・給・女・の・目・今・は・い・・で・八・盛・に・共・も・方
る・み・て・げ・舉・を・の・も・い・高・名・の・女・湯・で・つ・あ・と・「・々・云・ど・な・近・の・呂・風・顔・・表・の・呂・風・顔・・三・小・の・呂



呂風棚戸 圖八十五第

呂風蒸來元は呂風棚戸・たつ探るか晝挿の子り踊口輕は圖本
屋湯く如がる見に圖此・がたつあでのもるす有を戸引の口入の
取るか點の濟經うやぬえ冷の湯・たつなにとこるれらる用もに
通共に屋湯・呂風が式樣のそくか・るあでのもたれられ入り
たつなにとこるなくなが別風の者兩此ばれ至に世後・りなと



呂 風 の 波 難 圖九十五第

の段別と戸江もに度難者許もに豪客の女湯・たつ探らか・雀波難の版出年・七寶延はれこ
 欄所は方の戸江・あるあで方けつり取の口欄所はることるな異と戸江・か・いなめ認をり變
 方地版京・にのるあで造風波が根屋の口欄所は戸江・い・高がれそは方の版京・い・低か・口
 る来出がとこる知を息消の邊のこくよはれす較比ともの四三下以・い・多が造角はで

數の人々が、此石風呂に集り、之に沐する。石風呂は海邊に近い巖を鑿つて大きな洞窟を造り、その内に松葉・柴等を焼いた火氣で窟内を溫め、焚き了つた頃、沙水を注ぎその上に濡れた蓆を敷き、入口を一時閉す。熱き蒸氣の洞窟内を充たした頃から、裸體でその裡に入り、五分間或はそれ以上木枕に臥して蒸されて汗をかく、すると汗が瀧の如くに流れる、暫らく時を経て、洞窟から出て來るのである。八瀬の里のものは、巖石ではなく土饅頭型のもので一方口の窟である。愛媛縣櫻井町外の海岸にある石風呂は、蓋し大なるものゝ一つで、余の實測によるに、窟内奥行二十六尺四寸、高さ一丈五寸、間口は入口に近い所で六尺三寸、女子用のものはこれより小である。一時に二三十人を包容し得る。通常一日に二回乃至三回石風呂に入るのである。市井で蒸風呂の多いのは關西地方であらう、就中廣島には湯屋兼業のものが多し。天井の低い入口の小さい室で、その床は竹簀子を駢べ、その下にある浅い釜に水を入れて蒸氣を立てるから、恰も蒸籠の如きものである。入口の戸牕を堅く締めて内に入る、室内の内には蒸氣が濛々として充ち満ち、一寸と戸を開けば蒸氣がその間より溢れ、室内は暗いから、如何にも入り遅くれする感がある。この構造のものは風呂と呼ばれ、屋湯

とは謂はれてゐない。古くには、この兩者の區別が儼然とされて居つた。

【醫談抄】に

近代は上下風呂を好み、浴場を不用、不可心事なり、遊戯沈酔の人の所爲なり。

とあつて、風呂と湯場と、それ／＼の使用目的を異にしたことが知れる。又慶長十七

年の片桐且元が兵庫の家の者に與へた覺書にも、

一湯屋より料足二季に二百文可遣事

一風呂屋中より右同前の事

一傾城屋中右同事

それ／＼に區別してある。又正徳五年（西紀一三七五年）の京都御役所向の大概覺書

洛中洛外湯屋敷風呂屋敷并御定書之事

一洛中湯屋敷 五十八軒

一同 居風呂敷 十二軒

一風呂屋敷 十三軒

一鹽風呂敷（鹽屋）五軒

一同釜風呂敷 八軒

一洛外湯屋敷 十三軒

一同居風呂敷 二十三軒

城二州愛宕郡八潮村竈風呂 敷十六軒

但年により増減有之候

とある如く、湯屋・風呂屋の區別は明かに登記されてある。一般に湯屋が多く風呂屋は少いが、風呂屋にも種々風呂の構へがあることは、之れによりて知られる。風呂屋の湯屋よりも少ないのは、風呂屋は特種の建物を設置せねばならぬし、蒸氣の洩れを防ぎ、早く温度の冷えざる工夫を要する爲め、自然浴室に制限がつき、随つて特種な様式となりて、湯屋の如く輕便に多數の人を一時に浴せしむることが出来なくなるのである。然し風呂はよく汗を流し、浴後體温の冷えることも遅い爲めに、重に病者に喜ばれた傾きがある。後には日常の沐浴にも用立つたが、建築・經濟の兩方面から湯屋に比して普遍的ではなかつた。これが湯屋よりも敷の少ない原因であつて獨り京

都のみでなく、大阪に於ても湯屋は風呂屋よりは四倍も多かつた。風呂屋は數に於て少い、又多數の浴客を一時に迎へ難いが、その構造は湯屋よりも進歩して保温の工夫がしてあるだけ、湯屋は漸次之を學ぶ所となり、風呂の建て方を多分にとり入れ、風呂類似の構造を作つた結果、兩者の名稱が混同したのである。文學博士喜多貞吉氏は「戸棚風呂・柵榴口の構造は湯屋に移り行く中間物である」と説明せられたことは面白い意見である。氏は「風呂は少數客ならば、とにかく多大數引續き入浴せんとする如き場合には間に合はぬ。殊に行つぎなしに客を迎へねばならぬ筈の營業者などには到底實行し難い所である、そこで密閉したる室内に湯氣を立てこめて、その中で浴せしめるといふ簡便な方法が工風された」と述べ、更に次の如く解説せられたのは適切な觀察である。即ち「戸棚風呂の性質が風呂六分湯四分と云ふべきならば、此柵榴口の風呂は湯六分風呂四分とでもいふべきものであらう。いづれにしても折衷物で、其營業者が湯屋とも呼ばれ、又風呂屋とも呼ばれても然るべきものだ」と論じてあるのは肯定すべきであらう。

喜田川季莊の「類聚近世風俗志」に據ると「京大阪にては風呂屋と俗に云ひ、江戸



口 榴 柵 圖十六第

つよに版飯大・版戸江がるあが版異は書同・たつ採らか男代一色好大は圖二十六第・い白面がとこるあのことたつな異少多に圖挿・て湯・し流に分十を汗で呂風蒸・るあでのもの版戸江は他で本屋區荒飯るあで味驗有の屋浴がさよ持氣ふ貰ていかを垢で先指の手襪の女



女 湯 圖一十六第

るあで版戸江はれこ・たつ採るか男代一色好



女 湯 圖二十六第

るあで版阪大はれこ・たつ探らか男代一色好



明照の屋湯 圖三十六第

大るあに圖此で中の具器明照るる用に屋湯・たつ探らか・鑑證内自野の取年七永貴はれこ
るえ見はに後か・證行証往・るあで常通かものるてつ下らか井天・か方八證行の角八は又角

にては湯屋と云ひ訛る」とあるのは、各その發達を物語るものである。尙京大阪にては風呂・湯屋の區別が長くまで續いた。元祿二年の「一日五録」に兵庫の津民屋建つゞきて物の自由なる所也、湯屋・風呂屋もあり、昔は遊女ありて船がゝりの旅人浪枕を借し所也とあり、又文化初年の大阪諸株物の調べにも「當時大阪に風呂株三十六、湯屋株百四十」とあつて、區別が判然としてゐるのである。大阪で風呂が浴場の代表的に呼ばれるやうになつたのは、風呂氣分が多分にあつた次第でもあるまいか。江戸では湯屋が通稱となり、公文書にも湯屋と書きなれたものが多い、しかし中には湯屋風呂屋と區別したこともある。

【拾要抄】に、寛政二年湯屋願申付方の事といふ題目があるが、風呂のことも含み又享和三年亥十一月七日の御觸れにも「町中に而新規に湯屋渡世相始候節は云々」として、湯屋と風呂屋とを兼ねて同一に見てある。

喜田博士の説明の如くに、柘榴口の湯六分、風呂四分の構造は、とかく兩者の區別の境がなくなることになり、又一方には湯屋よりも經濟的に營業利益の少い風呂は自

然淘汰されて、湯屋の数は殖えても風呂は減する一方であつた。明治の年代と改まり、警察署は柘榴口は内が暗く、湯が不潔になり易く、湯氣立ち、時に卒倒者が出来る理由から、干涉して湯屋から柘榴口の撤廢に力を盡し、悉く開放的の浴槽のみに改めさせた。それでも大地震前には京橋の築地、浅草の代地に湯屋兼業の風呂があつたが、現今にては東京に風呂の名残を全く絶つた。

風呂は風爐ともかく、風呂の名義に就き、柳田國男氏は『郷土研究』誌上に説いて風呂はムロ（室）であつたと解せられた「マ行音とハ行音とは屢々相通じてネム（眠）をネブリ、ケムリ（煙）をケブリなどいふが如し。播州や信州などでは、今も何室と書いて、何プロと發音する所があるのも之を裏書するものである」と。即ち風呂は密閉したる室に湯氣を籠らせて浴するものである。温室と義同じき也と『攝叢抄』の著者は定義を下してゐる。風呂・温室の構である。但し古い時代の温室・浴室の構造の不明なことは、前にも述べた所である。

湯女（垢搔女）

風呂の特性は汗の夥しく流れ出づること、随つて垢は自然によくとれるのである。今日の醫學の立場からも、蒸氣浴をすれば、一番よく垢がとれることを立證してゐる。或る人の検査に依つても、蒸氣浴後の汚水には我々身體から流れ出した細菌が、湯水の場合よりも更に多い。蒸氣浴は毛根内に介在する垢などを、全く綺麗に洗ひ流すに十分である。

この風呂に入り、暫らくすると皮膚一面に濕りがくる、それに續いて汗が流れ出でる。この汗の流るゝと共に、垢も落ちる。それを助けて垢をする女を垢搔女と呼び、湯屋にも同様な女があつて湯女と名けられる。後には垢搔女の名稱は消滅して、専ら湯女と弘く呼ばれることになつた。湯女のこと【太平記】に見え、「湯や風呂の女童部迄ももてあつかひければ」云々とあるから、相當に古くからあつたもので、湯屋・風呂屋に居つたのである。後には藝者・遊女の仲間となり、浴客の世話又は浴後の酒宴に侍つて興を助けた。

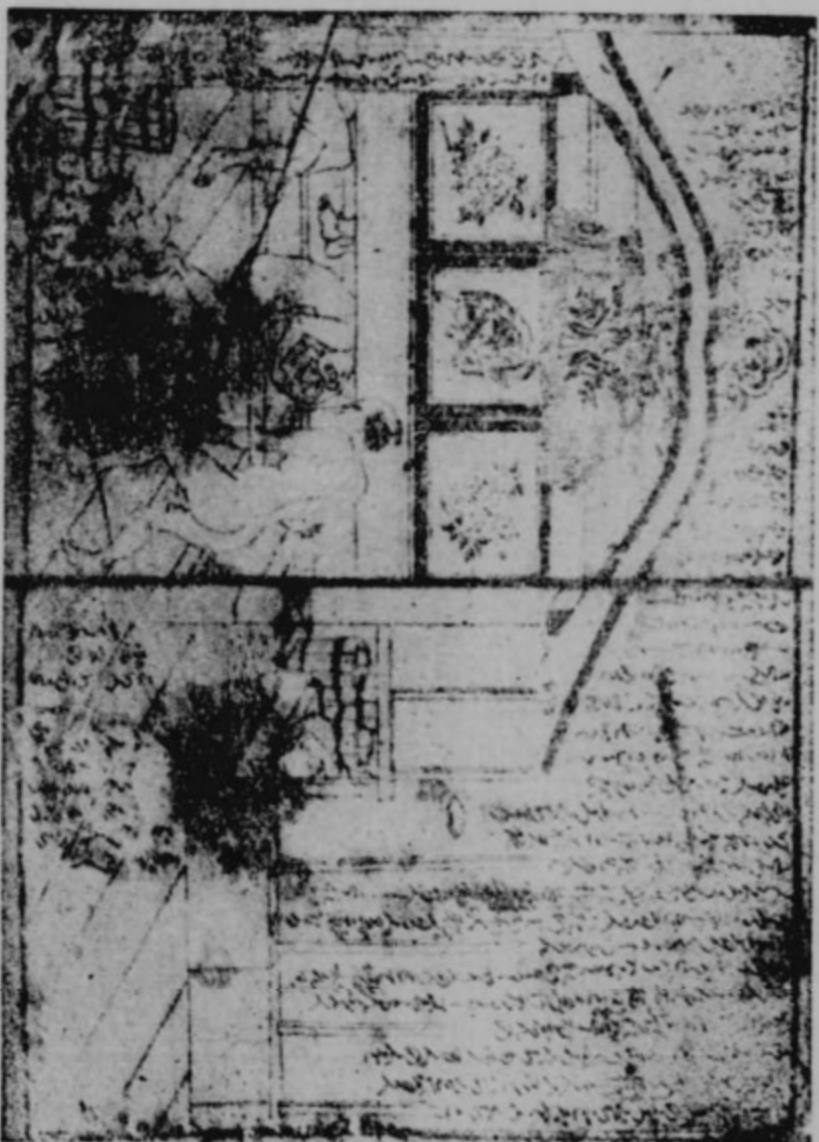
垢搔女は、客の入浴の間にその背を搔いて垢をとり、又頭髮を洗ふ世話をするのが、元來の主役である。風呂に入り垢を搔いて貰ふ風味は、江見水蔭氏が昭和二年に

出版した「硯友社と紅葉」の單篇本の内に説明してある。

早い話が、銭湯へ行きますと、屹と女は附いて来て背中を流して呉れますんで、イエ自分は入浴はしません、褌掛け尻端折りに成つて念入りに背中を流して呉れるんですが、それが決して、ヘチマの皮とかスポンヂとか、手拭だらうが、垢摺りだらうが、そんな物は一つも遣ひません。素手なんです。指の先で爪を立てない様に巧く背中を流して呉れるんで。それは何んとも云へぬ快い心持です。試みに此方へ歸つて、野郎同士で遣つて見ても逆も小木の女の様には行きません。マア風呂に入るだけでも其位の技巧を落すのですから、萬事は御察しを願ひます。海員はそれ以上を語らなかつた。

其後自分も佐渡に遊んだ。小木にも行つたが

日に叛き小木に早寝や旅づかれと吟して何等のロマンスも遣さなかつた。（イヤ紅葉のが餘りに名高く成つたので警戒したので、實情は一遊したかつたのだ）。然るに新穂の古驛の高茂といふ旅館で、計らず其垢掻きに洗禮された。但しそれは女性ではなく、宿の若主人（方言ア



口 栢 栢 圖四十六第

のそ・りあが口小に方右の口栢栢・たの探らか話新穂新穂栢栢栢の作時京はれこ・でも期未清明・るあで湯洗りあで湯回がれこ・るれくでん波を湯熱に細小からか中るあで防塵いなし用蓋を湯回にり餘・た居てつ残はに屋湯の本場もで京東が風造此



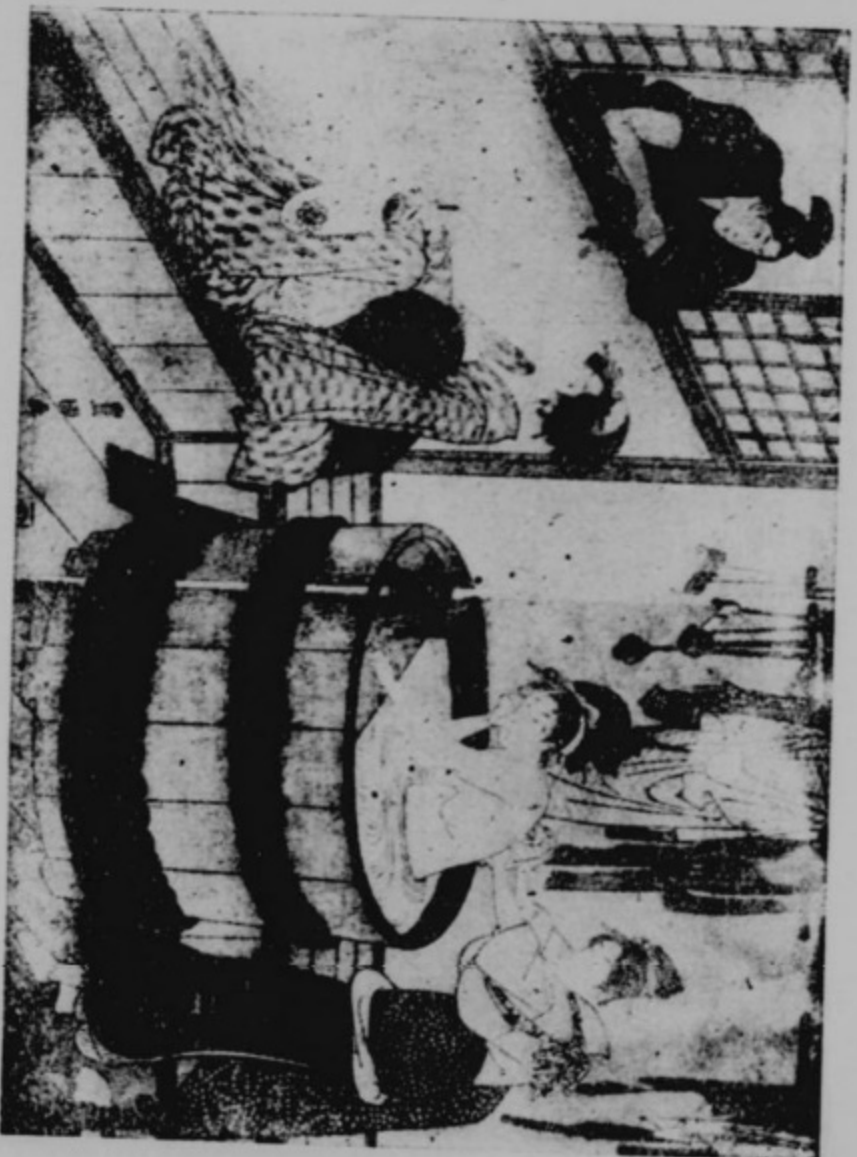
屋 湯 の 末 幕 圖五十六節

描を盡すの者皆くよ筆の妙極・るゝかに筆の意形線
るくでん浮が盡萬狀千どほる觀はれ觀・いながら餘てい



呂 風 据 圖六十六第

風据らか呂風水・たつ探らか首一人百犬の版年九文寛は圖本
庭家は呂風据ばへいで葉言の日今・るれはいとたし化轉が呂
のもたつま改の口装り變が形と々色けだれそ・るあで槽浴の
み用をどな氣電・斯瓦・スカーコ・炭石に料燃はで日今・い多が
とこいな突煙もかし・でみの薪は前以・がつ立が湯に的濟經
たつあで勞苦一いしまぐ涙もとこく焚を湯く多が煙分隨らか



呂 風 砲 鏡 圖七十六第

呂風砲があるあで種一の呂風砲は呂風砲鏡・るあで繪鏡の管國豊川歌
るあでのす薄で火炭はれこ・でのもたし歩進の方き焚はれ見るか



呂風据たつ變 圖八十六第

湯様客御」で圖生寫の記日中道道仙中 たい書の人ふいと彦備谷年四十保天はれこ
 焚とす一・だふそき引を邪風・いるぬにかそつめヤリコ・かいなしん座御はくるぬが
 風据る在に側の殿湯て立き焚へ下の湯・しませ待きとついらなんそ・へせなんくて
 ばれ見、つひ謂と・るすうどヤリコヤリコ・るせ被へ頭の客此・てり取を蓋の桶の呂
 な方理く沸の湯く早ばけ焚を火・せ被りよ上てに蓋き如の入櫃飯るたへら造てに祭
 しに文本と「りたへ見とす沸を呂風据てしをたふく如のくか皆はてに邊此・故る
 る來出がとこる見に舍田の國諸もで今・はのもの構たし似類にれこ・るゐてしる

ンチャン)の好意を以て特に自分の背の垢を搔かれたのであつた。

それは實に何んとも云へぬ快感を受取るもので、暫くは恍惚たらざるを得なかつた、男の手ですら此の位だから、女のやわらかな手では逆も溜るまいと想像せずんばゐられなかつた。

これだ、尾崎も當然小木の女に此垢搔を食はされたのだな。

彼が佐渡を去る船中の句に

汗虱搔かする人を思ひけり

水蔭の此一文は多少下卑の嫌はあるが、垢搔が案外にも心地好き感を起させる實況をよく告白してある。こんな理由で、風呂屋には垢搔女の必要が一層多かつた。それが又淫蕩に導いた動機にもなつた。〔慶長見聞集〕に「湯女と云ふなまめける女ども廿人卅人並び居て垢をかき髪をすゝぐ」とあるに由りても、随分多勢のものが風呂屋に抱へられて居つた事がわかる。その後に至り、益々湯女の跋扈が甚しきにつけ、幕府は苦しみて「寛永十四年江戸中風呂屋湯女三人限りに命じ玉ふ此掟を破りし者吉原大門の外にて刑せらる」とある。慶長より寛文の間に、既に湯女風情に手を焼いた程、

湯女が多くなつたのである。そしてこれに對する處罰も随分厳しかつた。しかし、布令も一片の反古に過ぎず、一向に利目はなく、却つて益々湯女全盛を見るに至つた。

【落穂集】に

風呂屋諸所々にあり、朝よりわかし晩は七つ時に仕廻晝の内風呂入人の垢を流し候湯女も七つ切りに仕廻、夫れより身の仕度を整へ暮時にいたり候へば風呂の上り場に用ひたる格子の間を座敷に構へ、金の屏風など引廻し、火を燈し件の湯女ども衣裳を改め、三線を鳴し小歌やうの物を誂ひ客集めせし也

又同書に

寛永の此迄神田佐柄木町雉子町の續きに堀丹後守殿御座敷あり丹後殿前を略し丹前と云、此邊風湯屋多く美麗なる湯女どもありてこゝに遊びける若人等の様を歌舞妓に學びて丹前風と云し。

と見えるが、斯く湯女は客の歡心を買ふ私娼に類似したるもので、今日の三業を兼ねた醜業婦であるから、客に接する機會を常に作つたのである。私娼の都會に絶えざる如くに、幕府の取締の寛いときなどは、ひどく跋扈し、その爲めには吉原の衰微をも

招くに至つたと【湯房語圖】は語つてゐる。而して、この湯女は遊女の株を奪つたのみならず、一種の風姿を作り、かの勝山型などを作り上げて、江戸風俗史上見遣し難い場面を持つてゐる。

風呂屋には土人も往き、町人も來り、殊に歌舞伎のもの、町奴の輩に至るまで集り此場所を以て遊興放逸の天地として、晝夜となく入浸り、痛飲壯語し、時には喧嘩争鬭の沙汰にも及ぶことがあり、幕府も治政上忽せにしがたきを以て、寛永以來屢々湯屋取締の布令を發し、糞きにも引用した如く、湯女の制限を圖つた。而して明暦の大火後、吉原遊廓を山谷の地に移すに當つて、府内の湯女を漸く禁制するに至つた。

明暦三年六月に

一跡々より度々町中風呂屋共に申候通り、吉原町御立被成候に就き、彌々當月十六日切りに遊女の分町中御拂被成候間自今以後風呂屋へ遊女隱置候はゞ五人組は不及申候に檢議若只今迄隱置候遊女有之候はゞ早々拂可申候少も相間敷事。

といふ達しがあり、此布告にて湯女も茲に絶えた。そして、湯女の中からは、名高い太夫になつたものもある。吉原山本屋の太夫で、丸髻の結髪の開祖となつた名高い勝

山も初めは神田丹前風呂の湯女であつた。しかし、概して湯女から妓になつたものは意氣乏しと卑められ、通人の歓迎を受けなかつた。湯女上りの妓は、謂ゆる散茶女郎にて低級である。

【色道大鑑】に見える風呂入浴の風情は詳しくしかも、能くその機微に觸れてあるから少し長いけれども引用する。

客の風呂をもとむる時は先舉亭にいひつく、舉亭うけたまはりて風呂屋にいひつかはし、次に其女郎の遣手にいひわたす。遣手本宅に歸りて、女郎の所持の風呂道具を風呂屋へもたせつかはす。風呂屋には風呂を焚たつる内に、板の間を清め、あがり場を掃除す。あがり場の次に臺子を置き釜をしかくる。客の來らぬ内に遣手奉行してあがり場の奥に紅縁の氈を展布事、或五枚三枚、客の多少によるべし。次の間には繪簾をしき衣桁にゆかた下帯をかけて相まつ、風呂屋より左右をうけて、客風呂に赴く、此時菓子を出す、熨斗をも出す。女郎は客と同道をもす。又暫くあとより來る事もあり。客風呂に入りたるあとにて道具を殿る。傾城の客と共に風呂に入るはよろしからず。若品によりて行水許りはすべし。多くは是も無用のいたりな

り。此故に、はやく來れば、あがり場にはされてあし。客あがらぬ内、板の間に酒をこふ事自然にあらば、禿酌に立べし。あがり場に立鏡臺・鬘道具・薰籠・香盆等をかざる、數は客の多少による。客のあがらぬ内に香爐共に火をとりて侍べし。客あがるとあがり場のはたらき、先附物太鼓女郎勤む。次に先遣手是を勤む。漸しづまる程に至り、亭主方より盃を出す次に響應の女には吸物を出すもあり。さあらば女より亭主を呼出して盃をさすべし。折紙は當座にも遣す。又舉亭へかへりてよりも遣す。

湯女の戒嚴令は、江戸の大火によりて布かれ、湯女一時の弊は漸く之を防止したが、湯屋はなほ男女混浴の有様であつた。湯槽一つを共同に、男女を區別せず、同浴するを「入り込み」と云つた。この同浴は久しく續いたものである。寛政三年男女入込み湯停止の觸れが出たけれども、場末にて男女湯と相分ち焚きては、入人も少く渡世に相成るまじきものは據所なきも、場所柄のものには區別すべしとの如き、生温き布令の爲め、少しの効もなく、依然として入込みが行はれた。それは、柘榴口の低い爲め、湯槽が暗く、随つて淫猥の俗を促すものがあつた。【甲子夜話】にも、「因て聞

及ぶに暗處又夜中などは縦に姦淫のこと多しとぞ」とあり。又寛政の布告にも「入込之儀は一體風俗の爲め不宜事に付、相止候」とある。

實際男女の混浴が厳しく制止せられたのは、天保年間、松平樂翁公の禁制後のことである。『近世風俗志』にも「右女左男とすれども、或は右男左女湯もあり、又は間口廣からず奥行の長き物は、表に男湯のみにて女湯無之、之も多く稀れに女湯のみにて男湯なきも有之也」とある。蓋し入込みは江戸よりも京阪に多くあつたのである。

江戸湯屋の模様を『皇都午睡』の著者はよく書いたから、序でに、抜抄しておく。

錢湯は大體一丁に二軒宛は丈夫に有り、上方の如く、大和湯・扇湯・櫻湯などと呼ことなく、町名を上につけて湯と呼ぶなり。いはゞ檜物丁の湯とか、堀江丁の湯とか吟び、湯屋の門口に男湯女湯と並び有て、此二つの入口をば入し所の真中に内の方をむき、錢取場あり、爰一所にて男女湯をも兼帶の番なり、齒磨・楊枝・膏藥の類、錢取場に取次あり、此傍に二階へ上る大段梯子あり、未明より夜五ツ迄上り湯とて船に沸し有て汲出し次第なり、風呂は中狭く底深くて腰かけなく前の戸低く下りて中は暗く、晝にても顔は見えぬ位、湯は熱くて散をしめす計りなり、故に皆外へ出

て洗ふ、爰に三助と通り石しと、背を流す男あり、毎日々に祝儀を錢取場にやれば、其客來ると拍子木をうつ、三助勝手より來て留桶とて上客に計りつかふ飯櫃なる大桶に疊るゝ湯を汲み、平生の小桶二つにも湯を汲て置ことなり、客風呂より出て此桶の前にて洗ふ内に、三助背を洗しに來る、たま／＼行者は小桶より遺すことなし、幼子など連行く近所の衆は、此大桶の中へ子供を入置て、親は小桶にて洗ふも有り、湯上りに、又元の如く湯を汲て出しあり、是らを思へば、上方の湯は夕方ならでは上湯なく、いちましく思はる、上り場にはその邊の嘶講釋、見世物の數の番附を張、どして切たの、はつたの、火事、芝居等の噂を聞ふなら、錢湯にますことなし、節句朔月の紋日には、おひねりて、十二文紙につゝんで持ゆくなり、暑中桃湯とて桃の葉を湯に焚て入る、此日もやはりおひねり也。

湯槽の種類

蒸風呂

【筑埃隨筆】に、「風呂といふもの竈風呂・石風呂・殻風呂・箱風呂・水風呂云々」と湯浴の品類を擧げてある。河川に浴する原始的の浴風から、湯浴に進むに従ひ、様々の型が出来、古きは廢たれ、新らしきものが喜ばれ、時代に順應して移り行くのである。

湯風呂の文献を拾ふ中には、名のみ残りて、今日で説明の付かないものもある。

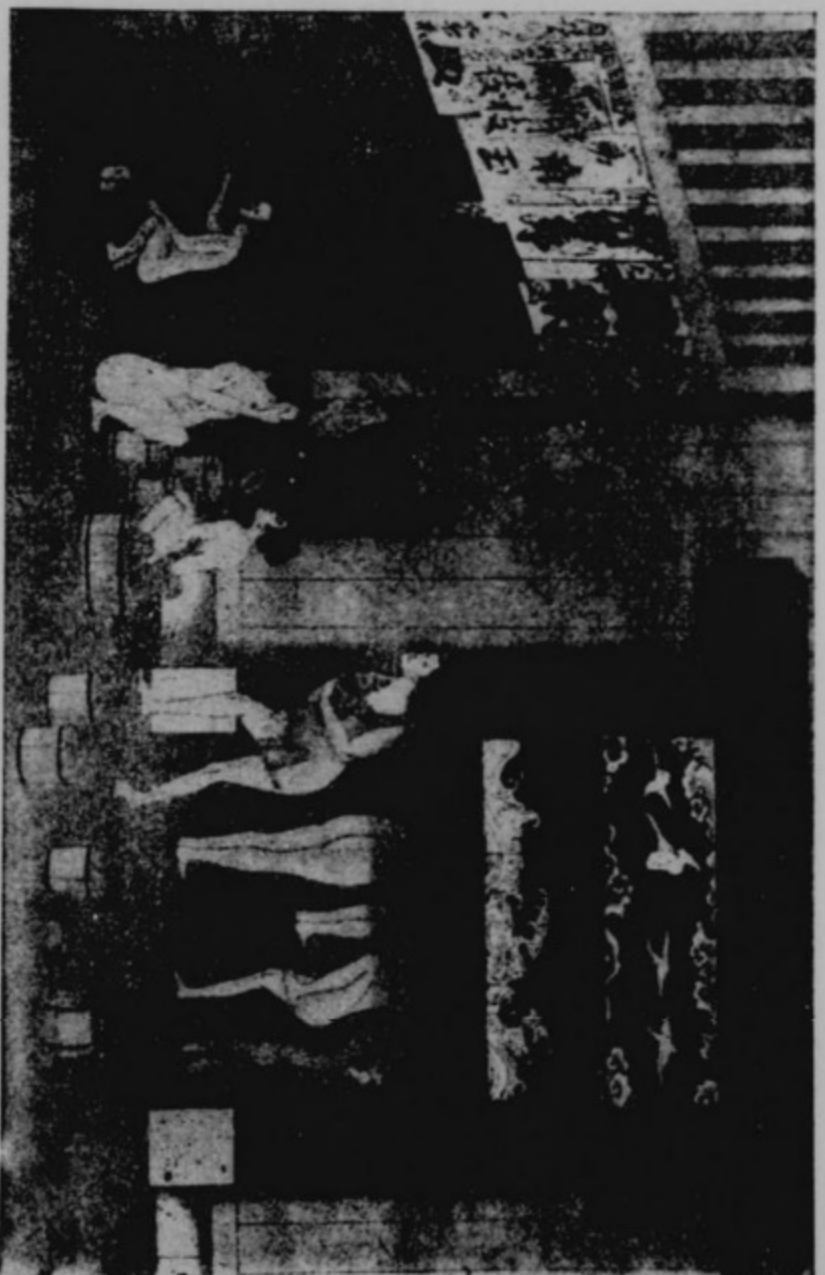
【今物語】に念佛者の中につちゆいふけつと云僧有りけり、或所にいたぶろといふ物をして人々入ける」云々とあるが、此板風呂の如何なる建築様式なりしかは、之を徵すべき考證を見出し得ないが「風呂にてもなき所にゐて」とあれば、蒸風呂の一種とも想像しにくくはない。

石風呂・穴風呂・竈風呂何れも異名同種である。巖岩を鑿ちて空洞を作り、内に火を焚き鹽水を振りかけて、蒸氣を満すものは石風呂・穴風呂である。石洞の代りに土竈を築いて用ゐるものを竈風呂といふ。【愛媛面影】に「穴風呂栗津に在り、(中略)又越智郡櫻井大濱にも石風呂と云者あり、皆此類なり」とある。京都洛北八瀬の里の竈風呂は夙に世間に知られたるもので、石風呂同様の焚方である。先年、余が愛媛縣櫻



屋湯の本日たじ映に眼の人外 圖九十六第

池寄に田下が皆提米ーリルべ・たつ探らか、Reise um die Erde nach Japan はれこ
と生寫の人外・るあで浴混女男・のまたし生寫がネイハ人邊國の行行隨のそきとたし
るあで湯浴はのるゐてつなにバツリス もれ何か樹木・がるあでのもの来出上はてし



場浴たじ映に眼の人外 圖十七第

たつ探らか Sketches of Japanese Manners and Customs の駁年七六八一紀西
つ立に目かのい長の肢下はてしと人婦本日・るあでのもたし生寫のルネソリ人英



湯女京東の代年治明 圖一十七第

の目々・るゐてれはいと作の頃年五四十二治明・筆の柳芳田姓五
るゐてし鑑注を面畫が緒情の屋湯京東・いなら變もし少と屋湯

井町外の石風呂を訪た折の、その風聞記の一節を紹介しよう。

窟内には附近の山林より刈り採りたる齒染の枯葉を容れて焚く、一抱の束を一度に二十個要し、一日三回（午前七時半・十一時及び午後二時）焚く、齒染の燃え了りたる頃、強力の若き男（世話男）恰も消防装束の如き厚衣を纏ひ、頭には頭巾を被り濡れ草履をはき、海水に十分潤したる藁敷枚を抱いて、窟内に進み入り、熱氣を犯しつゝ、手早く之を敷き列べて、藁扉を閉ぢ、半時間待ち入浴を許す、焚後直ちに浴者が出入すれば、熱氣は天蓋にのみ強く、床底に弱ければ、一先密閉して一様に熱氣を潮蔓せしむ。

即ち石風呂は單なる熱氣浴に非ずして、蒸氣浴であるが、一般に蒸風呂と稱へらるゝのみ。石風呂に就き【類聚近世風俗志】は「今の世の空風呂也古の空風呂と云ふも此類歟未知已」と疑を残してあるも、鹽風呂・石風呂と何れも同名なるは【愛媛面影】によりても明かなる事實であつて、竈風呂も之に屬する。空風呂とは湯水に對する相對稱で、我々の解する熱氣浴に非ず、それ程までに之を狹義に解する必要があるまい。紫式部の日記の石を焚き水をかけた記事によりても、原始的な蒸風呂が行はれ

てゐたのである。これなどは手軽に出来るが、室内だけの空気を熱するには相當の複雑なる設備を要する。我が建築形式より考へて、それ程までに浴室の進歩はなかつたのであらう。空風呂一に殻風呂と書く。韓國からの傳來なれば、韓風呂と唱へ、それが、空風呂・殻風呂になつた異説もないでもないが、水（湯）と蒸氣充滿との空場より見るが至當である。

此石風呂を焚く男を石風呂の鬼と俗に謂ふのは、黒く燻つて釜たく鬼の畫のそれに似たものがあるからである。

此蒸風呂に入つた光景は「杏林内省録」に詳しく書いてある。

今時諸國に石風呂・鹽風呂と稱する浴室有て其製不一ドモ大概四方に石を疊たるあり、或は四方は常の浴室の如く木にて作りたるもあり、底は必板の如く石にて其上に鹽薦を敷き、入る人其上に坐居れば、鹽火の氣にて蒸され周身より汗出後には如油津液漏れ綿巾にて拭へば、平日の浴室温泉にてぬか豆粉用ひたるよりも潔なり、垢穢去盡且つ浴後熱して冷ること遅きなり。此浴室常人稀に入ることとは格別なれば、何れの頃よりか藥湯と稱して、病者數々入坐して命期を促す事徐文伯の論の如

し、予治療せし病人を論せんに、腰の痛・腿の痛・背痛・腹痛・頭痛・足痛・痔疾・脚氣等の者此浴室へ二三ヶ月入れば多くは癒ゆる故悦居るに、兩三年過ると前症再發して往年に倍して苦むあれば、又頭痛治して腹痛大に發し、或は腰痛癒て心痛と變じ、痔疾治して眼疾と變ず、假令何症にても石風呂へ久く入て後發せしは不治なり。

一度治したもので、時々再發することもあるが、蒸風呂に限つて、一度癒えたのに更に他病が一層重く現れるとは受取り難い。著者の醫學的考察の缺けたことから誤つたものである。

戸棚風呂

古い繪畫に載せてある風呂の構造を窺ふに、風呂は密閉した浴室である。蒸氣を満たして、容易にそれが冷まざる爲めには、浴室の餘りに大なるものでは用立ない、そこで、自然制限がつき、浴室は小さく、又湯氣の外部に漏れて冷ゆるを防ぐ爲め引戸を密閉するのである。風呂にはこの引戸が多い。舊名古屋離宮對面所の腰張の風呂の

段、昆州徳川家藏の慶長風俗屏風、舊村井吉兵衛氏所藏の慶長頃風俗屏風に描かれたものも、悉く引戸である。

引戸が蒸氣を保ち、温度の下らざる必然的の需用であつたが、経済的と實用的の二途から、出入多い湯屋にも何となく引戸を應用するやうになつた。その時節は判明しないが、奥村政信の書いた戸棚風呂、輕口踊子の浴室挿圖は、明かに戸棚が湯槽につけられたものである。富山縣の本法寺所藏法華經繪傳の浴室は、開放せられてある。

彼れと此とを比較すれば、湯屋にも風呂構造を採り入れて、所謂風呂七分と湯三分になり「湯槽尺ばかり膝をひたすのみなれば」云々とある如く、湯槽淺くて十分に身體を漬ける程の深さには至らなかつた。此湯屋は「引違戸を用ひ湯氣を洩さしむ」とし蒸氣にて湯の冷えるを防いで一種の保温を講じた。

蒸風呂は營業として浴室の小さい爲め、自然都會には迎へられず地方に移つた喜田川季莊も「戸棚風呂と云物三都には稀れなれど、他國の錢湯には往々有之而予兵庫にて入しことあり、又江戸にて藥湯に往々見之」と書いてある。【俚言集覽】に「風呂を越後にては戸棚といへり」とある。戸棚風呂の略稱で、地方に戸棚風呂が迎へられた

證據である。

柘榴口

戸棚は一々引違戸を開閉して入らねばならぬ、浴客の出入繁きときは自然温度の低下するは明かである。之を防ぎ更に一入便利なものに出来たのが柘榴口である。風呂につけたものは、英一蝶の筆と傳ふる風呂の繪に之を見ることが出来る。この重寶なから繰りは、忽ち湯屋でも之を用ひた。

【俚言集】に

いづれも同じ事なるを常に焚をは風呂と云、立あけの戸なきを柘榴風呂とはなんぞや、かゞみいるとの心也、醒々云、斯云るは度詞也、屈み入ると云ふを鏡鑄と云にとりなしたる也、昔は鏡を磨くに石榴の實の醋を用ひたる故也、今は梅の醋を用ひ

【類聚近世風俗志】に

今江戸の錢湯に柘榴口と云名目あるは、柘榴風呂の名残なるべし、然れば則ち柘榴口はざくろぶろより出でたる名目也。

京坂、上に破風の形ありて破風のみ朱塗にする、多く上に種々の彫物あり、柱及び
其他は木地なり、京坂は柵榴口高く槽低く、柵榴口より低きこと三四寸に當る、江
戸は柵榴口より槽三四寸高くす、故に槽中に坐しても外を見ず、京坂は槽中に坐す
れば柵榴口外を見ゆ、

柵榴口は湯槽の前方に天井より板を垂し、床より離る間隙の少い爲め、屈みて内に
入らねばならない。柵榴風呂の湯氣は物理の原則に従ひ、外に漏れることは少い、又
外方から冷えた空氣の内を襲ふことも出来ない、長くまで温度を保つことが出来、加
之、入口は開放してあれば浴客の出入には便利である。

柵榴口は湯氣の漏れる恐れはないが、その内部が暗黒である爲め、明治に至りて之
を廢し、今日の開放湯槽となつた。これは鎌倉期の湯槽の復古である。

柵榴口は風呂にも湯屋にも共に用ひられたが、湯屋營業の多いことから、自然後ち
には湯屋專設の如き觀をなした。

昔は、風呂に入るには褌を締めたものである。これは蒸氣に浴するので褌が濡れる
恐れはない。

【御前獨狂言】に

或人酒醉風呂漬鼻褌をときて風呂入せしを、あるまじきことゝて笑ひたる。
とある。

また【杏林内省録】に面白い記事がある。

本朝諸士百家記曰寶永五年
印本ナリ増入ニ男ノ方ニテ風呂ヲ立テモテナス事ヲ舉シ條ニ廣蓋ニ

浴衣風呂敷カキ替ノ下帶取調、昔ハ風呂褌ハ別ニ有テ、常ノ褌ト結び替テ入湯セシ

コトハ、一代男御前獨リ狂言等ノ古キ繪草子ニ載タレバ、寶永ノ頃迄ハ褌ヲ著テ湯

ヘ這入レリ、今時デモ温泉ヘ褌ヲ著テ入
浴スル人アルハ舊例ナリ先年洛醫進藤玄之ナル者、南都ノ富家ヘ招カレ、

從者行装ナド相應シテ至ル、病家ニテ浴ヲ進レバ、玄之何心ナク入湯シテ上リ、衣

ヲ脱シ椽ヘ歸レバ、衣帶丁事ニ疊テ、黒塗ノ廣蓋ニ入レ、如何ニモ垢付タル綿褌モ

一處ニ載セアレバ、誠ニ湯上リノ熱キヲ忘レテ冷汗出タリト談シテ傳聞セリ、此進

藤氏ハ疎放ナル質ニテ、近來モ或宮家ヨリ始テ召サレシニ、十徳ヲモ不著參殿セシ

故、他醫心ヲ付テ著サレセシ事モ有シトカヤ。

進藤某が疎放の人であつたことは、茲には別問題である。舊き慣習を守る家では、

入湯に襦を締める風が遺つてゐる。好色一代女の挿繪には、襦をせるもの、之れなきものあれば、その頃から一層亂れて來たものであらう。

居 風 呂

【近世事物考】に「井水を用ふるを水風呂といへり、行水も是に同じ、今は据風呂など、書けり」とある。發音の相似より据風呂と呼び慣るゝに至つた。小瀬甫菴が「すへ風呂は高麗陣有てより也」と書いた所に據れば、太閤時代頃から始つた行水の種類である。

【類聚近世風俗志】に

三都ともに武家町家ともあるは湯槽稀れに有之とも多くは桶風呂也、其製種々ありと雖ども、京坂専用は桶に底を付す、代之に平釜を用ひ土竈の上に置之て、薪及び古材古器械朽木之類焚之故に、湯屋に不興之也、此風呂を五右衛門風呂と號ること、昔の強盜石川五右衛門なる者油煮の刑俗の釜煮と云に行るゝと云傳へ理相たるを以て也。

又鐵炮風呂と號て、桶中の側に銅筒を立る内に鉄簀を納る、銅筒無底にて火勢を助く、是には炭を専とし稀には薪にても焚之。又桶風呂の腹を穿ち方尺許僅に堅長の鐵函を入れ此中に鐵簀を造て上下二口とし上口に薪を炭き、下口風を引て助之、又桶風呂の側に鐵を以て小桶を鈎、小桶中に銅壺を設、炭を壺中に焚くに、小桶中の水は沸湯となる、其小桶より細き銅樋を大桶中に通してわかすもあり、號て子持風呂と云、是は文政末頃よりの新製也。右の如く種々あれども、京坂五右衛門風呂を専とし、鉄砲次之江戸は鐵炮風呂を専とし、其他次之、然し子持風呂を見ず。桶風呂ともに大小不同と雖ども、桶風呂大略三尺に二尺ばかりの橢圓形也、五右衛門風呂は正圓也、是にはけすい板を入る。

此の如く様々の据風呂を説明して餘す所がない。

早稻田大學教授中桐確太郎氏は、沐浴の研究に造詣が極めて深く、諸國の旅先にて面白い風呂などを多く聞見せられ、その材料を蒐集保有せられる。先年余に語られた一節に、佐渡にオログと呼ぶ浴槽がある、入口の土間の一隅に据ゑられ、直徑三尺内外、高さ三尺五寸内外の桶で沸した湯を汲み入れ、七八寸の深さにし、湯枕と稱し高

さ八寸乃至一尺位の臺を入れて腰をかけ、土間の梁から荒縄にて吊したる藁製の大笠を引き下し桶にかぶせ、その蒸氣に浴する、云々と。この藁製の蓋を用ゐる地方は多い。オロゲは半ば蒸氣半ば湯である。これとは稍趣を異にしたものが信州にも在る。

谷彌壽の天保十四年に書いた「旅の記」に

湯ケぬるくはござんないか、コリヤめつそふにぬるい、風邪を引そふと、ちつと焚てくんせへ、そんだら、いつ時待せまし、湯の下へ焚きて、湯殿の傍る据風呂桶の蓋を取りて此客の頭へ被おせる、コリヤ／＼どふすると云ひつゝ見れば藁にて製へたる飯糰入の如き蓋にて上より被おせ、火を焚けば早の湯の沸く理方なる故、此あたりは皆斯の如く蓋をして据風呂を沸すと見へたり。それ故蓋をせんと頭の上に被せたるなり。

五右衛門風呂に就き、「腰栗毛初篇」に

すぐに手拭を下げ風呂場へ行きて見るに、此旅籠屋の亭主、上方の者と見へて、据風呂桶は上方にはやる五右衛門風呂と云風呂なり。左に現す圖の如く、土を盛りてかたをつき立て、その上へ琉球のどら焼を焼く如きの薄へらなる鍋をかけて、それ

に据風呂桶をきせ、周りを湯の漏らぬよふに漆喰を以て塗り固めたる風呂なり、これ故湯を沸すに薪多分に入らず、理方第一の据風呂なり、草津大津あたりより皆此風呂也、凡て此風呂には蓋といふもの無く底板上に浮きている故、蓋の代りにもなりて早く湯の沸く理方なり、湯に入ときは底を下へ沈めて入る、彌二郎此風呂の勝手を知らねば、底の浮ているを蓋と心得へ、何心なく取て除け、そろと片足をふんだんだ所が、片がしきにある故、大きに足を焼として氣もつぶしこれは、よく人の知る所である。

明治年代にも五右衛門風呂が多くあつた。小兒などが入ると、體の重みの輕さから底板が浮き易く、轉倒してしまふなどの騒を起すこともあつた。

養生書に載せられた沐浴觀

日本の信仰の中には、支那の五行説と佛説因果論とが相待つて、我が民俗の深い信念を作つたものが多い。而して、我が醫學中興の祖とも謂はれる曲直瀬一溪先生道三

の弘めた醫流は、支那李氏の學派を繼いだものだけに、五行運用説を多分に尊重したことは、世人の生活に深い影響を與へた、而して、民俗上から沐浴に迷信が織り出されてある上には、たとひ沐浴訓の筆者が醫者や心學者の手で作られたものであるとはいへ、此民心に宿された運氣信仰を破るには容易なことではなかつた。

一方に於ては沐浴後に享ける心身の爽快から、心猿意馬の狂ひとなり、色々と慾望が起り、時代相當な世相を醸して元祿享保時代には、随分みだりがましい風俗を見たが、他面には沐浴が本然的に必要であり、健康上からも眞面目に遣らねばならぬことから、その知識を満すべき沐浴訓が要求せられた。この沐浴訓は、多くの養生訓に加はつて、數多き書籍が坊間に流布してゐる。今その内から重要なものに就いて批評して見たい。

曲直瀬道三の著した【雖知苦養生物語】は、元龜年間に書き卸された養生訓で相當に古い、此書物の内に沐浴のことが述べてある。

一身ヲ清潔ニモツベシ、髮ケツリ、湯アミハ度々スベシ、カ、リ湯ヨシ、寒天ニハ湯風呂ニ入モ早ク出テカ、リ湯スベシ、老人不淨ニ持バ大毒也、唐人ハ湯ヲ嫌トカ

ヤ、日本人ハ湯アミサイ／＼シテヨシ、然レドモ毎日アカヲカクベカラズ、夫ハ月ノ五六度ナルベシ。

道三の所説は頗る簡約であるが、沐浴して身體を清潔に保つべきとの説論は、醫師の言として當然である。月に五六度の垢穢を搔くと限つたのは、忌日が多いから制限されるのである。道三は沐浴を良しと漠然之を述べたに過ぎないが、その孫、醫道では第二世となつた曲直瀬玄朔は、一層深く道三の説を祖述して【延壽撮要】（慶長四年・西紀一五九九年）に書いた。

○頻に髮洗ふべからず、形瘦せ體重くなる也。頻にあぶる事なかれ、血凝り氣散する也。

○飽滿してかみあらふ事なかれ、飢えてゆあぶる事なかれ。

○沐浴しては少し飲食を進むべし、しからずして臥すは心虚して夢おほく汗出也。

○沐浴してはまだかはかざるに、眠るべからず、午より髪あらふべからず。

○目疾の人かみあらふべからず。汗出て冷水にて浴する事なかれ。

○夫婦同室にて沐浴すべからず。酔いまた醒めざるに冷水にて面を洗へば面に瘡生

す。

○冷水にて頭をあらへば癰病をやむ。

○ふさんとする時温湯にて足を洗ふべし、常にかくのことくすれば脚の疾なし。

○刀をとぎたる水にて手をあらへば瘡癰生ず。

○遠く行くに熱する時冷水にて面をあらへば烏肝を生ず。炎暑の時冷水にて足洗ふべからず。

○雪中に行歩して熱湯にて足を洗ふべからず。

○冬寒にあたりて寒いまた散せざるに、熱湯にて浴すべからず。

○毎月晦日に浴し朔日に沐すべし、萬事吉祥也。

玄朔に至つて、道三の説は大成した。玄朔は道三の醫説を守つて之を弘めた大醫であるが、さりながら自論を吐いた人ではなかつた。沐浴の訓にも一に道三の説いた所を丁寧反覆したに過ぎないが、此書を通じて醫學者の説いた沐浴効果論を窺ひ、又當時の民俗にうなづかれた知識程度を知ることが出来る。玄朔が沐浴には心臓病者や又肺病患者が避くべきとしたのは當然で、血凝り氣散する恐れありとは、此病人を戒し

めたものである。しかし、玄朔の如き大家すら、尙無稽の説を吐いた。その一例を舉ぐれば、冷に水で頭をあらへば癰病をやむといふ、これ等も傳承醫學を受けた學風であるから、先人の説く所を墨守するも已を得ない。そして後世から批評受けても致し方がない。

今日の醫學は格物致知の學問であるから、新學説から種々攝生衛生の考を進めその説明にも駁々として進歩の道程をたどることが出来る。古い醫學でも學説が長い間には遷り變るのであるが、唯古きに遇れば、その變遷の歩みが遅い。この玄朔の言説などもさうであるが、沐浴忌日は可なり嚴しい説き方である。沐浴忌日の章下に擧げた【養生月覽】には、十二支干運行説から割り出した養生日、沐浴日が定めてある。此章には、【延壽撮要】から沐浴日を抄出して置く。この兩者を駢べ見ると面白い。

○正月一日、五木湯にて浴すべし、髮黒く又疾を去る、五木とは桃、柳、桑、槐、楮也、一説には青木香を五木と云と、元日には小便を取て腋氣をあらへば瘡癰也。

八日沐浴すれば災難を去る、十日亥の時もくよくすれば疾を去る。

○二月六日沐浴齋戒すべし、八日戌の時沐浴すれば身輕し、上の内の日髪あらへば疾癒ゆ。

○三月六日申の時頭を洗へば皮に利あり、六日、酉の時沐浴すれば厄を禳ふ、七日寅の時の浴、皆財を得る也、廿七日沐浴すべし。

○四月四日未の時沐浴すべし、七日髪をあらへば大に富む、九日酉の時、浴すれば命をのぶ。

○五月一日日中にもよくすべし、身光ありて、萬事吉祥也。

○六月一日かみあらへば、疾をさり災を禳ふ。

六日沐浴齋戒すべし、一説に六月六日もよくすれば腋氣生ずと。

七日沐浴すれば疾を去り災を禳ふ。八日・廿一日・廿七日・右に同じ。

○七月二十二日髪あらへば髪白からず。

二十五日浴すれば長命也、又二十五日早食の時沐浴すれば道に進むべし。

立秋の日浴する事なかれ、皮膚あれかほかく也。

○八月三日浴すべし、七日髪あらへば聰明なり、廿日浴すべし。

廿二日卯の時沐浴すれば災を去る。

○九月廿日沐浴齋戒すれば萬事吉祥也、廿日雞三唱の時もよくすべし、廿八日浴すべし。

○十月一日もよくすべし、雞初鳴の時もよくすれば長命也。

○十一月十一日もよくする事なかれ、十五日、夜半の後沐浴すれば、憂畏の事なし、十六日沐浴すべし。

○十二月一日沐浴すべし、二日浴すれば災を去る、八日沐浴すれば罪をのがる、十

三日夜半に沐浴すべし、十五日沐浴すれば災を去る、廿三日かみあらふべし。

禍福吉凶を沐浴に求めた所、甚だ面白い説き方である。これは九星や運勢を信じた人々には、金科玉條として保守遵奉せられた。

道三に始まり玄朔によりて大成した沐浴説は、『通仙延壽心法』（元祿八年・西紀一六九五年）も之を承けて、その説を大略祖述したが、又著しく進歩した跡をも見せてゐる。此書は何人の筆になつたかは不明であるが、想ふに尋常一様の醫者ではない、深く醫道に通曉した人である。さもなくば到底書けない程に、生理學の論據を握つて

ある。この書に「毛の穴開いて風寒入り易し」とか「眠つて扇がれ及風寒濕に當れば共に中風・脚氣・疝氣・しびれ・痛風となる」とか書いたことは、今日の生理學からも肯定し得られる。吾々が浴者に戒むるに、湯後の皮膚に注意を拂はざれば害ありと説くと同筆法である。

それは、皮膚の血管・交感神経の反應を注意しないとき、風を引くからである。著者は斯の如き卓説を吐露してゐるが、他面には未だ全く蟬皮を脱退し得ずして、玄朔の謂ふ所の小便を以て腋氣を洗ふ説、夏冷水にて頭を冷やせば小便しぶり、頭痛す、などを引用したことは遺憾である。

貝原益軒（正徳四年歿・西紀一七一四年）は幾多の通俗の教訓を述べ、徳川時代の民衆教育に大なる功績を遺した大家で、有名なる『養生訓』は正徳三年の著述である。本書は通俗の教訓書として『通仙延壽心法』について出版された。益軒が沐浴吉日を説かなかつたのは卓見である、流石に一世の大家である。迷信を打破するには決心と勇斷とを要する、益軒は此點には偉らかつた。風習は一朝一夕で改まるものでない、少くとも先覺者が早く目醒めて、大膽にその所論を吐いて、世人を慎しめなければ

ねば、世の中に反響は起るものでない。益軒が沐浴に徹底した説を洩さなかつたのは残念である。益軒の養生訓に見える沐浴考察も無論道三一派の言を宗旨としてある、しかし、迷信的な忌日は取り入れなかつた。益軒は醫學を修め専ら先哲の意旨を守つた學者である。

これより遅く、文化文政の年代になれば、蘭學の輸入から醫學も實驗醫學に傾き、考證にその説を建つる學風が起つた。その影響から、沐浴に對する論議も著しく細微となり、觀察も深くなり、その論旨に基礎が出来た。陸舟菴主人（不詳）の文政年間に著述した『養生訓』は、その所論に空想がなく、根柢ある説明が多い、而して沐浴のことにも「日々浴湯を行ひ、能く污垢を除き去るべし」と論じ、又「身體をして常に清潔ならしむべし」と訓へ、「身體の垢は蒸氣の肌膚と凝固するにして腐敗汚穢の毒物也。蒸氣の發洩を支へ物質の代謝を妨げる」と説いた所は格物致知であり、而して之れを道三・玄朔の祖述した説と比較すれば、正に霄壤の差である。

彼は、空腹時、又は食後に當りて浴すべからずと戒めた。而して「曩きに疾病ある者に逢へば概して浴湯を戒めしは、深く其利害を講究せざる者のみと説破し、療用の

浴後には乾綿布を以て身體を拭ひ去り、徑ちに臥褥に就て溫覆保護すべし」と説いたのは、全く今日の醫學的水浴學とその轍を同じくし、我々の日常行ふ浴後纏包法である。斯くまでに沐浴効果を能く説くに到りしことは、大いに敬服して止まないのである。

しかし、斯る新進の沐浴説を聞くは、全く空谷の足音である。勿論嘉永・弘化にも保守的な沐浴論を説いた學者もあるが、大洋の浪に押し推され、明治となりて、沐浴觀は全く科學的説明に論據を置いたのである。

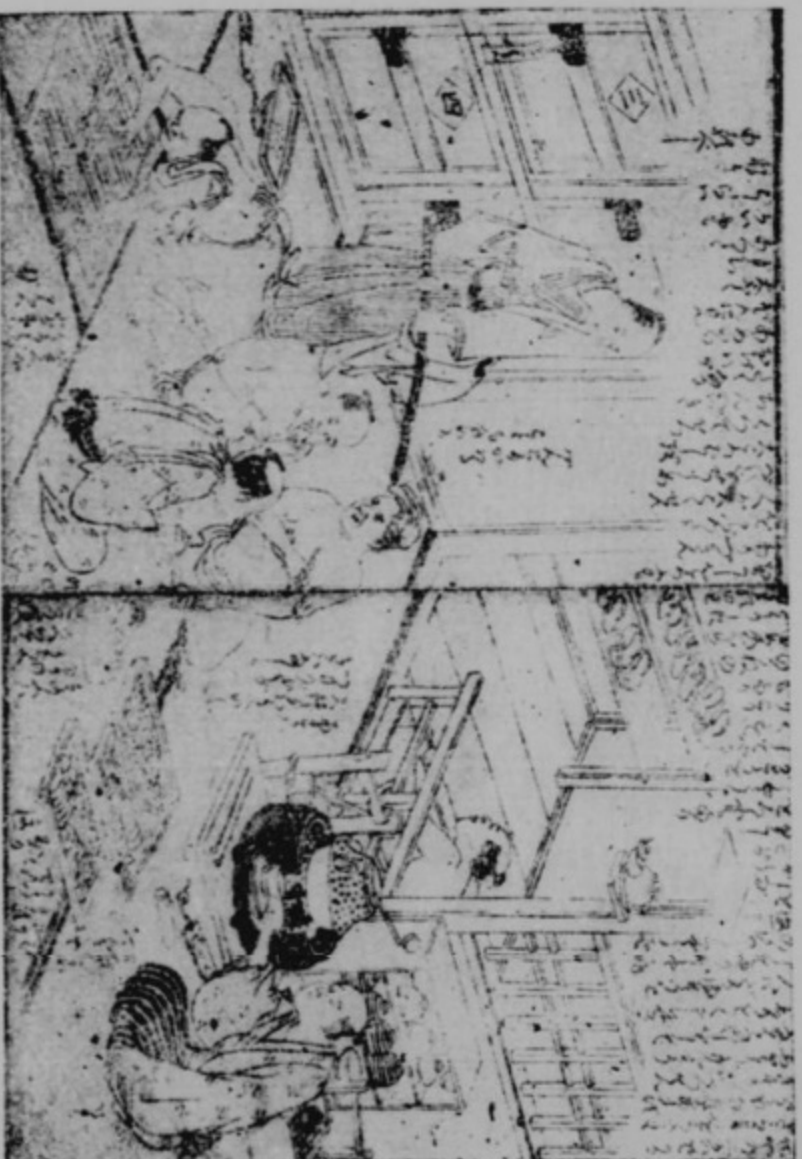
洗湯は慰安所

徳川幕府は専ら諸大名の統御にその政策を置き、庶民福祉の問題には、餘りに無關心であつた。士農工商の階級は儼然として社會を律し、權力の前には容易に反抗が出来なかつた。實力なき弱者は野良犬にも等しい生活をせねばならなかつた。徳川多年の政策に攻めつけられた庶民は全く去勢せられた妻となり、公然反抗すべき力も盡



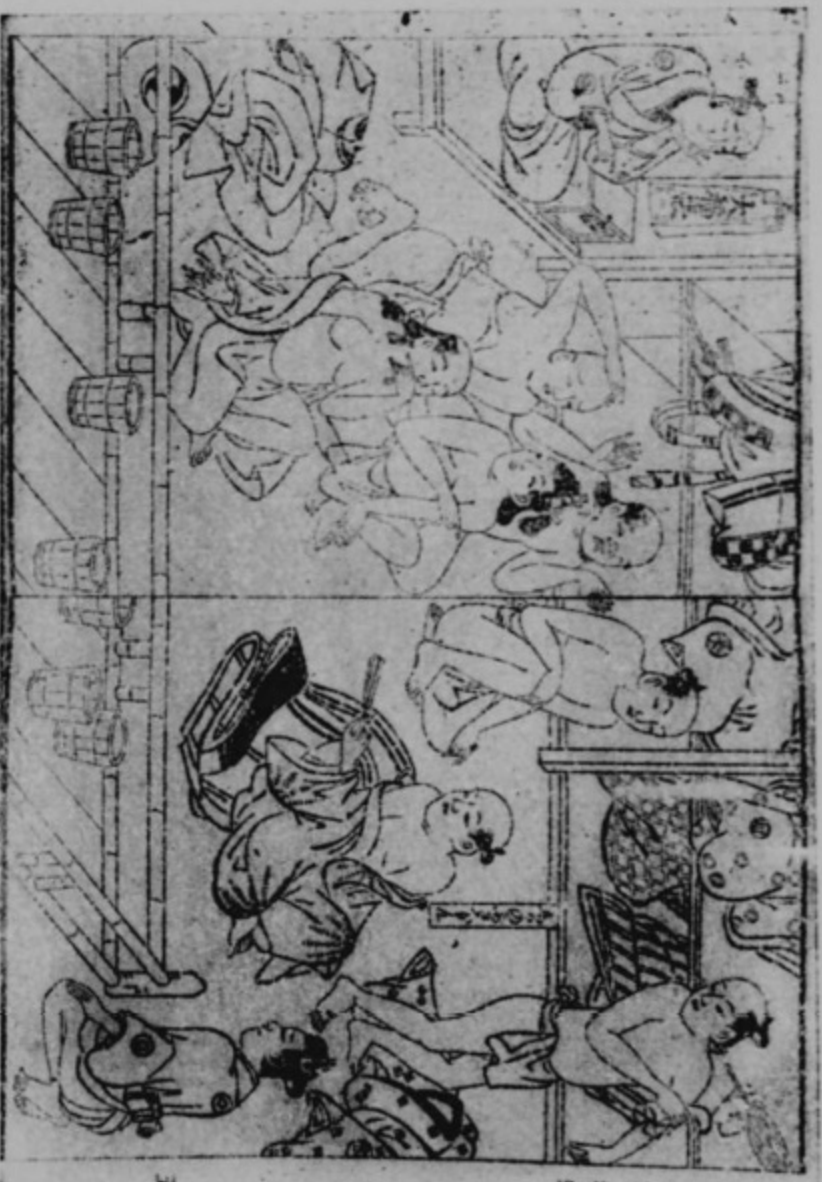
馬 繪 圖二十七第

に合場ふ膝を湯入の足幼はてに方地良奈・のもしりあに空圓南の良奈はれこくおてげ湯を種二のそばに茲・るあが風る新てげ湯に團佛社神を馬繪な様此



階二の屋浴 圖三十七第

都樂田の民市はべいらか味意る或は屋湯・るあて畫坪の語新湯銭湯購買の特京
たゐてつ限に湯男はれそし血・たれらせ故間が階二てしと所息休のそ・てつあて



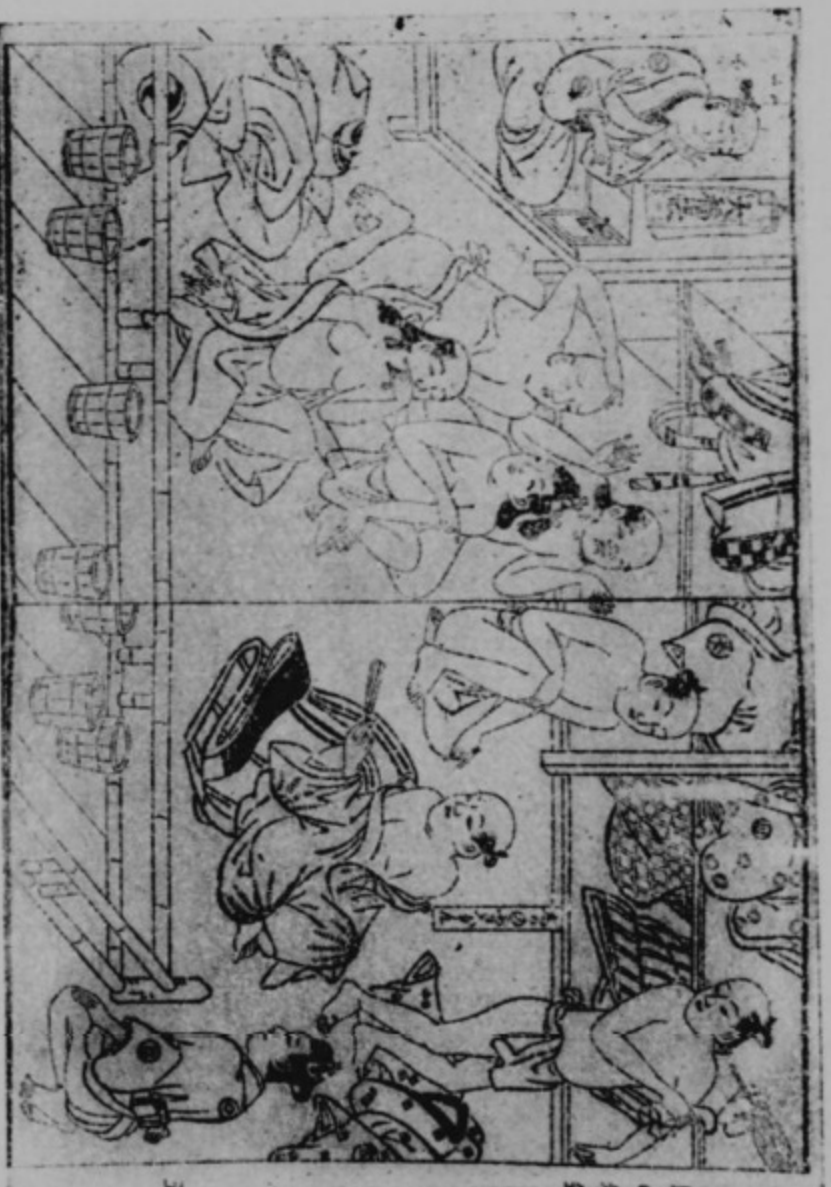
場りがあ屋湯 圖四十七第

け屋を服衣か：問人・るあで童の重師川古・たつ探らか・（版年三享貞）筆巻の鹿の門留左武野鹿は國のこ
門留左武野鹿・いし衆はのふ合り談に互も人も我・で場りどをの屋浴でしうか・るあで貫一柳の夢平は
るあで意得の手し嘶・かのい、多も手き騒にけた處場い、多か：出人は屋浴・たし咄方仕口輕で屋浴でん好は



ひどつの後浴 圖五十七第

し樂いなどたまに中の日は樂の音一・たつ探らか慈百掃一の筆山畢邊渡
が罪もに何如・はまきの談漫のらがなしか乾を汗が客浴の中圖・るあでみ
いろしもおもものるゐてつけ耽み讀に紙表黄てしと然超が番湯・でうそきな



場りがお屋湯 圖四十七第

げ脱を服衣か間人・るあで重の重師川古・たつ探らか・(寂年三享貞)筆密の密の門衛左武野鹿は國のこ
門衛左武野鹿・いし衆はのふ合り談に互も人も我・で場りどをの屋浴でしうか・るあで買一衆の等平は
るあで意得の手し喉・かのい多も手き隠にけた處場い多か出人は屋浴・たし明方仕口輕で屋浴でん好は



ひどつの後浴 圖五十七第

し樂いなどたまに中の日一は樂の浴一・たつ探らか意百掃一の筆山畢邊渡
が罪もに何如・はまさの談漫のらがなしか乾を汗が客浴の中圖・るあでみ
いろしもおものるゐてつけ耽み讀に紙表黄てしと然超が香湯・でうそきな

き、聲も嘎れ、呪咀も怨嗟も忘れた。不憫なものは農工商の民であつた。

湯屋營業は都民の喜ぶ所で、常に人の出入も多かつたのは、湯屋には士農工商の階級差別が少くとも薄かつた爲めである。湯屋は此制度の治外法權の場所であつた。此小天地に於てだけは、人間悉く裸一貫である。茲には老小の區別はあり男女の差はあつても、貴賤の差はない、上下の階級はない、人間生來のまゝである。「近邊の若者、勤番の侍衆などは此二階にて遊び」云々とあるやうに、茲には平等であつた。帶刀すれば武士氣質となり、角帶前垂懸けとなれば、町人根性となる。馬子も衣裳からの俚諺の如く、人間は衣裳によつて、その社會的位置を自覺するが、生れたまゝの裸體にありては全く平等であり、眞人間である、地位權勢のあることを忘れて人間の本性に還るのである。湯屋には壓迫もなければ、金力もなければ遠慮もない。湯屋の別天地こそ階級制度の足枷より遁れ得た唯一の場所である、こゝには不平もなければ貪慾もない。

居常虚儀と煩雜なる生活に窘められてゐる諸侯は、吉原に於て、始めて自由と閑裕な空氣を吸ふことを得た。一攫千金をせしめられる豪遊も、そこでは厭ふ所でなか

つた。吉原を目して單に江戸時代の賣色の街と輕々に視ることは出来ない。狭い倫理道德の觀方をするものは、當時の世相を説く資格がない。かくて、吉原が大名富豪の俱樂部であるならば、湯屋は正しく無力な都民の慰安所であらねばならぬ。湯女の跋扈を見れば、まさしく頹廢の氣分がそこに漂ふ。しかも、湯屋は此弱い人々に取つては棄て難い樂土であつた。湯屋の來した繁昌も、決してその所以なきではない。

湯屋にては漫談が勝手である、世間日常の事件は大小となく、口から口へと喋り交はされた。新聞紙の如き報道機關の缺けた時には、人寄せの場所が、その機關となつた。それには湯屋ほど重寶の所はなかつた。自分は嘗て、埃及のカイロに遊んだ折に、カイロの珈琲店は埃及人の報道機關で、市井に起つた事件は、此珈琲店に居坐れる人々から交換せられて、忽ち市中に傳はるのだと聞かされた。丁度之れと同じやうに、徳川時代の湯屋は新聞紙の代用であつた。

此人寄せの場所に來り、靜かに浴者の語るを聽けば、世間を見るに一番近道であり、人情の機微に觸れた談話に接することが出来る。湯屋に走るが社會相を知る近途である。此間の消息に通じ、人情の弱き強き色取りを巧に書き下した筆者に式亭三馬

がある。彼れは手際よく各種の問題を擒へて【浮世風呂】を著した。浮世風呂は、輕い描寫の内に辛辣な諷刺を交へた諧謔文である。三馬の此浮世風呂に倣つて、宇田川文海が明治十九年に出した【（重訂）有喜世温泉】がある。これは明治初年の政治を諷し、洋化の弊を嘲けた風呂話である。輕妙の致筆は三馬に及ばなかつたであらうが、當時の政治を諷する皮肉は十分に紙表に溢れてゐる。

人間は矛盾に接して不平が起る、壓迫に遇つて反抗を生ずる。湯屋は此調節辯である。此小樂天地を一步外にすれば、忽ち怨嗟の街となる。此樂天地に於て慰安の途が講せられたのである。

往來物は、寺小屋教育時代の唯一なる民俗教育の教科書である。この往來物によつて、常識を養ふことが出来たのである。湯屋に於て、人間が裸體となり平等となると、人間の眞價を訓へて、その不平を忘れさす處に、洗湯教訓の意味がある。【賢愚湊錢湯新話】は、山東京傳が戯作である。それは往來物よりも尙平易に、浴の徳を説いて、人世の半面を顧みさせた。往來物が教科書なれば、錢湯新話は低級な讀物である。この低級な讀物が、しかし一般には必要であつた、それだけ多數の人に讀まれる

機會があり、そこに錢湯講話の威力がある。【洗湯手引草】の序文は京傳の新話の意を受けて書かれてゐる。それは

高貴も賤しきも湯を浴んとて裸になるは天地自然の道理にて、二本差したる御武家方も十徳著たる醫者さんも權助どのも、御上さんどのも、御坊さんも吾儘子も産たまゝの容にて憎ひ欲しいも西の海へさくり、無欲の形也、欲垢と、梵惱と洗ひ清めて淨湯を浴れば、且那樣も、權助も孰れがどれやら同じ裸身、佛嫌ひの老人も風呂へ這れば吾知らず念佛題目申もあり、向不見の俠客も裸になれば前を押へて己から耻を知り、猛き武士の頭から湯を掛けられても人込じやと堪忍を守り柘榴口をくゝる時も御免なさいと屈るのは是洗湯の徳ならずや、無筆むざんて始めても安々と暮して過ぬるは則洗湯人殺さず、さればにや錢湯に五常の道あり、湯を以て身を温め垢を落し病を治し草臥を休め疾ひせんには搔を止め心よく其夜をつくり臥しめるのは是則仁ならずや、小桶のお明は御座りませんかと他人の桶に手を懸けず留桶を我儘に使はず又急いで明て貸たぐひ、懸意の仁には汲て置杯は全く義なり、田舎者でござひ冷物でござひ御免なさい或はおゆるり又は御先へと演へ、或はお静にお寛り

杯、番頭どのは町噺に挨拶するは則禮也。糠・洗粉・輕石・或は絲瓜の皮で垢を落とし、石子路で毛を切りなて付、櫛で髪形を直すたぐひ則智也、湯が焦いと言へは水をうめ、ぬるひといへは湯をうめ、互に背中を流し合て、老たる仁には湯を汲てやるたぐひ則信也、斯る芽出度渡世なれば、水舟の樹陸、湯の桶水の方圓に隨ふ道理を能く悟りて、流しの板の如く己か心を常に磨、諸々の垢を貯ふる事なかれ。

京傳は通人である。彼は世の中を達觀し、野暮に幕府税政の非を鳴すより、去つて人間本來の途に従ひゆくの利益を説いたのである。

【洗湯手引草】の著者は不詳である、序を書いた人も知られてゐない。又出版の年號もないが、それは嘉永年間であらう。實語教に倣つた文章で以て、湯屋營業者の心得を主として説き、傍ら湯の徳を擧げて、商賈繁昌、冥利の盡きざる心懸を訓へたのである。

土耳其風呂と魯西亞風呂

十四世紀十五世紀頃に在りては、歐洲の沐浴は、その弊極まりなく、眞に人を墮落せしむること多かつた爲め、この反動として、十七世紀に至り、世人から顧みられなくなり、浴場を口にするだに、品格を具ふる者は之を耻としたのであつた。十八世紀に及びても、尙その遺風があつて、河川に泳ぐことさへ忌み嫌はれた。青年壯者が若し夏日浴をとれば、風紀紊亂の行爲として、一種の罪惡を犯すものと見做し司法刑事は嚴しく之を取締つた。一七三六年バーデンに於ては、學校管理局から、生徒にとりて沐浴は危険であり、又不體裁の行儀であると戒め、若し之を犯した者は所罰に附せらるゝ旨をさへ布告した。ゲーテすら、一七七〇年に公衆浴場を *Verücktheit der Enthusiasten für den Naturzustand* (野暮な風に熱狂する愚昧なこと) と罵つた程であるから、水泳の如きは一顧の値なく、國民の間に無關心なものであつた。随つて沐浴保健などは夢にも考へぬ程度であつたが、中には學者又教育者の先覺者の一部には、保健衛生のことを論じ、その立場から沐浴・水泳の必要を叫んだ者もあつたが、一向に反響がなかつた。それは、十九世紀になつても、物興の機運に向はなかつた、而して未だ稱すべき浴場の設備もなく、纔かに富豪が或る誇りとして、家庭に浴場を設けて、間々

之を用いた位に過ぎなかつた。公衆用のものは巴里・倫敦にあつたのみで、當時、人々から珍重にせられたが、それとても、湯槽で水泳の出来るが如き大仕掛のものではなかつた。歐洲の十九世紀の初期までは、沐浴は斯くの如くつまらない人事とより外、見られなかつたが、回々教の國々ではその宗義から、古くより沐浴齋戒が嚴しく行はれて、終始渝らなかつたことは、基督教諸國の沐浴振りと全く異なつた所である。

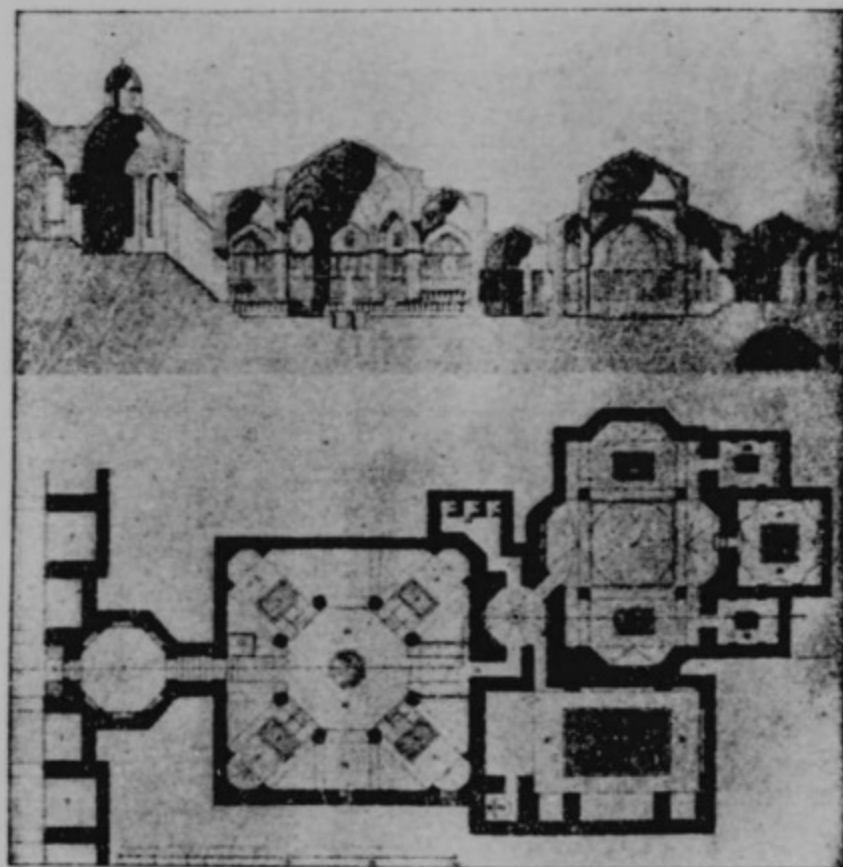
回々教を奉ずる國主は、いつも良い水源のある土地を占領して、水を都府に引くことを、まづ第一著に執る政策とした。土耳其を見ても、舊き希臘の造り遣した水道建築法に據つた水道を設けた。千一本柱の用水貯藏の大土窖の如き、その一つである。

回々教徒の間には教義上から水洗を必要とするが故に、自然井泉を鑿ちて寄捨する風があり、到る處に、この井泉から水が溢れて、聖地メッカの巡禮者をして、その恵に浴せしめてゐる。土耳其人・亞羅比亞人は羅馬から奪略した浴場を直ちに我が物として、それを固有の熱氣浴、即ち土耳其風呂に改修した。土耳其人は蒸風呂浴後に水をあげて汗を流すことはするが、全身湯に浸たることは、寧ろ之を禁じた。又羅馬に行

はれた體操も採用しなかつた。土耳其・亞羅比亞では、浴場が珈琲店と隣接して設けられる風があつた。一般の公衆用のものをハムマムス(Hammams)と呼び、可なり巨大なる建物である。このハムマムスは同々教の國々では到る處に在る、古い統計ではあるが、一八八五年には、コンスタンチノープルのみで、百五十九箇所あつた。此土耳其風呂は熱氣浴で、男女兩別である。若しこれが出来ない所では、女は日中、男は夜間と定められてある。このハムマムスの立派なものに至れば、規模の廣濶に驚かざるを得ない、何れも亞羅比亞風建築様式の燦然たる建物である、そして、その内部には土耳其緞通を惜げもなく敷きつめ、噴泉の設け、大理石の裝飾、中庭の配置など、我々の眼には變つた感興を起さすことが少くない。土著のものは湯錢を要せないのみか、寺院の空地の一隅に貧者施浴場がある。若し湯錢を拂ふ場合にも、これを寄捨にまかせ、特に一定の料金を求めないのである。

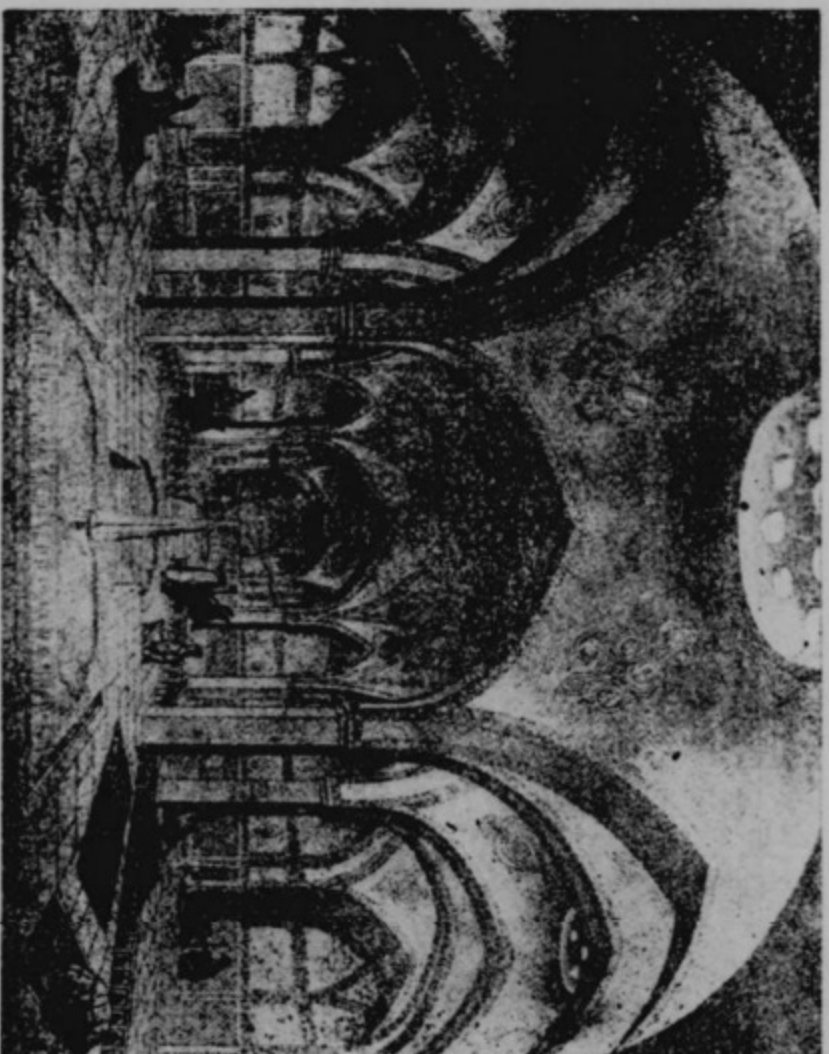
土耳其風の浴よりは一定してあるが、大體熱氣で身體を溫め、三助は石鹼を用ゐて垢を流し按摩を施す、此一浴が了つて水洗する順序である。

同々教徒に屬する熱氣浴の浴式と古代羅馬人の浴し方との相異は、羅馬では熱氣浴



圖計設の呂風古耳土 圖六十七第

浴ンヤシカの斯波は圖本・たし達發外の殊に及埃・斯波は呂風古耳土外の惣意に實ところな大の模規・がるあて圖面平のそ・と圖體立の場中に圍周の間廣大のつ二・がるかわばれず照比を圖兩の下上・るあて特獨もて見らか式樣築建・るあが室浴氣熱に更・りあ室衣脱・りあ庭るあてのいな得をるざせ厭惑もにるな妙巧の置配の室浴又・でのもの



室衣脱の内呂風蒸ンサシカス波 圖七十七第

に上のでいてい敷くなも氣情を通設斯波・るあでれそか間廣大の左の岡前
うらあで所るた呂風古耳土はとこな氣存のそ・す暮を目半つし生安



室氣蒸の呂風古耳土 圖八十七第

あ房小に開闔てしと心中を泉・るあて室浴の方地ーニラべ
るあでのくかを汗てつは横に上のドツべたい敷を通紙・り

後には、體操を行ひて懦弱に陥る弊を禦ぐに力めたが、此方では斯る手段なく僅かに按摩をするに過ぎないのである。又土耳其風呂では浴衣を用ゐるが、その浴衣は絹又は麻にて作り、赤又は緑の色を擇ぶ。足には木履を穿く慣がある、これは浴場の燒石を踏むときの火傷を防ぐ爲めである。ハムマムスの間取は、まづ方形の玄關がある、これに依つて、外部より容易に浴室を覗得られない眼隠しとする、その次に脱衣室 (Mecidhan) がある、それは二部に分たれ、その一方は中流者以下のものゝ脱衣場に宛てられ、他方は上流者の使用となり、外側に造られて、中流のものゝ脱衣室を取圍んでゐる。此脱衣室の一隅にある張出しに、珈琲その他飲料を置く小店がある。また、脱衣室より恰もローマの熱氣室 (Tepidarium) に相當する暖室 (Bath-pool) に通することが出来る。第三室は浴室で、之れを *Hammam* と稱へ、圓天井の室で、建物を中心を成してゐる。暖室は攝氏四十四度乃至四十八度を保ち、熱氣に盈ち滿ちた暖き一室である、浴者は敷きのべた麻上布に臥せつて、汗を出すのである。三助はその發汗するを待ち、身體を擦り按摩して、一頓了れば、浴者はその周りに在る小室に移る。この室の溫度は一層高く、湯槽も構へてある。場所によつては、之を構へざる所もある

が、此室には水と湯とが流れ出で、浴客はそれで身體を洗ふ。三助は再び此室に來り、手を山羊の毛製又は毛氈用の袋でつまみ、更に浴者の身體を十分に洗ひ擦り、棕櫚織の簾東に石輪をつけ、肩から足趾まで擦り、温き湯で全身を洗ひ流してくれ。これで始めて一浴が済むのである。さて、こゝで浴衣を換へて脱衣室に臥すか、又は獨特の亞羅比亞の長椅子の上に横はり、珈琲又は燒酒の如き興奮飲料を飲み、水煙草を喫して爽やかな心持になる。土耳其風呂の一浴は、上述の順序によるから、大約二三時間を要する。小亞細亞のオリムプ河濱のブリザイや、ブルサの浴場は、古くより効驗多い湯治場として名を成し、ビザンチン派の皇帝が屢々行幸した名所である。

北歐の地にも、古くから蒸風呂が行はれた、殊に芬蘭土のは有名である。その土人は、それぞれ自家用の風呂を有してゐる。土人は此蒸風呂を尊嚴なものに取扱ふ風がある。出産した家族は、一家の幸福を祝福する爲め、まづ産婦が第一に、その初生兒を伴れて此風呂で産湯を使ふと、家内舉げて之を祝ひ、同浴する奇習がある。芬蘭土人の蒸風呂愛著心は殊の外強い。此地方の蒸風呂の立て方は、魯西亞地方に傳はる方

法と同じく燒石に水を張いで、その蒸氣を室内に盈す原始的方法である。芬蘭土人はこの日常の湯治の外、蒸風呂を醫療の効あるものとしても用ゐるのである。

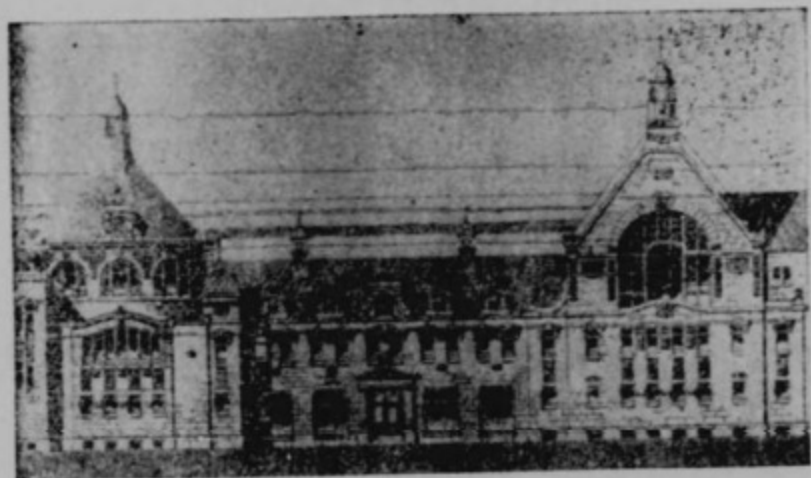
此蒸風呂は一方口であつて、更に小窓を二三ヶ所に附け、外から覗いて、室内の湯氣を検査する。スカンデナヴィヤ半島・イスランド島にも、此種の蒸風呂がある。

北歐地方では蒸風呂の愛好が強い。時代と共に漸次改良を促されて、焚口の變りはあるが、その根本形式は依然として保守せられた。そして、今日でも、北歐各地方に蒸風呂は多いが、軍隊に於ても此蒸風呂を採用して兵士の洗湯代りにしてゐる。ストツクホルムでは、冬期に水兵が好んで浴すると云ふ。

魯西亞風呂は吾々の聴き馴れた風呂である。魯西亞では、少し富裕な家庭にありては皆自家用のものを持つが、村落でも必ず一箇所ぐらゐの蒸風呂は在る。その蒸風呂も、上に述べた所の、燒石に水を注いで湯氣を立たす方法を探つてゐる。その温度は攝氏五十度より六十度であり、室の内壁には木作りの籬段が据ゑてある。浴者は好きな温度に應じて籬段の上又は下に居を占める。蒸氣と冷水との遣ひわけを手早く行ふことが、魯西亞人の嗜みで、その爲めに蒸風呂の隣りに水浴の一室を構へて置く、石輪

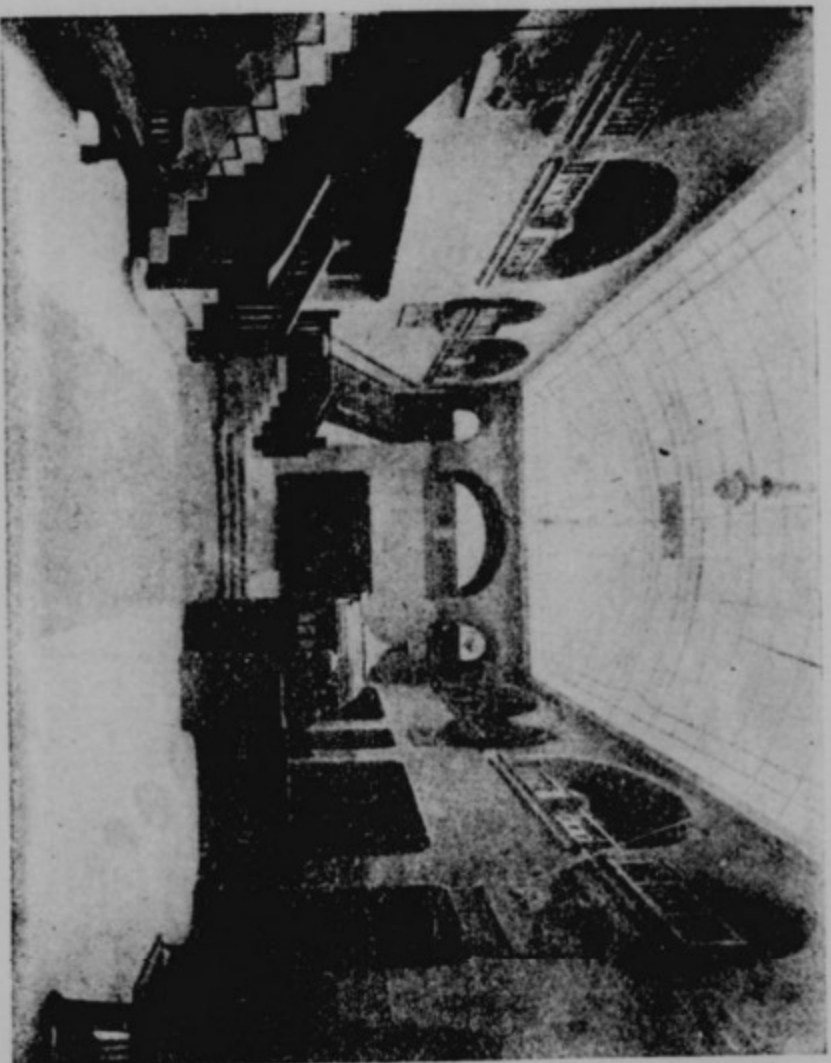
で刷毛擦りのことを行つて、皮膚の抵抗を強くする。時に按摩を行ふこともある。今日の魯西亞式蒸風呂の建物には、立派でしかも實用を旨としたものが多い。魯西亞人は此蒸風呂を以て、保健に効果多いものと想つてゐる。

芬蘭土式、即ち魯西亞風呂は、ナポレオンの軍隊によりて、南魯地方にその浴を傳へられた、それは時好に適して、忽ち各地に弘まつた、更に西歐地方にも此蒸風呂が行はれるやうになつたのは、十九世紀の初めである。これはとりも直さず、羅馬の熱氣浴の復興と見做して差支がない。殊に英國の如きは、經濟上と衛生上から有利有効とおもひ、之を利用する策を建て、十分の見込あるものとし、全英國に之を奨励するに到つた。當時、物珍らしい魯西亞風呂の語草は、人々の口に膾炙せられた。愛蘭土では、ドクトル・リチャード・ハアザーが工夫して、羅馬式愛蘭土風呂場を創設した。これは、古代羅馬式を近世式に改めたもので、熱氣浴と溫冷浴とを併用し、汗じみた後ち、漸次に溫るくした湯をかぶる式である。此式は、その後漸次改良が加はり、マイスネルの新式浴法が出来、巧みに熱氣の交換が出来るやうになつてゐる。愛蘭土に起つた此新法は、全英國に弘まり、今でも各都市に之を見ることが出来る。

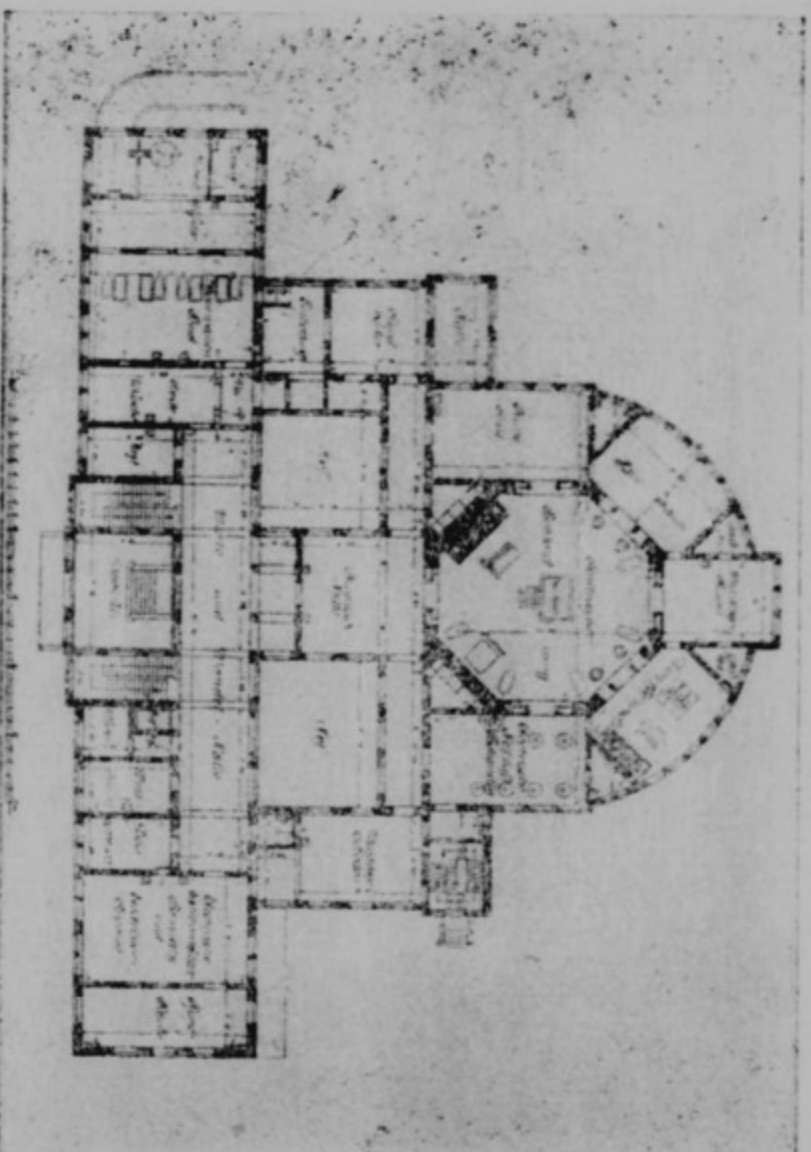


場浴民國ルレユミ市ンヘンユミ國逸獨 (上) 圖九十七第
面正の場浴立市市ルペーノンハ國逸獨 (下) 圖十八第

西泰・がいさ小てめ極も模規のそりゝかに榮營の人個く多は場浴の國が我
直の家國は又れらせ營造てつよに體圖・りあが場浴民國るた々堂はに國諸
ルレユミ此もで中其・るあで場浴衆公たへ加を備設的學科代近てつ成に營
るあでのもるた冠の内國逸獨・とこるな大雄の模規富豊の本資のそは場浴



間廣の場 立市ルベーンンハ 圖一十八第
るあできべる見をと設施るな大雄と築建るな和宏のそに共と同前



場浴大の院動勞の區ッリーベ在林伯 圖二十八第

らかてつ知をとこるな義意有る頭上健保が浴・るあで上以衆想の々百はとこるな大廣の場浴
 規大の場浴に何知もて見を圖面平此・るあてり用を意に備設場浴でし力協に大も體圖も府政
 るあでのつ侍てし首輪をのるす現出の場浴衆公き如の所もに國我・るれは窺ッかるあて模

此浴場は、獨立經營のものも、あり又他の浴場に附屬したものもある。

公衆浴場

國民保健上の立場より浴場を構へ、それによりて清潔に身體を保たしめ、國民をして健全ならしむる運動は、まづ英國に起つた。この結果は公衆の洗濯場と浴場との併立設置の主張を起し、第一著に一八四二年、リバプール市の勞働町に開設せられ、これに次ぎて、倫敦にも私設營業のものが二箇所に建ち、洗濯に一ペンニヒ入浴に半ペンニヒを徴收した。工業俱樂部は、工場町の浴場設立緊急動議を決定した。かくて、英國には所々に、この運動が盛んに行はれ、一八四四年のマヨルス卿を會頭とするメンションホースの會議議定案に基づき、一八四六年八月二十六日議會は公衆浴場洗濯場併置を可決した。此議案にはサー・ヘンリー・ダキンフィールド卿の盡力に負ふ所が多かつた爲めに、英國では、之に因みてダキンフィールド案と呼び馴らしてゐる。その條例によると、洗濯所及び浴場は公吏と教會代表者にて執務せられ、十名の議員

と教會總議の三分の二の決議權に依つて、始めて事業を實行する。それに三乃至七名の市會議員が加はつて、浴場を經營するのであるが、經費は税金の一部を割きて之れに當てるか、或は特別會計法に由るのである。時には寄附の淨財を之に當てる場合もある。政府は浴場を監督するの機能を持つことになる。ダキンフィールド案の條目は頗る多岐に涉りて、諸般の事項を網羅してある。委しいことは、茲には之を省略するが、まづ、大略、八歳から男女入浴別を立てること、蒸風呂・溫湯・水浴分に應じて、その入湯料に差別があること、又上流の者には普通料金の三倍を徴収する事などである。一八四九年、倫敦の聖マルチン教會區内に此案に據る浴場が初めて出来、その後五年目には、倫敦に十三箇の同様なる浴場が建ち、水泳場にも併用した。何れの場所も、入浴者から料金を納めさせるが、その料金表を公告して、等級に應じた浴室設備を別々にしてある。創立當時の浴場は割合に規模狭小で、且つ質素のものであつたが、次第に出来る建物に於ては漸次設計が改良せられ、後のもの程完全な設備を持つことになつた。

英國にありては、ダキンフィールド案に據る浴場の外、尙左の三様の浴場經營があ

る。

一合資によるもの

二組合にて經營するもの

三俱樂部専屬のもの

三者の中、殊に俱樂部附屬のものは、その設備も良く整ひ、建築様式に古羅馬の浴場の面影を留め、體育方法に重きを置いた。ダキンフィールド案の實行は、英國の水泳を益々盛ならしめるに十分の效果を持つた。かくて、全英國の各地に水泳協會の成立を見るに至り、小學校は水泳を正科目に採用した。

英國では公衆洗濯場が弘く設置せられ、一般に利用せられる迄には五十年の歳月を要したとはいへ、その間相當の效果を收めた。しかし、獨逸にありては、此事業は寧ろ失敗に歸した。英國は、此法律を布いてより數年ならざるに、倫敦に七箇處リバープールに三箇所その他の都市に二十四箇所の建設を促進させた。

英國に於ける此事業は、盛なる發達を見、學校はその一部を割いて洗滌の子弟を預り、母親の勞働の間に學業を授けた。洗濯場は人口五萬に一洗濯場の割當である。倫

敦に於ける俱樂部專屬のものは、屋内水泳場七十箇所、浴場十七箇所を數へる程である。是を見ても、如何に英國に此設備が行き渡つたかが分る筈である。佛蘭西は英國の公衆浴場の發達に鑑み、此制度を學ぶこととなり、ナポレオン第三世は千八百五十年に調査委員會を設け、英國の制度を模した條令を布き、巴里・リヨン、その他の都市に模範公衆浴場及び洗濯所を設立すべく六十萬フランを支出し、大蔵大臣・商工大臣之を監督し、その許可を経て入浴及び洗濯料を定め、下級者の利用を指導啓蒙すべき手段を講じた。

佛國の案は、しかし此大規模を以て、英國程に効果を收め得なかつたのは遺憾である。佛蘭西で、蒸風呂は如何なる理由によるか不明であるが、兎に角國民間の評判は最も惡かつた。今日でも、佛蘭西人の間には、蒸風呂は好まれてゐない。然し洗濯所の利用は、英國よりも寧ろ一層の發達を示した。佛蘭西の浴場は成功しなかつたが、その隣國、瑞西・ルクセンブルク及び白耳義に於ては、却て發達を見た。

奧太利は夙に浴場の發達した國で、英國よりも大規模の浴場を持ち合せて居りその首都ウインにそれを二箇所も有することは珍らしい、その内のタイア浴場は殊に大建

築で、名を成した、千八百〇四年の創立に係り、更に四十二年に改築したものである。その水泳場の如きは頗る廣大なもので、多數の水泳者を容れて餘りがある。維納では、その後一八七一年頃から、英國に倣ひ、公衆浴場に洗濯場を附屬せしめた。

獨逸では、公衆浴場は漢堡・伯林に出來たのが第一著であり、引續いてライプチヒ・マグデブルク・ハンノーブル・カールスルエその他の都市に設立せられることになつたが、政府の事業としては之を行はず、協會又は團體によりて設置せられた、そして、設立者は浴による健康と清潔は青年者の心身を爽快健全ならしむる主旨を唱道した獨逸の浴に關する協會 Deutsche Verein für öffentliche Gesundheitspflege と Niederthermisches Verein für Gesundheitspflege との努力盡瘁は、獨逸浴場の發達に大いなる貢獻をしたものである。

獨逸に於ては、水泳が早くから發達したことは、沐浴史に特筆すべきである。一八一七年フホン・フニーエル將軍が、はやくプロイセンの軍隊に之を鼓吹奨勵したのであるが、此將軍は獨逸水練の開祖と謂はれる人で、スプレー河岸に軍隊用の水練場を設け、兵士は勿論、一般民衆の入場を歓迎した。これに次いで、ブレスラユにも水泳

場が出来た。その後は餘り見るべき成績もなかつたが、その後七十年を経て、文部大臣の發議により、全プロイセン州の體操學校と學校補習所とに水泳を實行せしめることとなり、季節の別なく、天候の良否に拘はらず、練習を積ましめて、健全の身體を保たしめる方針を採つた。この爲めに、獨逸には、水泳場の建築を一層促したことはいふ迄も無い、而して各地は競つてその設備を全くした。

獨逸のみに限らず、歐洲各邦國では、水泳場・浴場の設備に骨を折つた。獨逸に於ては、ラッセル教授が進んでこの方面に力を盡して呉れた。獨逸にはラッセル氏浴法が大成して弘く行はれてゐるのである。而して、公衆浴場として、その建築の巨大、内容の完備せるものが多く、浴場建築の模範を世界に示してゐる。カールスルエの浴場は、その敷地に五萬マールを投じ、建築内容設備に三十四萬マールを費した。しかし、それでも未だ獨逸一流のものではない。ミュンヘンのミュニテル公衆浴場の如きは、實に歐洲に冠たるもの、一つである。この浴場は近代的建築に係り、具ふるに一切の醫學的水浴容器を以てし、その水泳場は男女別に區劃し等級に應せる裝飾を施した模範浴場である、獨逸には、浴に關する學術研究、社會衛生の設備改良に關する

協會があつて、年々その報告を公にし、寸時も進歩發展の計畫に怠らないのは、實に吾人の羨望に堪へざる所である。

八瀬の竈風呂

京都の名嶽比叡山の西麓の一村落、これを八瀬の里といひ、都を去ること三里あり、かの大原行幸に名高い寂光院、三千院などの古寺名刹も近く、皇室とは昔から關係の深い土地である。八瀬は高野川に沿ふ溪谷の小村落に過ぎないが、位置は若狹街道に當り、また嶺を踰えれば、近江に出で、交通はさまでには不便でない。此里の女は大原女として、その野趣を帯びた風姿は、昔から畫に謠に名高いものである。この八瀬の里の名所の一として竈風呂がある。今は唯その形許りをとめて居るが、醫療學からは見道し難いものである。

この竈風呂は白鳳元年に始まるといひ、天武天皇が矢瘡を癒し給ふた故事が傳へられてゐる。その後、建武三年正月三日、後醍醐天皇が足利尊氏を此地に避け給ふたと

き、近侍の人々の傷いたもの多く、此竈風呂に浴して瘡疾を治して、天皇を奉じて叡山に登った。かくて、里人の供奉したのを、天皇から感賞を蒙つたとて、この里人は今日も尚、寶殿の御湯殿の御用を勤める。

林羅山は、八瀬の里に采地を有して居つたから、屢々この地を訪ねた。折々の行遊の詩文は羅山全集にも見えてゐる。その八瀬竈湯の一篇は、小品ながらも能く八瀬の風物を寫してある。その一節に

拾薪手束把、疊石填塗泥、戸々貯竈火、山中萌蘆生、入窖青己黒、蒸氣似溫湯、勞薪如炭墨、雖有白霜藥、何及一竈力、頭風目茲愈、不待陳琳檄、膚汗由是發、無風何晏餅、入竈舂早竈、出竈心稍淨、芙蓉伏火砂、能除風白病、已對青山、見雲心不競、我今遊此村、村是我采地。

とある。羅山時代には、家々に、この竈風呂を構へたと見える。また都名所圖會には、「今も七八軒ありて何れも國名を名乗り」とあるから、江戸時代の末頃には、この竈風呂も餘程廢れしものと想はれる。

里人の語る所に據ると、村の舊家には、凡そ、この竈風呂を据ゑぬ家とはなかつ

たが、維新後著しく廢たれ、明治三十年頃に至つては、此竈風呂は五六軒に在るのみであつた。そして、此地では家々に屋號を附けて呼ぶ習があり。今の小學校の敷地は「こばん家の風呂屋跡であり、また村役場附近には御茶屋のものがあつた。現今唯一の名所として遺存するは胡麻屋の竈風呂である。此竈風呂は、舊家安川伴十郎氏の住宅であつたが、明治三十四年事情のため京都某氏の手に歸し、更に再轉三轉して、今は東京の林氏の所有に移つた。現今の邸宅は昔に比して狭く母屋は改築せられたが、竈風呂は依然として舊態を保つてゐる。明治三十六七年頃までは、此竈風呂から煙が上つて、予に物語つて呉れた近隣の男も、その頃は屢々入浴した一人であつた。

今、残れる竈風呂を見るに、南向の母屋の東南隅に連らなつた小屋がある。母屋とは廊下を隔て、間口四間、奥行一間半の陋き瓦葺小屋に過ぎない。小屋の東西に入口がある、その廣さ二尺五寸、板戸を開いて内に入ると土間があり、割石を一面に敷いた三和土である。土間の左側に便所と五右衛門風呂を並べてある風情は、田舎に見る一般のものと變らない。此風呂に隣つて狭い板間があり、母屋への廊下に通する五右衛門風呂の焚口は土間に在るが、風呂には廊下傳ひで母屋から浴することが出来る。

土間の右側に竈風呂がある。土間から天井まで高く塗つた荒壁の下側に竈口があつて、焚口と出入口とを兼ねてゐる。焚口の外側に闕があつて杉戸を引く。竈口は二尺平方、上側は入山形となつてゐる、匍匐して出入する。竈内を窺ふに眞の闇である、燭を點じて裡に入ると、饅頭形で煤煙を以て黒すんで居る。壁の下方には二三段（二尺程）に手頃の石を疊み、その他は一面に赤土を塗つてある。竈の高さ六尺五寸、廣さ疊三疊を敷き得る程で、土牀には石を平く併べて、土間と同水平となつてゐる。竈内には一つの氣孔もない。この丸味を帶んだ竈の厚さは二尺程と聞いた。竈の外形は蒙古地方に見る土庫の如くであるが、雨雪を防ぐため小屋構としてある。

此竈を焚かんとするには、青松葉、青木の如き常盤木の葉を用ひ、決して枯葉を焚かない。そして、燃え盡きた頃、長柄の灰掻きで、その灰を焚口から掻き除け、鹽俵を敷いて牀とする。荒蕨を用ふこともあるが、そのときには鹽水を打つのである。かくて濕つた俵蕨から蒸氣が立ち騰つて、竈内に残る煙を燃口から驅除する。しばらくしてから竈内に入る。燒鹽の氣があつて噓せない。木枕に横つて汗を發くのである。青松葉の燃え了つた頃は、火氣強く、胸苦しくなるが、一二時間を経てからは、

溫熱の加減が最も良く、二三十分間も横たはると一睡する程になる。若し竈内の溫熱が下つたと覺えたときは、豫め入竈の際携へた青木の枝葉で天井を拂ふと、再び溫熱が出て、程良い快感を覺えるに至る。

竈に焚く一日の燃量は、竈内の保溫度によつて差があるも、一日一度焚くのみで、二度以上重ねることはない。一度の燃量で、よく半日の溫熱を保つものである。

此竈風呂は醫効ありとて、京都から保養入浴を試みるものが多い。脚氣・子宮病・疝癰・神経痛・胃病・リュマチスに有効と謂はれてゐる。

この竈風呂は、純粹の蒸風呂でもなく、また、乾風呂（熱氣浴）でもない、寧ろ其中間に位する獨特のものであらう。

この竈風呂に入ると伊太利ボンベイ遺存の浴室を想起するのである。羅馬時代の風呂は羅馬の沐浴（四九頁）に述べて置いた。

石風呂

瀬戸内海の沿岸及び島々には、吾等の眼から見通し難い石風呂が夥多に在る。それは、西は山口縣から東は徳島に及び、その数は二百を算する。この石風呂を醫學的に考察せられたのは岡田和一郎博士で、明治二十三年、東京醫學會席上に於て説明せられたものが、あるがその外は未だ予の搜索に觸れない。蓋し、同博士の郷里には、大なる石風呂があつて、地方に著名なものであると聞き及んだ。

伊豫の今治の附近に石風呂が多い、今治の西、湊の燈臺の下に湊の石風呂があつて、その規模が大きい、今治の海岸天保山にも二個あるを見、更に東の方櫻井、西條、富田、河原津、舟木の町村にもあり、隣りの香川縣にも數ヶ所あることを知る。

今治の東二里に櫻井の小町がある、これは漆器を以て知らるゝ家庭工業地で、海濱に面する清楚閑靜の小街である。往古、菅原道真公が西海に左遷せらるゝ途次、舟を此地に留め上陸せられた舊蹟で、綱敷天神の宮柱今も巖かに存してゐる。この天満宮の松原、東に延び、その間を往くこと約里餘、御喜浦に達すると、突如として巨岩が聳え、その根元に石風呂があり巖石（今治地方では岩質をマメラ岩と呼ぶ）を穿鑿して、一大洞窟を作る。入口は割合に狭きも、洞内は廣濶で、男子用のもので奥行二丈

六尺四寸、高さ一丈五寸、間口は入口近く六尺三寸、中央の所で一丈一尺二寸、奥で八尺七寸を算し、女子用のものはこれより稍小さい。徳川時代には男女共用の一洞窟であつたが、明治時代に至つて性分制度となり二分せらるゝに至つた。入口には破風型の小家があり、巖と密著して、風雨に會しても雨水の窟内に流るゝを防ぎ、また浴者の出入の便に資せられてある。窟内は眞の間で、入口の向側の巖に小圓窓を穿つて明窓となし、白紙を張つて、外氣を防いでゐる。

窟内には、附近の山林から伐採した齒朶の枯葉を容れて焚くのである。一回に一把の束二十箇を要し、一日三回に度數が限られてある。齒朶の燃え了りたる頃、強力若男は、恰も火消裝束の如き厚子を纏ひ、頭には綿入の厚頭巾を被り、水草履をはき、海水で十分潤したる筵敷枚を抱いて、窟内に入り、熱氣を犯しつゝ手早く之を敷き列べて、入口の簾扉を閉ぢる。それから、半時間を経て入浴を許すのである。

かくて、入浴の規定が設けられてある、午前八時より十一時まで、同十一時半より二時まで、

午後二時半より四時まで、

そして、四時後には入口を閉ちて入浴を謝する。

石風呂の入口には、入浴心得が掲示されてある。

浴客の特に嫌忌すべき病者の入浴を禁ず、

看護人なき老幼者其他危険の虞ありと認むべきものゝ入浴を禁ず、

喧嘩を爲すものゝ入浴を禁ず、

不潔又は猥褻等々の所業をなす者の入浴を禁ず、

入浴中放歌高聲を發すべからず、

朝風呂以前に入浴する方は瓦斯の爲に倒れる虞ある故にお断、

男子はフンドシ、

女子はコシマキ、

右條々は其筋の達しにより特に御注意相成度願上候也

大正十四年

元 古 家

石風呂入浴は夏期に限られ、五月十日頃に始まり、九月盡日を以て閉ちる、此入浴

季節を除いては、誰一人、此地を訪ふものもない。

この附近、人家は稀れで、豚柵鶏埒半掩扉の風致もない僻地である。素より旅舎は無い。唯入浴季節に蛸集する浴者の宿泊に便する小屋五棟が松林の間に建ち、合計四十一室に區劃してある。浴客の出盛りには一日三四百名、茲地に蛸集する。雑魚寝する夜も少くはない。

石風呂の巖上には薬師堂があり、醫王善逝の石像を奠る。此石風呂の創設年代は未詳である。寛政七歳、櫻井町法華寺の覺呼が薬師堂建立の寄附を、有縁者に求めた文に「往昔弘法大師は二名島修行し玉ひし頃、海濱に遊び玉ひ、温石窟の功能大なることを御覽して、除病延壽の勝計、此窟に過ぎたるはなしと、則ち醫王善逝の尊容を彫刻し玉ひて、石頭に安置し、猶疾病久に因縁を結ばせ玉ふ云々」とあるから相當に古いものであらう。因に今は、此醫王善逝の像は、法華寺に收まり、更に石像を以て之に代へてある。果して弘法以前に、石風呂が在つたかは、史に徴すべきものがない。また、傳説によれば、昔何つ頃か、年代は不詳であるが、高貴の姫が疫病に罹り、獨木刳舟に乘せられて燧洋に漂ひし折、土地の郷士孫兵衛が救ひ憐みて、此石風呂に

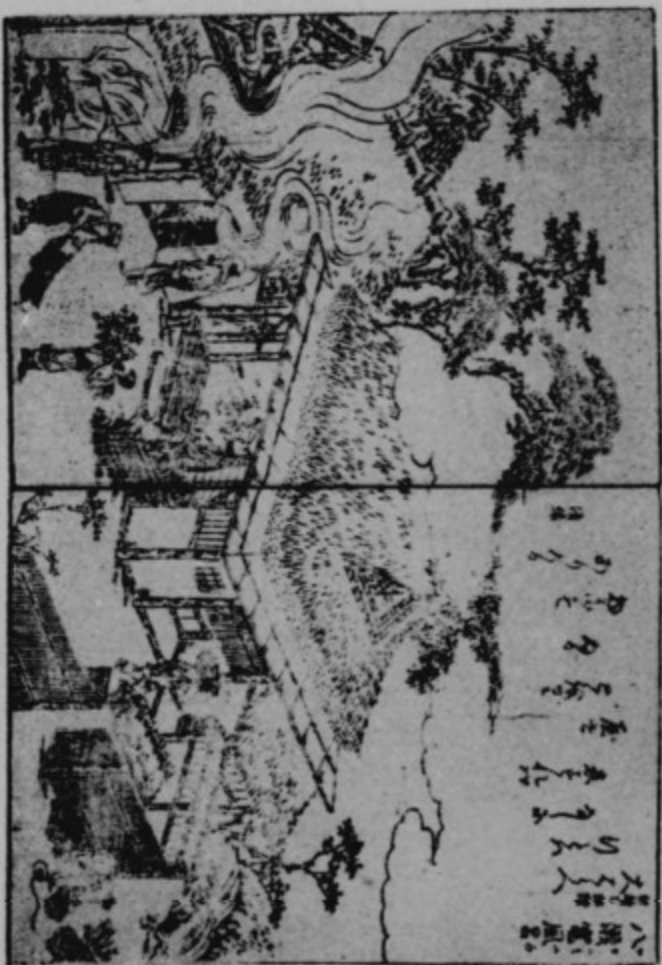
伴なひ、病瘥を癒したる恩に感じて、孫兵衛の室となつた。孫兵衛の墓に此石風呂から東一里の砂丘松林の間に残り、苔蕪す小碑に、誰れも香花を供へるものがないと。

石風呂の資料として、風呂の入口の傍に建てられてある碑文がある。

櫻井之瀬有電浴者、燃柴于其内、令炎氣充而布海嶺臥人其上、以溫和則遍身發汗、其氣浹洽于脉中則癰病不愈、其最輻者立而視其驗矣、側有醫王佛之石像、浴者信之益有奇特、此則如來之悲願力也、茲原電浴濫觴乎何年乎、雖里人不知爲也、蓋自延寶年中熾行既明矣、同年辛酉之春、無住軒南明大禪師有不遂之患、乃浴于此則瘳痺忽霍然復常、和尚歡喜之餘賦一詩遺焉、今既歷一百三十年、此詩之本書不遺逸而在里人家、依之村上氏欲刻此詩於石以跡後人而謀予、予曰得哉此舉、上石傳不朽、(字體不明)歡君子市井之人、看此詩知南明依南明電浴、而來浴者猶賈之肆市、則四方之人豈不幸戎、村上氏遂諾、以建石於此所、予從爲之記、併題其詩貽昆後、巖洞燒柴敷海嶺、平治萬病一方濱、醫王善逝如來德、游泳溢餘幾許人、

文化七年年在庚午

膳齋 後學 中川安世濟美撰



石風呂の瀬八 圖三十八第

武天・ひ云とるまめに年元風白は石風呂のこ
るむてれらへ傳が事故たう給し瘥を許矢が武天

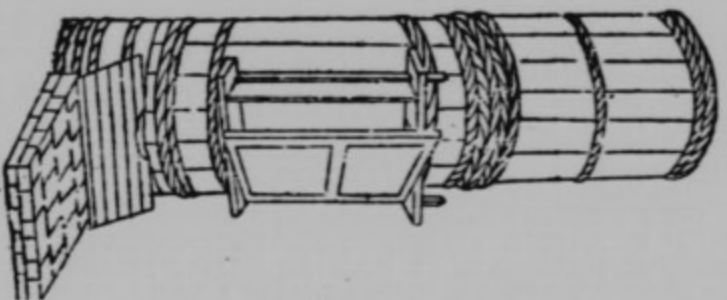


呂風石の治今 圖四十八第
るあでのもたし示を口入の用子男はれこ

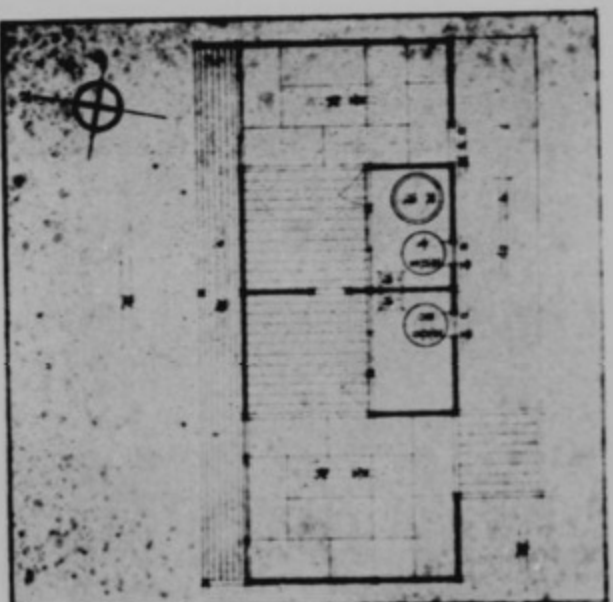


口入の呂風石の井墾 圖五十八第

廣は内洞から、狭は口入・でのもたつ成てつ作を窟洞大ーてし鑿穿を石鑿
いさ小と稍は用子女・寸五丈一はき高寸四尺六丈二行奥はで用子男・く



造構の呂風蒸の竈間 圖七十八第
れ入を水の釋平四に釜の下底構の圖
る透を氣蒸に内構てしか滲をれこて



圖面平呂風蒸の竈間 圖六十八第
・たし施を浴氣蒸に療治のそ・しと門事を科内と毒驅は竈間
るあて圖面平のそは圖本たけ設を呂風蒸の基二女男ち即

冬十一月穀旦

皇都硯壽堂 常陸大塚井阪英一書

(南明禪師は伊豫國周桑郡長福寺の和尚で、村上氏は櫻井町村上彌太郎氏の先代である。

石風の土地は僻地で、松籟浪音に耳を洗ふ平和の別天地、一日静かに暮れ行く保養地である。石風呂の効の名高く、近在の村人、市民は勿論、遠く大阪、神戸または馬關から訪ふものも多い。

今治を發した瀬戸商船株式會社の輕快船は藝地北に向け、石風呂の在る大島・大三島・泊方島・主口島・因島を指呼の間に眺めつゝ、向島を右に廻りて尾道に著く。向島にも古くから石風呂がある。尾島とは一衣帶水、市人の浴するものが多い。

廣島近在に石風呂は多い、曰く己斐、曰く牛田村、曰く丹那、曰く日宇那、曰く地の御前。市内には、明治四十二年に壊された大手町九丁目の石風呂があつた。それは、藩政時代には藩公の湯治所であつた。

己斐の石風呂は、この地方の古いもので、舊藩時代には、留め湯となつて、藩の重臣が沐したこともあつた。此地、山陽鐵道線開通の爲め舊觀を留めず、また火災にも

遇ひ、その位置西に移り、現在の所となつてゐる。僅に残れる入浴心得の木札がある。

一 御法度の儀は不及申御山林に登候事、

堅無用並火用心喧噪口論

鳴物音曲皆無用

一 下かん病

一 てんかん病

一 らいびやう

一 晝寝

一 入湯の間ひやき物不食

一 入湯の間水こと手水をいむ

一 入湯の間〇〇

いむ

（不明）
萬藤屋平六

一 酒宴女色

一 入湯後灸針三四刀日

一 御入湯詰風呂一人

十日一廻りに付十五文

一 御留風呂十日一廻り百目

但一日に貳度入

一 預り物御断申し上候

一 失物不存

右之通御座候以上

安永九庚子年

十月 日

萬藤屋平六

當春より梨御入湯料

現銀御定申候事

安永九年

山陽線五日市停車場に近き海岸を地の御前と呼ぶ、嚴島神社の攝社が在る名高い土地である。茲にも古くから石風呂ありと年中、搜索せしも見當らない。

廣島在の石風呂は洗湯を兼ねた二階建である。二階は浴者の休憩所となり、浴後雑談に耽り、或は圍碁を楽しみ、或は新聞を讀み、或は間食を慾にし、大平樂を聊べること、江戸時代の風呂情緒を忍ばせる。

日本人は入浴を享樂的に考へ、浴後の陶然たる氣分を味ふを樂みとする。西洋の入浴は事務的で、垢を洗へば事足るとするから、便所と同處でも、一向之を苦にしない。日本では入浴は慾望から出で、陶然たる爽快の氣分を何時までも續けんと欲して色々の要求が提出される。

嚴島神社に詣で、大元公園に逍遙すると、石風呂と名づくる一旅亭がある、石風呂の跡である。

嚴島折芝記（元祿十年刊）の第五卷に

大湯屋

社家供僧の身を清める浴室なりし、今は退轉しぬ、いにしへの跡は、今の田木工谷宅の地なり。その後、識町四方院の山の方に再興す。祭祀の前日、その風呂をたきたる折から、魚あきなへる者、入來て風呂守に窺ふ。もとより俗人の浴する所ならねば禁しめてゆるさず、彼商人浴堂守が、いとまを忍でいりぬ。鎮護の斧まだつきを待す、砌なる楠木中より折て、風呂の上に倒る、梁もくだけてたまらず、商人はそのまゝ空しく成ぬ。此大湯も今はなし。

南 風 呂

南町に風呂あり、毎日焼て卑賤を嫌はずいれる。總じて此の島は水よろし、僧坊社家、そのほか商家にも偏に寛をして水をとる。こゝの寛に落る水二丈餘の舟に、たへて溢れていさぎよき事いふばかりなし。八重山中を漕ひくれば長流水にて和也。往來の客船も旅泊の疲を休ふ。

石 風 呂

いつの比よりや、此所を木比屋谷といふ、石風呂ある故の名にや、石風呂といふ。石を疊みて空室とし高さ廣き六七尺、長さ一丈餘なり、生松古木を燈、上下左右

の石を焼、藻を敷て潮をうつ、入れる者は身に裂織の如く成袖をまとひ、身をつゝみ、足袋をはき、脛あてし、上より鹽麩を覆っている。濕瘡・小瘡・眼病・頭痛此類を治する事必ずしるしあり。近國他邦より來れる人、絶ることなし。

宮島の石風呂は弘法大師の創めしと傳ふ。藝藩通史に空海此地に在り、彌山、求持脩僧の風濕の氣に堪へざるを恐れ、是を作りて、濕氣を去らしむ爲め設けられたとある。また文政己卯藝藩の梅塙の石風呂縁記にも、空海の作と書いてある。空海の頃から傳へられたものであらう。明治十一年、村田良穂の宮島の枝々に、「諸方より來れる客、寒中のほかは、絶ること無し」とある。

此石風呂の敷地は六百坪ばかりである。持主が轉々と遷り、明治四十二年頃、之を壊はして、今全くその遺跡を留めないのは遺憾である。蒙古包に似たる饅頭型に石を築き上げ、土を塗つて、漆喰塗りしたもので、内に突出があつて腰掛の用を爲した。この石風呂の基礎には、弘法大師の一石一字の經文が納められたと謂はれ、今でも注意すると、この經石を拾ふことが出来る。

蘭齋の蒸氣風呂

幕末の文豪頼山陽に絡はる江馬細香女史の父蘭齋は、世々大垣侯に仕へた醫家の人であつた。蘭齋は本姓を鷺見と稱し、江馬元澄に養はれて、その家を嗣いだのであるが、天明の初、前野蘭化・杉田玄白等が和蘭醫學を江戸に唱へて、その學說世に行はれるを聞き、奮然として、吾もまた斯學を講じ、一醫風を興すべしとて、大垣を出で、蘭化の門に入つた。時に、年四十七であつた。かくて學成り郷に歸り、その方を以て業を開いたが、鄙僻の土地、蘭學を以て切支丹亂暴の醫術とし、蘭齋の方をも亂暴醫術と呼び習はして、誰一人その治を乞ふものもなかつた。蓋し蘭方・亂暴と邦音の相通する所から、巧に探つて蘭齋を冒つたのである。處が寛政十年京都西本願寺の上人、疾篤かりしとき、役僧は、末派縁覺寺を通じて、彼を京都に招いた。當時、諸國の信徒等は京都に蠅集し、蘭齋の來診するを聞き、亂暴醫者、果して治術を知るか、萬一効なくば彼を生還せしめずとまで罵つた。しかし、蘭齋は敢て驚かず、藥を

進めてその験があつた。それから蘭齋の名は遠近に馳せ治を乞ふものが、急に殖えた。そして、天保九年を以て九十二歳で終つた。

こゝに蘭齋の創案した蒸氣風呂がある。蘭齋は内科と微毒とを専門とし、微毒治療に獨創の蒸氣浴（現在は單に蒸湯と呼んでゐる）を始めた。此蒸氣浴は、江馬家に治を乞ふものゝ宿る旅舎内に設け、翁自ら患者を世話し、入湯を施して治療に當られた。

此蒸氣浴の構造は、恰も酒樽の蓋を抜き、逆に互に組み立てたる如き圓き湯槽で、板板にて造られてある。之を五右衛門風呂に置き、水釜を焚き蒸氣を湯槽内に上昇せしめると、湯槽には一小孔もない爲めに、蒸氣はよく立籠る。そこで下樽の前方に木戸があつて、これを開けて出入するので、樽内に腰懸板があつて椅坐用になる。樽の高さは九尺二寸、口径二尺五寸を算する。立てば三人並んで入るべく、椅坐すれば一人を容るゝに足る。この蒸氣浴の構造、蒸氣の上昇の有様から、一種の蒸籠と想へば、謬りないのである。樽底下の釜に四斗程の水を入れて、之を沸すのであるが、蒸發する水氣は、樽底の木板の細隙から昇るので、浴者の足蹠に直接に熱氣が觸れる憂はない。浴者は蒸氣の樽内に立ち、樽内のやゝ温まる頃から、入浴し、木戸を鎖ざし

て、暗黒裡に椅坐するのである。これは一見不快感と蒸氣による眩暈を催すかの杞憂がないでもないが、實際には、かゝる異變は無いと謂はれてゐる。浴者は水に濕した手拭を頭上に置くのである、初めにはやゝ冷氣を覺えるが、忽ちにして、皮膚面が著しく濕潤する、呼吸に異常がない。温い空氣は咽頭に通じ、恰も吸入するが如き感があり、脈搏も變らない。それより約三四分を経たと思ふ頃から流汗し、愈々繁くなり、玉なす汗が、旺んに流れる、流汗淋漓との形容は、正にこの場合を説明するものであらう。やがて、主人の命によつて樽外に出で、身體を拭き、暫らく裸體のまま樽前に懸ふこと數分間の後、再び樽内に容る、五分ばかりにして出で、十分に身體を拭いて着衣する。これを二回反覆すると、能く數時間の暖みを保ち得るのである。

蒸氣浴では皮膚の糜爛したる肉芽を良くすることは、近代醫學の證明する所である。蘭齋は、微毒第二期の化膿したものにこれを應用した、この蒸氣によると、醜形の瘡痕を作らないと傳へられて居る。

蘭齋當時の蒸氣風呂は藤江村にあつて、家僕氏家庄兵衛をしてこれに當らしめた。

この蒸氣浴は傳へて今日に到り、氏家も四代相續いて、同じく、この蒸氣浴に興つてゐる。

蘭齋の家、連綿として現戸主春齡君、同じく醫を以て家業を繼ぎ、舊宅依然として存してある。翁の創意に係る蒸氣浴は今日なほ之を傳へ、相當に浴客が聚るのは、蘭齋の餘慶の致す所であらう。

今日、理學的治療が偏視せられ、一種の公技と謂ふ人もあるが、まして百二十餘年前、蘭齋が、この法を施し、亂暴醫者と罵られたのも、當時の世相としては當然である。理學的治療法の搖籃が、先哲によつて創められたことは、吾人専門家に教訓を與ふるものと謂ふ可きである。

東西沐浴史話 畢

索

引

A	アナラダブラ王城	三三	パンガロト(ダツチー)	八	朝鮮人の沐浴	一四五
	アテビセス硫黄泉	四八	ベネチクト	三七	朝鮮賦	一四六
	アレキサンデルセルカイワウス	四八	佛典に載せられた沐浴	三〇		
	アグリツハ	五八	佛説無量壽經	三〇		
	アラビヤの浴室	一一三	佛説浴室洗浴衆經	三〇、三六	大會會	一四
	アダムとイバ	二六	balnearia	四九	大會會便蒙	一四、一五、一六
	洗場(羅馬)	四九	balneae Privatae	四九	大比丘三千威儀經	四〇
	asclepiades	四九	balneae Publica	四九	大名一統誌	一四五
	apuae	五三	Baptisteria	五五	獨逸皇帝の奇智	一九九
	Ampli	五三	墓繪	八五、九二	獨逸の公衆浴場	一九九
	Apodyterium	五三	美泉の靈妙	一一〇	獨逸の浴場協會	二〇一
	阿彌陀寺	七〇、九三	武士と沐浴	一二九	獨逸の水泳發達	二〇〇
	阿難の故事	七〇	癩毒患者の禁浴	一三四	暖室(羅馬)	五〇
	有馬山温泉小鑑	七〇			男色繪巻物	九三
	吾妻鏡	八六、九四	チエサリウスの記録	六六	ダキンフイルト浴場案	一九五
	堀姫女	一三三	C. Segius Orata	五〇	ドンギ	六
B			Calabarium	五五	洞房語圖	一五七
			長州風呂	九七		
			朝鮮貢使の沐浴觀	一四五	E	
					榮花物語	一七、九〇、一〇〇

エリサベツト信女	元
エロジス祭	四六
埃及・埃及人	四五
埃及の入浴	四三
繪巻物に載せられた浴室	五〇
愛媛商影	一三、一四
延壽譚要	一七、一七
英國の浴場取締	一六
英國の公衆浴場の經營種類	一六

F

Frigidarium	五
藤原期及び鎌倉期の浴室	八一
夫妻同伴と落首	一五
風呂屋と湯屋	一四六
風呂屋と湯屋との區別	二九、一五〇
風呂と風爐	一五三
芬蘭土の蒸風呂	一六三
佛蘭西の公衆浴場	一六八
フューエル將軍	一九九

G

ガンヂス河	五
權記	二〇
玄英	四五
希臘の浴ふり	四四
元享釋書	六八、六九
行基菩薩	七〇
玄宗皇帝	七四
源平盛衰記	一〇四
御前御狂言	一六九
五右衛門風呂	一七一
玄朔の沐浴説	一六六
ゲーテの風呂	一八八
郷土研究	一五三
胡麻屋の蒸風呂	二〇三

H

H	二〇三
皮膚病	七
ヒルサウエルの僧徒	七〇
ヒボクラテス	四七
ビダゴラス	二八
ヘンリー皇帝	四六
ヘクトル	四六

ヘルクレス	四六
ヘルクレス祭	四六
湯用に使ふ七種	四三
ホメール	四三
發汗浴(希臘)	四八
發汗室(羅馬)	五三
發汗浴の造構	二六
寶物集	四
百練經	四
平戸記	四
本朝醫談	二八
破門の沐浴	二八
汗蒸	二六
膝栗毛初篇	二三
裸一貫	一八三
ハムマムス	一九〇

I

I	一九〇
印度人の入浴	五
體心方	一九
醫談抄	一〇八、一〇八
陰陽説	一九

石田先生事蹟	二六	柘榴口	一六七	海中出現法華經繪傳	九三、九五
衣裳部屋(羅馬)	一三五			海遊錄	一四五
今物語	三八、三九、九〇			清盛入道の水責め	一〇四
石風呂	二四七、二〇五	K		古事記	一〇九
石風呂の鬼	一六四	恒河	七	結婚の沐浴風習	二三
入り込み	一六〇	回々教徒の水洗	一〇	小箒	二八
一遍上人繪傳	九二	回々教徒	元	吸角	一三一
一目玉鈴	一五一	廻立殿	一四	筑埃隨筆	一六三
伊勢物語	一一	寄歸傳	一六	花營三代記	一八八
嚴島折芝記	二二	吉記	一四	甲陽軍鑑	一四三
		教訓律儀簡釋	五九、四一	康富記	一四〇
		堀 藤	三三	甲子夜話	一五九
		硅酸鹽類	三三	曾根卿記	一四三
		カラカラ浴室の敷地	五七	喜田貞吉博士の説	一五〇
		カラザ	一一三	硯友社と紅葉	一五四
		カール大帝の道樂	一六	鹿長見聞集	一五五
		光明皇后の御遺事	一七	鶴林類事高	一四三
		光明皇后の御心願	一七	勝 山	一五七
		光明皇后と楊貴妃との年代比較	六	皇都午睡	一六〇
		今昔物語	六〇、一三	空風呂	一六三
		華清宮の温泉	六	杏林内省錄	一六四、一六九
		還海異聞	八四	骨董集	一六七
		看聞日記	五、一四〇		

- 近世事物考 一七〇
近世風俗志 一六〇
貝原益軒 一八〇
寶島海鏡湯新話 一八五
公衆浴場 一九五
- L**
- Lakonish 一八
Lavatera 一八
Lacanium 一五
- M**
- 沐浴の生理作用 一五
沐浴と思想表現 一五
沐浴の忌日 一九
沐浴日の定則 二八
沐浴の殿則 二八
沐浴と婚儀 二二
沐浴の弊習 二〇
沐浴の招贅 一七
襖 一〇
曲直瀬道三 一〇
- 曲直瀬玄朔 三、一七
無量壽經 一五
水垢離 一四
水の三王 一四
枕草子 一三
恵みの浴 一三
南風呂 一三
蒸風呂 一六
蒸風呂の造構 一六
蒸風呂の浴法 一八
ミユール公衆浴場 二〇
- N**
- 日本書紀 二、一三
名古屋玄覺 二八
入浴室第十六 二八
入浴室五事 四〇
入浴室有二十五事 四〇
入浴室有二十五事 四〇
入浴場(曹洞宗) 四〇
ナユイカ 四〇
ナゴレオンと魯西亞風呂 一四
- ネロ大帝 一七
奈良朝の寺院浴室 一五
忍性上人 一〇
南史 一〇
野の浴 一〇
- O**
- 小忌御湯 一五
大忌の御湯 一五
温泉 一五
温泉經 一五
温泉の功徳 一五
温泉・浴室の區別 一五
温泉場(羅馬) 一五
温泉浴の効興 一五
温泉の寺院 一五
王舍城 一五
皇子降誕一産湯 一五
大鏡 一五
大阪の風呂林敷 一五
親元日記 一五
オロゲ 一五

埃太利の浴場 一六
ペルリ 一六

R

羅馬の沐浴 一六
羅馬の浴室の區別 一六
羅馬浴の考案 一六
羅馬浴場の使用水量 一六
羅馬の浴場建築様式 一六
羅馬のカラカラ浴室 一六
羅馬人の風習 一六
羅馬人の沐浴の弊 一六
羅馬人の沐浴醫學的考察 一六
羅馬式愛蘭土風呂 一六
冷水浴室(羅馬の) 一六
李時珍の水説 一六
癩病と入浴 一六
老人雜話 一六
鹿苑日記 一六
鹿苑經 一六

S

類聚近世風俗志 一五〇、一六三、一七〇、一七〇
俳言集覽 一六六
落穂集 一六六
魯西亞風呂 一九五
羅山全集 二〇一
蘭齊の蒸氣風呂 二二七

舍衛城 一九
釋尊の苦行 一九
セイロン島 一九
セント・ソフヒヤ寺 二〇
セント・ガレンの僧院 二〇
聖德太子繪傳 一八
聖カレルメ・エンクスイソ・の母云々 一八
聖無動經 一八
聖エリサベート 一八
施水塔 一九
施浴 一九
施浴の理由 一九
西域記 一九
釋清和和尚 一九

疏儀 一七
沙彌十戒威儀經 一七
四分戒疏贊宗記 一七
四分律經 一七
資益王記 一七
スツーフエー 一七
七病を除く 一七
七福を獲る 一七
スバルダの浴風 一七
後樂坊御加持浴室 一七
水治 一七
水治法の支那醫師の觀察 一七
水治法の民間療治 一七
水沐浴制 一七
素門 一七
倉公傳 一七
傷寒論 一七
僧院の浴室 一七
僧院と徒弟 一七
神道集 一七
世宗實錄 一七
色道大鑑 一七

標井石風呂	一六三、一六六	貞丈鑑記	八五	湯具(羅馬人の)	一五
居風呂	一七〇	多武峰略記	八九	湯殿のうへ	八五
洗湯は慰安所	一八三	中世紀開闢時代の水浴観	二二	湯釜	八八
洗湯手引草	一八六、一八七	床屋	一三六	湯女	一五
洗湯場	一八七	留風呂	一四三	湯槽の種類	一六〇
拾要抄	一五二	丹前風呂	一五八	湯屋は俱樂部	一八四
探湯	二二	通仙延壽心法	一五九、一六〇	養生月覽	二二、二七
丹波康頼	三三	戸部風呂	一六五	養生支論	二六
土耳古人	三〇	土耳古風呂と多西亞風呂	一八、一七	養生七不可	二四
天竺行脚	三〇	土耳古風呂の構式	一八、一九	養生書に載せられた沐浴観	一八〇、一八一
チバル河	三〇	産湯	一六	浴室の構造	四二
therme	三〇	産湯(羅馬人の)	一六	浴室(羅馬)	五〇
theatrum	三〇	賣藥集	一九	浴佛功德經	五三
Tepidarium	三〇	ウタルリヒ	二七	浴室使用	六六
Teneceal	三〇	グインレンスの發句	三三		
太平記	一五三	浮世風呂	一八五		
旅の記	一五三	ワレンス帝	二二		
タチユス帝	三三				
東大寺大湯屋	三三				
東大寺縁起	三三				

Y

耶蘇教の洗禮	二
湯	三
湯起請	二
湯立所	一四
湯具(羅馬人の)	一五
湯殿のうへ	八五
湯釜	八八
湯女	一五
湯女禁制	一五五、一五七、一六〇
湯槽の種類	一六〇
湯屋は俱樂部	一八四
養生月覽	二二、二七
養生支論	二六
養生七不可	二四
養生書に載せられた沐浴観	一八〇、一八一
浴室の構造	四二
浴室(羅馬)	五〇
浴佛功德經	五三
浴室使用	六六

U

産湯	一六
産湯(羅馬人の)	一六
賣藥集	一九
ウタルリヒ	二七
グインレンスの發句	三三
浮世風呂	一八五
ワレンス帝	二二

W

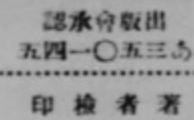
産湯	一六
産湯(羅馬人の)	一六
賣藥集	一九
ウタルリヒ	二七
グインレンスの發句	三三
浮世風呂	一八五
ワレンス帝	二二

巾の慣習

三七

索引

浴室專業	八六
浴室建築細目	八七
浴解	八〇
浴湯のエビソート	一六
浴湯開き	二六
浴場の弊風	一三
浴場の衰微	一三
浴室の發達	一四〇
線風呂(希臘)	四六
楊貴妃	七
藥師寺縁起	三
歐羅巴の沐浴の二流	一三
柳田國男氏の説	一五三
吉原	一八五
八潮の露天風呂	二〇一
Z	
結城簡集	六
繪日本書紀	六
是害坊草紙	六
柘榴口	一六七
續紀	一〇九



東西沐浴史話

藤浪剛一

渡邊久吉

印行者(西京二三)藤澤淨圓

發行所 人文書院

會員卷號一二二五三號

日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

配給元

發行
昭和十九年一月廿五日(三,三〇〇)

